

平成 28 年度
包括外部監査結果報告書

青森県の食育及び食品ロスに関する施策
及び事業の財務事務の執行について

平成 29 年 3 月

青森県包括外部監査人
公認会計士 倉成 美納里

(本監査報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 報告書の基礎となる資料、数値等

報告書に記載した資料、数値等は、原則として国及び青森県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織等から入手した資料を用いている。事業別監査の基礎となった「決算統計節別集計表」は、千円単位、単位未満四捨五入で作成されているため、そのまま利用している。また、基本的には千円単位で記載しているが、事案の重要性及び読者の理解可能性の点から判断して、一部については円単位で記載している。

3. 用語

報告書において、県の財務事務を定めた青森県財務規則のことを、県財務規則と表記している。

また、表中等に記載した H のアルファベット記号は、元号の「平成」を意味している。

4. 監査の結果及び意見

本報告書では、第 5 部において、監査対象とした施設、事業及び財務事務の種類ごとに、監査の結果を指摘事項として【不当事項】と【指摘事項】とに区分して表記し、監査の意見を【意見】と表記して、監査の結論を記載している。

目次

第1部 監査の概要

第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
第4. 監査の対象期間	2
第5. 監査の実施期間	2
第6. 監査従事者の資格及び氏名	2
第7. 利害関係	2

第2部 監査の方針及び監査の対象事業

第1. 監査の基本方針	3
第2. 監査範囲の決定	6
第3. 監査の対象とした食育関連事業	7
第4. 青森県の平成27年度当初予算	9
第5. 平成27年度決算における食育推進関連費	10

第3部 食育関連施策に関する概要

第1. 食育施策の全般事項	11
1. 食育の定義	11
2. 食育基本法	11
3. 食育の考え方の体系的整理	13
第2. 食育推進基本計画	14
1. 国の食育推進基本計画の概要	14
(1) 第2次推進基本計画上の重点課題	14
(2) 第3次推進基本計画上の重点課題	14
(3) 国の食育推進体制	14
2. 青森県食育推進計画の概要	14
(1) 経緯	14
(2) 青森県食育推進計画の推移	15
(3) 青森県が目指す食育の方向（青森県らしい食育の推進）	15
(4) 協働して進める食育	16
(5) 「食」をめぐる現状	17
(6) 青森県の食育推進体制	17
(7) 食育推進の目標値と達成状況	18

第3. 食育に関連する分野の概要	19
1. 農林水産分野.....	19
(1) 「攻めの農林水産業」推進基本方針.....	19
(2) 青森県食の安全・安心対策総合指針.....	19
2. 健康福祉分野.....	19
(1) 青森県健康増進計画の概要.....	19
3. 環境生活分野.....	21
(1) 循環型社会形成推進基本法.....	21
(2) 食品リサイクル法.....	22
(3) 日本の食品ロスの現状.....	22
(4) 青森県の食品ロスの現状と課題.....	23
(5) 食品ロス削減の方法.....	23
(6) バイオマス活用推進基本法.....	24
4. 教育分野.....	25
(1) 学校給食法の改正.....	25
(2) 栄養教諭の制度化.....	25
5. 基本法の定義.....	25
 第4部 外部監査の結果及び意見（総論）	
第1. 監査の結果及び意見.....	26
1. 監査結果及び意見の対象部課別集計表.....	26
2. 監査報告書の主要な内容.....	27
(1) 食育推進事業の問題点.....	27
(2) 食品ロス関連事業の問題点.....	29
(3) その他の意見.....	30
(4) 総合意見.....	40
第2. 食育推進施策の推進の課題（私見）.....	41
 第5部 個別事業に関する監査の結果及び意見	
第1. 農林水産部	
1. 食の安全・安心推進課	
【指摘事項1】食育推進計画の国への報告指標と県指標の不一致について.....	43
【意見1】アンケートの収集方法について.....	45
No.1 次代へつなげるあおり食育県民運動充実事業.....	46
【不当事項1-1】平川フェスタの国庫返還金について.....	47
【指摘事項1-1】国への実績報告書の記載誤りについて.....	48
【指摘事項1-2】地域食育ネットワーク協議会の開催状況及び令達予算について.....	48
【指摘事項1-3】県内で食育に取り組む団体・市町村への支援について.....	50
【意見1-1】食事バランスガイド普及推進事業の実施状況について.....	51
No.2 あおり食育サポーター活動推進事業.....	53
【指摘事項2-1】経費精算書に添付される領収書の確認事務について.....	55
【指摘事項2-2】委託事業の実績見込の確認不足について.....	55

【意見 2-1】あおもり食育サポーターの活動状況について	56
【意見 2-2】委託先において 3 月に発注された需用費について	56
【意見 2-3】普通旅費の令達について	57
No.3 野菜で健康大作戦事業	57
【指摘事項 3-1】レシピブック作成にかかる委託契約の不適切性について	59
【指摘事項 3-2】青森県農業危害防止チラシの実績報告の不整合について	66
【意見 3-1】事業の評価について	66
【意見 3-2】協力店の研修会への参加率の低さについて	66
No.4 あおもり食命人自立活動支援事業	67
【意見 4-1】食命人が営む飲食店のインターネットでの検索可能性について	69
【意見 4-2】事業実施に関する記録保存方法について	70
【意見 4-3】食命人に対するサポート継続について	71
No.5 食の信頼確保推進事業	72
【指摘事項 5-1】「青森県食の安全・安心対策本部」の議事録添付漏れについて	73
2. 構造政策課	
No.6 グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	73
【不当事項 6-1】A 法人への補助金について	76
【不当事項 6-2】C ツーリズムへの補助金について	79
【指摘事項 6-1】B 協議会への補助金について	80
【指摘事項 6-2】共生対流交付金申請書の誤った記載について	80
【指摘事項 6-3】職専免手続の遅延について	81
【意見 6-1】県受入協議会の自立化について	81
【意見 6-2】コーディネーター活動の積極的な展開について	81
【意見 6-3】広告動画の作成方法について	82
【意見 6-4】コンペ参加者への報償費の支払いについて	82
【意見 6-5】通訳料の支払いについて	82
【意見 6-6】地域県民局における令達予算執行の実態について	83
No.7 農家民宿等受入態勢強化事業	84
【意見 7-1】農家民宿開業講座の開催状況の低迷について	86
3. 農産園芸課	
No.8 地域循環型新規需要米利用拡大事業	86
【意見 8-1】予算策定と事業目標の設定について	88
【意見 8-2】食育施策との関連性に対する意識の共有について	88
4. りんご果樹課	
No.9 青森りんご食育パワーアップ推進事業費	89
【意見 9-1】県内で行われる青森りんご食育活動の充実強化について	90
5. 農村整備課	
No.10 中山間ふるさと・水と土保全対策事業	92
【意見 10-1】活性化基金の有効活用について	93
6. 総合販売戦略課	
No.11 味覚を育む「だし活」事業	95
【指摘事項 11-1】「できるだし」パッケージデザイン等の使用申請について	96

【指摘事項 1 1 - 2】プロポーザルによる原契約と追加の随意契約について	97
【意見 1 1 - 1】青森県だし活協議会の自立化について	98
【意見 1 1 - 2】レシピ集に係る見積もり合わせ参加業者選定について	98
【意見 1 1 - 3】「できるだし」アンケートの運用拡大について	99
【意見 1 1 - 4】だし活に関するアンケートの分析について	100
No.12 「あおり食のエリア」活性化事業	101
【指摘事項 1 2 - 1】ホームページの更新業務委託契約における完了確認について	102
【意見 1 2 - 1】ホームページ更新業者の固定化について	102
【意見 1 2 - 2】ホームページ上における随時更新の必要性について	104
【意見 1 2 - 3】事業成果の指標の設定について	104
【意見 1 2 - 4】決算統計節別集計表における他事業からの流用について	105
No.13 学校給食県産品供給・利用拡大事業	105
【意見 1 3 - 1】物品購入の内部統制手続きについて	107
【意見 1 3 - 2】決算額における他の事業の経費との区分について	108
7. 水産振興課	
No.14 青森の豊かな海が創る「おさかな自慢」PR 推進事業	110
【意見 1 4 - 1】成果指標の設定について	111
No.15 漁業の担い手確保・育成事業	112
【指摘事項 1 5 - 1】水産教室用パンフレットの予定価格の算出について	112
【意見 1 5 - 1】水産教室用パンフレットのひらがな表記、ふりがな表示について	114
【意見 1 5 - 2】水産教室の事業効果の分析について	115
第 2. 健康福祉部	
1. がん・生活習慣病対策課	
No.16 青森のおいしい健康応援店認定事業	116
【意見 1 6 - 1】登録店舗数の目標と実績の著しい差異について	117
No.17 健やか力総合推進事業	118
No.17-1 (細事業) 健康づくり推進のための基盤整備事業	118
【不当事項 1 7 - 1 - 1】県医師会への委託事業について	119
【意見 1 7 - 1 - 1】今後の事業実施について	121
No.17-2 (細事業) 「健やか力」応援事業	121
【指摘事項 1 7 - 2 - 1】情報誌の名称に関する商標権侵害リスクについて	122
【指摘事項 1 7 - 2 - 2】参加者拡大のための改善策及び在庫品の有効利用について	124
【意見 1 7 - 2 - 1】事業の事業評価（アンケート）について	125
【意見 1 7 - 2 - 2】青森県食生活改善推進員連絡協議会との委託契約について	126
No.17-3 (細事業) 煙からマモル環境整備事業	127
【不当事項 1 7 - 3 - 1】補助金交付先からの消費税仕入控除税額の返還について	128
【指摘事項 1 7 - 3 - 1】支援実績報告書等の未作成について	129
【指摘事項 1 7 - 3 - 2】変更届の未入手について	129
【指摘事項 1 7 - 3 - 3】実績報告書の記載誤りについて	130
【指摘事項 1 7 - 3 - 4】感染症予防事業費等国庫補助金の実績報告書について	130
【意見 1 7 - 3 - 1】事業別の節別集計表について	131
【意見 1 7 - 3 - 2】モニター者決定の条件の遵守について	131

【意見 17-3-3】アンケート集計の実施について.....	131
【意見 17-3-4】若者の禁煙サポート推進事業の有効性について.....	131
No.18 さあ始めよう！あおもり「健活」推進事業.....	132
No.18-1 (細事業)「健やか力」向上推進事業.....	132
【意見 18-1-1】事業の成果指標の設定について.....	133
【意見 18-1-2】保健所に令達されている普通旅費について.....	134
No.18-2 (細事業)市町村等「健活」推進支援事業.....	134
【意見 18-2-1】事業の成果指標の設定について.....	135
【意見 18-2-2】決算統計節別集計表の委託費計上額について.....	135
【意見 18-2-3】事業実績報告額と令達額(実支出額)との相違について.....	136
No.18-3 (細事業)健診及びがん検診受診率向上・糖尿病対策推進事業.....	137
No.19 歯科口腔保健推進事業.....	138
【不当事項 19-1】国庫補助金請求額の誤りについて.....	140
【指摘事項 19-1】ポスター印刷費について.....	142
【意見 19-1】決算統計節別集計表の不正確な記載について.....	142
【意見 19-2】歯科口腔衛生の数値と事業推進について.....	143
【意見 19-3】口腔保健支援センター運営委員会について.....	143
2. こどもみらい課	
No.20 保育所発！子ども元気スリムプラン事業.....	144
【指摘事項 20-1】保育連合会実施事業に関する補助金の積算と確認について.....	146
【意見 20-1】保育連合会実施事業に関する補助対象経費の確認手続について.....	149
【意見 20-2】当事業の成果指標について.....	149
【意見 20-3】当事業に配分された需用費について.....	150
第3. 教育庁	
1. スポーツ健康課	
No.21 いきいき青森っ子健康づくり事業.....	151
【意見 21-1】健康教育実践資料の印刷製本費について.....	152
No.22 子ども健康促進事業.....	153
No.22-1 (細事業)あおもり型給食普及事業.....	153
【指摘事項 22-1-1】指導教材の追加発注について.....	154
No.22-2 (細事業)青森っ子健康サポート事業.....	155
【不当事項 22-2-1】東通村への再委託契約について.....	157
【不当事項 22-2-2】再委託先との委託契約書条項の不遵守について.....	160
【意見 22-2-1】委託事業の成果について.....	161
【意見 22-2-2】随意契約とする理由の記載について.....	163
2. 生涯学習課	
No.22-3 細事業：地域で進めるすくすく青森っ子育成事業.....	164
【指摘事項 22-3-1】定員充足率の低迷と広報活動の不十分性について.....	165
【指摘事項 22-3-2】親子キャンプ事業における不要な物品購入について.....	168
【意見 22-3-1】旅費の領収書添付の必要性について.....	170
【意見 22-3-2】用途、備考欄の有効活用について.....	170

第4. 地域県民局

1. 下北地域県民局地域健康福祉部

No.23 下北地域健康なまちづくり事業.....	171
---------------------------	-----

【意見23-1】健康推進本部設置の効果について.....	172
------------------------------	-----

No.23-1 (細事業)健康アップ体制推進事業.....	177
-------------------------------	-----

【意見23-1-1】重点事業の実施方法に関する諸々の問題点について.....	179
--	-----

No.23-2 (細事業)おいしい&ヘルシースマート下北事業.....	181
-------------------------------------	-----

【意見23-2-1】実績報告による決算額の節別(勘定科目別)把握について.....	182
---	-----

2. 下北教育事務所

No.23-3 (細事業)下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業.....	183
--------------------------------------	-----

【指摘事項23-3-1】報償費で支出した健康教室講師派遣料の支出費目について.....	184
---	-----

【指摘事項23-3-2】審査員に支払う報酬の源泉徴収について.....	184
-------------------------------------	-----

【意見23-3-1】切手(役務費)の受払管理について.....	185
---------------------------------	-----

【意見23-3-2】レシピ集印刷代の予定価格について.....	185
---------------------------------	-----

【意見23-3-3】レシピコンテストの賞金受領書について.....	186
-----------------------------------	-----

【意見23-3-4】令達先の報告額と決算額の差異について.....	186
-----------------------------------	-----

3. 下北地域県民局地域農林水産部

No.24 下北産直「元気アップ」応援事業.....	188
----------------------------	-----

【意見24-1】事業の実施方法に関する諸々の問題点について.....	189
------------------------------------	-----

4. 上北地域県民局地域農林水産部

No.25 「かみきた畑美人」美・食・楽クローズアップ事業.....	190
------------------------------------	-----

【意見25-1】事業実施上の問題点について.....	191
----------------------------	-----

【意見25-2】Tシャツの作成と配布実績の低迷について.....	193
----------------------------------	-----

第5. 環境生活部環境政策課

No.26 未利用資源等リサイクル促進事業.....	194
----------------------------	-----

【意見26-1】業務委託の検査確認事務について.....	197
------------------------------	-----

【意見26-2】事業別の経費集計について.....	197
---------------------------	-----

【意見26-3】事業系食品残さリサイクル推進協議会の議事録未作成について.....	197
---	-----

【意見26-4】事業系食品残さリサイクル事業の重要性について.....	198
-------------------------------------	-----

【意見26-5】領収書への押印漏れについて.....	198
----------------------------	-----

【意見26-6】生ごみ調査事業のモニター選定方法について.....	199
-----------------------------------	-----

第6 農林水産部農林水産政策課

No.27 「攻めの農林水産業」強化推進事業.....	200
-----------------------------	-----

【指摘事項27-1】(事業No.④)「青森県バイオマス活用推進計画」の誤記載について.....	203
---	-----

【指摘事項27-2】(事業No.④)当初事業計画の経済的合理性、実現可能性の検証不足について.....	204
---	-----

【不当事項27-1】(事業No.④)モニタリング、推進指導の不十分性について.....	206
---	-----

【指摘事項27-3】(事業No.③)国庫事業の経営改善計画の実効性について.....	209
--	-----

【意見27-1】(事業No.②)過去の補助事業のモニタリング体制について.....	212
---	-----

第 1 部 監査の概要

第 1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

第 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

青森県の食育及び食品ロスに関する施策及び事業の財務事務の執行について

第 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

1. 食は人間の生命の源である

食は、人が生きるために、なくてはならない、人類万人に共通する生命の源である。社会が高度化し、人間の活動が進化し続ける現代社会において、食は常に様々な問題を抱えながら、人間社会は対応を迫られている。私の住む青森県は海、山、水、土、空気の豊かな自然の恩恵を受け、四季折々の食の宝庫である。持つ者、持たざる者の区分や格差はあったとしても、食の大切さ、身近さ、問題の共通性と共有性の点で、食に国境や県境はないと思われる。また、自らの家庭における意識、行動習慣に対する自戒の意味からも、日頃から監査人自身が興味を持っている食分野を選定した。

2. 食は本県の最重要課題である

青森県は、基本計画「未来を変える挑戦」において、食のプロジェクトを最重点政策の一つに掲げている。歴史的に、本県は農林水産業を基幹産業として発展し、食料自給率の高い食の供給地域（カロリーベースで 118%（平成 25 年度確定値）と、全国の 39%（平成 25 年度確定値）に比べて高い）であるとともに、平成 16 年度からは、「攻めの農林水産業」として第一次産業の販売力強化等の施策を更に積極的に展開し、十分な成果を上げている。また、統計上、青森県は全国一の短命県と言われており、現在は、その「短命県返上」のための施策を最重点施策として積極的に推進している。そのような県民の平均寿命、健康寿命を伸ばす健康福祉施策の中でも、食に関わる事業を重点化して取り組みを強化している。このように、農林水産業、健康保健の双方の分野において、食は共通した政策課題であり、その中でも食育の施策は特に重要であると考えた。

3. 食育施策は、将来的に長期間に亘る重要施策である

食育基本法が制定、施行されたのは平成 17 年である。同法は、食育の重要性等について、国家として国民に浸透させ、健康のために食の意識を高める必要性を定められたものであるが、10 年程度の短期間で明確な成果が見られる段階にはないように思える。今後も引き続き、この食育施策を推進する必要があると思えるため、監査テーマとして抽出し、現状の確認と今後の検討課題等を提起することは、行政や県民のニーズに十分に答えるものと考えた。

4. 食品ロスは、世界的な資源と環境の問題である

食育施策には、環境に対する国民意識の高揚も含まれているが、テーマには環境問題としての食品ロスの文字を敢えて加えることで、問題の大きさを強調している。そ

の背景として考えたことは、本県が事業系、一般廃棄物の排出量について、統計上、全国ワーストの位置にある不名誉な事実に加えて、特に食品ロスは世界的なテーマに位置付けられていることを考慮したものである。すなわち、将来的に、食品ロスの問題は、人類の全世界共通認識としての環境の保全、飢餓に苦しむ人への食糧援助に通じる、地球規模の政策課題となることを想定して、監査テーマとして取り上げたものである。

第4． 監査の対象期間

原則として平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）であるが、必要に応じて過年度に遡及し、また、一部については平成28年度も対象とした。

特に、食品ロスに関する施策及び事業については、10年程前に実施した補助事業により設置されたバイオマス設備等の保全状況を監査要点に設定して監査したことから、過去の補助金執行事業年度に遡及して関連資料を閲覧した内容も含まれている。

第5． 監査の実施期間

平成28年7月29日から平成29年2月9日まで

第6． 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	倉成 美納里
監査補助者	公認会計士	倉成 磨
監査補助者	公認会計士	宮下 宗久
監査補助者	公認会計士	小林 幹夫
監査補助者	公認会計士	鳩 健二
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
監査補助者	公認会計士	鈴木 崇大

第7． 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2部 監査の方針及び監査の対象事業

第1. 監査の基本方針

1. 外部監査の目的

包括外部監査の目的は、地方自治体の財務事務を対象にした特定のテーマについて、法律・会計等の外部の専門家による監査を行うことで、不適正な事務を指摘し、また、事務事業の有効性、経済性、効率性の視点、及び内部統制の視点等による意見を表明し、事務の改善を目指すものである。今年度の外部監査においては、法令等への準拠性監査に重点を置きながら、食育基本法の趣旨と基本理念を理解した上で、県が実施する食育施策の対象が幼児から高齢者までの幅広い世代であること、事業成果の発現は長期的なスパンで確認できるものであることを意識しながら、事業の有効性、経済性、効率性の観点から、事業目標に対する業績評価を加えた監査アプローチを行った。

2. 監査の手法

監査の対象とした食育、食品ロスに関する施策について、法令等、制度の概要を把握し、施策を担当する部課に対して、平成27年度に実施した事業を中心に、監査を行った。また、食育施策の基本的性格として、実施した事業の達成度合いや効果の測定には、長期間のデータ収集が欠かせない。従って、事業の連続性について監査上留意する必要があると考えたため、連年事業の場合には出来得る限り過去に遡って監査を行うこととした。合わせて、そのような成果目標指標が設定されていない事業については、事業実施の効果を把握する努力義務を放棄しているものと考え、厳しい意見を申し述べたつもりである。

今年度の監査の基本方針として、私は「監査の原点」に立ち返った手法を意識した。その意味は、地方自治法上、包括外部監査は決算監査ではないために、これまでは、取引金額の正確性や真実性を保証する監査ではなく、財務事務の法令等準拠性や事業の有効性、経済性、効率性に視点に立った監査を行ってきた。しかし、一般社会が外部監査人に期待する機能、役割は、不適正財務事務に対する批判機能だと考えられ、取引金額の正確性、真実性、正当性、合目的性、(以下「正確性等」という。)などを基礎とした全体としての数値の確からしさの保証機能であることを私は実感している。そのような思いを基に、地方自治体の監査においても、議会の議決事項である当初・補正後予算の積算過程も含めた予算数値の正確性、住民等に公開されるべき事業目標数値の正確性、議会の認定を受けて住民に報告される決算数値の基礎となる事業別決算額の正確性に焦点を当てて、個別の取引額についても監査を実施したものである。そのため、過去2年間にはなかった、極めて少額の事業や取引に対しても監査を行ったものである。これにより、地方自治体の外部監査において、納税者の視線の下で、監査における金額的重要性、質的重要性の判断は存在しないという厳しい意識を、監査を受ける立場にある県職員が持つ契機になれば幸いである。

第二に、食育基本法という「基本法」により食育の推進が定められていることに留意した。施策を進める根拠となる法律は、個別法で定められることで、その推進力を増すものだと考える。他方で、社会像や世界観の理想を掲げながら、理念的で啓発的な施策を講じ、望ましい社会の形成や人間の食習慣の定着を実現するのも、法の役割である。総体的な食育施策・食育事業というカテゴリーの中には、個別法、国の制度、県の制度において定められた様々な規制や定めがあり、そのような個別の法規の下で実施している事業が、基本法の理念や目標に沿ったものになっているかどうか、とい

う視点を大切にしたいつもりである。基本法の理念が個別の法規に浸透していない状況であっても、食育や食品ロスの基本理念は、国民生活において尊重されるべき内容であり、今後、様々な施策に浸透することが理想的だと考えたものである。

第三に、PDC A事務の徹底である。県のマネジメント思想の中で、PDC A事務の徹底が求められていることから、現場の事務（本庁と出先機関）において、専門家の視点に立って、適正な内部統制組織が整備運用され、事業の進捗管理と適時の検証が行われていること、そして事業の有効性、経済性、効率性の視点から、適正な事務事業評価を基にした活力ある事業活動が行われているかどうかの確認が必要だと考えたものである。

3. 監査要点・監査の着眼点

本監査の主要な監査要点は、以下の通りである。

- (1) 財務事務が法令、規則等に準拠して適正に実施されているか
- (2) 事業が経済性、有効性、効率性に実施されているか
- (3) 県庁組織の内部における連携や協調、内部統制の有効性は確保されているか
- (4) 外部の他の地方自治体、法人、団体との事業連携は十分か
- (5) 施策の検証体制、事業評価の体制は機能しているか
- (6) 予算策定と決算に関する事務は、事業別に適正に行われ、内容的に対比可能なものか

4. 監査手続

監査の個別事業ごとの監査結果及び意見は第5部に詳細に記載しているが、基本的な監査要点、共通する監査手続は主として以下の内容である。

監査要点	実施した監査手続
(1) 全般	
【全般情報の入手】	テーマに関する基本的な情報として、法令、規則等の概要を入手した。 テーマに関連する部課の組織の状況、実施事務の内容を把握した。
【本県の施策、事業の概要を把握する】	本県の基本政策、基本計画を把握し、その中で食に関する内容を把握した。
【本県の食育に関する施策、事業を把握する。】	本県の第2次・第3次食育推進計画、健康増進計画（健康あおもり21(第二次)）、攻めの農林水産業推進計画等を入手し、計画の概要、進捗状況等を把握し、概要を把握した。食育推進計画については、推進会議の議事録を閲覧し、概要を把握した。
【本県の食品ロスに関する施策、事業を把握する。】	第3次青森県循環型社会形成推進計画を入手し、本県の食品ロスの状況、施策及び事業の概要を把握した。
(2) 個別事業	
【合規性について】	
事業にかかる事務の執行は関連する法令、条例、規則等に準拠しているか。	決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料（各種実績報告書、補助金精算額調書）の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令や計画等との整合性を検証した。
事業を策定し、実行するにあたって、法令等に基づいた実施形態を確保しているか。	根拠となる法令、通知等に関する情報を入手し、補助事業の補助金交付要綱、委託事業の委託契約書に準拠した事務が行われているかどうか、事務手続を検証した。

監査要点	実施した監査手続
国への報告事務、市町村からの報告事務に誤りはないか。	実績報告書を読覧し、記載内容の確認と事態把握が行われていることを検証した。
予算の令達事務、令達予算の執行は適正に行われているか。	上北、下北、三八の各地域県民局に往査し、本庁からの令達予算について、執行状況の適正性、金額的な適正性、支出内容の妥当性等を確認した。
【有効性について】	
目的の達成に向けて効果的な事業となっているか。	事業実施報告書、各種委員会議事録等及び復命書を読覧及び担当者への質問を実施し、事業の実績を検証した。 事業の成果指標について、年次推移の分析、関連資料の読覧及び担当者への質問を実施し、有効性の観点から検証した。
長期間継続している事業は、現在の社会情勢に即したものであるか。	担当者に質問し、有効性の自己評価及び改善施策の在り方について県の考え方を聴取した。
長期間に亘って同一の委託先に事業を委託している実態はないか。	担当者に質問し、該当がある場合には、事情の説明を受けた。
補助金の交付、事業の委託を受ける法人等の事業実態を把握できているか。	提出された事業実績報告書、公表されている財務情報等を入手し、分析検討した。
【経済性、効率性について】	
事業にかかる事務の執行に際して経済性、効率性を追求しているか。	決算額内訳、支出命令等の支出に係る資料（補助金精算額調書等）の読覧及び担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
実施した事業に関する費用対効果の確認が行われているか。	集計された事業費の内訳を把握し、事業目標に照らして適切な支出であるかどうか、事業予算の積算内訳と比較検討した。
【PDCA事務について】	
事業の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てる体制が構築されているか。	第2次青森県食育推進計画に定められた成果指標を踏まえながら、各事業における成果指標の有無、達成状況を確認した。
【情報公開の適切性について】	
県民に対する情報公開の方法、内容、量および実施時期は適切であるか。また、情報の内容は正確であるか、陳腐化していないか。	県の作成したパンフレット・チラシ等、及び県のホームページを読覧した。委託先との契約書を把握し、委託する業務内容が適時適切に行われていることを確認した。
【内部統制について】	
県庁内、地域県民局内、県庁と出先機関との間において、内部統制が機能しているか。	起案等による決裁事務手続、会計に関する集計手続、報告手続等が、ルールに従って行われているか、誤りが未然防止されているか、といった視点で資料を読覧し、担当者への質問を行った。

第2. 監査範囲の決定

1. 食育関連施策の監査

監査対象とした事業を所管する以下の部・課及び地域県民局等を対象にして、監査を実施した。なお、下北地域県民局、上北地域県民局、三八地域県民局については、地域県民局が事業主体になった事業の他に、対象事業について、本庁からの令達された予算の執行状況に関する監査も含んでいる。

部	課	監査実施日
全般的な概要把握（監査対象の全ての部・課）		7月29日
農林水産部	食の安全・安心推進課	8月17日～8月19日、 8月31日～9月2日
	構造政策課	
	農産園芸課	
	りんご果樹課	
	農村整備課	9月26日～9月28日
	総合販売戦略課	
	水産振興課	
健康福祉部	がん・生活習慣病対策課	10月26日～10月27日、 11月9日～11月11日
	こどもみらい課	11月9日～11月11日
教育庁	スポーツ健康課	10月11日～10月13日
	生涯学習課	10月11日～10月13日
下北地域県民局	地域健康福祉部、地域農林水産部、 下北教育事務所、地方独立行政法人 青森県産業技術センター下北ブラ ンド研究所	11月9日～11月11日
上北地域県民局	地域健康福祉部、地域農林水産部	11月24日
三八地域県民局	地域健康福祉部、地域農林水産部	11月24日

2. 食品ロス関連施策の監査

部	課	監査実施日
環境生活部	環境政策課	11月24日～11月25日
農林水産部	農林水産政策課	11月24日～11月25日

第3. 監査の対象とした食育関連事業

県のホームページに掲載されている平成27年度の食育関連事業（食品ロスも含む。以下同様である。）に、全庁照会作業の結果抽出された事業を加えて、下表の27の食育関連事業（細事業ベースでは31）を監査の対象とした。単純合計で、重点枠事業が158,414千円含まれていることから、監査対象となった事業の多くは、県が取り組みを重点化している重要な事業であると考えられる。

（単位：千円）

監査対象の部・課の名称	事業No.	事業名	事業種別	当初予算額	2月補正後予算額	27年度決算額
農林水産部 食の安全・ 安心推進課	1	次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	政策B	6,052	2,823	2,587
	2	あおもり食育サポーター活動推進事業	政策B	6,468	6,288	4,764
	3	野菜で健康大作戦事業	重点	10,000	6,700	6,141
	4	あおもり食命人自立活動支援事業	重点	9,000	9,000	8,439
	5	食の信頼確保推進事業	経常A	697	697	526
農林水産部 構造政策課	6	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	重点	12,359	12,359	9,842
	7	農家民宿等受入体制強化事業	政策B	854	854	438
農林水産部 農産園芸課	8	地域循環型新規需要米利用拡大事業	政策B	3,160	2,353	1,543
りんご果樹課	9	青森りんご食育パワーアップ推進事業	重点	2,955	2,607	2,325
農林水産部 農村整備課	10	中山間ふるさと水と土保全対策事業	政策B	1,634	932	932
農林水産部 総合販売戦略課	11	味感を育む「だし活」事業	重点	10,024	9,991	9,797
	12	「あおもり食のエリア」活性化事業	政策B	4,769	4,672	4,769
	13	学校給食県産品供給・利用拡大事業	政策B	2,420	1,216	1,120
水産局 水産振興課	14	青森の豊かな海が創る「おさかな自慢」PR推進事業	重点	4,980	4,980	3,901
	15	漁業の担い手確保・育成事業	経常	2,945	2,945	2,146
健康福祉部 がん・生活習慣病対策課	16	青森のおいしい健康応援店認定事業	政策B	783	783	216
	17	健やか力総合推進事業	重点	24,340	20,960	16,616
	18	さあ始めよう！あおもり「健活」推進事業	重点	36,050	35,351	33,266
	19	歯科口腔保健推進事業	重点	8,031	8,031	6,677
健康福祉部 こどもみらい課	20	保育所発！子ども元気スリムプラン事業	重点	8,881	8,881	8,881

監査対象の部・課の名称	事業No.	事業名	事業種別	当初予算額	2月補正後予算額	27年度決算額
教育庁 スポーツ健康課	21	いきいき青森っ子健康づくり事業	政策 B	2,290	1,979	1,791
	22-1	子ども健康促進事業 (あおもり型給食普及事業)	重点	8,181	4,765	4,219
	22-2	子ども健康促進事業 (青森っ子健康サポート事業)	重点	5,608	7,693	5,476
教育庁 生涯学習課	22-3	子ども健康促進事業 (地域で進めるすくすく青森っ子の育成事業)	重点	1,656	1,656	1,518
下北地域 県民局 地域健康福祉部	23-1	下北地域健康なまちづくり事業 (健康アップ体制推進事業)	重点	3,168	2,530	2,118
	23-2	下北地域健康なまちづくり事業 (おいしい&ヘルシースマート下北事業)	重点	3,078	3,078	3,078
下北教育事務所	23-3	下北地域健康なまちづくり事業 (下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業)	重点	2,473	1,827	1,789
下北地域 県民局 地域農林水産部	24	下北産直「元気アップ」応援事業	重点	1,769	1,225	1,182
上北地域 県民局 地域農林水産部	25	「かみきた畑美人」美・食・楽クローズアップ事業	重点	2,036	2,036	1,951
環境生活部 環境政策課	26	未利用資源等リサイクル促進事業 (生ごみの減量化促進)	重点	3,825	2,963	2,764
農林水産部 農林水産政策課	27	「攻めの農林水産業」強化推進事業	政策 B	3,249	2,767	2,505
合計				193,735	174,942	153,317

(注1)

上表の予算額には、複数の細事業が含まれている事業があり、食育以外のメニューの予算額も含んでいるため、すべてが食育関連の事業費とは限らない。

(注2)

上表の事業種別欄の区分は、以下の通りである。

①重点事業：青森県基本計画「未来を変える挑戦」の重点枠事業として、30億円の事業費枠を設けており、その特別の予算要求枠を確保したものである。重点枠事業の財源は、県費分は地域振興基金から充当している。地域振興基金とは、県内の地域振興を図ることにより21世紀を展望した新しい地域づくりを推進するための事業に要する経費の財源に充てるための基金である（青森県地域振興基金条例第1条より）。

②部局政策経費のうち、一般政策経費

A（経常経費） 準義務的・固定的な経費

B（経費） 弾力的な経費

第4. 青森県の平成27年度当初予算

1. 当初予算策定の基本的考え方

青森県の平成27年度一般会計当初予算は、7,008億円である。予算編成の基本的な考え方として、「青森県行財政改革大綱」に基づく財政健全化努力を継続しつつ、「青森県基本計画未来を変える挑戦」に掲げる、世界が認める「青森ブランド」の確立に向け、設定した3つの戦略プロジェクトを更に進化させ、人口減少の克服に向けた取組みの充実を図るとともに、産業・雇用の創出など各種施策を積極果敢に展開することとした。

また、国の補正予算に呼応した平成26年度2月補正予算を一体で編成することにより、地域経済の活性化や地方創生に向けた取組みを充実・強化するなど、施策効果の最大限の発現を図ることとした。

2. 予算の編成方針

青森県当初予算編成方針の主な概要は、下記の通りである。

(1) 総括的事項

①年間総合予算として編成する。

②年間総合予算の趣旨に則り、年間の事業計画等を検討のうえ、適正な見積りを行うものとし、年度途中において予算の補正等が生ずることのないよう留意する。

(2) 部局政策経費の見積もりに当たっての留意事項

経費区分間の組換えができるものであることから、経費区分毎に示した見積目安額のみにとらわれず、各経費区分の見積目安額の合計額の範囲内で見積もること。事業効率の観点から、事業費が少額なもの等については積極的に廃止・統合するなど、歳出抑制のみならず事業本数の縮減にも努めること。

(3) 基本計画重点枠事業費の見積もりに当たっての留意事項

「取組みの重点化」の基本方針により示された戦略プロジェクト及び戦略キーワードに基づいて青森県基本計画を推進するために実施する事業であって、政策調整会議を経て決定されたものを対象とするので、見積もりに当たっては注意すること。また、継続分の見積もりにあたっては、これまでの事業効果等を踏まえ、十分な事業の検証を行うとともに、効率的な事業実施に努めること。

(4) 事業計画等の調整

複数の部局に関連する施策・事務事業については、あらかじめ関係部局間で十分に協議し、これまで以上に「部局間の連携」の視点を重視しながら、具体の成果目標の実現に向けて、その整合性、効率性等の確保に努めること。また、部局横断的な取組については、他部局事業への参加、共同開催や共同実施により、他の施策目的にも貢献するような効果的な実施となるよう、積極的に部局間連携を図ること。

第5. 平成27年度決算における食育推進関連費

県の食育推進施策を主に担う担当部課は、農林水産部食の安全・安心推進課である。予算決算科目は「食育推進費」であり、この食育推進費は、(款)農林水産業費、(項)農業費、(目)食の安全・安心推進費の中に含まれている。食育推進費は、健康で活力に満ちた暮らしの実現に向けた食育の推進による経費として定義される。

この食育推進費の平成27年度当初予算額、決算額には、監査対象事業のNo.1からNo.4の4つの事業費が集計されている。

当初予算額	補正後予算額	決算額	執行率
31,520 千円	24,811 千円	21,839 千円	69.3%

これ以外の他の課が実施した事業は、食育の推進のみを目的とした事業ではない(食育推進費も同様だが)ため、個別事業の補足的又は付随的な目的の範囲に、食育推進が関係するものである。その例として、①農林水産部総合販売戦略課の県産食品振興費が含まれる総合販売戦略費と②健康福祉部がん・生活習慣病対策課の健康増進費が含まれる生活習慣病対策費、③教育庁スポーツ健康課の学校保健管理費が含まれる保健給食振興費の平成27年度当初予算と決算額は、以下の通りである。

①農林水産部 総合販売戦略課

当初予算額	補正後予算額	決算額	執行率
523,582 千円	541,728 千円	483,513 千円	92.3%

県産食品振興費については、当初予算額 269,123 千円に対して決算額 111,985 千円である。上記事業のうち、No.11、12、13、25の事業費が含まれている。

②健康福祉部 がん・生活習慣病対策課

当初予算額	補正後予算額	決算額	執行率
770,013 千円	758,299 千円	698,136 千円	90.6%

健康増進費については、当初予算額 189,477 千円に対して決算額 157,583 千円である。上記事業のうち、No.16、17、18、19、23-1、23-2の事業費が含まれている。

③教育庁 スポーツ健康課

当初予算額	補正後予算額	決算額	執行率
618,381 千円	577,120 千円	563,947 千円	91.2%

学校保健管理費については、当初予算額 41,083 千円に対して決算額は 24,015 千円である。上記事業のうち、No.21、22-1、22-2、23-3の事業費が含まれる。

このように比較してみると、本来的な食育推進のための事業費(食育推進費)が、執行率の点で相対的に低いことが理解できる。

第3部 食育関連施策に関する概要

第1. 食育施策の全般事項

1. 食育の定義

食育とは、国民一人ひとりが、生涯をとおして健全な食生活を実現できるようにするため、次のことを正しく身に付ける活動や学習に取り組むことをいう。

- ①食について考える習慣
- ②食に感謝する心
- ③食に関する様々な知識
- ④食を選ぶ判断力

2. 食育基本法

(1) 総則

国は、平成17年6月17日法律第63号により食育基本法を制定し、同年7月15日に施行された。同法第1条に定められた同法の目的は、近年の国民の食生活をめぐる環境変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身と豊かな人間性を育むための食育を推進することが緊要な課題であることに鑑み、食育の基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることによって、施策の総合的計画的推進を図り、もって健康で文化的な国民生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することとされている。

(2) 基本理念

- ①国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成（第2条）
- ②食に関する感謝の念と理解（第3条）
- ③食育推進運動の展開（第4条）
- ④子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割（第5条）
- ⑤食に関する体験活動と食育推進活動の実践（第6条）
- ⑥伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮、農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献（第7条）
- ⑦食品の安全性の確保等における食育の役割（第8条）

(3) 関係者の責務

食育推進活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の多様な主体の参加と協力を得ることに加えて、その連携を図りつつ、全国において展開されなければならない。その中において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施する責務を有している（第10条）。

(4) 食育推進基本計画等

国の食育推進会議（会長は内閣総理大臣、委員25人以内の構成員）は、食育推進基本計画を作成しなければならない（同法第16条）。また、都道府県は、食育推進基本計画を基本として、区域内における施策についての都道府県食育推進計画を作成するよう努めなければならない（同法第17条）。市町村についても同様である（同法第18条）。

(5) 7つの基本的施策

対象	施策の内容	国の省庁別の平成27年度事業予算額(百万円)
家庭における推進(第19条)		
父母その他の保護者、子ども	親子参加型料理教室、食事習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の欠如、栄養管理に関する知識の普及及び情報提供、妊産婦に対する影響指導又は子どもの発達段階に応じた影響指導等	【文部科学省】 子供の生活習慣づくり支援事業 30 【厚生労働省】 健やか親子21による母子保健活動の推進 20
学校、保育所等における推進(第20条)		
学校、保育所	学校、保育所等における食育推進のための指針の作成に関する支援、食育指導の教職員の設置、指導的立場にある者の果たすべき役割についての意識啓発と指導体制の整備、地域の特色を生かした学校給食の実施、農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策	【文部科学省】 栄養教諭育成講習事業 1 学校給食の現代的課題に関する調査研究 32 スーパー食育スクール事業 201 食育教材の作成・配付 45 学校施設環境改善交付金(61,894の内数) 【環境省】 食品リサイクル推進事業(31の内数)
地域における推進(第21条)		
地域の専門家、専門家を目指す住民、関連事業者	食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関における普及啓発活動、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等	【厚生労働省】 国民健康づくり運動の推進 611、 8020運動の推進 100 【農林水産省】 生産・流通と連携した取組の推進 233 日本型食生活の実践を推進(2,061の内数)
食育推進運動の展開(第22条)		
国民全般	国民、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、関連団体、民間団体等が、自発的に行う食育推進活動が、地域の特性を生かしつつ、総合に緊密な連携協力を図りながら、情報交換と意見交換が行われるよう、普及啓発のための行事の実施等 食育推進ボランティアとの連携協力	【内閣府】食育調査研究等 23、食育理解促進等 61 【農林水産省】食育活動の全国展開 56、食料自給率に関する国民への情報発信等(2,362の内数)
生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等(第23条)		
生産者、消費者、生徒学生	生産者と消費者間の交流促進等により、信頼関係の構築、食品の安全性確保、食料資源の有効な利用促進、国民の食に関する理解と関心の推進を図り、環境と調和のとれた農林水産業の活性化に資するために、体験活動の促進、学校給食等における利用による消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑止と再生利用	【消費者庁】食品ロス削減に係る取組 3 【農林水産省】農林漁業に関する体験活動の推進(2,000の内数)、地域間交流拠点の整備(6,150の内数)、農林漁業者による生産の場等における食育活動の推進(2,062の内数)、地産地消の推進(農林漁業者の連携、新商品開発等 2,684の内数)、学校給食における利用拡大等 2,362の内数、食品廃棄物の発生の抑制や再生利用等の促進 36、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査の実施 10
食文化の継承のための活動への支援(第24条)		
国民	伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等の承継を促進するため、その啓発と知識の普及を行う	【農林水産省】 「和食」の保護・継承の推進 40
食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進(第25条)		
国民、海外生活者	すべての世代の国民が適切な食生活の選択を行うよう、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な情報収集、整理及び提供、データベースの整備等を行う。また、海外における調査研究等も行う。	【内閣府】リスクコミュニケーションの実施 27 【消費者庁】食品に係るリスクコミュニケーションの実施(39の内数) 【外務省】食育の海外展開(102の内数、441の内数)、海外における食生活の改善等 【厚生労働省】 食品に関する情報提供や意見交換の推進 8 【農林水産省】食に関する様々な情報提供の推進 13

3. 食育の考え方の体系的整理

食育推進有識者懇談会（食育担当大臣主催）が平成19年6月に取りまとめた「食育推進国民運動の重点事項」において、食育の幅広い概念を理解するための参考となるよう、下記の表のような食育の概念の体系的な整理が試みられた。

理念	分野	望まれる日常の行為・態様	涵養(例)	是正対象	主な関連施策等	
食にかかると人間形成	食に関する基礎の習得	食を通じたコミュニケーション	○食卓を囲む家族の団らん ○食の楽しさの実感 ○地域での共食	○精神的豊かさ	○孤食 ○個食	(共食の場づくり)
		食に関する基本所作	○正しいマナー・作法による食事 食事のマナー(姿勢、順序等) 配膳、箸等	○規範遵守意識		○親子で参加する料理教室 ○食事についての望ましい習慣を学ぶ機会の提供
			○食前食後の挨拶習慣 (「いただきます」「ごちそうさま」)	○自然の恩恵(動植物の命を含む)、生産者等への感謝の念 ○「もったいない」精神 ○豊かな味覚	○食べ残し ○安易な食材の廃棄 ○偏食	
	食に関する基礎の理解	自然の恩恵等への感謝、環境との調和	○地場産の食材等を利用した食事の摂取・提供(地産地消) ○環境に配慮した食料の生産消費(食材の適量の購入等) ○調理の実践、体験	○食文化、伝統に関する歴史観等		○普及啓発 ほか
		食文化	○郷土料理、行事食による食事	○食に関する国際感覚 ○食料問題に関する意識		
		食料事情ほか	○世界の食料事情や我が国の食料問題への関心			
	食に関する知識と選択力の習得・健全な食生活の実践	食の安全性	○科学に基づく食の安全性に関する理解	○食品の安全性に関する意識		○食に関する幅広い情報提供 ○意見交換(リスクコミュニケーション)
		食生活・栄養のバランス	○食材、調理方法の適切な選択による調理 ○中食の適切な選択 ○外食での適切な選択 ○日本型食生活の実践	○栄養のバランスに関する食の判断力、選択力	○肥満、メタボリックシンドローム ○過度の痩身志向 ○偏食 ○フードファディズム	○健全な食生活に関する指針の活用 ○栄養成分表示など
		食生活リズム	○規則正しい食生活リズム(毎朝食の摂取、間食・夜食の抑制) ○口腔衛生	○健全な生活リズム	○朝食の欠食	○食事についての望ましい習慣を学ぶ機会の提供(「早寝早起き朝ごはん」運動の推進)(8020運動の実践)

(平成28年度食育白書を基に、監査人作成)

上表の分類欄の区分は、第5部において、監査対象事業別に該当項目を示している。

第2. 食育推進基本計画

1. 国の食育推進基本計画の概要

(1) 第2次推進基本計画上の重点課題

平成23年度から平成27年度の期間の重点課題は下記の通りである。

- ①生涯におけるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

(2) 第3次推進基本計画上の重点課題

平成28年度から平成32年度の期間の重点課題は下記の通りである。

- ①若い世代を中心とした食育の推進
- ②多様な暮らしに対応した食育の推進
- ③健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ④食の循環や環境を意識した食育の推進
- ⑤食文化の継承に向けた食育の推進

(3) 国の食育推進体制

食育を国民運動として推進するために、国、地方公共団体による取組とともに、学校、保育所等、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の様々な立場の関係者の緊密な連携・協力体制を想定している。

国は、内閣府を中心に、食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、農林水産省等の関係各省庁等と連携をとって、政府として一体的に食育推進に取り組んできた。

なお、内閣府で担当してきた食育推進施策等の事務は、平成28年4月1日に、すべて農林水産省に移管された。

2. 青森県食育推進計画の概要

青森県食育推進計画は、食育基本法に基づいて策定されたもので、県全体で推進する食育の基本指針である。また、県民の理解と共感を得ることで、一人ひとりが食育を進めていく上で何ができるのかを考え、実践することを促すものである。

(1) 経緯

年月	内容
平成17年7月	「食育基本法」施行
平成18年3月	国「食育推進基本計画」策定
平成18年6月	「青森県食育推進会議」発足
平成18年11月	「青森県食育推進計画」策定（計画期間：平成18年～22年度）
平成19年3月	「いただきます！みんなで進める青森食育行動プラン」策定（平成18年～22年度）
平成23年3月	・国の「第2次食育推進基本計画」策定（計画期間：平成23年～27年度） ・「第2次青森県食育推進計画」策定（計画期間：平成23年～27年度） 但し、食育行動プランは廃止（第2次計画と一本化）
平成28年3月	・国の「第3次食育推進計画」策定（計画期間：平成28年～32年度） ・「第3次青森県食育推進計画」策定（計画期間：平成28年～32年度）

(2) 青森県食育推進計画の推移

①第1次計画から第2次計画への修正点

主な修正点	修正点の概要
①取組内容の一部を重点化	特に「若い世代の食生活改善」や「生活習慣病の予防」に対して重点的に取り組む。
②推進指標の見直し	第1次計画で設定した4項目、食育行動プランで設定した14項目の推進指標の達成状況と進捗状況を踏まえ、推進指標を見直し、6つの短期指標と5つの長期指標を設定した。短期指標とは、毎年度進捗状況を把握する指標、長期指標とは、5~10数年程度の長い期間で取り組む指標をいう。
③「計画」と「行動プラン」の一本化	第1次計画と行動プランは分冊となっていたが、利便性の向上を図るため、第2次計画に行動プランの内容を盛り込む形で一本化した。

②第3次計画策定にあたって重視した点

主なもの	その概要
重要ターゲット	子どもに対する働きかけとともに、若い世代、働き盛り世代、高齢者に対し食育の取り組みを強化する。
企業、飲食店・量販店等や農林漁業者、専門家との連携	食と健康の環境づくりに向け、企業や飲食店・量販店等を巻き込むとともに、食育の必要性を十分に理解していただくため、農林漁業者や専門家との連携をより強化する。
青森ならではの食の力の発揮	青森ならではの自然や豊富な旬の食材、魅力ある食文化などをさらに活用する他、「あおもり食育検定」や「あおもり食命人」、「だし活」をはじめとする県民の健康づくりに向けた新たな取組の成果を生かしながら食育を展開する。

(3) 青森県が目指す食育の方向（青森県らしい食育の推進）

青森県は、青森県らしい食育を推進するため、以下の3つの基本方向と8つの重点推進事項（うち3つは最重点推進事項）を設定し、「いただきます！青森食育県民運動」に取り組んでいる。この「いただきます！」の言葉には、自然の恵み、野菜や動物の命に対する感謝の気持ち、愛情を込めて料理してくれた人や生産者に対する感謝の気持ちが表されている。また、6月と11月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」として設定し、食育運動の展開と定着を図っている。

1. 第2次青森県推進計画の目標

健康で活力に満ちた「暮らし」の実現

2. 第2次推進計画における基本方向

- ①子どもからお年寄りまで、ライフステージに応じた食育の推進
- ②食を担う「人財」「地域」「産業」と連携した食育の推進
- ③県民とともに進める食育県民活動の充実

3. 第2次推進計画における重点推進事項

- ①子育て家庭での食育の推進（最重点推進事項）
（具体的取り組み）
 - (ア) 望ましい食習慣の形成に向けた普及啓発
 - (イ) 家族で楽しい食生活の実践と支援
 - (ウ) 歯や口の健康の大切さの普及啓発
 - (エ) 食べ残しなど「ムダ」のない食生活の推進

- (オ) 食に対する理解促進
- ②保育所・幼稚園・学校等における食育の推進（最重点推進事項）
 - (具体的取り組み)
 - (ア) 家庭・地域等と連携した食育の推進
 - (イ) 食育の指導體制の充実
 - (ウ) 豊かな農林水産資源を生かした食の体験の推進
 - (エ) 地場産物を活用した給食の推進
- ③地域で支えあう食育の推進（最重点推進事項）
 - (具体的取り組み)
 - (ア) 関係団体等と連携したきめ細かな食育の推進
 - (イ) 若い世代の食育の推進
 - (ウ) 働き盛り世代の食育の推進
 - (エ) 高齢者の食育の推進
 - (オ) 地域で食育を進める人財の養成と活動支援
 - (カ) 食をとおした地域交流の推進
 - (キ) 食に関する情報の理解促進
- ④体験・交流をとおした食への理解促進
 - (具体的取り組み)
 - (ア) 農林漁業体験の推進
 - (イ) 消費者や都市住民との交流の推進
- ⑤食文化の伝承と発展
 - (具体的取り組み)
 - (ア) 郷土の味、手づくりの味の伝承
 - (イ) 感謝の心を育む取組の推進
 - (ウ) 新たな食文化の創造
- ⑥あおもりの食産業を応援する食育の推進
 - (具体的取り組み)
 - (ア) 地産地消の推進
 - (イ) 安全・安心な食品の供給
 - (ウ) 食産業と連携した食育の推進
 - (エ) 食品ロスの低減
- ⑦関係団体等との連携による食育の推進
 - (具体的取り組み)
 - (ア) 食育月間等における取組の推進
 - (イ) 食育推進運動の継続と充実
- ⑧食育推進体制の充実
 - (具体的取り組み)
 - (ア) 全県的な食育推進体制の充実
 - (イ) 地域における食育推進体制の充実

(4) 協働して進める食育

食育は幅広い取り組みであるため、家庭、保育所・幼稚園・学校等、地域、行政機関、各種団体等（医療・保健・福祉関係者、農林漁業者等、食品関連事業者等）が、それぞれの特性を生かしながら様々な分野において協力し合い（=協働）、その取り組みを進めることが必要である。つまり、食育のように県全体に関わりがあること、か

つ県民一人ひとりの食に関することについては、行政だけが担うのではなく、県民、地域、団体等が力と知恵を出し合って、担っていくことが大切である。

(5) 「食」をめぐる現状

1. 食を取り巻く社会情勢

①家族形態の変化

人口減少と世帯数の増加により、1世帯当たりの人数が減少している。また、家族類型別では単独世帯、中でも高齢者単身世帯が増加している。

②食の外部化、食の簡便化の進展

女性の社会進出や就業形態の変化、食生活の多様化等に伴い、外食や調理食品（中食）の消費が伸び、調理を家庭の外に依存する食の外部化、食の簡便化が進んだ。

2. 食生活と健康

①食生活の変化

米を中心に野菜、水産物、畜産物など多様な副食から構成され、栄養バランス（PFC（タンパク質、脂質、炭水化物））に優れた「日本型食生活」が崩れてしまった。炭水化物の摂取が不足している一方で、脂質の摂取過剰が続いている。

②食習慣の乱れ

児童生徒の朝食欠食率が悪化しており、特に20~30歳代の若い世代は、全世代をとおして欠食率が最も高くなっている。また、夕食の開始時刻は、男性20~40歳代、女性20歳代で午後9時以降となっている人の割合が増加している。

③食に関連する健康問題の増加

肥満傾向の児童生徒の割合は、全国的にも本県においても減少傾向にあるが、本県の肥満傾向児の出現率は、すべての学年で全国を大きく上回っている。また、児童生徒の虫歯被患率は減少傾向にあるが、全国を大きく上回っている。本県の生活習慣病による死亡率は全国を大きく上回っており、本県の平均寿命は男女ともに全国最下位である。

(6) 青森県の食育推進体制

区分	組織等
県段階	<ul style="list-style-type: none"> ●青森県食育推進会議（会長は知事、委員25名、協力団体57団体） 委員、協力団体は行政、教育、消費者、生産・流通、医療、福祉、学識、情報分野の各種団体、民間企業、県民等から構成されている。 事務局は食の安全・安心推進課に設置する。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ●地域食育ネットワーク協議会（管内市町村、関係団体、国・県機関等） 事務局は各地域県民局地域農林水産部（農業普及振興室）に設置する。 ●市町村 「市町村食育推進計画」に基づき、地域の特色を活かした食育を推進

平成27年度の青森県食育推進会議の開催状況は、第1回会議が27年12月18日、第2回会議が28年2月26日であった。

青森県内の市町村における食育推進計画の策定率は、平成27年度に100%を達成した。その点でも、全県ベースでの食育に対する取り組みは、全国と比較して先進県と考えられる。

(7) 食育推進の目標値と達成状況

第2次食育推進計画の目標値と達成状況は下表の通りである。

<基本方向①>

No.	指標名	現状値	目標値	達成値
1	食事バランスガイド等を参考に食生活を送る県民の割合	75.6% (平成22年度)	80%以上 (平成27年度)	83.2% (平成26年度)
2	あおもり食育サポーターによる年間活動回数	32回 (平成22年11月～平成23年2月)	100回 (平成27年度)	173回 (平成27年度)
3	朝食の欠食率 【長期指標】	7～14歳 3.0% 成人 11.4% (平成17年度)	0% 5% (平成27年度)	4.4% (平成22年度) 10.4% (平成22年度)
4	野菜の摂取量(成人) 【長期指標】	280g (平成17年度)	350g (平成27年度)	男性296g 女性292g (平成24年度)
5	脂肪エネルギー比率(20-39歳)【長期指標】	25.8% (平成17年度)	25%以下 (平成27年度)	27.8% (平成22年度)
6	間食として甘味食品を頻回摂取する幼児の割合(1歳6か月児)【長期指標】	25.8% (平成17年度)	20%以下 (平成27年度)	20.4% (平成26年度)
7	食に関する指導計画を作成している学校の割合	74% (平成21年度)	100% (平成27年度)	96.6% (平成26年度)
参考指標	肥満者の割合	児童生徒 男14.9% 女13.1% (平成18年度) 成人 男33.7% 女27.1% (平成17年度)	7% (平成27年度) 男25%以下 女20%以下 (平成27年度)	児童生徒 男13.2% 女11.4% (平成22年度) 成人 男36.9% 女24.5% (平成22年度)
	虫歯のない3歳児の割合	62.5% (平成21年度)	70%以上 (平成27年度)	71.0% (平成26年度)

<基本方向②>

No.	指標名	現状値	目標値	達成値
8	教育ファーム推進計画の策定率	60.0% (平成23年2月)	100% (平成27年度)	87.5% (平成26年度)
9	学校給食における地場産物の使用割合(使用量)	62.1% (平成20年度)	65%以上 (平成27年度)	65.9% (平成26年度)

<基本方向③>

No.	指標名	現状値	目標値	達成値
10	食育月間において食育活動を実施した市町村の割合	87.5% (平成22年度)	100% (平成27年度)	100% (平成26年度)
11	市町村食育推進計画の策定率	75.0% (平成23年3月)	100% (平成27年度)	97.5% (平成26年度)

第3. 食育に関連する分野の概要

1. 農林水産分野

(1) 「攻めの農林水産業」推進基本方針

県は、本県の重要課題である雇用創出と県民所得の向上につなげるため、本県の基幹産業で強みでもある農林水産業の成長産業化を目的とした「攻めの農林水産業」を平成16年度に打ち出し、これまで積極的かつ継続的な総合的施策の展開を図り、販売力、生産力、地域づくりに関して多くの実績を上げてきた。この基本方針は、上位計画である「青森県基本計画 未来を変える挑戦」が示す政策・施策のうち、本県の農林水産業全般に係る具体的な取組内容を体系的に示したものである。この方針の期間は青森県基本計画と同様に、平成26年度から30年度の5年間である。本県の強みを生かし、食産業などの収益と働く場を生み出す産業力強化と、農村漁村の地域経営を進めて、地域の持続的・自立的発展を目指す地域力強化を図っている。その中では、「売れる仕組みづくり」の施策において、県産品の地産地消の推進、健康で活力に満ちた「暮らし」の実現に向けた食育の推進、安全・安心な県産品づくり、「地域の6次産業化」の推進施策におけるグリーン・ツーリズムの推進、安全・安心な水資源の確保、農山漁村の女性が活躍できる環境づくりなどの、広い意味での食育施策を含む内容となっている。

(2) 青森県食の安全・安心対策総合指針

青森県食の安全・安心対策総合指針は、平成15年6月に策定されたもので、平成20年3月には、青森県食育推進計画の策定に伴って、「食育の展開」を分離した改定がなされた。健康でうるおいのある豊かな食生活の推進を目標として、生産者、食品関係事業者、消費者、行政、県の取組主体と行動計画、推進目標を掲げている。食育は分離されたものの、食に関する総合指針として、監査テーマにとっても関係があるものである。

2. 健康福祉分野

(1) 青森県健康増進計画の概要

健康増進法第8条において都道府県が定めるものとされている「都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画」として、本県は青森県健康増進計画「健康あおもり21」を策定し、第2次計画は平成25年度から平成34年度までの10年間の計画期間としている。

1. 全体目標

「早世の減少と健康寿命の延伸により全国との健康格差の縮小をめざす」こと。

2. 10年後のめざす姿

- ① 県民一人ひとりが自らの健康を大切にし、進んで健康づくりに参加できる。
- ② 病気の方や介護を要する方を含め、県民一人ひとりがそれぞれに生活に満足を感じることができる。
- ③ 県民一人ひとりがともに支え合い、安んじて生きることができる。

3. 基本的な方向

- ① 県民の健康教養（ヘルスリテラシー）の向上
- ② ライフステージに応じた生活習慣等の改善

- ③生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ④県民の健康を支え、守るための社会環境の整備

4. 食育施策との関連と課題の抽出

①本県の平均寿命は、男女とも全国最下位（男性 77.28 歳、女性 85.34 歳）であること。また、健康寿命は男性 68.95 歳、女性 73.34 歳で、平均寿命と健康寿命の差の縮小を図らなければならない。

②県民の生活習慣

成人の肥満者の割合が男性 36.9%、女性 24.5%と、全国と比較すると高い。また、肥満傾向児の割合は、高校 2 年生女子以外の学年で全国より高く、子どもの頃からの肥満予防対策が課題である。

成人の食塩摂取量は、男性が全国第 2 位、女性が全国第 5 位の多さになっている一方、野菜摂取量は男性が全国第 31 位、女性が全国第 29 位と全国より少ないことから、適正な摂取が課題である。

喫煙習慣にある人の割合も全国で最も高く、未成年者の喫煙率は低下しているが、対策が十分とは言えない状況にある。

歯の健康についても、幼児の虫歯の保有者が多いなど、全国との格差が課題である。

5. 重点課題の取組み（食育関連分）

- ①肥満予防対策として、健康づくりのための食育の推進及び運動習慣の定着並びに歯の健康づくり等の生活習慣改善
- ②喫煙防止対策として、禁煙支援の推進

6. 目標設定

全体目標を達成するため、3 領域 12 分野に 38 の目標項目を設定した。

7. 生活習慣の改善のための施策の方向性

①栄養・食生活

- 1) 栄養・食生活の実態把握と、改善に向けた対策の推進（県、市町村の既存データの集計・分析し県民に還元するなど、継続したモニタリングを実施）
- 2) 適正体重の維持に係る正しい知識の普及啓発
- 3) 個人の取組みを促す関係団体の連携強化（県の食育推進計画と各市町村の食育推進計画の着実な実施）
- 4) 栄養管理・食生活支援に携わる人材（財）の育成（管理栄養士・栄養士の専門性を高める機会の創出、食生活改善推進員の育成）

②喫煙

- 1) 喫煙が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発
- 2) 未成年者や妊娠中の喫煙防止
- 3) 受動喫煙防止対策
- 4) 禁煙支援

③歯・口腔の健康

- 1) 小児期の虫歯予防対策（保育所・幼稚園での予防知識の普及、間食指導）
- 2) 定期的な歯科健診の受診
- 3) 口腔機能の維持・向上
- 4) 8020運動の更なる推進と個人の取組みに対する社会の支援

3. 環境生活分野

(1) 循環型社会形成推進基本法

1. 目的

循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）は、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めること等により、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、循環型社会の形成を推進することを目的としている。この法律は、環境基本法の下位法に位置する基本法であり、この個別法の一つに「食品リサイクル法」が位置付けられる。

2. 基本原則

循環資源の処理の優先順位を下記の順に定め、循環型社会の形成を推進する。

- (1) 発生抑制（リデュース）
- (2) 再利用（リユース）
- (3) 再生利用（マテリアルリサイクル）
- (4) 熱回収（サーマルリサイクル）
- (5) 適正処分

3. 関連当事者の責務

(1) 国の責務

循環型社会形成の基本原則にのっとり、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

(2) 地方公共団体の責務

基本原則にのっとり、国との役割分担のもと、各区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。

(3) 事業者

基本原則にのっとり、原材料等が廃棄物になることを抑制すること、発生した循環資源は自ら適正に循環的に利用する若しくは適正な循環的利用が行われるよう対策を講じる。循環的利用が行われない循環資源については、自らの責任で適正に処分する。また、製品、容器等の製造・販売に当たっては、耐久性の向上や修理の実施、再生利用、適正処分が行いやすいようにするとともに、適正に循環的な利用を行う。事業活動において再生品を使用すること、国及び地方公共団体の取組みに協力する。

(4) 国民

製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されるよう協力することにより、廃棄物の発生抑制と循環的な利用促進に努める。また、廃棄物の適正な処分について、国、地方公共団体の施策に協力する。

4. 基本計画の策定

政府は、循環型社会の形成に関する基本的な計画（循環型社会形成指針基本計画）を定めなければならない。

5. 基本的施策

(1) 国の施策

①廃棄物等の発生抑制のための措置、②「排出者責任」の徹底のための規制等の措置、③「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）、④再生品の使用の促進、⑤環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置、等

(2) 地方公共団体の施策

その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する。

(2) 食品リサイクル法

1. 概要

食品リサイクル法（平成 12 年法律第 116 号）は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、①発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、②資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収するため、食品関連事業者による再生利用等の取組みを促進することを目的とする。

2. 主務大臣による基本方針の策定

①再生利用等の促進の基本的方向

②再生利用等を実施すべき量に関する業種別の目標

食品製造業（95%）食品卸売業（70%）食品小売業（55%）外食産業（50%）

3. 関係者の責務

①食品関連事業者（製造、流通、外食等）➡発生抑制、減量、再生利用等

②消費者等➡発生抑制、再生利用製品の使用

③国、地方公共団体➡再生利用の促進、施策実施

4. 再生利用等の促進

①主務大臣による判断基準の提示

②主務大臣あてに食品廃棄物等発生量等の定期報告義務（発生量が年間 100 トン以上の者）

③事業者の再生利用等の円滑化

5. 指導、勧告等の措置

全ての食品関連事業者に対する指導、助言

(3) 日本の食品ロスの現状

農林水産省のホームページによれば、平成 22 年度推計で、日本においては年間約 1,700 万トンの食品廃棄物が排出されている。このうち本来食べられるのに廃棄されている食品ロスは、年間約 500～800 万トンに及ぶと推計されている。政府広報には、この量が食品廃棄量で約 2,800 万トン、食品ロスは約 632 万トンと表示されている。この量は、世界全体の食料援助量の約 2 倍に相当し、日本のコメ生産量に匹敵するものである。内訳としては、事業系食品ロス（規格外品、返品、売れ残り、食べ残し）は 300～400 万トン、家庭系食品ロス（食べ残し、過剰除去、直接廃棄）は 200～400 万トンと推計される。

また、農林水産省の統計調査によれば、世帯計による食品ロス率は減少傾向にあり、平成 26 年度の全国の食品ロス率は 3.7%（過剰除去 2.0%、直接廃棄 0.7%、食べ残し 1.0%）となっている。世帯別では、単身世帯で 4.1%、二人世帯で 4.0%、三人以上世帯で 3.4%と世帯人数の数が少なくなるほど高くなっている。食品ロスの約半数は家庭から出ると言われており、日本人の食生活を見直すことで、生活環境面とともに家計面にとってもプラスになることである。

(4) 青森県の食品ロスの現状と課題

青森県は、1人1日当たりごみ排出量が他の都道府県に比べて多く、47都道府県の中で下位に低迷している。平成25年度の行った県の調査によると、家庭から出される可燃ごみの約半分が生ごみであり、そのうち約26.7%が食品ロスに相当する部分となっている。

(5) 食品ロス削減の方法

農林水産省食料産業局が公表した「食品ロス削減に向けて～「もったいない」を取り戻そう！」によると、食品ロスを減らすためにできることは、以下の通りである。

1. すべての人にできること

- ①食べ物への感謝の心を大切にして、「残さず食べる」「感謝の心を持つ」など、食についての習慣を身につける。
- ②食品ロス問題に関心を持ち、その実態を知り、自分にできることを考える。

2. 食品事業者ができること

- ①食品廃棄物を計量し、発生抑制の努力目標値を参考にしながら、食品ロスの実態や削減目標を明確にして、食品ロスの削減に向けて社内意識を向上させる。
- ②食品ロスの削減に向けた行動計画を策定して、可能な限り公表する。

3. 食品メーカー、卸・小売店にできること

- ①消費期限、賞味期限は、科学的根拠に基づいて設定することを徹底する。
- ②納品期限や販売期限は、商品ごとの特性を踏まえて設定する。
- ③食品メーカーと小売店の取引は買取契約を原則として、返品がやむを得ない場合はあらかじめ条件を明確にする。
- ④見切り・値引き販売で売り切る努力をより一層進めて、値引きの理由や品質には問題がないことについて積極的に情報提供を行う。
- ⑤食品メーカーと流通業者が連携して、精度の高い需要予測による的確な在庫管理を行う。
- ⑥賞味期限が間近となった食品や、食品衛生上問題がない規格外品は、規格外品の性質を理解してもらえる小売店での販売やフードバンク活動への寄贈など、できるかぎり食品として有効に活用する。

4. 飲食店にできること

- ①お客様の好き嫌いや食べたい量をあらかじめ相談して、料理を提供する。
- ②天候やイベント開催など来店者数に影響のある情報をもとに需要予測を行い、食材の仕入れや仕込みを行う。
- ③品質的に問題のない食べ残しは、お客様の自己責任であることをわかってもらった上で、食べきる目安の日時などの情報提供を行って、ドギーバッグ（持ち帰り容器）の導入を検討する。

5. 消費者にできること

- ①賞味期限が過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではないことを理解して、見た目やにおいなどの五感で個別に食べられるかどうか判断する。
- ②冷蔵庫などの在庫管理や調理方法、献立の工夫に取り組む。
- ③食品ロス削減に取り組む食品事業者を応援する。

6. 政府が取り組むこと

- ①関係省庁で連携し、食品表示に関わる普及・啓発を含め、食品ロスに関する各種情報を積極的に提供し、関係者の実践を促進する。
- ②官民が連携して、食品ロスの削減に向けた国民運動の展開を図る。

(6) バイオマス活用推進基本法

1. 目的

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年 6 月 12 日法律第 52 号）は、バイオマスの活用の推進に関して基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマス活用推進施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 基本理念

①バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進、②地球温暖化の防止に向けた推進、③循環型社会の形成に向けた推進、④産業の発展及び国際競争力の強化への寄与、⑤農山漁村の活性化等に資する推進、⑥バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用、⑦エネルギーの供給源の多様化、⑧地域の主体的な取り組みの推進、⑨社会的気運の醸成、⑩食料の安定供給の確保、⑪環境の保全への配慮

3. 関連当事者の責務

①国の責務

基本理念にのっとり、バイオマス活用推進施策を総合的に策定し、実施する。

②地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する。

③事業者の責務

基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にバイオマス活用の推進に努め、国又は地方公共団体の推進施策に協力するよう努める。

④国民の責務

基本理念にのっとり、その日常生活に関し、製品の購入に当たってバイオマスを利用した製品を選択すること等によりバイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する推進施策に協力するよう努める。

4. 基本計画の策定

政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定しなければならない。また、都道府県は、このバイオマス基本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用の推進に関する計画（都道府県バイオマス活用推進計画）を策定するよう努めなければならない。市町村は、これらの推進（基本）計画を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。これらの計画の策定、変更があるときは、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5. 基本的施策

(1) 国の施策

①バイオマスの活用に必要な基盤整備、②バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等、③技術の研究開発及び普及、④人材の育成及び確保、⑤バイオマス製品等の利用の促進、⑥民間の団体等の自発的な活動の促進、⑦地方公共団体の活動の促進、⑧国際的な連携の確保及び国際協力の推進、⑨国の内外の情報の収集等、⑩国民の理解の増進

(2) 地方公共団体

国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施する。

6. バイオマス活用推進会議の設置

(1) 政府は、関係行政機関（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関）相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設ける。

(2) 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議も設け、上記の調整を行うに際して意見を聴く。

4. 教育分野

(1) 学校給食法の改正

平成 20 年 6 月、「学校給食法」（昭和 29 年法律第 160 号）の改正が行われた。法律の目的に「学校における食育の推進」を明確に位置付けるとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこと、この場合、校長が食に関する指導の全体的な計画の作成を行うことが定められた。

(2) 栄養教諭の制度化

平成 17 年度から、食に関する専門家として児童生徒の栄養の指導と管理を司ることを職務とする栄養教諭が制度化された。学校における食育を推進するためには、栄養教諭を中心に、食に関する指導の全体的な計画に基づき、全教職員が共通理解の基に連携・協力しつつ指導を展開することが重要である。

5. 基本法の定義

基本法について、法令上の定義規定は存在しないと言われる。また、基本法でなければ定めることができない事柄（いわゆる「基本法の専属管轄」）というものも存在しないと言う。専門用語辞典には、「国政の重要分野について、国の施策、制度等の基本方針を明示する法律」『法律用語辞典（有斐閣）』と説明がなされ、国会質疑の衆議院法制局職員の答弁においては、「国政の重要分野について進めるべき施策の基本的な理念や方針を明らかにするとともに、施策の推進体制について定めるもの」（第 156 回国会衆議院内閣委員会 2005 年 4 月 6 日）とされている。

基本法の規定内容の性格として、塩野宏名誉教授は、①啓蒙的性格、②方針的性格—非完結性、③計画的性格、④省庁横断的性格、⑤法規範的性格の希薄性—権利義務内容の抽象性・罰則の欠如をあげている（日本学士院紀要第 63 巻第 1 号）。

これを食育基本法に当てはめると、①第 1 条において食育の目的、社会像を定め、②第 2 条以降において 7 つの基本理念を定め、③第 16 条以降において食育推進基本計画の策定を明記し、④内閣府が所管し、⑤第 19 条以降で 7 つの基本的施策を定め、罰則規定はないという点で、同名誉教授の意見と整合性を有していると言える。

同名誉教授は、昭和時代に制定された基本法が 10 に満たないのに対して、平成に入って 20 以上の制定が見られることを注目し、基本法の世俗化の過程を指摘している。いわば、新たな時代に対応しうる理念、価値観、社会ルールを明確にして、新しい社会の形成を目指して制定された基本法の一つが、食育基本法であり、また、循環型社会形成推進基本法であると言える。

第4部 外部監査の結果及び意見（総論）

第1. 監査の結果及び意見

1. 監査結果及び意見の対象部課別集計表

第5部に記載した監査の結果及び意見の項目数の集計結果は、下表の通りである。監査の結果として報告した41項目（前年度は43）の指摘事項は、県から独立した外部の会計専門家からの指摘であるため、県は速やかに改善措置を講じなければならない。特に、不当事項の9項目（前年度は8）については、指摘事項の中でも、特に重要と考える事項である。このような重大な事務の誤りについては、同様の事案が潜んでいる可能性があることも含めて、全庁的な視点から、再発防止策を講じる必要があると考える。常に高度の職業的懐疑心を保持しながら、不正を許さない監査、批判性に重点を置く監査は、職業専門家として積み重ねてきた経験に基づく基本方針であり、譲れない信条である。

（単位：項目数）

部課、出先機関の別	監査の結果及び意見				総合計
	(1) 指摘事項			(2) 意見	
	①不当事項	②その他の指摘事項	合計		
(農林水産分野)					
農林水産部 食の安全・安心推進課	1	9	10	10	20
同 構造政策課	2	3	5	7	12
同 農産園芸課	0	0	0	2	2
同 りんご果樹課	0	0	0	1	1
同 農村整備課	0	0	0	1	1
同 総合販売戦略課	0	3	3	10	13
同 水産振興課	0	1	1	3	4
下北地域県民局 地域農林水産部	0	0	0	1	1
上北地域県民局 地域農林水産部	0	0	0	2	2
(健康保健分野)					
健康福祉部 がん・生活習慣病対策課	3	7	10	16	26
同 こどもみらい課	0	1	1	3	4
下北地域県民局 地域健康福祉部	0	0	0	3	3
(教育分野)					
教育庁 スポーツ健康課	2	1	3	3	6
同 生涯学習課	0	2	2	2	4
同 下北教育事務所	0	2	2	4	6
(環境生活分野)					
環境生活部 環境政策課	0	0	0	6	6
農林水産部 農林水産政策課	1	3	4	1	5
合計	9	32	41	75	116

- (1) 指摘事項は、法令等の準拠性に関する問題点及び、経済合理性の観点から見た重要性の高い問題点であり、県は速やかに措置を講ずるべきものである。
 その中でも、特に重要と考えられる事項、県の決算に金額的な影響を与える事項については、不当事項として記載している。
- (2) 意見は、事業の有効性、経済性、効率性の観点から、また、内部統制の観点から、事務の改善を提案する内容を表示している。

2. 監査報告書の主要な内容

(1) 食育推進事業の問題点

①国庫事業等の実績報告の問題

国民に対する食育の推進は、食育基本法の下、国と地方公共団体等が一体となって取り組むものであり、県の事業には、国庫事業、一部国庫負担による事業形態も含まれている。その中で、補助金交付先、事業委託先に対する県による事業の実施に関する検査確認事務が不十分である事例が、以下のように発見された。

事業 No.	事業名	(事業連携先) と報告内容
No.1	次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	(平川市、五所川原市、食育ネットワーク協議会) ①補助対象経費が不当な事案 ②国への実績報告に誤りがある事案
No.2	あおもり食育サポーター活動推進事業	(学校法人青森田中学園) ①委託先の事業実績見込みの確認が不十分であり、結果として国庫補助金返還が発生した事案
No.6	グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	(青森県グリーン・ツーリズム受入協議会及び同会所属団体) ①委託先における人件費支出の適法性、勤務実態の確認が出来ていない事案 ②委託先における会計処理、税務処理が不適切であることの確認が出来ていない事案 ③委託先の虚偽報告について、事実を確認出来ていない事案 これらは、県職員が県受入協議会の事務局長を兼務している管理状況下で発生しているため、事務局を県庁内に置く体制そのものを改善する必要がある。
No.17-1	健康づくり推進のための基盤整備事業	(青森県医師会) ①委託事業の支出内容に誤りがある事案 内容を精査した上で、委託費の返還が必要である。
No.17-3	煙からマモル環境整備事業	(民間医療機関等) ①消費税の仕入れ税額控除額の還付手続きを行っていない事案 ②国への実績報告について、根拠のない誤った記載をしている事案
No.19	歯科口腔保健推進事業	(口腔保健支援センター) ①国へ提出する実績報告書に共済費を含めていなかったため、国庫補助金の受入れ金額が過少となった事案 ②国への申請書類に誤りがある事案
No.20	保育所発！子ども元気スリムプラン事業	(青森保育連合会及び県内保育所) ①補助額の決定と確定に8日しか日があいていないにも関わらず、多額の確定差額が発生しているが、県担当者は内容を知らない事案
No.22-2	青森っ子健康サポート事業	(東通村、青森県立保健大学) ①東通村の不適正な事務を、県は検査確認できていなかった事案 ②国との委託要項に定められた集計方法に従わない処理を行ったため、再委託先に消費税の負担をさせた事案

No.22-3	地域で進める すくすく青森 っ子の育成事 業	(青森県婦人団体連合会) ①委託契約書上、領収書の添付を求めているために、検査確認時に、旅費の領収書を確認できていない事案
---------	---------------------------------	--

②事業連携上の課題

県は、食育推進計画において各主体の役割を明記し、県民運動として連携して食育を推進していく方針を定めている。しかしながら、本監査において、それらの連携が不十分であり、漫然と連続して連携することで、事業、事務の実施において緊張感が不足する事例が発見された。特に、以下の事業の事例は、改善する必要がある。

事業名	事業連携先	内容
次代へつなげる あおもり食育県 民運動充実事業	平川市、五所 川原市	食イベントの開催の財源を補助する形で連携しているものの、支出内容について国の補助対象とはならないものがある。また、需用費の支出内容の妥当性が検証できていない。
あおもり食育サ ポーター活動推 進事業	青森田中学園 (食育サポー ター事務局)	食育サポーター、食育コンシェルジュが機能していない。
グリーン・ツー リズム新規需要 創出事業	グリーン・ツ ーリズム県受 入協議会	実際に事業を行う団体に資金が流れるまで、国から県に補助、県から受入協議会に補助、受入協議会から構成団体に補助、構成団体から民間法人に委託と、3回も補助・委託料交付事務が行われたことは、事務コストが高く問題である。
青森っ子健康サ ポート事業	東通村、県立 保健大学	国庫事業の再委託先が、法規等の遵守ができていないこと、県との情報共有ができていない。
「健やか力」応 援事業	青森県食生活 改善推進連絡 協議会	県内全体をカバーするボランティア組織による食育推進団体として、事業を丸投げしている実態がある。事業費の概算払いをしており、団体の管理費を委託費の直接経費として支出している。

③会議体運営の課題

食育推進は全県運動であり、各種団体や住民代表者を交えた会議体を形成し、様々な議論を踏まえた活動が行われている。その中で、会議自体が開催されていない事案、議事録等の内容から判断して、より充実した会議になることが期待される事案も含まれていた。なお、会議体の中には議事録が作成されない場合もあると説明を受けたが、そのことについては、県民の厳しい判断を仰ぐべきだと考える。監査人は、会議にも事務コストがかかっていること、決定や判断について事後の検証可能性を確保すべきことから、県職員以外の事業の担い手が参加する会議であれば、作成すべきだと考える。

(会議体が機能していない等の事例)

事業 No.	事業名	会議体の名称
No.1	次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	地域食育ネットワーク協議会
No.19	歯科口腔保健推進事業費	口腔保健支援センター運営委員会
No.23	下北地域健康なまちづくり事業	下北地域県民局健康なまちづくり推進本部
No.26	未利用資源等リサイクル促進事業 (食品ロスの分野)	事業系食品残さリサイクル推進協議会

④人財育成の課題

食育施策を推進するためには県内の人財育成が必要不可欠であるが、現状に物足りなさが感じられた。以下に記載した名称の肩書等は、食育に関連するものであり、県の食育事業の主体的役割を担うことが期待される人財である。県では、地域づくりの礎は「人財」にあると認識しており、人財育成を県の重要政策に掲げていることから、食育関連分野の人財育成を更に推進しなければならない。

人財の名称	業務内容等	現状に対する意見
あおもり食育サポーター	地域の保育所・学校等において、ボランティアで食育の指導をする人	活動状況が低下傾向にある 【意見 2-1】
食育コンシェルジュ	食育サポーターに対する助言、指導、支援をする人	本来の業務を行う以外に、食育サポーター業務が増えている 【意見 2-1】
食命人	健康に配慮した食事を作り提供する、県が認定した料理人	登録抹消者が増えたことで、活動に懸念が生じている 【意見 4-3】
青森県グリーン・ツーリズム受入協議会	グリーン・ツーリズム客を受け入れる団体の連携等を目的にした民間団体	県受入協議会の事務局を県職員が担っている【意見 6-1】
グリーン・ツーリズムのコーディネーター	グリーン・ツーリズム客の新規開拓・拡大に向け、国内外に対してプロモーション業務を行う	現在、県内には2団体しか引き受け手がいない【意見 6-2】
農林漁家民宿実践者	グリーン・ツーリズム客を受け入れる農林漁業者	開業講座の開催回数が減少傾向にある【意見 7-1】
青森りんごマスター、りんごシニアマスター	県が養成した、りんごの食育活動を行う講師（全国に在住）	県内の食育活動が思わしくない【意見 9-1】
栄養教諭	学校に配置された食育担当教諭	同上【意見 9-1】
青森県だし活協議会	販売業者及び流通業者等の10者で組織し、県に事務局を置いている	自立化のためには、更なる入会者が必要となる可能性がある 【意見 11-1】
青森のおいしい健康応援店	県の栄養・食生活の目標項目を踏まえたメニューを提供する、県が認定した飲食店	登録店舗数が目標 500 店舗に対して 18 店舗に低迷している 【意見 16-1】
青森県食生活改善推進員連絡協議会	食育推進をボランティアで行う人の団体の県全体の組織で、事務局を県に置いている	県の食育事業の多くを担う協議会として、財政基盤の充実のためには、人財の拡充が必要である【意見 17-2-2】
健康リーダー	職域において、健康づくりに関する知識を持ち、従業員に対して健康づくりの実践を促すことができる人	養成講座研修会が開催されていない地域がある 【意見 17-1-1】
かみきた畑美人	上北地域の若手の女性農業者	登録者、参加者が少ない 【意見 25-1】

（2）食品ロス関連事業の問題点

①財産の処分制限に関する違反事案

事業実施による施策の成果は、中長期的な視点で見なければならない場合がある。監査において、県が市町村及び民間事業者のバイオマス推進を進めることを目的として、民間事業者の設備投資等に補助金を交付した過去の事業について、不適切な管理状況が認められた。具体的には、国庫事業について、事業実施者の知識不足を原因として、県の知らないところで、補助対象財産が不当に処分された事案も発見された。

また、市町村を間接事業者とする県の補助事業においては、補助事業による財産の保全状況確認や事業の有効性判断が行われていないこともわかった。指摘事項については、県は、速やかに再発防止策を講じるべきであり、改善提案についても対策を講じなければならないと考える。

②事業計画の実現可能性が低い事案、モニタリング不足の事案

上記の財産処分制限違反事案では、事業計画時において、計画の妥当性、真実性、実現可能性の点で、県が過年度に行った審査事務が非常に甘い判断によるものであることも一因であると思われた。更には、事業化を実現していく途上で、事業計画との乖離状況、問題点の把握と改善方法、市場原理の中での競合製品との優劣関係などの点で、モニタリングが十分できていないことも明らかとなった。

食品ロスのような社会的問題は、行政による施策だけで解決に向かうはずはなく、本来的な活動主体は民間事業者、家庭、個人である。行政は、関係実施主体に対して問題を認識させ、活動・行動の改善を啓発しながら、実現を図る責務を有している。その意味でも事業者の行動をモニタリングできていない実態、国から指摘を受けても国へ改善計画書を提出できていない実態は、早急に適正化を図らなければならない。

(3) その他の意見

①契約事務の現状と改善策

本監査においては、契約事務に関する問題点が数多く発見された。主に県民向けの広報、啓発を目的とした広報物の委託契約について、随意契約の方法による事務が常態化しており、事務の準拠性、費用対効果の点で、以下の問題が認められた。

契約事務の現状	指摘事項又は意見 No.	事業名	監査人の意見
当初の競争入札の落札者が、その後随意契約で連年契約になる事案	意見 2-2	No.1 あおもり食育サポーター活動推進事業	契約の透明性の確保が必要である。
不自然で非合理的な分割発注が行われた事案	指摘事項 19-2	No.19 歯科口腔保健推進事業	経済合理性に欠ける分割発注は行うべきではない。
委託契約で作成した教材物品の追加納品を受けた際に、物品の購入で処理した事案	指摘事項 22-1-1	No.22-1 青森っ子健康サポート事業	異なる委託契約であり、物品購入ではなく契約行為である。
プロポーザル契約の追加契約を一者随意契約で行った事案	指摘事項 11-2	No.11 味覚を育む「だし活」事業	財務規則に準拠した別途契約とすべきである。
随意契約の理由の記載がない事案	意見 22-2-2	No.22-2 青森っ子健康サポート事業	随意契約の理由は、競争入札に適しない理由を記載すべきである。
連載型のレシピブックの契約が随意契約の事案	指摘事項 3-1	No.3 野菜で健康大作戦事業	契約の競争性、透明性の確保が必要である。
見積り合わせ参加業者が、絞られることで、委託料が高くなった事案	意見 11-2	No.11 味覚を育む「だし活」事業	見積り合わせ参加業者の拡大が必要である。
ホームページの更新業者が一者に固定している事案	意見 12-1	No.12 「あおもり食のエリア」活性化事業	競争環境の確保は必要である。
予定価格積算の手続きが、内容は同じでも前年実績を参考にせずに行われている事案	指摘事項 15-1、 意見 15-1	No.15 漁業の担い手確保・育成事業費	連年で同じ内容の印刷物を委託する場合でも、再検討が必要である。

②広報活動の現状と改善策

県民への広報、啓発を行うためには、インターネット、紙媒体のツールによる広範囲を対象とする方法と、会議、研修会の開催による人財に焦点を絞った方法の双方を使うことが現行実務の中心となっている。これらの広報物、広報認知手段について、以下の問題点が発見された。

県民が媒体を通して知ることができる情報には、媒体や方法の如何を問わず、正確性、真実性、信頼性等の情報の品質が確保される必要がある。

事業No.	事業名	状況の説明	監査上の問題点
インターネットによる広報等			
No.4	あおもり食命人自立活動支援事業	食命人の店をネット検索できない。	事業の広がり、入口を県民が知る機会がなくなる。
No.12	「あおもり食のエリア」活性化事業	ホームページの情報内容の誤り、修正遅れ、ホームページの情報更新遅れ	情報公開における情報の正確性、適時性、委託契約内容の改善
紙媒体による広報等			
No.3	野菜で健康大作戦事業	協力店の研修会参加の悪さ	環境整備の点から研修会開催方式の再検討
No.5	食の信頼確保推進事業	青森県食の安全・安心対策本部会議の議事録のホームページ添付もれ	情報発信の意識が薄い。
No.15	漁業の担い手確保・育成事業	パンフレットにひらがな表記がない事例	前年踏襲型の契約事務
No.17	健やか力総合推進事業	民間企業の商標権の侵害リスクがある。	他者の権利を侵害する恐れ、内部処理で静観する姿勢
No.27	「攻めの農林水産業」強化推進事業	バイオマス推進計画の記載内容誤り	内容誤りに関する県民への説明責任

③事業別収支予算・決算の現状と改善策

本監査においては、監査対象とした個別の事業の決算数値について、県が作成する「決算統計節別集計表」を基礎にして、財務数値の監査を行った。監査テーマに設定した事業の監査を行う大前提として、事業別の財務データの正確性は確保されなければならない。また、県は予算要求を含めた予算策定事務においても、政策経費については事業単位で節別に金額を集計し、目単位で予算書を作成している実態がある。そのため、県が自ら作成した財務データとして、適正性や比較可能性が確保されるべきものである。

しかしながら、本報告書第5部に詳細に記載した通り、数多くの不適切な流用あるいは付け替えの不適正事務の実態が明らかとなり、その事務の改善が必要だと判断された。以下では、それらの要約として、現行実務の問題点の抽出と改善提案を行う。

1. 事業別の予算額と決算額の把握方法に関する現状

ここでは、食の安全・安心推進課の「食育推進費」を例に上げて、予算額と決算額の集計や表記方法について、県が行っている現行実務の概要を示す。

(本県における平成 27 年度当初予算額、決算額の金額的情報、説明の経緯)

- ①平成 27 年度当初予算案は、平成 27 年 2 月県議会第 281 回定例会提出の議案として提出され議決された。その予算資料の「予算に関する説明書」の中で、食の安全・安心課の(款)農林水産業費(項)農業費(目)食の安全・安心推進費 160,973 千円について、節別の金額が開示されている。その 160,973 千円の内訳として、事業名「食育推進費」31,520 千円が表示され、附記事項として「食事バランスガイド普及推進事業費補助 5,200 千円」の記載がある。この部分は、節の内訳を示しており、事業別の節の金額を表記しているものである。
- ②この食育推進費の内訳は、同定例会へ提出した「予算資料(2)」の歳出予算額説明として、下記内容が示されている。

個別事業名	予算額(千円)
1 次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業費	6,052
2 あおもり食育サポーター活動推進事業費	6,468
3 野菜で健康大作戦事業費	10,000
4 あおもり食命人自立活動支援事業費	9,999
計	31,520

- ③上記当初予算の積算事務は、食の安全・安心推進課において、1～4の個別事業別に、節別(報償費、需用費、委託料等々)に行われ、財政課等による査定結果を基に、「平成 27 年度当初予算 細事業別見積額説明」に入力され、予算額の基礎として同課において保存されている。節別の金額の基礎情報は、例えば〇〇印刷費として部数、枚数の記載、委託料として業者別に内訳記載、旅費として出張場所、人数、単価など、極めて具体的な内容になっている。なお、予算の補正があれば、同様に、節別に補正理由書を作成している。
- ④食育推進費の決算額については、「歳入歳出決算書附属書類」において、食の安全・安心推進費 152,694,513 円の内訳として食育推進費 21,839,991 円と表記されているが、ここでは事業別金額は明らかではない。但し、食の安全・安心推進費の決算額の節別金額(例えば、報償費 250,000 円、需用費 20,118,573 円、委託料 27,972,217 円、など)が予算対比形式で明らかになっている。
- ⑤上記の決算額の事業別の内訳金額は「決算統計節別集計表」として作成され、決算額の基礎となっている。

事業名	決算額(千円)
1 次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業費	2,587
2 あおもり食育サポーター活動推進事業費	4,764
3 野菜で健康大作戦事業費	6,141
4 あおもり食命人自立活動支援事業費	8,349
計	21,839

そして、上記の決算額は、同集計表において、節別に金額が表示されている。しかし、この金額の支出内容や根拠については、財務会計システムから特別に出力する方法によって一覧表示可能な機能は有しているものの、決算処理として出力する実務は行っていないため、全ての支出内容について決算担当者が把握している訳ではない。

要すれば、予算額も決算額も、ともに個別事業単位で、節別の集計金額の積み上げにより、事業別金額が集計され、その集計により（目）食育推進費の金額が決定し、更にそれらを集計することで、（款）、（項）の単位の県全体の予算額と決算額が作成されていることになる。予算と決算について、積み上げプロセスに変わりはないものの、積み上げ方法の問題、精度の問題、開示レベルの問題、職員の意識の問題等がある、その作成過程に、下記のような監査上の問題点が発見されたことになる。

2. 発見された現行実務の監査上の課題

- (1) 事業別に予算を作成し、その集計結果として課全体の予算を策定する本県の原則的な予算編成方法において、予算要求の基礎となる外部環境の情報、経済状況、事業計画、事業進捗方法が十分に吟味検討されていない。これは、前年度の事業別実績値が決算データとして事業結果を示していないことも理由の一つである。
- (2) 財政課への予算要求の段階では、事業別に、「細事業別見積額説明」として節別に予算の算定基礎が詳細に示されている。しかし、決算においては、予算超過を理由として、安易に他の事業へ実績額を付け替える（他の事業の予算を流用する）という会計上の操作が行われている。どの事業の予算を流用するかについては、事業内容の類似性を基本としながら（関連がありそうな事業の予算を流用する）も、結局は予算が余っている事業へ経費を負担させているのが実態である。予算の執行率が低い事業に、部課内の共通的费用（需用費や役務費）である運営管理費を事業費に流用している事例、事業関連性が低く他の事業で負担すべき経費を負担させる事例や、他の事業と分担して負担すべき経費を予算執行率が低い事業にのみ負担させる事例があった。このような会計的な操作は、歳出面だけではなく、財源としての国庫支出金を事業間で付け替える事務も発見された。
- (3) 各自事業に共通する経費（例えばコピー代等の需用費、電話代等の役務費）が、使用実態を反映することなく、予算決算担当者の意識的操作的な手法によって、各事業に配分している。その結果、事業担当者の計数値に対する意識と異なる事業実績が報告されており、事業実態を反映できていないだけでなく、そもそも事業担当者の計数値に対する意識が希薄である。
- (4) (1) に示した内容ではあるが、実績集計と比較すれば厳格に行われている予算積算と比較可能な事業別実績値の集計になっていないことで、事業を実施した有効性、経済性、効率性の自己評価指標になっていない。
- (5) 節別統計集計表は、制度上、人件費が集計されない。そのため、自営事業の場合は事業費が少額となり、そもそも、委託事業や補助事業と比較不能である。
- (6) 地域県民局等へ予算令達した事業費について、令達した事業目的以外に執行している実態が発見された。この状態は、会計的には本庁として管理不能コストであり、事実上、出先機関の庁舎内運営費に流用されている。このことは、政策経費の中でも、重点枠事業であっても、その実態は同じである。令達先には、様々な目の単位で様々な事業が予算令達されているため、目的外流用は、目の単位での会計数値の不適正性を生じさせている。
- (7) 他の事業と共通して発生する行政コストを、割当方式で個別事業に直課する方法では、事業の進捗度合いを管理できず、事業実態を示していない。
- (8) 予算と実績を比較管理し、その結果を継続的事业の翌年度以降の予算編成時に生かし、新しい事業の予算編成時の参考に資することが重要である。各事業に共通的に発生した経費を全ての事業に按分すること自体に重きが置かれると、無意識のまま過年度の処理を踏襲し盲目的に按分する、統一的な按分の基準がない中で事業

担当者の恣意的な判断で按分する、不正行為を隠ぺいする目的で按分するということが生じやすくなり、按分された数値は結果として事業の有効性、効率性を反映した実績値とは程遠いものとなる。また、民間の事業者においては、常に費用対効果が意識されているのに対して、予算実績比較の結果を将来の事業展開に生かせない財務数値の有用性は乏しい。不正確な作成が許容されている管理会計システムの信頼性は乏しい。

(9) 国庫事業においては、国庫負担金の支出の正当性の観点から、配分基準の厳格性を要求されるため、事務コストを余計に費やして実態ベースで集計作業を行う実務が行われている。過度に保守的な担当者であれば、そもそも按分対象外として県費負担としている事例も見られた。それに対して、県の一般財源による事業では、会計処理の簡便性追求が慣例化しており、首尾一貫していない。この一貫性や統一性の欠如が、逆に国庫事業費の過大計上や計上不足に繋がっている場合もある。

(10) 内部統制の基本的要素である「統制環境」の実務上の問題として、適正な決算を行うための統制活動が十分に行われていない状況が確認された。予算決算担当者の単独事務による牽制機能の欠如であり、さらに、そのような事業別の決算が適正に行われなくても関わらず放置されているという、モニタリングの欠如という問題もある。不正行為の温床になる可能性があるため、内部統制の改善が必要である。

3. 問題提起事項の具体事案

以下では、第5部において詳細に記載した事業別予算・決算の管理状況に関する問題点を記載する。

(I) 令達予算の執行状況の問題点

事業名	意見 No.	指摘事項又は意見のタイトル
グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	意見 6-6	地域県民局における令達予算の執行の実態について
さあ始めよう！青森「健活」推進事業	意見 18-1-2	保健所に令達されている普通旅費について
	意見 28-2-3	保健所からの事業実績報告額と令達額（実支出額）との相違について
下北地域健康なまちづくり事業	意見 23-1-1	重点事業の実施方法に関する諸々の問題点について（意見②）予算の積算と決算額について
	意見 23-3-4	令達先の報告額と決算額の差異について

(II) 個別事業間での予算流用執行の問題点

事業名	指摘事項・意見 No.	指摘事項又は意見のタイトル
次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業	指摘事項 1-2	地域食育ネットワーク協議会の開催状況及び令達予算について
あおもり食育サポーター活動推進事業	意見 2-3	普通旅費の令達について
グリーン・ツーリズム新規需要創出事業	意見 6-6	地域県民局における令達予算執行の実態について
学校給食県産品供給・利用拡大事業	意見 13-2	決算額における他の事業の経費との区分について
「健やか力」向上推進事業	意見 18-1-2	保健所に令達されている普通旅費について
未利用資源等リサイクル促進事業	意見 26-2	事業別の経費集計について

(Ⅲ) 個別事業間での予算分割執行の問題点

事業名	意見 No.	指摘事項又は意見のタイトル
「あおもり食のエリア」活性化事業	意見 12-4	決算統計節別集計表における他事業からの流用について
煙からマモル環境整備事業	意見 17-3-1	事業別の経費集計について
市町村等「健活」推進支援事業	意見 18-2-2	決算統計節別集計表の委託費計上額について

(Ⅳ) 配賦基準がない需用費、役務費等の問題点

事業名	意見 No.	指摘事項又は意見のタイトル
煙からマモル環境整備事業	意見 17-3-1	事業別の経費集計について
保育所発！子ども元気スリムプラン事業費	意見 20-3	当事業に配分された需用費について
下北産直「元気アップ」応援事業	意見 24-1	事業の実施方法に関する諸々の問題点について（1）事業別経費の実績額について

(Ⅴ) 節別集計の誤りを起因とした国への報告誤りの問題点

事業名	指摘事項 No.	指摘事項又は意見のタイトル
野菜で健康大作戦事業	指摘事項 3-2	青森県農薬危害防止チラシの実績報告の不整合について
歯科口腔保健推進事業費	指摘事項 19-1	決算統計節別集計表の不正確な記載について

4. 改善提案内容

監査人の意見として、上記の問題点に対する改善提案内容を以下に記載する。

(Ⅰ) 全般事項

No.	改善提案内容
1	予算決算担当者の意識改革（適正な事業別節別統計集計表の重要性を理解すること）が必要である。事業別予算は、必要額で作成するという意識を、予算要求担当者が強く持つこと。これにより、余剰予算の発生を抑制し、他の事業に振り分けることで施策の重層化が図られる。そのためには、施策の背景、事業の必要性、事業内容、事業効果、成果目標、後年度の経済的負担、今後の見通しなどを十分に検討しなければならない。
2	2月補正後の決算までの間に、大きな変動がないようであれば、決算においては2月補正時の実績割合で上記の計算を行うことも、事務の簡便性の観点から許容される。しかし、年度末までに大きな変動があれば、改めて事業進捗実績を決算時にも提出させて、当該割合を基に再配分計算を行う。
3	複数の事業にまたがって生じた支出あるいは、組織運営上発生している経費をどのように、振り分けたり按分したりするかを検討しなければならない。配分割合の決定については、内部統制の観点から、上席者の承認を得るべきである。また、その配分割合シートは文書化して、事務処理マニュアルとして当該年度の会計処理の基礎とするべきである。当然、ここでも事務コストがかかりすぎないような配慮が必要であると考えられる。
4	事業別評価というのは、企業会計で行っている、部門別情報、セグメント情報と類似する話であると考えられる。部門やセグメントの設定区分を細かくした方が、詳細な資料になるが、その区分作業には、手間がかかることになる。現状では、事実上、目の単位でしか管理していない節別金額を、事業別に管理する必要がある。

No.	改善提案内容
5	予算策定の精度を向上させることで、操作的な事業別決算を行う動機づけをなくすことが大切である。(予算消化率が低い、または超過しそうだが、2月補正煩雑又は間に合わないという際に、他の事業への付け替えが起きやすい実態がある。)少なくとも、他の事業に付け替えた際の記録を残すこと、本庁と令達先との情報共有と相互チェック手続きのルール化は必要である。
6	上記の相互チェック体制として、本庁において作成された事業別決算において、それぞれの支出がどの事業でどの項目(節)で処理されたかを、令達先にフィードバックすることも有効である。予算執行内容の実態を知るのは令達先なのであるから、本庁の行った会計処理を確認する手続きは重要である。また、旅費の内訳(普通旅費と費用弁償)のように、システム上の問題により、本庁だけでチェックすることが難しい事案もあるためである。
7	現在は、当初予算から始まって6月、9月、2月の補正予算作成のため、事業費の進捗管理を目的で単位で節別集計表(要求区分別一覧表)を作成している。人件費の補正、国の予算措置による補正、決算のための補正を前提として作成するものであるが、このような管理方法を事業別に行うことが理想的である。
8	監査において、監査人の要望で、節別集計表の集計基礎となる一つ一つの取引明細(事業名、節、支払日、金額、取引先、備考)の集計表を作成してもらったが、外部の第三者に対して会計処理の適正性を証明するためには、そのような会計証拠書が必要不可欠であることを強く意識することが必要である。

(II) 各事業の共通経費(例えばコピー代等の需用費、電話代等の役務費)

No.	改善提案内容
案1	<p>(事業費の個別事業への配分方法)</p> <p>①政策経費について、共通的に発生するコピー代等の枚数を、予算策定時に事業別に見積枚数と見積単価で金額的に把握する(これは、今でもある程度出来ていると思われる。その見積精度を高める。)</p> <p>②「政策経費共通事業」(仮称)という共通事業を設定する。</p> <p>③期中においてコピー代の支払い、切手等を購入する際には、この政策経費共通事業で購入する。</p> <p>④各事業への配分方法(直課不能な経費について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月行うのが望ましいが、事務コストの観点から四半期ベースでの配分でも良い。要は、各組織で各事業の進捗管理を行っていると思うが、その進捗管理に応じた配分事務が望ましい。 ・切手については、使用した際に、受払管理簿に事業名を記入することで、個別事業ごとに配分可能だと思われる。 ・コピー代については、国庫事業のように個別枚数を管理すべき分は枚数を記録し、個別枚数を管理する程の必要性がない県単事業は、予算に対する進捗状況(2月補正時)に応じた割合で、政策共通事業に集計された実績値を各事業に配分する。 ・電話代等については、運営費と政策経費に予算時の割合ベースで区分し、そのうちの政策経費分について、実績値を事業進捗状況に応じて、各事業に配分する。
案2	<p>(事業費の個別事業への配分方法)</p> <p>個別管理事業において使用したコピー代については、複合機に事業毎にIDを付して、厳密に枚数管理し、使用枚数に応じて各事業に直課する。個別管理事業以外の事業については、政策経費共通事業内のみで予実管理を行い、課全体で異常なコピー枚数となっていないか、コピー枚数が異常に少ない場合はどの事業の進捗が滞っているか、特定の個人が異常な枚数のコピーをしていた場合は合理的な理由があるか等、課内の政策の進捗管理、業務管理、コスト管理に役立てる。</p> <p>事業別の予算、実績値ともに、管理可能な区分に集計し、比較可能な数値を集計できるようにする。</p>
案3	(事業費と管理費の按分)

No.	改善提案内容
	コピー用紙や封筒や電話代など、組織運営上不可避免的に発生する費用の按分方法の問題がある。これらは、原則として、予算積算上の数字で計上すれば良いと考える。理由は、予算積算は、上司の確認と財政課の審査を経たものであるから、必要以上に多額になっているとは考えにくいし、事業の費用対効果での評価をした場合に、事業担当者が不利になるような積算はしないと考えるからである。
案 4	(配分に関する記録の保存) コピー代や電話代を各事業及びそれ以外の運営費配賦する場合でも、配賦前の金額とそれぞれの事業等に配賦した金額に関する記録を残す必要がある。配賦せずに複数の事業の集合で予算額と決算額を比較することも可能にするとともに、配賦した場合のその配賦基準の合理性・客観性を検証可能にしておくことが必要である。

(Ⅲ) 各事業に共通する経費（謝金、旅費、会議の会場費、委託費）

No.	改善提案内容
案 1	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費について、旅行命令簿に事業名を記録し、その事業に直接計上する。 ・委託費について、事業別に予算超過となっている場合でも、その事業に個別集計する。システム上、予算超過入力ができなければ、超過差額分を政策共通事業に直課し、補正予算の策定時に増額修正項目として反映させる。逆に、入札等の結果によって予算の余りが多額に発生した事業については、予算余剰差額に関する集計表を作成し、政策共通事業に予算を戻す処理を行う。
案 2	各事業間で当初予算の設定時に、その負担割合を決めておき、その割合に従って按分すべきである。その割合がはっきりしない場合は、等分するという考え方になる。この方法により、事業内容検討の段階から、事業間での調整が進むことが期待されるし、按分方法の恣意性が排除されるからである。これは、かなり簡便的な方法であるが、そもそも、共通の事業費は、そう多くはないので、事業評価上も問題にはならないと考える。

④ PDCA サイクルによる事務事業と内部統制

(Ⅰ) PDCA サイクル事務事業の必要性

一般的に、公的機関の適切な意思決定を確保することによって財務を適正化するとともに、行政手続の効率性及び透明性を促進することによって不祥事を防止する機能が必要となる。

そして、このような公共ガバナンスが適切に機能し、公的機関の業務が円滑に遂行されるためには、個々の業務について基本的なプロセスである PDCA サイクル(Plan-Do-Check-Action) が働くように内部統制を整備する必要がある。

PDCA サイクルとは、P（計画）－D（実行）－C（評価）－A（見直し）の一連の流れを通じて、継続的な業務の見直しを進める考え方である。

例えば、地方公共団体における PDCA は、それぞれ以下の業務活動が該当すると考えられる。

Plan（計画）	予算策定、事業実施の意思決定、議会における予算審議及び議決
Do（実行）	予算執行、修正予算の策定、日常的なモニタリング、財務検査
Check（評価）	決算数値の把握、事業実施効果の測定・評価（行政評価）、監査委員監査、情報公開
Action（見直し）	予実乖離原因の分析、対処策の検討、新たな施策の立案・検討

(II) 事業の自己評価

青森県は、基本計画「未来を変える挑戦」を策定し、この計画を効果的・効率的に推進していくため、基本政策に対する業績目標指標を設定し、マネジメント・サイクルを展開している。その一環として、政策等の自己点検を実施しており、その結果を毎年アウトルックレポートとしてまとめ、公開している。これは、青森県におけるPDCAサイクルのCheck（評価）に該当し、県民に対する情報公開と説明責任の履行手段と解して良いであろう。

『地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果』（総務省、2014年）によると、「行政評価」とは、「政策、施策及び事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの」である。地方公共団体は、環境の変化に合わせて、提供する行政サービスを変更し、財政規模等の適正化を図るが、その経済性・効率性・有効性を維持するためには、政策や事業の実施状況及び成果を確認して、継続的な見直しを行う必要がある。事業評価の目的は、事業の成果の向上、職員の意識改革、PDCAサイクルの確立、住民サービス向上、説明責任の履行、財政再建や行政改革の実現といった様々なことが言われる。

地方自治体では行政評価が法定されている訳ではないため、各々の地方自治体によってさまざまな取り組みが行われている。行政評価の手法としては、事後的な評価を重視し、業績測定が中心的に行われることが多い。評価対象となる事務事業の業績指標と業績目標を設定し、その目標が達成されたかどうかを事後的に検証することが一般的であるため、アウトカム（成果）指標が重視される傾向がある。

個別事業の実施に関するPDCAは、次のように考えることができる。

Plan（計画）	担当する事業の施策の成り立ちや期待される効果、そこに至るまでの目標値を設定する。
Do（実行）	事業を実施し、実施状況を集約し、担当者、関係者と協議する。
Check（評価）	結果について評価指標を基に分析し、課題を抽出する。
Action（見直し）	抽出された課題を基に、業務の実施方法、予算、人員等の配分の見直しを行う。

なお、行政評価を実施するのは主に内部の行政職員であり、評価者は事務事業の直接的な担当者やその上司（管理職）であることが多いため、評価の客観性に懸念が生じることもあり、近年では「評価疲れ」の状況にある地方自治体も多いと言われている。目標を設定する際に、人事評価のことを考えて、達成可能な低い目標値を掲げることも想定されるため、取り組みに自治体間で温度差があると言えよう。

青森県のアウトルックレポートは、複数の事務事業を束ねた「施策」さらに上位の「政策」を評価対象としたものであり、基本政策に対する業績目標指標による評価が行われている。もちろん、それぞれの施策や政策の評価は、個々の事務事業評価がその基礎となっている。しかし、監査の過程において、各事業の成果指標と達成度合いについて調査を実施した結果、個々の事業において、事業の有効性を確認する指標が設定すらされていない状況が散見された。

確かに、複数の事業を束ねた施策という単位であれば、目標とする業績指標を設定しやすいことが多く、個々の事業すべてに対して、目標数値を設定することは困難なことも考えられる。しかし、事業の重点化を図り、施策のスピード感を重視する時には、事業の改廃、細分化、対象の重点化といった流れの中で、その方針を決定した根拠をデータとして説明できることが望ましいと考える。特に、限られた財源の中で、

施策の展開に関する住民の理解を得るためには、自治体財政の状況や、施策あるいは事業を維持するために必要となる財政負担に関する十分な説明とともに、その意思決定プロセスの透明性確保が必要となる。その意味で、外部評価ではなく自己評価であっても、事業を合理的・客観的に評価し、説明責任を果たすためには、個々の事業ごとに適切な指標を設けることが望ましいと考える。指標を設けることで、事業の必要性や効果が薄れていないか、担い手として民間事業者等に委ねることが合理的ではないか、事業水準や事業規模、受益者負担の必要性はないか、効率的な事業の実施方法が他にはないかという視点で、事業を事後評価することが可能になる。

また、予算と決算を比較し、計画していた成果指標の達成度合いとの関連を分析することは、事業の有効性、効率性、経済性の評価において、最も基本的な政策評価の手法である。そのためには、事業別の決算数値が適切に集計されていることが大前提となることは、③事業別収支予算・決算の現状と改善策において述べた通りである。

(Ⅲ) 地方公共団体における内部統制制度

ところで、地方公共団体の運営が適正になされるためには、組織体制(ガバナンス)が確立していることに加えて、公務を遂行するための行為規範が定立され、運用されることが必要である。この行為規範の遵守が地方公共団体のコンプライアンスと称されるものである。過去の地方公共団体における不正経理事件を引くまでもなく、公的機関においても、それを適正に運用することは非常に難しい。しかし、適切なチェック体制が構築されていたら予防できた事件もあると考えられる。この適切なチェック体制が内部統制であり、地方公共団体においては、コンプライアンスだけでなく、PDCA サイクルが働くように内部統制を整備・運用することが重要となる。

平成 27 年度包括外部監査報告書において、出先機関における内部統制の運用状況に関する報告を行ったが、今年度の報告書においても、平成 26 年 4 月に公表された総務省「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」を参考に、監査で発見された問題点を以下に記載する。

地方公共団体における内部統制とは、首長が、地方公共団体の事務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価して、自らコントロールする取組みである。内部統制の点から考えるべき地方公共団体における 3 つの財務事務執行リスクについて、監査上問題となった財務事務執行リスクの具体例は以下の通りとなる。

①「財務に関する事務の執行における法令等違反(違法又は不当)のリスク」

- ・ 単独随意契約による連年契約の不正行為発生リスク
- ・ 契約の分割、追加による単独随意契約の不法行為発生リスク
- ・ 消費税関連、源泉所得税の適正処理に関する税務リスク
- ・ 資産購入に係る承認手続きの事務処理ルール不遵守リスク
- ・ 任意団体の事務局長を県庁職員が兼務することによる事務処理誤り発生、法令違反リスク
- ・ 委託先に対する検査確認が不十分であることによる問題指摘回避リスク

②「決算の信頼性を阻害するリスク」

- ・ 出先機関等の令達予算の執行状況の未確認リスク
(令達予算の執行をモニタリングしていない)
- ・ 予算統制を原因とする事業別決算による事業費流用又は事業費分割リスク
- ・ 事業別決算数値の不正確性・不真実性による国庫補助金の返還リスク
- ・ 税法知識不足による委託費、報償費の誤謬発生リスク

- ・委託先の不適正な財務報告の不発見リスク
- ・補助金交付先に対するモニタリング事務が不十分であることによる国庫補助金返還リスク

③「財産の保全を阻害するリスク」

- ・上位法規への依拠リスク
(交付要綱に資産処分制限に関して規定をおくことの必要性)
- ・財産処分の申告に関する受け身姿勢による無申告不発見リスク
- ・過剰な発注による物品等流出リスク
- ・物品の余分な発注による事業目的外使用リスク
- ・著作権、商標権のような無形資産の侵害リスク

(IV) 事務処理上のリスクの主な原因

以下では、平成 26 年 4 月に公表された総務省の内部統制に関する研究会報告による 6 つの事務処理上のリスク要因で分類しよう。

この監査において発見された内部統制の脆弱性を示す実証事例として、指摘事項及び監査意見を分類すると下記の通りとなる。このようなリスク要因を十分に意識して、今後において、適切な内部統制の構築と運用を行うべきである。

①行き過ぎた前例踏襲

予算策定における積算事務（前年と同じ実施内容、積算単価など）
毎年度、同内容の印刷物を同一業者に発注する事務

②不十分な引継ぎ

食命人事業のような庁内ベンチャー事業は、事業理念や人的関係は、担当者個人の意識に中だけにあること。

③人事の固定化（チェック不十分）

委託先、補助先の固定化
事業連携先の固定化

④予算の使いきり意識

重点枠事業は最長 2 年という制約があり、財源は基金である
年度末の消耗品購入

⑤（他課との）消極的権限争い

食育事業は食の安全・安心推進課の担当という県庁内における縦割り意識
横断的組織を立ち上げた地域でも見られる出先機関における縦割り組織

⑥外部からの不当要求

事業の委託先、補助先の規定等に従った支給額を、補助対象経費に該当させる主張を、結果として容認している。

(4) 総合意見

上述した(1)から(3)に記載した問題点に関する総合的結論として、県の事務においては、ヒト、モノ、カネ、情報、サービスの全ての面において、改善が必要な事項が相当数発見された。これらの報告内容について、県は改めて PDCA サイクルを展開させることによって、再発防止を図るとともに、今後の事務の適正化を図るために、事務の改善策を速やかに講じるべきである。

第2. 食育推進施策の推進の課題（私見）

本監査を通じて発見された問題点は、上述の通り、内容的にも件数的にも相当多い。それ以外の視点として、国との窓口となっている食の安全・安心推進課の食育推進事業として行われた No.1～No.5 の 5 事業の事業費の予算消化率が低いことについて、現状認識と問題提起を行わなければならない。

No.1～No.5 の食育推進事業について、平成 27 年度の節別事業費の予算と実績（決算）対比表を以下に示す。このうち、No.1 から No.4 は、前記の食育推進費の事業別節別金額を示している。

（単位：千円）

財源区分	事業名	節 区分	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及 び賃借料	負担金補 助及び交 付金	合計
国庫	No.1 次代へつなげる あおもり食育県民運 動充実事業	実績額(決算額)	338	250	79	12	0	118	1,790	2,587
		当初予算額	207	191	229	205	0	20	5,200	6,052
		予算執行率	163.3%	130.9%	34.5%	5.9%	-	590.0%	34.4%	42.7%
国庫	No.2 あおもり食育サ ポーター活動推進事 業	実績額(決算額)	0	74	76	50	4,545	19	0	4,764
		当初予算額	0	124	116	198	6,008	22	0	6,468
		予算執行率	-	59.7%	65.5%	25.3%	75.6%	86.4%	-	73.7%
国庫・一般	No.3 野菜で健康大 作戦事業	実績額(決算額)	200	544	3,879	95	1,357	66	0	6,141
		当初予算額	527	807	5,849	1,289	1,360	168		10,000
		予算執行率	38.0%	67.4%	66.3%	7.4%	99.8%	39.3%	-	61.4%
国庫・一般	No.4 あおもり食命人 自立活動支援事業	実績額(決算額)	726	1,496	1,489	758	2,992	888	0	8,349
		当初予算額	1,086	2,394	1,525	983	2,430	582		9,000
		予算執行率	66.9%	62.5%	97.6%	77.1%	123.1%	152.6%	-	92.8%
一般	No.5 食の信頼確保 推進事業	実績額(決算額)	161	239	38	24	64	0	0	526
		当初予算額	187	351	43	27	0	89	0	697
		予算執行率	86.1%	68.1%	88.4%	88.9%	-	0.0%	-	75.5%
5事業合計		実績額(決算額)	1,425	2,603	5,561	939	8,958	1,091	1,790	22,367
		当初予算額合計	2,007	3,867	7,762	2,702	9,798	881	5,200	32,217
		予算執行率	71.0%	67.3%	71.6%	34.8%	91.4%	123.8%	34.4%	69.4%

このように予算消化率（69.4%）が低いことについては、事業を経済的、効率的に行なったことによる成果と見ることができるところもあるが、これらの事業は、そのケースには該当しない。それよりも、当初予定していた事業内容を十分に実施できなかったことによる予算消化率の低迷である。

このような状況が見られる根本的理由について、食育全般に共通する問題点や背景、県庁内の事業、事務の全般に関する課題を、監査人は次のように考えている。

- (1) 食育の基本的施策が基本法により定められていること（学校給食法のように個別法に定められ、学校の教育現場において推進される形だと、施策の浸透度が高く、有効に進めやすい。）。
- (2) 食育の概念が啓発的で理念的であるために、個別法で定められない分野や階層（高齢者も含めて、学校以外の家庭における取組など）への縦横の展開が難しい。
- (3) 食育が生活習慣や食習慣の改善を伴うものであり、県民個人個人の意識に浸透し、現状や課題を把握するのは、地方自治体としても容易ではない。
- (4) 食育の大切さを理解する県民でも、実践する段階では、個人の経済的な問題、家庭環境の問題等によって、行動に移すことができない場合がある。
- (5) 食育基本法上、地方自治体による推進活動も努力義務規定であるために、県庁内での推進力に欠ける。
- (6) 食育分野は範囲や対象が広いと、主たる施策課題になりやすく、副次的課題として取り組むことが多い。他の施策が優先される傾向が強い。

- (7) 国においても、内閣府が所管していたように、食育分野がそもそも横断的で副次的なもので、財源は各省庁にあるために、県庁内でも施策の財源として意識されにくい。
- (8) 国や県の造成した基金を財源にできれば推進力も増すが、財源に限度がある。県が重点施策として取り上げても、2年間の短期間で成果を上げるのは難しい。
- (9) 県の立場から見た施策の達成に緊急性が低いため、施策の優先順位が低くなる傾向がある。
- (10) 県民の思想、習慣、健康データなどの多面的な情報を収集するためには、コストがかかる。
- (11) 県庁内の各分野で総花的に事業を立案しており、例えば各部各課で料理のレシピの情報誌を作成するなど、事業の重複感がある。
- (12) 施策の有効展開を目的に、事業（細事業）を、部課を超えた横断的組織で展開しているが、庁内の縦割り構造と縦割り意識があることにより、連携力が不足している。
- (13) 下北地区のように、健康面の課題が明らかな特定地域において、県の計画以上の推進目標を掲げて横断的な対策推進本部組織を立ち上げても、縦割り型の組織形態が存置されているために、全体としての事業効果が検証できないし、していない。
- (14) 市町村の食育推進活動が、それぞれの形で進められており、取り組みの熱心さの度合いが異なる。
- (15) 女性活躍推進施策が進められる一方で、未だに家庭における食は女性と密接な関係性を持っている。その家庭内女性に対する食育施策が十分ではない状況で、上北農業女子事業のように働く女性に対する施策も効果が見られないなど、施策を同じ方向で重点化しにくい。
- (16) 食育は創設10年程度の比較的新しい施策分野であるために、専門家や専門機関の数が限られており、様々な価値観を有する人材育成が進んでいない。そのために、施策の方向性が硬直的であり、広がりが無い。
- (17) 施策の具体的な目標評価指標の設定が難しい。設定しない理由にはならないが、重点事業の2年間で事業が終了してしまう。
- (18) 施策の自己評価を行うための目標指標を設定しても、対象となる母集団が多いために、アンケートなどの方法によっても、真実性の高い実績のデータを取ることが難しい。難しいために、県に都合のよいデータによる自己評価を行い、実態の把握を十分できていない。
- (19) そもそも2月補正予算の減額を当初から見込むなど、県庁内の事業の進捗管理が不十分である。
- (20) 食品ロスの削減施策は、事業者だけでなく、家庭と個人の食に対する意識の問題であるため、効果の発現に時間を要する。事業者系に対する施策の場合には、何らかの経済的インセンティブを与えなければ、機動力が向上しない。

結論として、上記の他にも考えるべき現状や問題点が沢山あると考える。しかしながら、内在する様々な課題を乗り越えて、我が国の掲げる理想的な社会像に一步一步、着実に進んでいくために、また、県の掲げる生活創造社会を実現するためにも、国や市町村等と連携しながら行われる食育の施策が益々重要になっていくことだけは確実だと言えよう。

第5部 個別事業に関する監査の結果及び意見

第1. 農林水産部

1. 食の安全・安心推進課

【指摘事項1】食育推進計画の国への報告指標と県指標の不一致について

(監査要点：報告事務の法規等準拠性)

食育基本法上、食育は国、県、市町村その他が、それぞれの役割を果たしながら推進することが明記されているが、本県の食育推進を所管する食の安全・安心推進課は、国に対して県の食育活動に関する報告事務を行っている。食育推進計画の目標値の一例として、第2次青森県食育推進計画上の指標（以下「県第2次指標」という。）の「食事バランスガイド等を参考に食生活を送る県民の割合」と第3次青森県食育推進計画上の指標（以下「県第3次指標」という。）の「主食、主菜、副菜を基準に食事のバランスを考えた食事ができている県民の割合」とは一見すると似たような指標に見えるが、以下のアンケート結果による数値であり、第3次指標の方がよりハードルが高い指標となっている。

<p>県第2次指標 (計画期間：平成23年度～27年度、目標値80%以上) <u>食事バランスガイド等を参考に食生活を送る県民の割合</u> (右記の質問に対してカ～ク以外の回答をした人の割合)</p> <p>平成23年度 60.0% 平成24年度 75.2% 平成25年度 71.6% (全回答者数 684名) 平成26年度 83.2% (全回答者数 561名) 平成27年度 83.2% (平成26年度数値を採用)</p>	<p>問 あなたには、食生活で参考にしているものはありますか。(複数回答可)</p> <p>答</p> <p>ア 食事バランスガイド イ 食生活指針 ウ 3色食品群分類表 エ 6つの基礎食品 オ 日本人の食事摂取基準 カ その他 キ 特に参考としているものはない ク 無回答</p>
<p>県第3次指標 (計画期間：平成28年度～32年度、目標値80%以上) <u>主食、主菜、副菜を基準に食事のバランスを考えた食事ができている県民の割合</u> (右記の質問に対して、アとイの回答をした人の割合) 国への成果報告書実績値 (事実上第3次指標と一致。目標値75%)</p> <p>平成23年度 60.0% 平成24年度 71.6% 平成25年度 64.9% (回答者数不明) 平成26年度 63.1% (全回答者数 1,006名) 平成27年度 62.6% (全回答者数 331名)</p>	<p>問 主食、主菜、副菜を基準に食事のバランスを考えた食事ができているか。</p> <p>答</p> <p>ア ほとんどできている イ おおむねできている ウ あまりできていない エ ほとんどできていない オ 無回答</p>
<p>国指標 (食育に関する意識調査) <u>主食、主菜、副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのが、ほぼ毎日の人の割合</u> (右記の質問に対して、アと回答をした人の割合)</p> <p>平成26年度 67.8% 平成27年度 57.7%</p>	<p>問 主食、主菜、副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは週に何日ありますか</p> <p>答</p> <p>ア ほぼ毎日 イ 週に4～5日 ウ 週に2～3日 エ ほとんどできていない</p>

国の考え方は、県の食育推進計画目標値を国と一致させる必要はなく、県独自で設定して良いとしており、全国的にも国と同様の指標を採用している都道府県は多くても半分程度とのことである。

また、国の食育推進計画指標（以下「国指標」という。）は、「主食、主菜、副菜を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのが、ほぼ毎日の人の割合」で、県第3次指標と比較して更に厳しい内容となっている。そのため、平成27年度の県第2次指標実績値83.2%や消費・安全対策交付金成果報告書（以下、成果報告書という）における実績値62.6%と国指標実績値57.7%とを並べて、本県が全国と比較して食育推進計画指標が良好であるという訳ではなく、そもそも比較対象にはできないものと言える。この点については、国と県の推進計画がそれぞれ別に作成されていることから、整合性の問題は生じないと考える。但し、本県は、食事バランスガイド等を参考にすることについて、県第2次指標目標値の80%以上に対して、平成23年度実績値60.0%から平成27年度83.2%と、徐々に数値を上げ、既に数値目標を達成している。一方で、国に提出する成果報告書上では、従前より事実上、県第3次指標を採用しているが、平成24年度71.6%から平成27年度62.6%と低下しており、経年でみると悪化傾向にあり、必ずしも整合した結果とはなっていない。つまり、今までは、県内向けに対しては県第2次指標を報告し、国に対しては県第3次指標を報告したために、目標・結果・評価の数値データが一致せずに、非常に分かりにくい状態であったと言える。

平成27年8月27日に国へ提出した平成26年度成果報告書上では、成果報告書実績値63.1%に対して、県第2次指標目標値80%を引き合いにして「継続した働きかけが必要である」と表明している。また、平成28年8月29日に国に提出した平成27年度成果報告書上でも、「実績値62.6%に対して、平成27年度に県第2次指標目標値80%に到達することができなかった」との記載があり、二つの指標が同一であるかのような誤解を招く記載がされている（下表参照）。また、実際は平成26年度には県第2次指標実績値は83.2%であり、既に目標を達成しており、このような記載は不適當であったといえる。

●成果報告書の記載内容の比較（抜粋）

目標値	実績	達成度	評価の概要及び指導指針	監査上の判断	
「平成26年度成果報告書」（平成27年8月27日提出）					
「 <u>主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを</u> 」の実践度 現状 71.6%	75.0%	63.1%	84.1%	アンケートの集計結果から、 <u>主食・主菜・副菜を基本に、食事バランスをとって</u> 食生活を送っている人の割合は、63.1%であり、目標値75.0%を下回る結果となった。 県の食育推進計画（2次計画）では、平成27年度には、県民の80%以上が「 <u>主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを</u> 」の実践をしている状態を目指すこととしており、 <u>今後も継続した働きかけが必要である。</u>	（左列の波線部分の意味） ・国へ報告している成果報告書指標と県の第2次食育推進計画指標は異なる指標であるのに、同じ言い回しの表現を使用している
「平成27年度成果報告書」（平成28年8月29日提出）					
「 <u>主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを</u> 」の達成度 現状 64.9%	75.0%	62.6%	83.5%	アンケートの集計結果から、 <u>主食・主菜・副菜を基本に、食事バランスをとって</u> 食生活を送っている人の割合は、62.6%であり、目標値75.0%を下回る結果となった。 第2次青森県食育推進計画では、平成27年度には、県民の80%以上が「 <u>主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを</u> 」の実践をしている状態を目指すこととしていたが、 <u>目標に到達することができなかった</u> ことから、第3次青森県食育推進計画においても平成32年度までに「食事バランスガイド等を参考に主食、主菜、副菜を基準に、食事のバランスを考えた食事ができている県民の割合」を80%以上とすることを目標とした。目標達成に向けて、今後も積極的な働きかけが必要である。	・成果報告書指標と県第2次食育推進計画指標とは、異なる指標のため同列には扱えず、80%目標値の示す意味・状態が違う。 ・県の第2次食育推進計画指標は、平成26年度には83.2%となっており、目標達成しているので「目標に到達することができなかった」という記載は事実と異なる。

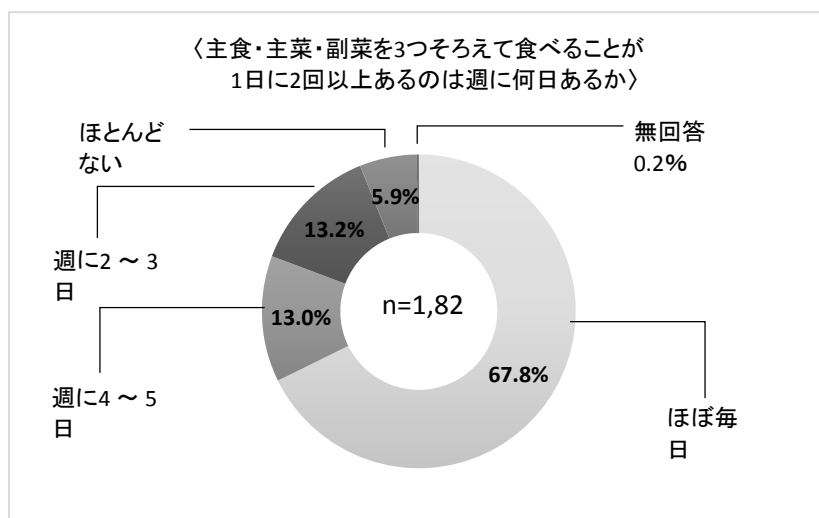
この成果報告書は、東北農政局消費・安全対策交付金第三者委員会の事後評価を受けて、東北農政局のホームページにおいて公表されるものであり、県の事業評価を基に報告すべきものである。監査人の考えでは、そもそも、国へ報告する成果指標と県の食育推進計画指標を一致させていけば良かったと思われるが、別々に設定した理由は、事務の引継ぎがなされておらず、今となっては不明である。県の事務の継続性は確保されなければならないと考えることから、食育の推進状況を把握するための数値指標は、明確に設定して継続適用すべきと考える。また、将来的には、県指標を厳しい基準の国指標に一致させれば、全国的な比較もある程度可能となり、より比較可能性の高い客観的な評価ができると思われる。

【意見1】アンケートの収集方法について

(監査要点：事業の有効性)

指標の算定根拠となるアンケートは、消費者大会・健康祭り・産直フェアなどのイベントやWEB上で実施されている。回答者数は、国への成果報告書実績値で、平成26年度の回答者総数1,006人に対して平成27年度は331名に留まるなど、年度によってばらつきや開きがあり、必ずしも安定した対象母集団からのアンケート結果を導き出せているとは言えない。また、もともとイベントに参加して、アンケートに回答する、どちらかという食育等に関して意識の高い人に対するアンケート結果であり、数値が高く出やすい傾向を持つ収集方法となっている。市町村の実施するイベント等のアンケートについても可能な範囲で県と同一の質問項目を入れてもらい県のアンケート集計に含める、また県や市町村の主催する消費者講座や学校なども収集対象とするなど、県が施策立案のために有用な統計データとして利用可能なものとするために、アンケートの実施方法や市町村との協働による母集団の拡大について、更に改善が必要だと考える。

参考に、内閣府のアンケート結果は下記図表の通りである。



(内閣府食育推進室「食育に関する意識調査報告書」(平成27年3月)より)

No.1 次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業

(1) 事業の概要

①目的

県民が食育の意義や必要性を理解し、これを実践していくため、第2次青森県食育推進計画に基づき実践してきた「いただきます！あおもり食育県民運動」の一層の充実強化により、食育の普及浸透を図る。

②事業内容

1. 「青森県食育推進会議」の運営
県の食育推進体制の維持と次期青森県食育推進計画の検討
2. 「地域食育ネットワーク協議会」の運営
地域の食育推進体制の維持
3. 青森県食育指導者養成研修会の開催
食育指導者の指導能力の向上により食育指導体制を強化
4. あおもり食育検定運營業務の支援
食育に対する県民の意識高揚と機運醸成を目的とした「あおもり食育検定」の運營業務を民間団体へ移行するための県業務費
5. 県内で食育に取り組む団体・市町村への支援
あおもり食育活動支援事業費補助
 - (1)補助金交付先 市町村等
 - (2)事業実施主体 市町村等
 - (3)補助率 国2分の1
 - (4)事業内容 食事バランスガイドによる食育啓発等

③食育基本法上の分類

当事業は、主に食品の安全性、食生活・栄養バランス、食生活リズムの分野に整理される。

(2) 事業の形態

- 上記1.～4.：国2分の1の補助事業
5.：あおもり食育活動支援事業費補助は国100%の補助事業

(3) 事業実施期間

平成26年度～平成28年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業において、成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	4,899	5,626
決算額	2,668	2,587

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	338	食育推進会議委員報酬
旅費	250	食育推進会議委員旅費
需用費	79	
役務費	12	
使用料及び賃借料	118	
負担金補助及び交付金	1,790	あおもり食育活動支援事業費補助
合計	2,587	

(6) 監査の結果

【不当事項 1-1】平川フェスタの国庫返還金について

(監査要点：事務の法規等準拠性)

県は、あおもり食育活動支援事業費補助として、平川市に対し、地域における日本型食生活等の普及促進を目的として、食育総合展示会等（平川フェスタ）と食育推進協議会の開催事業費との総額 1,588,976 円に対して 793,000 円の補助を行っている（県は 2 分の 1 負担、市町村負担は 795,976 円）。この県の補助金の財源は、国の食の安全・消費者の信頼性確保対策推進交付金（以下「消費・安全対策交付金」という。）であり、総事業費の 2 分の 1 補助となっている。

平成 27 年度において、平川フェスタ等の開催費用のうち、地産地消カレー調理賃金 64,000 円（@4,000×8 人×2 日）が、国（東北農政局）担当者の指摘を受け、補助対象経費と認められないこととなり、64,000 円の 2 分の 1 の 32,000 円を国庫返還することになった。所謂ふるまい費用は補助対象経費にそぐわないとの国の判断による結論であった。

包括外部監査時において、過年度にも同様の費用がないか調べてもらったところ、平成 26 年度 48,000 円（@4,000×6 人×2 日）と平成 25 年度 40,000 円（@4,000×5 人×2 日）があり、2 分の 1 の金額の平成 26 年度 24,000 円と平成 25 年度 20,000 円を国庫返還する方向で検討することになった。東北農政局担当者の指摘時には、過年度分についての返還については考えが及ばなかったとのことであった。

平成 27 年度の地産地消カレーの収支計算は、予算上は一皿 300 円で 800 皿を販売し、収入額 240 千円に対して支出額 281 千円（調理賃金 64 千円を含む）で収支計画は赤字事業であったが、事業実績としては 1,014 皿を販売し、収入額 304 千円となり、23 千円ほどの黒字決算となった。ふるまい費用を国が負担することの適正妥当性という補助対象経費の内容面だけでなく、収支実績上も調理賃金等の支出は、カレーの販売額でほぼ賄われている実態があることから、過年度の支出についても国の補助対象経費として適当でなかったと考える。イベント開催費用等への補助対象経費については、当該事業に関する受益者負担金等の収入額がある場合があり、事業計画を策定する場合に、補助金交付先の事業計画について、県として、十分かつ慎重な検討が必要である。

【指摘事項 1-1】国への実績報告書の記載誤りについて

(監査要点：事務の法規等準拠性)

平成 27 年度消費・安全対策交付金事業実績報告書において、以下の記載誤りがあった。国は、各県の実績報告を基に、施策の実施状況を把握し、効果の検証を行っていると思われるので、県は、国への実績報告にあたり、市町村から正確な情報を入力し、適正な記載に留意する必要がある。

内容	誤	正	誤りの内容
平川市食育推進協議会の開催	出席者数 23 名	出席者数 41 名	出席者数でなく委員数を記載した。
むつ市食育推進協議会の開催	出席者数 28 名	出席者数 42 名	同上

【指摘事項 1-2】地域食育ネットワーク協議会の開催状況及び令達予算について

(監査要点：事業の法規等準拠性、事務の適正性)

地域食育ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）とは、県内各地域の関係機関・団体、行政等で構成する食育推進のために、連携・協力を深めるため情報交換を行う場として、県内 6 地域県民局地域農林水産部の農業普及振興室に設置されている。第 2 次青森県食育推進計画にも、青森県食育推進会議と並んで、各地域県民局での設置・開催が明記され、最低でも年 1 回の開催を予定して県の予算措置がされており、財源の 2 分の 1 は国からの補助が受けられる。

しかし、監査の結果、協議会は、27 年度において 6 県民局のうち 3 県民局でしか開催されていないことが明らかとなった。なお、平成 26 年度と平成 27 年度で、県民局ごとの協議会の開催状況は同じであり、2 年連続開催している県民局と、2 年連続で開催していない県民局に分かれている。

また、1 つの地域県民局あたり、需用費 4,000 円、役務費 4,000 円の予算が本庁より令達されるが、開催していないのに返還していない県民局がある。

地域県民局の名称	協議会の開催状況	需用費令達額	役務費令達額
東青	○	—	—
中南	×	—	—
三八	×	4,000 円	4,000 円
西北	○	4,000 円	4,000 円
上北	○	4,000 円	—
下北	×	4,000 円	4,000 円

そこで上記のうち、協議会を開催している上北地域県民局と、開催していない下北地域県民局の両方に監査人が往査し、開催状況や令達予算の執行状況等を中心に監査を実施した。その結果、以下のような状況であった。

	上北地域県民局地域農林水産部	下北地域県民局地域農林水産部
協議会開催 (本庁への報告)	○ (開催した) (下記「攻めの農林水産業」地方本部会議と併催)	×
開催状況	青森県「攻めの農林水産業」推進上北地方本部会議開催 H28.3.7 参考資料 2 として食育の推進状況を説明。参加者は、生産・流通、市町村、消費者、がほとんどであり、教育、医療、福祉等の団体、市町村教育委員会等は参加していない。(農林水産業の振興を主目的としている会議であるため)	青森県「攻めの農林水産業」推進下北地方本部会議開催 H28.3.10 資料 8 として食育の推進状況を説明。参加者は、生産・流通、市町村、消費者、がほとんどであり、教育、医療、福祉等の団体、市町村教育委員会等は参加していない。(農林水産業の振興を主目的としている会議であるため)
令達予算の執行状況	需用費 4,000 円 (野菜の購入費用)	需用費 4,000 円 (ガソリン代コピー代 4 月 5 月分)、役務費 4,000 円 (郵便代電話代数か月分)

下北地域県民局地域農林水産部に対し、協議会を開催していない理由を質問したところ、「令達額も少ないなかで、単独で協議会を開催することは難しい。ただし、「攻めの農林水産業」地方本部会議で食育の推進状況について報告は行っており、一定の関係者に情報共有はできている。」との回答があった。また、協議会を開催していないのに、令達された予算を返還しない理由については、「食育関連の事業に支出していることは違いないという認識であり、事業を意識しているわけではない。」との回答があった。

(問題点①) 協議会開催の要件の曖昧さについて

上記の表の通り、上北地域県民局協議会開催状況と下北地域県民局の「攻めの農林水産業」推進下北地方本部会議での食育推進状況の報告とは、状況として同様であると認められるため、一方が開催して、一方が開催していないという報告内容は明らかに整合性を欠いている。

これは、報告先である食の安全・安心推進課が協議開催の要件（必要性）を明確に示していないことが原因であると考えられる。また、開催実態に関する事実確認が不十分であり、地域県民局の報告内容をそのまま県の実績としていることが問題である。

実態として、教育、医療、福祉等の団体、市町村教育委員会等の重要な参加者を欠いた「攻めの農林水産業」地方本部会議と併催という形式で、当協議会を開催したとする県の主張は、そのまま受け入れることはできない。

食の安全・安心推進課は、事業計画と予算措置の上で協議会開催の開催要件を定め、適切な報告を受けるとともに、協議会開催の実態を把握することが必要である。

(問題点②) 上北地域県民局における需用費の支出内容の目的適合性について

上北地域県民局において、協議会の開催費用として令達された需用費 4,000 円を野菜の購入費用に充当しているのは、事業目的と明らかに合致せず、問題である。この野菜の購入費用は、他の事業で食育に関するイベントで試食の用に供するために支出されたものであり、目（食育推進費）という単位では共通するため、県の条例及び財務規則等にも抵触しないとの認識の甘さが担当者にあると思われる。

予算の令達内容として、会議のための需用費であれば、通常は印刷代などが想定されるが、会議のために野菜を購入したことであれば、会計処理としては食糧費として計上する可能性も検討しなければならないため、会計処理にあたっては事実確認をするべきであった。

(問題点③) 上北地域県民局における役務費の返還について

上北地域県民局において、27 年度の令達された役務費 4,000 円は不用額として令達した本庁に資金が返還されている。26 年度は 4,000 円を支出していることや、上表のように協議会の開催実績があること、他の地域県民局の同事業においても役務費は電話料金や郵便代等、一般に事業ごとに区分することが難しい支出に充当されていることを考えると、役務費が全くかからなかったとして全額返還することについては違和感がある。実際、当事業の実施方法を起案書等において確認したが、電話料金や郵便代をかけなければ実施することは困難であると考えられる。また、この事業は、その支出の半分を国が補助する事業であり、実施状況の如何に関わらずに全額不用額とするのは、県の財政上不利であったことは否めない。なお、担当者へのヒアリングによると、特別な理由があって役務費のみ全額返還したということではないようである。全体予算の中での令達予算の返還であるならば、それは実際に事業が行われなかった事業において、返還が行われるべきであった。

(問題点④) 令達額の十分性について

下北地域県民局地域農林水産部の担当者意見にもあったように、現状の需用費 4,000 円、役務費 4,000 円という令達額は少額であり、協議会を単独開催して各委員が十分な議論を行うには非常に厳しい令達予算額であると言える。

食育推進を目的とした推進体制に組み込まれている協議会開催の重要性を踏まえ、令達額の増額や、参加者が参加しやすいような方法（参加者が重複する他の会議と同日同会場で実施する）を検討する必要がある。

(問題点⑤) 国への実績報告の不正確性について

協議会の開催状況及び支出の実績について、食の安全・安心推進課から国に対し報告をしているが、その内容を上記 2 地域県民局に絞って抜粋すると、「協議会 1 回開催、需用費 8,000 円、役務費 4,000 円」という内容になっている。

これは、問題点①で指摘した協議会の開催状況や、問題点②③で指摘した経費支出の実績報告として、真実を示しておらず、実績報告の真実性とは言えない点で、ミスリードを誘発する内容となっている。

食の安全・安心推進課においては、そもそも協議会の開催状況や経費の支出状況を確認していない不適切な状況を改善し、地域県民局からの報告体制を整備して、国への実績報告を正確に行う必要がある。

【指摘事項 1-3】 県内で食育に取り組む団体・市町村への支援について

(監査要点：検査事務の十分性)

事業内容 5. の「あおもり食育活動支援事業費補助」において、県は五所川原市に対し、334 千円の補助を行っている。この事業において、県は交付要綱に基づき五所川原市より、実績報告書を入手している。

なお、事業費負担の内訳は、県が 334 千円、五所川原市が 335 千円である。

<経費積算内訳>

(単位：円)

事業区分	内容	予算	実績
食育推進リーダーの育成	講師謝礼	45,000	45,000
	事務用品、用紙等 ※	160,000	401,963
	食材料費	136,000	30,094
	通信費	49,560	49,970
	クリーニング代	8,400	9,000
	小計	398,960	536,027
食育推進リーダー活動の促進	食材料費	200,000	111,427
	冊子、エプロン代	70,000	22,403
	小計	270,000	133,830
合計		668,960	669,857

(五所川原市が県に提出した実績報告書より監査人が作成)

上記の経費積算内訳によると、五所川原市の文房具代（上表※）は予算 160 千円に対して実績 401 千円と著しい乖離が見られた。事業全体の予算に対して実績額が満たない状況が見込まれたので、当事業と関連性が低いあるいは他の事業と共通して費消される文具の購入に充てて、その半分の補助を受けたというようにも見受けられた。県担当者は、領収書等の証憑を入手し、支出内容の正当性を確認しているが、実績額 401 千円の内訳には下記の表に示した項目も含まれている。

領収書等の日付	金額 (円)	内容
6月2日	5,680	USBメモリ、ラベル、ラミネート用フィルム
6月2日	1,969	テプラカートリッジ、Vクリップ、付箋
9月1日	12,916	プリンターのインクカートリッジ×2個
10月19日	43,416	リサイクルトナーカートリッジ5個
11月4日	9,180	ファイル8冊、USBメモリ3個
12月18日	4,030	電池、スタンディングボード
12月22日	19,440	P P Cペーパー10箱
12月22日	11,664	P P Cペーパー5箱
12月22日	5,616	カラー用紙4冊
2月5日	8,121	テプラカートリッジ6個等
3月3日	26,136	テプラカートリッジ
3月7日	7,102	テープのりカートリッジ、ホッチキス針、色鉛筆
3月11日	11,037	インナーケース、コピー用紙、封筒

(領収書等より監査人作成)

しかし、県担当者の回答によると、これらの事務用品は食育と無関係である証拠もないため、審査事務において決裁しないことは難しいという程度の甘い審査を行っている。しかし、当事業は国庫事業である。県は市町村の支出の適正性を監督する機能を国から求められており、このような甘い認識で審査事務を行うことは、補助金の返還リスクを高めることになる。

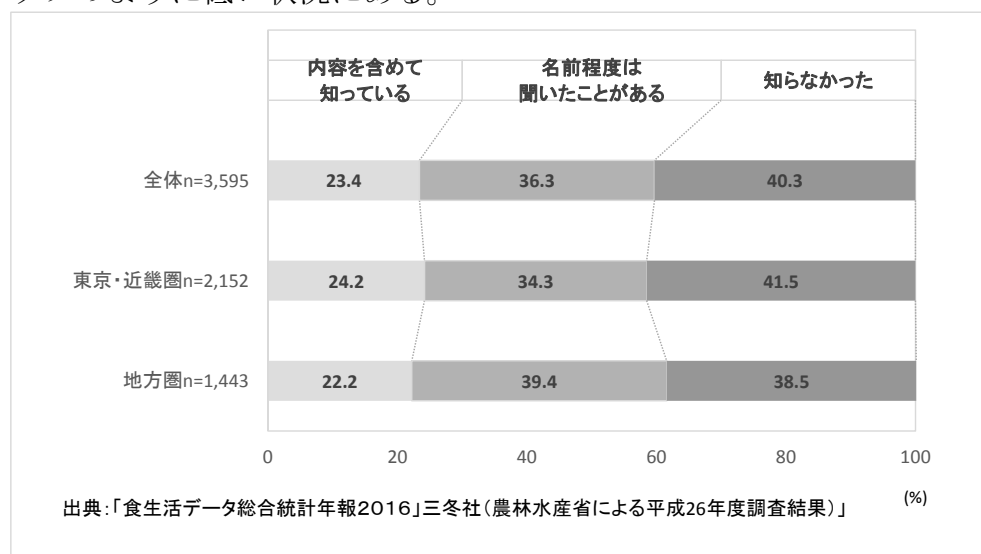
実績報告書の内容を精査し、異常点が確認されたら適宜交付先市町村に、内容の妥当性と支出理由の確認を行うことは、協働して食育を推進する市町村への牽制体制の確保の意味でも必要であると考えられる。

【意見1-1】食事バランスガイド普及推進事業の実施状況について

(監査要点：事業の有効性、経済性)

県は、食事バランスガイド普及推進事業において、「あおもり食育活動支援事業費」の補助を実施しているが、当初予算5,200千円に対し、実績1,790千円と予算の執行率が相当低い状況である。食事バランスガイドとは、「食生活指針」(国の定めた基本的な指針)を具体的な行動に移すためのものとして、平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が策定したものである。当事業費の財源は、事業費の2分の1を事業実施主体(市町村及び団体)が負担し、国が2分の1補助のため県の負担はない。

監査人が入手した資料によれば、地域別の食事バランスガイドの認知度は、下記グラフのように低い状況にある。



26年度予算では、見積り交付対象事業1件あたり650千円と積算していたが、実績平均は313千円であった。しかし、27年度においても、前年踏襲の硬直の見積り方法により、予算上1件あたり650千円と積算した結果、1件あたり実績平均額は298千円と、2年連続で予算と実績は大幅な乖離となった。

また、実施希望団体に関する各地域県民局に対する照会期間が短く（1週間）、交付申請団体は、下表のように6件中5件は同じ団体・市町村で、2年連続でほとんど変化がない。

補助金交付先の名称	26年度（千円）		27年度（千円）	
	予算 (交付申請額)	実績	予算 (交付申請額)	実績
平川市	912	645	1,015	793
むつ市	235	130	152	152
五所川原市	417	417	334	334
十和田市	600	477	—	—
藤崎町	—	—	250	250
青森県青果卸売市場協会 (下記事例①)	103	48	90	89
青森県水産物卸売市場協会	228	165	172	172
合計	2,495	1,882	2,013	1,790

それに加えて、以下（事例①）のように、事業目標と事業内容の整合性が強く疑われる下記のケースもある。

(事例①：青森県青果卸売市場協会)

事業目標：食事バランスガイドの普及

事業内容：収穫体験、食事バランスガイドの配布と説明、アンケート

当事業は、事業内容の収穫体験と、食事バランスガイドの普及という事業目標は整合性が不十分であると考え、収穫体験を行うことに併せて食事バランスガイドの配布と説明及びアンケートを実施することで、辛うじて国の定める実施要項に適合した事業と判断された事例である。監査人が実績報告等を閲覧したところ、実際の事業日程のうち、食事バランスガイドの配布と説明に充てられた時間は、それ以外の収穫体験等に充てられた時間と比較するとごく短時間であることが推察された。事業参加者にも、食事バランスガイドの普及が主目的だとは感じられなかったと思われる状況である。国の事業目的は、食事バランスガイドを普及することで国民の食育の促進を図ることだと思うが、事業要件に「バランスガイドを配布すること」があることから、事業主体が収穫体験会を開催するのに合わせて配布することによって、補助制度に合わせる事ができたと思われるのである。

以上のことから、財源がすべて国の負担で、県の財政負担が生じないことをもって、県の担当者による厳格な補助金の交付審査がなされておらず、形式的事務に陥っている状況であると推察される。

財源が国庫負担の事業であり、国がバランスガイドの普及を急ぐ背景はあったとしても、予算策定における見積り方法、事業実施団体の募集件数、事業の実施内容の目的適合性について、前年予算の盲目的踏襲や、数件の事業実績確保を目的としているかのような消極的な募集方法を改め、食育の啓発に繋がる中身の濃い事業の企画を求め、事業の運営と審査を行う必要がある。

No.2 あおもり食育サポーター活動推進事業

(1) 事業の概要

①あおもり食育サポーターとは

県では、次代を担う子どもたちをはじめ、全ての県民が生涯を通して心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、食に関する様々な知識や、食について考える習慣などを身につける活動に取り組む「食育」を進めている。この一環として、地域の保育所・学校等において、食に関する講話・寸劇、郷土料理などの調理実習や農林漁業体験の指導などをする人を「あおもり食育サポーター」（以下「食育サポーター」という。）として登録し、保育所・学校などの要請等により、食育活動を実施してもらうこととしている。

食育サポーターになるためには、以下の4つの要件を全て満たす必要がある。

要件1	平成20～21年度に県が実施した「あおもりっ子食育指導者養成研修」の受講者、又は「あおもり食育検定」の合格者で、食育サポーターとしての活動を希望する方。もしくは、(受講者でなくても)食育サポーターによる食育活動の趣旨を理解し、活動を行うために必要な次の資格、経験等を持つ者。 ○栄養士 ○調理師 ○保健師 ○食生活改善推進員 ○保育士 ○教員 ○生活改善グループ員 ○専業農林漁業者 ○市場関係者 ○食品製造業者 ○野菜ソムリエ等の食関係資格保持者 ○そのほか県が適任と認める方
要件2	原則として、無償で活動を行う者
要件3	食育サポーターの「氏名」「連絡先」「希望活動分野」等を整理した「食育サポーター名簿」を、県と食育サポーター事務局に配布することに同意する者
要件4	『新・食育応援団！「あおもり食育サポーター」』のホームページの「登録者一覧表」に掲載することに同意する者

平成25年度以降の食育サポーターの登録人数の推移は以下の通りである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
食育サポーター(人)	285	293	324

②当事業の内容

第2次青森県食育計画の目標達成に向けて、食育サポーターを活用したライフステージに応じたきめ細かな食育活動を推進するとともに、地域の多様な要請に応えるために、食育サポーターの更なる資質向上、活動体制の強化を図るため、以下の事業内容を行っている。

① 食育サポーターの活動推進(委託先:学校法人青森田中学園)
ア 食育サポーターの活動支援
・地域の課題に対応した食育活動の実施、食育活動に必要な食育教材の貸出・維持管理 等
イ 食育サポーター活動体制の強化
・食育サポーターの単独活動実施に向けた技術研修会の開催、人材育成プログラムの作成、活動に携わる食育サポーターを増やすための体制づくり
② 県推進事業(県直営)
ア あおもり食育サポーター登録業務
イ 食育サポーター制度の周知啓発等

食育サポーターの活動推進にあたっては、委託先にあおもり食育サポーター事務局(以下「事務局」という。)を設置し、管理者を配置するとともに、県内2地域(津軽・南部)に各1名の食育コンシェルジュを配置することとなっている。食育コンシェルジュの業務は下記の通りである。

・コンシェルジュは、活動受入先の要望に対応するため、サポーターの選定・調整を行う。
・コンシェルジュは、必要に応じて住民等からの食育相談に応じるとともに、サポーターに対する情報提供や指導内容・方法等に関する助言・指導を行う。
・コンシェルジュは、サポーターによる啓発活動の受入先を開拓するため、活動 PR 資料を作成し、関係機関に配布する。
・コンシェルジュは、食育教材の拡充と貸出を行う「食育教材バンク」を運営し、サポーターを支援する。
・コンシェルジュは、サポーターの拡充と資質向上を目指した情報交換研修会を実施し、サポーターを支援する。

③食育基本法上の分類

当事業は、主に食に関する基本所作、食生活リズムの分野に整理される。

(2) 事業の形態

食育サポーターの活動推進事業（上記①）は、学校法人青森田中学園（以下「青森田中学園」という。）に委託しており、委託に係る対象経費のうち 1/2 は国から消費・安全対策交付金が交付されている。県推進事業（上記②）は、県の直営事業である。

青森田中学園との委託契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約となっている。当事業の前身となる事業を含めると、平成 22 年度から 27 年度まで連続して青森田中学園に委託しており、平成 24 年度までは公募していたものの、平成 25 年度以降は一者随意契約を締結している。一者随意契約としている理由を所管課の担当者に確認したところ、過去の事務局業務の実績から事務局運営のノウハウを有しており、その経験から食育サポーターとの信頼関係を築き、特性を把握している県内で唯一の団体であるためということであった。

また、委託先は学校法人（非営利法人）であり、県が実費相当額を積算して作成した実施予算書に基づいて契約金額を定めていることもあり、青森県財務規則第 148 条第 1 項第 4 号の規定により見積書の徴取は省略されている。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業では、あおもり食育サポーターによる年間活動回数を事業の成果指標としている。当該指標の推移は以下の通りであり、目標値は達成しているものの近年は減少傾向にある。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	目標値 (平成 27 年度)
年間活動回数	207	193	173	100

(委託業務実績報告書より (目標値は第 3 次青森県食育推進計画より))

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	6,544	6,468
決算額	6,501	4,764

・平成 27 年度当初予算額と決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 当初予算額	平成 27 年度 決算額	主な内容
旅費	124	74	
需用費	116	76	
役務費	198	50	
委託料	6,008	4,545	青森田中学園に対する委託料
使用料及び賃借料	22	19	
合計	6,468	4,764	

(6) 監査の結果

【指摘事項 2-1】経費精算書に添付される領収書の確認事務について

(監査要点：委託料審査事務の適切性)

青森田中学園との業務委託契約書第 10 条によれば、委託先は委託業務が完了したときは、委託業務実績報告書及び経費精算書を作成し、委託業務完了後 15 日以内に県に提出しなければならない、業務委託仕様書によれば、委託業務に係る領収書等の写しを添付することとされている。

平成 27 年度の委託業務に係る領収書等の写しを閲覧したところ、領収書日付が平成 26 年 10 月 29 日と記載されているものが 1 件発見された。当該領収書に係る納品書を確認したところ、平成 27 年 9 月 3 日に納品されたものであることが確認され、平成 27 年度の当該委託業務の対象経費であった。しかし、このような領収書日付の誤りは、添付資料として不当な内容であるため補助対象経費としては疑義が生じるものである。県の経費精算書の審査事務の際に発見し、内容を委託先に確認の上で領収書の差替えがされるべきものである。このような確認事務誤りは、委託業務に関連しない支出が対象経費として計上される要因にもなり得るため、金額のみではなく、領収書の年月日も漏れなく確認し、誤りが認められたら委託先にその旨を再確認し、差替えを依頼する等、適切な審査事務処理を遂行しなければならない。

【指摘事項 2-2】委託事業の実績見込の確認不足について

(監査要点：事務の法規等準拠性)

あおもり食育サポーター活動推進事業における青森田中学園の委託事業について、当初契約金額 6,008 千円であったが、実績額は 4,544 千円に留まったことから、国の消費・安全対策交付金対象事業（国 2 分の 1 負担）として、差額の 1,464 千円の 2 分の 1 の 732 千円（食の安全・安心推進課総額では 795 千円）を国庫返還することになった。しかしながら、この返還事務は、2 月補正予算時に、委託事業の実績見込みを正確に把握できていなかったことに起因するものである。国の消費・安全対策交付金において、「No.4 あおもり食命人自立活動支援事業」は、当初予算上は県単事業であったが、東北農政局との協議により国庫補助対象経費の要件を充足することが確認された。しかしながら、全額を国庫充当できなかつたため、予算上、当事業の委託料 2,991 千円のうち一部の 590 千円だけを補助対象経費としていた。2 月補正予算時に、あおもり食命人自立活動支援事業について、青森田中学園の減額分を国庫補助対象経費として申請及び充当処理をしていれば、結果的に、国庫返還する必要がなかったと解される。結論として、本来受け取ることのできた国庫交付金を、実績等確認事務上の不備で受け取ることができなかつたと判断された。また、青森田中学園については 2 ヶ月に一度は口頭で実績確認しており、2 月時には事業実施状況の確認をとっていたとのことであるが、その確認が不十分であったと言える。

委託先にも国庫事業であることを自覚させ、県に対して迅速に正確な報告をしてもらう必要があるのに加え、県としても各食育事業の進捗状況や実績金額見込の再確認を徹底するべきである。

(7) 監査意見

【意見 2-1】 あおもり食育サポーターの活動状況について

(監査要点：事業の有効性)

委託先から提出された活動報告書を閲覧したところ、平成 27 年度に実施された 173 回の食育活動のうち、実際に食育サポーターが担当した活動回数は 22 回、活動した食育サポーターは 15 人(平成 27 年度末時点の食育サポーターは 324 人)であった。すなわち、食育サポーターが実際に携わった食育活動は食育活動全体の約 1 割、食育活動を行った食育サポーターは食育サポーター全体の 1 割にも満たないという状態であった。また、概要に記載した通り、食育コンシェルジュの業務は食育活動受入先での食育サポーターの選定・調整、食育サポーターに対する情報提供や指導内容・方法等に関する助言・指導等、といった食育サポーターの食育活動を推進することであるのに対して、実際には食育サポーターが担うべき食育活動そのものを食育コンシェルジュが行っている状況であり、食育サポーターの活動推進という本来の役割を果たせていたかは疑問が残るところである。また、「あおもり食育サポーターによる年間活動回数」が成果指標となっているが、確かに食育活動は活発に行われているものの、あおもり食育サポーターによる年間活動回数そのものは 173 回ではなく 22 回であり、目標は達成されていないものと言える。

このように、食育活動のほとんどを食育コンシェルジュが行っている理由を質問したところ、食育サポーターに食育活動を依頼しても、限られたごく少数の食育サポーターにしか引き受けてもらえず、食育コンシェルジュが動かざるを得ない状況であったためとの回答であった。しかし、そのような状況であるからこそ、食育コンシェルジュが様々な手段を通じて、食育サポーターが食育活動できるように、食育サポーターの資質向上、レベルアップを目的とした業務が定められていたと思われる。

食育サポーターの食育活動は無償のボランティアである。一方で、食育コンシェルジュが、食育サポーターが担うべき食育活動のかなりの部分を行っているということは、食育コンシェルジュが行った食育活動に対して委託料という形で公費が支払われている部分が少なからずあるとも言え、現状としては本来想定していた食育サポーター、食育コンシェルジュそれぞれの役割が果たされているとは言い難い。以上の現状を踏まえると、今後食育活動を更に推進する上で、食育サポーター、食育コンシェルジュのあり方を、制度設計も含めて大きく見直す必要があると考える。

【意見 2-2】 委託先において 3 月に発注された需用費について

(監査要点：委託料審査事務の妥当性、効率性)

平成 28 年 3 月に、委託先が ㊦区 から需用費としてロール紙、コピー用紙、消耗部品等を購入していた。3 月は年度末であるため、購入目的を所管課の担当者に確認したところ、購入目的を把握できていなかった。そこで所管課を通じて委託先に購入目的を確認したところ、以下の通りの回答が得られた。

購入内容	納品日	金額 (円)	委託先からの回答
エプソンロール紙	平成 28 年 3 月 4 日	55,944	・ポスター、看板、大型紙芝居などの大型の印刷用紙について、大学の専用プリンターにセッティングしてあるものを使用していたため、1 年間使用分を購入し大学に返却した。
事務用消耗品	平成 28 年	88,504	・年度の資料整理用ファイルの購入である。

購入内容	納品日	金額（円）	委託先からの回答
(コピー用紙、インクカートリッジ、ファイル等)	3月15日		・大学の印刷室で使用した相当分のコピー用紙を購入して返却した。 ・教材の消耗した分の修理用の色紙等を購入した。
文例集	平成28年 3月16日	9,180	・食育サポーター育成を目的とした人材育成プログラム(サポーター活動マニュアル)を作成するために、文例集が必要であったため購入した。
プリンター消耗部品	平成28年 3月17日	10,798	・事務局で専用使用しているインクジェットプリンターの消耗部品が壊れ、交換のため購入した。

法令上、学校法人の決算期は3月に定められており、年度末にまとまった需用費等の支出がある場合は、委託先の予算消化目的での購入が疑われるところである。委託先とは単年度契約であり、翌年度の契約が約束されている訳ではないという原点に立ち返り、経費精算書の審査の際に、経費精算書と領収書の確認だけでなく、当該事業費としての相当性、対象経費に該当するか否かの視点から、委託先に購入目的を確認すべきである。

【意見2-3】普通旅費の令達について

(監査要点：令達額の事業別決算に関する妥当性)

当事業費として、下北地域県民局地域農林水産部に令達された、普通旅費800円のうち400円(200円×2回)は、地域県民局の職員が青森県食育推進会議に出席した際の旅行雑費として支出されている。

青森県食育推進会議の開催は、No.1次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業(以下「No.1事業」という。)で予算化されており、No.2あおもり食育サポーター活動推進事業(以下「No.2事業」という。)の予算で、当会議への出席に伴う旅行雑費を支出するのは、事業別事業費管理の適正化の観点から不適切であると考えられる。

地域県民局担当者によると、「No.1」事業で旅費が令達されないの、広い意味で食育活動であることに違いがないとの認識で、「No.2」事業の旅費として支出したものであり、「No.1」事業で旅費が令達されれば、当然「No.1」事業の旅費として支出したであろうとのことである。

事業別の予算策定及び決算の重要性を強く意識し、異なる事業間での支出の混同がないよう改善すべきである。

No.3 野菜で健康大作戦事業

(1) 事業の概要

①野菜で健康大作戦とは

野菜で健康大作戦事業は、県民の健康増進に向け、野菜摂取に対する意識啓発と栄養バランスのよい日本型食生活への見直しを目的とする事業である。

②野菜で健康大作戦事業が求められる背景

本県の平均寿命は男性77.28歳(全国平均79.59歳)、女性85.34歳(同86.35歳)と全国の都道府県で最下位の現状であり(厚生労働省 平成22年都道府県別生命表より)、その要因の一つとして野菜摂取不足による生活習慣病等の病気の発生が挙げられる。野菜にはビタミンやカリウム、食物繊維など、体を健康に保つ栄養素が含まれており、生活習慣病の予防効果があるといわれているが、本県の成人(20~64歳)一日あたり野菜摂取量の平均値は、男性が296.2g(全国平均297.0g)、女性が292.3g(全国平均280.2g)となっている(厚生労働省 平成24年国民健康・栄養調査結果)

の概要より)。厚生労働省「健康日本21（第二次）」によると、野菜摂取量の目標値は一日350gとされており、当目標値比較で青森県は低い状況となっている。従って、県民の野菜摂取量をより増加させることで、県民の健康寿命延伸を目指すことを目的として、当事業が実施されている。

③事業の内容

当事業の具体的な内容は、以下Ⅰ.～Ⅱ.である。

Ⅰ. 野菜を食べよう大作戦の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット等量販店に野菜で健康大作戦の協力店になってもらい、野菜摂取に対する県民の意識を高めるための自主的な取組やPRを行うための研修等の活動を行っている。 ・「野菜を食べようキャンペーン」の実施。キャンペーンでは、県が作成した「野菜たっぷりレシピブック」を協力店で配布すること、野菜で健康大作戦のポスター・のぼり等の掲示、野菜の美味しい食べ方や栄養成分・機能性等の情報を消費者向けに発信する活動を行っている。 ・知事を交えた関係者との結団式「野菜を食べようキャンペーンキックオフセレモニー」及び野菜の啓発展示・即売等を実施する「あおもり野菜で健康祭り」の開催を行っている。
Ⅱ. 野菜で元気になれる地域の食啓発 <p>元気な高齢者の秘訣大調査（アンケート調査）の調査結果を基に、野菜が多くバランスのよい日本型食生活への改善を図るため講演での紹介、「野菜たっぷりレシピブック」への掲載による啓発活動を行っている。</p>

④食育基本法上の分類

当事業の事業内容は、食生活・栄養のバランスの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の重点枠事業である。事業の財源は青森県地域振興基金5,000千円及び国庫支出金（消費・安全対策交付金）5,000千円である。なお、当事業の支出のうち、「野菜を食べようキャンペーンキックオフセレモニー」の会場設営及び「あおもり野菜で健康まつり」の会場設営等は、委託事業として実施されている。

(3) 事業実施期間

平成26年度～平成27年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業の成果指標は「第3次青森県食育推進計画」の長期目標値として定められている通り、一日当たりの野菜摂取量（成人）を平成34年までに350g（「健康日本21（第二次）」の目標値と同値）まで上げることが成果指標となる。

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	10,000	10,000
決算額	5,701	6,141

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	200	講演講師料
旅費	544	PR等の打ち合わせに係る旅費
需用費	3,879	「野菜たっぷりレシピブック」作成費
役務費	95	送料・運賃
委託料	1,357	イベント会場設営費
使用料及び賃借料	66	イベント会場使用料
合計	6,141	

・活動実績の状況

項目	平成 26 年度	平成 27 年度
協力店舗数	223 店	247 店
協力店研修参加人数 (事業者数)	43 人 (23 社)	38 人 (18 社)
ポスター配布枚数	809 枚	693 枚
のぼり	716 枚	558 枚
レシピブック	46,600 冊	34,900 冊

(6) 監査の結果

【指摘事項 3-1】 レシピブック作成にかかる委託契約の不適切性について

(監査要点：委託契約の規則準拠性、経済性)

県は平成 26 年度、平成 27 年度の連年にわたって、野菜で健康大作戦事業の県民への周知と啓発を目的として、レシピブックを計 4 巻作成した。当レシピブックは A6 サイズ (ほぼ、ハガキの大きさ)、フルカラー12 ページ (表紙・裏表紙含む) であり、その内容は、野菜を多く使用したレシピ紹介、1 日に必要な野菜摂取量の啓発、野菜を沢山たべるコツ、青森野菜の旬のカレンダー等である。レシピブックは県内スーパーマーケット、百貨店を中心に配置され県民の手に渡っている。なお、レシピブック各巻の違いとして時節にあったレシピへ更新されている点等があげられるが、各巻のデザイン・構成・ページ数等は基本的に同じである。

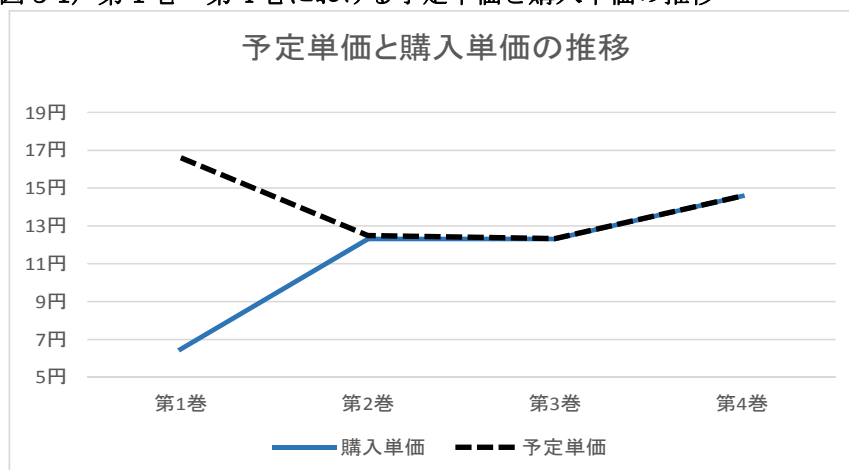
レシピブック 4 巻のそれぞれの契約状況を時系列的に記載すると、下記(表 3-1)の通りであり、結果的に 4 巻すべてが県内の印刷業者 A 社と委託契約が結ばれた。これらの契約にかかる資料を閲覧し、担当者にヒアリングしたところ、以下の 4 つの問題点が発見された。

(表 3-1) 平成 26 年度・平成 27 年度におけるレシピブック作成にかかる契約状況

巻数	支払日	相手先	部数 (部)	契約担当課	購入単価	購入価格	予定単価	予定価格	契約方法
1	H26.9.8	A 社	50,000	会計管理課	6.480 円	324,000 円	16.604 円	830,244 円	9 者で見積もり合わせ
2	H26.11.28	A 社	50,000	同上	12.312 円	615,600 円	12.490 円	624,533 円	単独随意契約
3	H27.9.18	A 社	55,000	食の安全・安心推進課	12.312 円	677,160 円	12.327 円	678,000 円	3 者で見積もり合わせ
4	H28.3.9	A 社	30,000	会計管理課	14.580 円	437,400 円	14.580 円	437,400 円	単独随意契約

注) 購入単価・購入価格はいずれも消費税込 (県の資料を基に、監査人作成)

(図 3-1) 第 1 巻～第 4 巻における予定単価と購入単価の推移



問題点① 第 2 巻を単独随意契約にて発注したことの妥当性について

第 2 巻（支払日：H26.11.28 購入価格：615,600 円）の契約について、県財務規則上は 2 者以上の見積もり合わせにて行われるべきであったが、A 社単独で随意契約がなされたことによって、高額なコストが生じた可能性が高いと判断された。第 2 巻の契約は、予定価格が 624,533 円と 100 万円を下回ることから県財務規則上は、競争入札ではなく随意契約が可能であるが（県財務規則 147 条）、予定価格が 10 万円を超える額であることから原則として 2 者以上の見積書を徴取し、最も安価かつ予定価格以内の業者に決定することが求められている（県財務規則 148 条）。しかし、県は当該契約が財務規則 148 条第 4 号の「見積書を～徴する必要があると認められるとき。」に該当するものとして、見積もり合わせを行わずに A 社と単独随意契約を結んでいる。

【県財務規則より抜粋】

（随意契約のできる場合の限度額）

第 147 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）は、次の表の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負	250 万円
(2) 財産の買入れ	160 万円
(3) 物件の借入れ	80 万円
(4) 財産の売払い	50 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

（昭和 57 年規則 42・追加）

（見積書）

第 148 条 契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、特別の理由がある場合を除き、2 人以上から見積書を徴するものとする。ただし、1 件の予定価格が 10 万円を超えない契約をする場合又は次の各号の一に該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 急施を要する生産品の売却で見積書を徴するいとまがないとき。
- (2) 給食施設等において食品の買入れをするとき。
- (3) 資金の前渡を受けて契約をするとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、見積書を徴し難いと認められるとき、又は徴する必要があると認められるとき。

県が 2 者以上より見積書を徴取する必要があると判断した根拠として「当該印刷物は A 社が印刷データを保有している。第 2 巻は一部修正の増刷であり、競争入札とす

るよりは著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあることから A 社と随意契約するものである」ことが、「開札（徴収見積書）一覧表」において記載されている。この判断の具体的根拠は、下記「(表 3-2) 県が行った印刷物積算」にあるように、契約対象が印刷データを保有している場合（以下「ケース①」という。）と、印刷データを保有していない場合（以下「ケース②」という。）の各ケースにおいて印刷物積算を行い、(ケース①)の積算コストが(ケース②)の積算コストの 74.55%と 75%以内に収まっていることより、著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとしている。なお当該 75%にて判断する基準（以下「75%ルール」という。）は、県の会計管理課が作成している内部事務マニュアルに基づくものである。

(表 3-2) 県が行った印刷物積算

(単位：円)

内訳項目	構成等	第 2 巻積算		(参考) 第 1 巻積算の結果	参照
		(ケース①) 印刷データを保有している場合	(ケース②) 印刷データを保有していない場合		
A.編集・デザイン	表紙・裏表紙	0	90,000	0	(問題点①)
	本文	0	70,000	0	(問題点①)
B.DTP パーツ作成		2,010	14,050	8,800	
C.DTP メイクアップ		7,230	24,100	23,100	
D.文字デザイン校正紙		3,120	3,120	3,600	
OP2.色校正		3,600	3,600	3,600	
E.刷版		44,800	44,800	44,800	
F.印刷		142,500	142,500	142,500	
G.製本加工	表紙ほか 3 頁	60,000	60,000	60,000	
	本文 8 頁	60,000	60,000	60,000	
	綴加工	61,500	61,500	61,500	
	UV 加工	0	0	200,000	(問題点②)
I.用紙		152,110	152,110	152,110	
※電子納品		6,500	6,500	6,500	
包装・梱包		10,000	10,000	10,000	
諸経費		55,337	74,228	77,651	
合計		608,707	816,508	854,161	

(A) (B)

$$(A) \div (B) = \boxed{74.55\%} \leq 75\%$$

(県の資料を基に、監査人作成)

上表を一見すると、(ケース①)と(ケース②)とでは相応の価格差があることから A 社に発注することで著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるように見える。しかし、細部を十分に検討した結果、上表(ケース②)における「項目：A.編集・デザイン」の積算が不適切であることから、実態として著しく有利な価格で契約を締結できる見込みがあるとは言い難い状況であり、本来ならば財務規則 148 条の原則に則り 2 者以上から見積書を徴取するべきであったと判断されたものである。

具体的には、上表の波線部「項目：A.編集・デザイン」を見て欲しい。(ケース②)において「表紙・裏表紙 90,000 円 本文 70,000 円」のデザイン料が積算されているが、今回の発注は、県にてレシピブックの体裁で既にデザインが完成しており、基本的に印刷業者はデザインを行わないことから実態としてデザイン料は委託契約業務に含まれることはない。同じ理由により第 1 巻の積算においてもデザイン料を 0 円と

積算を実施しており「(表 3-2) 県が行った印刷物積算」の右から 2 列目「(参考) 第 1 巻積算の結果」参照)、第 2 巻(ケース②)の積算においてもデザイン料 0 円とすることが適切妥当である。県の説明では、「通常想定されるものとして(ケース②)にデザイン料を計上しているもので、今回のような特殊事情は勘案していない」とのことであった。ここでいう特殊事情とは県にてレシピブックの体裁で既にデザインが完成していることであるが、そもそも積算事務においては、個別のケースごとに取り引内容に沿う精緻な見積りが求められているものであり、今回のようにデザイン料が発生しないという実態が明らかであるにも関わらず、一般的な想定を用いて積算を行った事務自体が不適切であると判断される。

そのため、(ケース②)の積算より「表紙・裏表紙 90,000 円 本文 70,000 円」のデザイン料を除くと積算コストは 656,508 円となり、(ケース①)の積算コスト 608,707 円との倍率は 92.71%となるため「著しく有利」とは言えず、また県の 75% ルールの適用も該当しないことから、原則通り 2 者以上から見積書を徴取し、最も低額かつ予定価格以内の業者を選定すべきであったと考える。

結果的に、第 1 巻と第 2 巻はほぼ同内容であり、かつ第 2 巻発行は第 1 巻発行の 2 か月後と短期であり印刷費(単価)が大幅に高額化する外部環境要因は存在しないと思慮されるにもかかわらず、第 2 巻の契約単価は 12.31 円と、第 1 巻の契約単価 6.48 円の 1.9 倍もの異常に高額な水準となっている。また、第 1 巻の契約時に 9 者の見積もり合わせが実施されたが、その結果は下記「(表 3-3) 第 1 巻見積もり合わせ提出単価一覧」の通りであり、B 社 10.800 円、E 社 10.422 円、H 社 9.612 円と、A 社の第 2 巻の契約単価 12.312 円を下回っている先が多くみられることから、第 2 巻委託について見積もり合わせを行っていた場合、より低いコストで契約ができた可能性が高いと考えられる。あくまでも想定だが、第 1 巻の H 社の提出単価 9.612 円に基づけば、第 2 巻の契約金額は 480,600 円と推定され、第 2 巻の A 社の契約金額 615,600 円との差額は 135,000 円となり、少なくとも同額の支出を抑制できたことになる。

今後、契約を締結する際には、原則的手続きを前提に事務を行うこと、随意契約になる場合であっても可能な限り個別取引の実態と詳細を把握し、著しく有利となるかどうかについて 75%ルールを形式基準としながらも、実質基準を設定して、経済的に精緻で、かつ第三者に対して説明可能な合理的判断を行うことが必要である。

(表 3-3) 第 1 巻見積もり合わせ提出単価一覧

第 1 巻 見積もり合わせ 提出単価	決定	落選			
	¥6.480 A 社	¥10.800 B 社	¥16.416 C 社	¥15.660 D 社	¥10.422 E 社
		¥17.820 F 社	¥18.360 G 社	¥9.612 H 社	

(県の資料を基に、監査人作成)

問題点② 第 1 巻の予定価格の妥当性について

レシピブック第 1 巻は、9 者で見積もり合わせを行った結果、A 社に 324,000 円で決定した。予定価格の 830,244 円の算出根拠は、積算された印刷費用 854,161 円に掛け目 90%を乗じ、消費税 8%相当額を加えた金額である。

第 1 巻の積算根拠は、問題点①における「(表 3-2) 県が行った印刷物積算」の通りである。積算コスト細目の「UV 加工 200,000 円」は、インクを早く乾かすために紫外線を照射するもので、納期が比較的短い場合や、納期が十分あっても最終校正後の印刷開始後から納期までの期間が短くなった場合などに施されるもので、完成品の

品質には重要な影響は与えないものであり、具体的な納期の短縮効果はおよそ 2～3 日短縮に留まるとの説明を受けた。

県が第 1 巻の積算コストに UV 加工を加えた理由は、この印刷物が初めて作成するものであったことから、画像が多く、全頁がフルカラー印刷となる点を考慮し、納期内の確実な納品を目的にしたものであるとのことである。なお、県は見積もり合わせの仕様書上で印刷業者 9 者には UV 加工を行うことは求めておらず、完成検査事務においても、UV 加工がなされたか否かについて県は検査確認すらしていない。

そもそも予定価格は、結果的に、支出額の上限値を意味するため、高額な予定価格が設定されることで、支出額が高額となり不要・無駄な行政コストが発生する弊害がある。したがって、予定価格は、その時点における市場価格を十分に反映したものであるべきであり、発注者側から見て、低額であることが望ましいものである。

この UV 加工は、県から見れば、納期内の確実な納品を目的としていることは理解できる。しかし、当該加工を施すことで 200,000 円の（積算）コストが増加していることも事実であり、その効果は納期 2～3 日の短縮に留まる。すなわち、納期 2～3 日の短縮の経済効果は、県が 2～3 日前倒しで契約事務を進めた場合に避けられる（積算）機会コストであるということである。当該レシピブック作製は年度当初予算に計上されているのであるから、計画的に作業を進めた場合には削減可能であったものと思慮される。実際、第 1 巻は 8 月末の発刊予定に向けて、この見積もり合わせ手続きは 8 月 1 日に行われ、契約日は 8 月 1 日、納品日は 8 月 25 日となっており、契約から納品まで 3 週間以上あり UV 加工を施す必要性は、そもそもなかったと考えられる。納期は受注業者の経営努力で遵守されるべき契約事項のはずである。このように、県の自助努力で回避可能な機会コストを予定価格の積算上の固定項目として計上することは、取引の経済性を歪めることに繋がり、不適切な事務である。緊急性に対する対処（一つの事例として、下記の問題点③がある）は、別の判断基準があるべきであって、今後、基本的な予定価格の積算にあたっては、目的に対して不要な項目を含めることなく、最も経済合理的な価格積算を意識することが必要である。

問題点③ 第 3 巻における見積もり合わせ参加業者選定について

レシピブック第 3 巻の契約は、3 者で見積もり合わせを行った結果、最も低額であった A 社に 677,160 円で決定した。

県では、県財務規則第 271 条第 1 項各号に規定する「個別調達物品」を除く物品については、依頼機関(需要発生課)からの依頼を受けて、会計管理課において調達事務を行う集中調達制度を導入しているが、依頼機関が緊急に調達物品を購入する必要がある場合等は当該集中調達の例外として、調達物品の手配を依頼機関が単独で行う契約方法をとることができる。レシピブックのうち、第 1 巻、第 2 巻、第 4 巻は原則通りに集中調達として会計管理課において契約手続きがなされたが、第 3 巻の契約はレシピと資料の体裁の確認のため時間を要し、キャンペーン開始までに時間がなかったため依頼機関単独手配の方法により、食の安全・安心推進課が契約事務手続きを行った特殊事案である。

食の安全・安心推進課では、第 3 巻の契約手続きに際し、予定価格が 678,000 円と 100 万円を下回り、かつ 10 万円を超えるため県財務規則第 148 条に則り、2 者以上（3 者）での見積もり合わせにより契約者を決定している。第 3 巻見積もり合わせ参加業者は、下記「(表 3-4) 第 1 巻、第 3 巻、見積もり合わせ提出単価一覧」の通り、第 1 巻、第 2 巻と落札実績のある A 社が平成 27 年度では単価 12.312 円を提示、第 1 巻で単価 17.820 円を提示していた F 社（第 1 巻見積もり合わせ 8 業者中 7 番目に

高い価格)が第3巻では単価15.120円を提示、第1巻では見積もり合わせに参加していないI社が単価14.040円を提示した結果、最も単価が安いA社と契約をした。

ルール上、見積もり合わせ参加業者選定にかかる規定は特段存在せず、県財務規則148条において「二人以上から見積書を徴する」と定められているに過ぎないことから規定に違反した事務とは言えない。しかし、第1巻の見積もり合わせにおいて2番目に安い価格を提示したH社(単価9.612円)、3番目に安い価格を提示したE社(単価10.422円)、4番目に安い価格を提示したB社(単価10.80円)は、第2巻の単独随意契約時のA社の提出単価12.312円を下回っており、また、結果的にA社の第3巻提出単価12.312円を下回っていることから考えれば、H社、E社、B社が見積もり合わせに参加できた場合、県は実績より低いコストで調達できた可能性は高い。あくまでも想定だが、第1巻のH社の提出単価9.612円に基づけば、第3巻の契約金額は528,660円と推定され、第3巻のA社の契約金額677,160円との差額は148,500円となり、少なくとも同額の支出を抑制できたことになる。

以上より、第3巻における県の契約手続きは、ルール上の瑕疵や違反はないとは言え、経済的合理性が欠如していると考ええる。実際に、9者が見積もり合わせに参加した第1巻が最低の契約単価になっている事実を鑑みると、県は、もっと積極的に参加業者を増やす努力を行うべきであったと考ええる。問題は、会計管理課の契約事務情報(9者による見積もり合わせ)が、食の安全・安心推進課において共有できていないことである。ここには、県内部の組織間の情報共有と連携体制の点で、改善の余地が認められた。確かに予定価格が100万円を下回るため一般競争入札ではなく、事務簡便性の観点から見積もり合わせを行っていることは理解できる。しかし、当事案のように、連続性のある印刷物の契約事務であって、積み上がった見積もり額の情報に相当の経済的合理性が認められ、かつ、対応可能業者の代替性や競争性が認められる場合には、競争環境の拡大のための追加コストもかからない前提において、経済性をより重視して、参加業者の数を更に増やすべきと考ええる。

(表3-4) 第1巻、第3巻、見積もり合わせ提出単価一覧

第1巻 見積もり合わせ 提出単価	決定	落選			
	¥6.480 A社	¥10.800 B社	¥16.416 C社	¥15.660 D社	¥10.422 E社
		¥17.820 F社	¥18.360 G社	¥9.612 H社	

第3巻 見積もり合わせ 提出単価	決定	落選		
	¥12.312 A社	¥15.120 F社	¥14.040 I社	

(県の資料を基に、監査人作成)

問題点④ 第4巻を単独随意契約にて発注したことの妥当性について

第4巻(支払日:H28.3.9 購入価格:437,400円)の契約において、問題点①に記載した第2巻の事案と同様に、本来は2者以上の見積もり合わせにて行われるべきであったが、A社単独で随意契約がなされたことにより、高額なコストが生じた可能性が高いと考えられる。

第4巻は第3巻の依頼機関調達と異なり、通常通り会計管理課にて契約手続きを実施している。会計管理課担当者によると、A社との単独随意契約の根拠として、第2巻と同様にA社が印刷データを保有していることをもって、著しく有利な価格で契約可能と判断したとのことであった。著しく有利か否かの判定基準として、第2巻の

契約手続では契約対象が印刷データを保有している場合（ケース①）と、印刷データを保有していない場合（ケース②）の各ケースにおいて印刷物積算を行い、（ケース①）の積算コストが（ケース②）の積算コストの75%以内に収まっているか否かにより判定を行っていたが、第4巻においては、予定価格が437,400円と50万円未満であるため、県財務規則の運用第150条関係（準用規定）に基づき予定価格を執行限度額で口頭により決定していることをもって、簡便的に75%ルールによる判断を実施していないとのことである。

【県財務規則の運用第150条関係（準用規定）】

- | |
|--|
| <p>1 予定価格は、随意契約の場合であってもこれを定めること。この場合において、1件50万円を超えるものにあつては、予定価格を記載した書面を作成し、これを封書にしなければならないこと。ただし、契約の目的、契約の相手方等により予定価格を記載した書面を作成する必要がないものについては、この限りでないこと。</p> <p>2 1件50万円を超えない予定価格の決定については、口頭により行うことができること。この場合にあつては、当該予定価格（積算基礎を含む。）を執行何に明記しておくこと。</p> |
|--|

当事案は、A社が印刷データを保有していることにより、著しく有利な価格で契約可能とする県の判断の妥当性が要点となる。この点を検証した結果、A社と単独で随意契約をすることは著しく有利とは言い難いものと判断された。なぜなら、「問題点①」で述べたように当該印刷物の発注は県にてレシピブックの体裁で既にデザインが完成しており、基本的に印刷業者はデザイン作成を行わないことから、デザイン料等が発生せず継続発注によるコスト低減見込が少額であること、及びA社に単独随意契約で発注した第2巻の契約単価は12.312円と、第1巻におけるA社契約単価6.48円との比較で1.9倍と高い水準であることから同一業者への継続発注により有利とはならなかった契約実績を鑑みれば、著しく有利とする第4巻における県の判断は不当と考えざるを得ない。

当事案において最大の監査上の問題は、第2巻のA社との単独随意契約にて、結果的に有利な契約が結べなかった事実があるにも関わらず、第4巻の契約において何ら対応、是正されることなく同様の単独随意契約が繰り返された点である。このことは、県のPDCA事務が十分に機能しておらず、過去の実績からの課題抽出、それを是正するというC（チェック）、A（アクション）の機能が存在していないことを象徴している。連年契約による継続的な取引は、ただでさえ当事者間の経済的合理性の意識を弛緩させ、不正行為の温床になり易いことは、一般論として言われている。そのような不正防止機能の一つとして、PDCA事務を有効に機能するべきである。

県による調達活動は公金の支出であることから、その事務手続は極めて厳格な公共性と競争性、経済性と効率性が要求されるはずである。この経済性と効率性には、事務手続きの簡便性の追求も含まれると考えるが、昨今の公金の不適切支出を巡る一連の報道（例えば他県における政務調査費の不適正支出、東京オリンピック問題など）からも、地方自治に対する国民の適正事務執行への期待と現行実務への不信感が高まっていることは容易に想像できる。このような社会環境下において、過去の実績を考慮せずに、安易に、財務規則において定められた「できる規定」を適用して、1者単独での随意契約を結ぶこと、それに加えて口頭による予定価格の決定は、最少の経費を志向する地方自治の契約においては、極めて限定的であるべきと考える。他県においては、随意契約の理由を自主的に情報公開している好例もあることを踏まえると、県のマネジメント・サイクルに従った事務として、契約担当者が経済感覚を持った経済合理的な判断ができる環境と事務体制の整備、その判断に対する深度ある上席者のチェック体制、適時適切な是正措置を講ずることができる環境整備等、内部統制の適正な運用とPDCA事務の徹底が必要である。

【指摘事項3-2】青森県農薬危害防止チラシの実績報告の不整合について

(監査要点：事業別予算決算の適正性、事務の法規等準拠性)

青森県農薬危害防止チラシの作成(10,000部、平成27年6月15日支払21,600円)について、「野菜で健康大作戦事業費」の需用費で支出処理しているが、正しくは「あおり植物防疫推進事業費」で支出処理すべきものであった。このチラシの一部は、食育イベント等でも配布することがあるものであり、全く関連がないとまでは言えないが、専ら防疫に関連する団体向けに配布されているものである。国の消費・安全対策交付金実績報告上では、事業内容を「農薬の適正使用等の総合的な推進」の事業メニュー『啓発資料の作成(10,000部)』として報告している一方、県の事業費ベースでは「野菜で健康大作戦事業費」に集計されているため、実績報告上では「地域における日本型食生活等の普及促進」の事業メニュー『食育推進リーダーの育成及び活動の促進』に事業費が集計され、事業内容と事業費の記載が不整合な実績報告になっている。県担当者からは、「あおり植物防疫推進事業費」の需用費予算がなかったため「野菜で健康大作戦事業費」で支出してしまったとの説明を受けた。「食の安全・安心推進費」という目のレベルでは同じであるが、事業的には「植物防疫対策費」という別事業である。2月予算補正時に対応できた予算流用であり、適正な事業区分に会計処理すべきであった。

(7) 監査意見

【意見3-1】事業の評価について

(監査要点：事業の自己評価)

当事業は平成26年からの継続事業であり、平成27年度は協力店研修会において、参加者からアンケートを取っている。そのアンケートの中で、前年度から継続して協力店として参加している店について、社内での変化、お客様の変化を聞いている項目があったが、県はその集計作業を行っていない。

短期間では事業効果の表れにくいと思われる食育の研修においては、アンケートをとってその分析をしないと事業効果が把握できないため、可能な限り情報収集を行うべきである。また、このような事業実施の前後の変化に関するアンケートは、協力店研修会で行うだけでなく、研修への参加の有無にかかわらず、協力店全店に対して実施し、その変化を分析し、効果を評価すべきである。また、アンケートに「野菜の販売量は増えたか」という直接的な質問項目を入れて、協力店の販売状況を聞くことが、野菜の消費量に直結するデータの一つとして有用な情報になると思われる。

【意見3-2】協力店の研修会への参加率の低さについて

(監査要点：事業の有効性、事業評価)

当事業への協力店に対しては、研修会を行っているものの、その研修会への参加率が非常に低いことがわかった。平成26年度は、51社の協力事業者に対して、23社、45%の出席率であったし、平成27年度は、54社の協力事業者に対して、17社、31%の出席率に低下してしまっている。本事業の趣旨を正しく理解してもらうためにも、もっと参加事業者が増えるような工夫を凝らす必要があると考える。

現状では、協力店は、特別な負担や制約がない形で、のぼりやパンフレット等を県から無償提供され、商売に活かすことができている。そのことで県民の野菜摂取に対する意識を高める手段になっていることを期待している訳であるが、県費が投入されていることを考えれば、協力店の間の公平性が確保される必要があるのではないだろうか。本事業のように、効果の発現が短期的に見込めるとは限らない活動は、協力店

を増やすことによって発信力を強化し、広く県民へ周知する活動を継続しなければならないと考えるが、そのためには、事業の趣旨や効果を協力店の間で共有しながら拡大していくことが重要であるはずである。県としては、出席できなかった協力店に対しては、研修内容の資料を送付する、研修の開催日時を工夫する、ネット配信による研修の提供など、協力店が研修を受けやすい環境整備を図るなどの対応も検討した方が望ましいと考える。

No.4 あおもり食命人自立活動支援事業

(1) 事業の概要

①あおもり食命人とは

「あおもり食命人」(以下「食命人」という。)とは、食と健康に関する専門研修で学んだ知識を生かし、健康に配慮した食事を作り提供する、県が認定した料理人の俗称である。これに認定されるためには、県内の外食・中食(スーパー・お惣菜店等)事業者であり、県が実施した食と健康に関する専門研修を修了する必要がある。

②事業の内容

県では、従来、関係機関・団体等と連携しながら食生活改善を目的とした啓発活動を実施してきたが、食生活の中で外食・中食を利用することが多く、家で料理することが少ない人にとっては、取り組みにくいものとなっている。そこで、食命人を育成することにより、外食や中食を利用する人にも、健康的な食事を選択できる環境を整備することを目的に、平成25年度に「あおもり食命人育成事業(庁内ベンチャー事業)」を立ち上げ、平成26年まで実施した。その2年間の活動の結果、173名の食命人が登録となり、共通のテーマに沿った料理を食命人がいる店舗で提供する「食フェア」や、シンポジウムの開催や食関連イベントへの出店、保育園・小学校等への出前講座により、一般消費者への周知活動を行った。

当事業は、「あおもり食命人育成事業」の活動効果をさらに高めるための後継事業であり、食命人のスキルアップを図りながら、組織化を促し、自立して食育活動などの地域貢献を実施できる体制づくりを構築することを目的としており、平成28年度まで実施されている。具体的な事業内容は、以下の通りである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. あおもり食命人の組織化・自立化への支援<ol style="list-style-type: none">① 地域貢献活動の実施に向けて具体的な検討を行うミーティングの実施② 食命人が講師となるセミナー(食命人セミナー)の実施③ 食命人による実践活動の支援④ 食命人の活動状況確認及びフォローの実施2. あおもり食命人のスキルアップ
食命人を対象に、より高度で実践的な以下の研修を実施しスキルアップを図る<ol style="list-style-type: none">① 発酵食講座～青森市と八戸市で、計2回開催② 食材講座～青森市と八戸市で、計2回開催③ 料理講座～青森市と八戸市と弘前市で、計3回開催3. あおもり食命人の育成
「第五期あおもり食命人育成研修」を実施4. PR活動による県民の食生活改善への意識啓発<ol style="list-style-type: none">① 「あおもり食命人の食フェア」の開催② パンフレット・食命人のいる店舗マップの作成③ ブログ・フェイスブック等による情報発信④ 報道連携企画(FM青森・RAB・地域情報誌「青森の暮らし」)の実施⑤ 保育園・小学校関係者等を対象とする出前講座「食のおはなし会」の実施⑥ 「あおもり食命人シンポジウム」の開催 |
|--|

③食育基本法上の分類

当事業の事業内容は、食生活・栄養のバランスの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は、県の重点枠事業である。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度～平成 28 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

事業の成果指標は設けていないが、食命人の登録人数と実施した事業内容は以下の通りである。

1. 食命人の登録者数の推移

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年更新後
外食	78 人	97 人	103 人	88 人
中食	29 人	42 人	35 人	32 人
施設給食	27 人	34 人	39 人	32 人
計	134 人	173 人	177 人	152 人

2. 食命人セミナーの実施状況

開催日時	開催場所	テーマ	定員	参加者
H28/1/10	青森市	塩こうじの作り方&塩こうじを使った料理	20 名	14 名
H28/1/16	青森市	食の大切さを伝える講話卵とマヨネーズ	20 名	40 名
H28/1/18	青森市	マイ味噌づくり体験教室	20 名	6 名
H28/1/30	青森市	身近な食べ物による手当法教室	20 名	18 名
H28/2/3	八戸市	ワンコインで学ぶ食命人の食	30 名	10 名
		計	110 名	88 名
追加開催 H28/3/19	青森市	オリジナルだし発売！記念セミナー		

3. あおもり食命人スキルアップ研修の実施状況

テーマ	講師	開催日時	開催場所	参加者
発酵食講座 「糀でつくる青森の未来」	浅利妙峰氏 「糀屋本店」女将	H27/8/24	青森市	32 名
		H28/1/17	八戸市	13 名
食材講座 「やさしい塾～野菜の選び方・扱い方・相性を知る」	内田悟氏 「築地御厨」店主	H27/9/13	八戸市	9 名
		H27/10/21	青森市	32 名
料理講座 「料理するということ」	土井善晴氏 料理研究家	H27/9/7	弘前市	14 名
		H27/11/9	青森市	39 名
		H27/12/7	八戸市	26 名

4. 第 5 期あおもり食命人育成研修の実施状況

開催日	受講者数	テーマ
①H27/6/7	85 名	発酵食と健康
②H27/6/14	83 名	医・食・農を考える
③H27/6/21	115 名	バランスの良い食事、いのちを支える食を考える
④H27/7/5	89 名	アレルギーと食・環境
⑤H27/7/12	77 名	子どもの健全な好みを育てる食生活
⑥H27/7/26	62 名	メニュープランニング
修了者	59 名	

5. 食のおはなし会の実施状況

開催した場所区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育園・幼稚園	13 回	28 回	23 回
小学校	5 回	14 回	14 回
中学校・高校・その他	—	3 回	10 回
開催数 計	18 回	45 回	47 回
参加人数	624 名	1,706 名	1,605 名

6. その他

- 平成 26 年 10 月には、健康的な食生活を後押しする環境整備「あおもり食命人育成プロジェクト」として、グッドデザイン賞を受賞した。
- 平成 25 年に、「フード・アクション・ニッポン アワード 2014」入賞
- 平成 27 年 9 月 1 日には、全国知事会の先進政策創造会議に、優秀政策として表彰された。
- 平成 28 年 2 月には、食命人で組織された任意団体「あおもり食命人ネットワーク」が設立された。

(5) 事業費の予算額と実績額

- 事業費の推移

(単位：千円)

区分	(参考) あおもり食命人育成事業		平成 27 年度
	平成 25 年度	平成 26 年度	
当初予算額	11,015	9,921	9,000
決算額	10,689	9,354	8,349

- 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	726	研修の講師謝金
旅費	1,496	研修の講師旅費、担当県職員の旅費
需用費	1,489	コピー代
役務費	758	食命人周知コマーシャル広告費
委託料	2,992	食フェアポスター、食命人マップ作成
使用料及び賃借料	888	研修会場使用料
合計	8,349	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見 4-1】食命人が営む飲食店のインターネットでの検索可能性について

(監査要点：広報活動の有効性・効率性)

県民が食命人と直接接する機会として、保育園・小学校関係者等を対象とする出前講座「食のおはなし会」、「あおもり食命人シンポジウム」、「あおもり食命人の食フェア」における講演会、その他種々のイベントがあるが、食育について考えてみたいと思いはじめた人や、そもそも食育にあまり関心がない人にとっては、体験参加型のイベントは、なかなか参加しづらい側面もあるとも考えられる。

そのような観点から、最もシンプルな食命人と県民を結ぶ接点は、客として食命人がいる飲食店へ食事に行くことが想定される。本県では、食命人のいる店の一覧は、「あおもり食命人マップ」としてパンフレット形式で県関連施設、観光案内所や道の駅等で一般に配布している。なお、平成 27 年 9 月版の当該マップは県内の印刷業者への委託契約にて 30,000 部作成され、その支出額は 907,200 円となっており、1 部あたり 30.2 円がかかっている。県では、同マップを青森県のホームページに PDF 形式で添付、インターネット上でも閲覧可能なものとなっており、インターネット・スマートフォンが普及した現代において、広報活動の有効性・効率性の観点から好ましいと考える。

しかし、実際に監査人が前述の県の広報に関する知識がない段階で、食命人の店を訪問しようとインターネットにて検索を行ったがインターネット上で食命人の店に辿り着くのは困難であった。具体的には、青森県の食命人のホームページは随時更新されてしまうため、年に 1 回アップされた「あおもり食命人マップ」の PDF ファイルがページの下へと位置づけられてしまい、辿り着くのが困難な状況にあった。

県として、今後、インターネットから食命人のいる店へと簡単にアクセスできるようにホームページを改良することで、食命人の認知度拡大および食育の推進、あるいは食育にあまり関心がない人の取り込みを図るべきである。具体的には、食命人のホームページのトップ部分に食命人のいる店の一覧を表示すること、同時に現在の「あおもり食命人マップ」の地図は簡易形式なものであるため、インターネットの地図サイトへリンクを張ること等が考えられる。

【意見 4-2】事業実施に関する記録保存方法について

(監査要点：事業の記録の保存方法)

(1) 「食フェア」に関する情報の記録

本県では年に 1 回程度、「あおもり食命人の食フェア」として、あおもり食命人がいる各店舗にて、フェアのテーマに沿った料理を提供することで、食命人の認知度を高めるとともに食育の推進を図っている。平成 27 年度においては第 5 弾として、平成 27 年 10 月 1 日～11 月 30 日の期間に「発酵食と野菜のチカラ」をテーマとし、69 店舗が参加した。当該イベントにかかる支出は、食フェアの周知ポスター作成に関する委託費 183,600 円がある。

ここで、食フェアとして 183,600 円もの予算を費やしイベントを行う以上は、成果情報のフィードバック（フェアによりどの程度お客様が増えたか、またはお客様の反応がどうだったか）があつて然るべきだと考えるが、現状、食命人と県との間で口頭伝達による情報交換はあるものの、文書等は特段なく、実際の食フェアの開催効果、来場者の反響が不透明な状況にあるとのがわかった。今後、お客様からアンケートを取ること、食命人に食フェアに係るアンケートに回答してもらうこと、県の担当者が食命人から聞いた話を文書化・議事録化する等の情報の記録と保存を行うべきである。そして、その情報は食命人ネットワーク移行後に食フェアをどのように実施していくか指針となる重要な情報となり得るため、将来に亘り有効活用することが期待できる。

(2) 食命人の組織化、自立化への支援に関する情報の記録

平成 27 年度は、県担当者と食命人による検討ミーティングを複数回実施し、食命人で組織された「あおもり食命人ネットワーク」を設立することができたが、そのミーティングや打合せ内容の議事録が作成されていない。

担当者的話では、食命人の組織化や今後の活動内容についての意見や情報収集については、ミーティング会議の場以外でも、セミナーなどで顔を合わせた際などに行っ

ているとのことであったが、その記録が残っていないと、食命人との話し合いの内容や今後の事業の方向性についての検討内容については、県の担当者の頭の中だけに保存された形で、次年度以降に担当した県職員が、食命人に関連する食育事業を引継ぎする際に、状況を把握できない懸念がある。

今後、県から離れた任意の団体として展開していくことが期待される食命人のネットワークについては、「食命人」を自ら立ち上げた県の責任として、食命人からのアンケートや意見等の事業を実施した記録は、集計結果としてまとめ、打合せの内容は議事録等に残し、食命人ネットワークの今後の自立化に向けての検討の経緯等の記録を残しておくべきである。

【意見 4-3】食命人に対するサポート継続について

(監査要点：事業の有効性、継続性)

平成 28 年度の当事業には、食命人の育成研修が事業メニューに含まれていないので、制度上、新規の登録者が増えることはない。残念ながら、本県の住民の 1 人として、「食命人」の存在やネーミングを知ったのは、この監査を通じて初めてであったし、食フェアや食命人マップの掲載店舗数を見ても、現時点において食命人の知名度は低いと言わざるを得ない。前記した食命人の登録人数の推移表を見ても明らかなように、平成 27 年度から平成 28 年度の登録更新の際、25 人（14%）が登録抹消しており、本事業が平成 28 年度までの期間限定事業であることから考えても、このままだと、平成 25 年度の育成事業から始まって折角芽が出てきた食命人事業が、尻すばみになっていく可能性が高いと考えられる。

食命人の登録更新においては、この 1 年間でやってきたこと、及び今後の取組みを県に報告する義務があるが、一度食命人に登録した者が、なぜ登録更新をしないのかについて、原因を把握分析して改善策を講じる等、食命人の登録人数の減少に歯止めをかけるよう、県としても努力する必要があると考える。

また、確かに育成研修にはコストもかかるが、今後の食命人登録希望者については、受益者負担として育成研修の受講料を徴収し、コストの一部を負担してもらった上で、継続する方法も検討しては如何であろうか。そもそも、育成研修の受講者から最初に取り上げたアンケートによると、食命人になろうとしている人は 40.9% しかいなかったし、全カリキュラムの受講が登録要件となるが、最初から全出席を申し込んでいない人も半数近くいたことから、育成研修については、個人の勉強のために受講している人も多しと考えられる。食育基本法の理念に立ち返れば、県民全体の食に対する意識の向上が最大の目的であって、厳しい財政運営の中、3 年間で 3 千万円もの巨費を投じた重点事業である。それならば、食命人ネットワーク立ち上げ後においても、県は食育施策の先導者として食命人事業の行く先を知るべき立場にあるはずである。食命人というイメージやブランド力の浸透と定着には一定の時間がかかることを踏まえれば、食命人の量的質的な確保による県民への啓発、潜在的希望者の取り込み施策、受益者負担による受講料徴収の検討、県のコスト削減、事業効果の把握方法といった、多くの課題を解決する必要がある。県としては時限的な事業であっても、投入した県費が将来に亘って県民福祉に効果をもたらすことを最大の目的とすれば、食命人ネットワークに対するサポートの継続問題を真剣に考えるべきである。監査人の考えとしては、ここまで立ち上げに尽力し、全国的な表彰を受けた庁内ベンチャー事業であること、食を最重要テーマとして県の基本計画に盛り込んでいることから、食命人の活動を通じた社会への食育の普及啓発効果を期待したいと考える。

No.5 食の信頼確保推進事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

食の安全・安心確保に向けて、関係団体や各種取組と連動して、生産から消費に至るまでの総合的な対策の実施を目的とする事業であり、以下1)～3)の事業内容である。

1) 食の安全・安心対策本部会議の開催
食の安全・安心対策本部会議とは、食の安全・安心を確保するために取り組む内容を明らかにした青森県食の安全・安心対策総合指針に基づき、消費者関係団体、生産者関係団体、流通関係団体、学識経験者、県、行政等の関係者の連携・協力のもと本県における食の安全・安心対策の推進を目的とし、原則として年1回行われる会議である。なお、対策本部の本部長は青森県知事である。
2) 国や他自治体との連携による食の安全施策等に関する情報収集
国主催の会議や地方自治体で組織するネットワークの会議などに参加し、情報収集を行っている。平成27年度には、全国食品安全自治ネットワーク会議、全国食品安全連絡会議等に参加した。
3) 関係団体等と連携した食の信頼確保のための情報共有
一般県民を対象に、食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション（食品関連リスクについて正しい知識を得ることを目的とし消費者、事業者、行政担当者などの関係者の間でリスク情報や意見を交換する企画）の実施や県からの食品リスクに関する情報提供等を行っている。平成27年度は「健康に繋がる県産野菜」「環境にやさしい農業」等をテーマに1回開催され、83名が参加した。

②食育基本法の分類

当事業は、食品の安全性、食を通じたコミュニケーションの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成26年度～平成30年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業の主目的は会議運営であり、事業の成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	697	697
決算額	575	526

・平成27年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成27年度 決算額	主な内容
報償費	161	食の安全・安心対策本部会議委員への謝礼
旅費	239	食の安全に関する諸会議参加旅費
需用費	38	食の安全・安心対策本部会議委員への茶菓
役務費	24	通信運搬費
使用料及び賃借料	64	食の安全・安心対策本部会議会場使用料
合計	526	

(6) 監査の結果

【指摘事項5-1】「青森県食の安全・安心対策本部」の議事録添付漏れについて

(監査要点：県民への情報提供内容の正確性、機会の確保)

平成28年9月26日の監査時点において、平成27年7月30日に開催された平成27年度「青森県食の安全・安心対策本部会議」の議事録が青森県のサイトに添付されていなかった。1年超の期間に亘って情報提供がないことについて県担当者にヒアリングしたところ、添付予定であったが、添付漏れが生じてしまったとのことである。

(なお、平成28年11月29日に青森県のホームページを閲覧したところ、議事録が適切に添付されていることを確認できた。)

同会議は知事を本部長とし、青森県における食の安全・安心対策に関する重要なトップ会議であり、食育基本法に設置を定められた会議体である。平成27年度の議題は、「青森県食の安全・安心対策総合指針」に基づく「平成26年度の取組実績と平成27年度の取組方針」についての協議、新たな食品表示制度に係る対応、県産農林水産物等における放射性物質の検査状況にかかる報告、ホタテガイ貝毒検査における機器分析導入にかかる報告等であり各種関係者（消費者・生産者・流通各者等）にとって非常に重要な情報であるといえる。今後は、担当者の事務の適正化を図り、県民への情報提供として大切な議事録等の適時・適切な公開が必要である。

(7) 監査意見

記載事項はない。

2. 構造政策課

No.6 グリーン・ツーリズム新規需要創出事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

グリーン・ツーリズム*は客の拡大に向け、国内では北海道と首都圏等を重点地区とし、商談会の開催やガイドブック作成等によるプロモーション活動の強化を図ることを目的としている事業である。また、海外では台湾、タイ、マレーシアを重点地区とし、台湾との学校交流メニューの作成や、タイ、マレーシアにおける誘客に向けたマーケティング調査を行い、海外からの教育旅行生等の拡大を図ることを目的としている事業である。具体的な事業内容は次の通りである。

(I) 北海道や首都圏を中心としたプロモーション活動等の強化

ア. 北海道や首都圏の旅行エージェント等に対するプロモーション活動、北海道で開催される教育旅行説明会等でのPR

イ. 旅行エージェントを対象とした商談会の開催

ウ. グリーン・ツーリズムガイドブックの作成

(II) 海外からの新たな誘客に向けた取組強化

ア. 台湾に対するプロモーション活動

イ. 知事トップセールスでのPR及び台湾の旅行HPサイトへの掲載

ウ. タイからの誘客に向けたマーケティング調査

*グリーン・ツーリズムとは、緑豊かな農村や山村、漁村に滞在して、その地域の豊かな自然や長い歴史に培われた文化、そして人々との触れ合いを楽しむ旅のことをいう。

②食育基本法上の分類

当事業は、主に自然の恩恵等への感謝、環境との調和、食文化の分野に整理される。

(2) 事業の形態

財源は、平成 26 年度「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）」を繰越利用しており、すべて国庫負担事業である。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度及び平成 28 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

新たに農家民泊で青森県へ来訪することになった学校等の数を成果指標としている。目標値 3 件に対し、実績値は 6 件である。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	12,359
決算額	9,802

- ・平成 27 年度当初予算額と決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 当初予算額	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	210	102	コンペ参加料支払い等
旅費	1,743	1,324	プロモーション用旅費（県職員分）
需用費	462	356	
役務費	370	168	
委託料	6,017	5,963	ガイドブック作成委託料、市場調査委託料
使用料及び賃借料	90	0	
負担金補助及び交付金	3,467	1,889	青森県グリーン・ツーリズム受入協議会への補助金（下記(6)）
合計	12,359	9,802	

(6) 青森県グリーン・ツーリズム受入協議会の概要

(i) 組織の概要

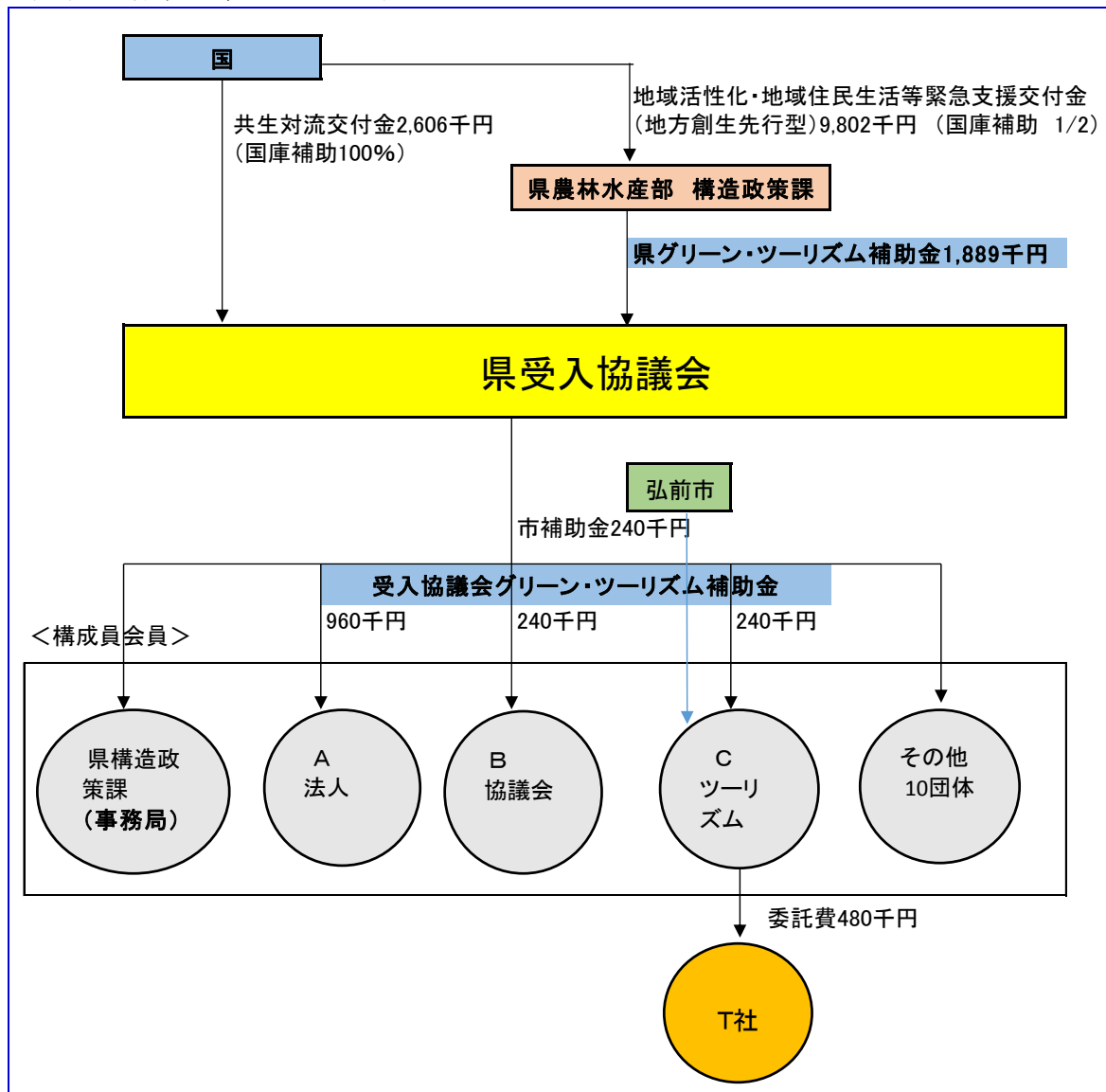
青森県グリーン・ツーリズム受入協議会（以下「県受入協議会」という。）は、県内のグリーン・ツーリズム受入団体の連携を強化し、農林漁業体験民宿の受入拡大を図るとともに農林漁業の 6 次産業化を目指し、もって農林漁家の所得の向上及び農林漁村地域の活性化に寄与することを目的に、平成 25 年 2 月に設立された民間団体である。実施事業は、①受入体制の整備・強化、②情報の受発信、③各グリーン・ツーリズム受入団体間の情報共有、④顧客開拓のための誘客促進活動となっている。会員は、青森県農林水産部構造政策課をはじめ、NPO 法人や各地域の連絡協議会等の 14 団体（平成 27 年 4 月 30 日現在）で構成され、事務局は県庁構造政策課内に設置され、事務局長には同構造政策課の県職員が任命されている。

(ii) 事業の実施状況

県受入協議会に対しては、県からグリーン・ツーリズム新規需要創出事業（以下「県グリーン・ツーリズム補助金」という。）として 1,889 千円の補助金が交付されている。事業内容は、グリーン・ツーリズム客の新規開拓・拡大に向けた誘客活動等の強化に資する事業について、国内外へのコーディネーターの設置や旅行エージェント等に対するプロモーション活動等を行う経費補助である。財源は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）であり、補助対象経費の 2 分の 1 補助となっている。県受入協議会に対しては、この他に国の都市農村共生・対流総合対策交付金（2,606 千円、以下「共生対流交付金」という。）が交付され、集落連携推進対策の地域資源の活用やコーディネーターによるプロモーション活動、モニターツアーの実施等の経費に対して補助がなされており、これは 100%の国庫補助である。

県グリーン・ツーリズム補助金は、県受入協議会の行うグリーン・ツーリズム新規需要創出事業のほか、県南地方で活動する NPO 法人 A（以下「A 法人」という。）、アジアからの観光客誘致を推進する B 協議会（以下「B 協議会」という。）、津軽地方で活動する C ツーリズム（以下「C ツーリズム」という。）の行う同様の事業に対して県受入協議会を介して青森県グリーン・ツーリズム受入協議会新規需要創出事業（以下「受入協議会グリーン・ツーリズム補助金」という。）として交付されている。

(iii) 組織、補助金交付の概念図



(iv) 県受入協議会の収支決算の状況

県受入協議会が県に提出した平成 27 年度収支決算は以下の通りである。

< 県受入協議会 平成 27 年度収支決算書 >

(単位：円)

収入の部	決算額	備考
①会費負担金	634,000	11 団体の負担金
②補助金	4,495,652	県グリーン・ツーリズム補助金 1,889,000 円 共生対流交付金 2,606,652 円
③その他	343,115	繰越、雑入
収入の部合計	5,472,767	

支出の部	決算額	備考
①全体経費	5,724	県グリーン・ツーリズム補助金対象
②顧客促進事業		
(コーディネーター活動)		県グリーン・ツーリズム補助金対象
人件費	678,000	海外コーディネーター経費
補助金	1,250,000	うち、A 法人 960,000 円、B 協議会 50,000 円、 C ツーリズム 240,000 円
(語学サポーター活用支援)		県グリーン・ツーリズム補助金対象
補助金	190,000	B 協議会への補助金
学校・旅行エージェント訪問等	765,622	共生対流交付金補助対象
モニターツアー・現地商談会	294,986	共生対流交付金補助対象
企業報奨旅行誘致現地意見交換会	615,556	共生対流交付金補助対象
地元の魅力掘り起し現地検討会	726,908	共生対流交付金補助対象
③受入情報の受発信	203,580	共生対流交付金補助対象(波線合計 2,606,652 円)
④台湾の旅行 HP サイトへの掲載	216,000	県グリーン・ツーリズム補助金対象
⑤繰越金	526,391	
支出の部合計	5,472,767	

(県受入協議会の収支決算書をもとに監査人が要約作成)

(7) 監査の結果

【不当事項 6-1】 A 法人への補助金について

(監査要点：事務の適正性、法規等準拠性)

県受入協議会は、A 法人の行う受入団体の情報収集及び発信や重点地区におけるプロモーション活動等に対して 960 千円の補助を行っている。具体的な取組内容は、青森県の県南地区の協議会団体の受入サポートや来客数の増加に向けた代理営業などのコーディネーター活動及び教育旅行関係者等に対する誘客活動、小学生や女性を対象にしたモニターツアーなどである。

(人件費補助の内容と実績の概要)

県受入協議会が交付する A 法人への補助金は、交付要綱上、人件費を補助対象経費として認めている。予算上、人件費の内容は、A 法人職員がコーディネーター活動を実施するための人件費で、実施時期は通年(5 月から 3 月まで)で、計画段階で休日勤務手当 82,712 円(2 日×11 月分程度、時間単価 1,688 円)と時間外勤務手当 517,353 円(3 時間×10 日×11 月分程度、時間単価 1,563 円)を見込んでいた。休日勤務や時間外勤務を補助対象経費としているのは、通常勤務時間内に実施できない業務もあるため、時間外勤務時間となった分について補助するという考え方によるものであると説明を受けた。休日勤務手当や時間外勤務手当を対象としているので、時間単価は

通常単価の 135%、125%と高くなっている。コーディネーター活動はA法人の特定の職員 1 人によって行われており、実績報告によると休日勤務時間は計画 49 時間に対して実績 47 時間であるものの、時間外勤務時間は計画 330 時間に対して実績 375 時間となっており、計画額 517,353 円に対して実績額 586,125 円と大幅な予算超過となった(下表参照)。ちなみに、この職員の休日勤務時間及び時間外勤務時間はこの事業によるものが全てであるため、年間の時間外手当等の全額が補助金で賄われている実態がある。この人件費の増加の他、活動経費の増加があったことから、総事業費は計画額 1,794,600 円に対して、実績額が 1,921,696 円となり、交付決定補助金額 897,000 円に 63,000 円が追加交付された結果、最終的な補助金額は 960,000 円となったものである。

時間外勤務時間等の実績時間及び実績額 () は計画時間、計画額 (単位：上段：時間、下段：円)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
休日				11			8		16		12	47 (49)
休日				18,568			13,504		27,008		20,256	79,336 (82,712)
時間外	29	47	37	50	31	46	30	11	35	30	29	375 (330)
時間外	45,327	73,461	57,831	78,150	48,453	71,898	46,890	17,193	54,705	46,890	45,327	586,125 (517,353)

県は、補助団体の実施する補助事業の確認業務及び補助団体に対する適正な業務や事務を指導すべき立場にあるが、それが以下に示すように不十分な状況が発見されたことから、事務の改善を徹底する必要がある。

(業務日誌等の記載内容が不十分であること)

補助事業の人件費補助は直接作業時間を基に算出され、作業時間の集計には、実際に事業に従事した事実を証する業務日誌が必要であり、この業務日誌において事業従事時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成しなければならないはずである。A法人の出勤簿には、残業時間及び「打ち合わせ」、「商談」などと書いてあるものの、相手名・内容などの記載は一切なく、補助の基礎となる情報が不足しており、実際に業務に従事したことを証する体裁をなしていない。最低でも、面談した相手の名前や内容について業務報告させるべきである。出勤簿については、総務担当の確認印と代表理事の決裁印が押印されているものの、以下の表に示した記載誤りが発見され、監査人が指摘すると、それに対するA法人側の回答も、表中の通り二転三転したため、監査人にとって出勤簿の信憑性そのものが非常に疑われる結果となった。監査人の職業的懐疑心に基づく判断として、交付された補助金の根拠資料としての証拠力は、非常に脆弱で信頼性の乏しいものであるため、他の代替的な根拠資料の提出を求めたが、記録として残っていないとのことであった。このような状況にある会計帳簿等では、県または県受入協議会が行っている検査確認事務の実効性についても、全く機能していないと判断され、極めて憂慮すべき事態である。当事案を猛省し、県の強力な指導によって、交付先の会計帳簿等の記載内容と保存方法を改善すべきである。

＜表 出勤簿の記載ミスに関する具体的な質問回答の内容の要約＞

出勤簿の記載内容	監査人の質問内容	A法人の回答内容
平成 27 年 7 月 27 日 8 時 15 分～21 時 資料作成 4 時間	Q1 出勤簿の記載によると、17 時から 21 時までの残業時間ということであるが、17 時まで都内の学校訪問を実施しており、17 時からの残業は不可能ではないか。	A1) ホテルに戻ってから、18 時から 22 時までの残業であった。当方の記載ミスである。残業時間に変更はない。
	Q2) 平成 27 年 7 月 27 日は、共生対流交付金補助対象事業を行っており、コーディネーターとしての技術員手当を国庫補助で受けている。その日について、A 法人からの給料手当も二重に受けているということか。	A2) 当初は、両方から手当をもらっていると回答だった。後から、平成 27 年 7 月 27 日の記載は当方の誤りで、勤務日は平成 27 年 7 月 20 日が正しかった。記載ミスであり、A 法人からの給料手当に変更はない。
平成 27 年 7 月 29 日 8 時 15 分～20 時 資料作成 3 時間	Q3) 上記と同様の質問	A3) 平成 27 年 7 月 29 日の記載は誤りであり、勤務日は平成 27 年 7 月 31 日が正しかった。
平成 28 年 3 月 25 日 8 時 15 分～20 時 打ち合わせ 3 時間	Q4) 上記と同様の質問	A4) 平成 28 年 3 月 25 日の記載は誤りであり、勤務日は平成 28 年 3 月 30 日が正しかった。

（上限金額なき人件費補助金が県のコスト増に陥っていること）

現状の補助金の交付方法では、時間外勤務時間の上限も設けていないため、補助先の申告どおりの時間外勤務手当が支払われ、その時間外勤務手当が適正なものか検証することもできない状態となっている。一般論として、行政コストが増えることについて人件費補助制度が抱えるリスクの一事例とも言えよう。団体の自主自立の活動を促すために補助金額を抑制し、限られた予算内で有効かつ効率的な業務を実施してもらうためには、補助対象とする時間外勤務手当時間や金額に上限を設定したり、業務日誌にも面談相手の名刺を添付してもらうなど、費用対効果と検証可能性を十分考慮した人件費補助金のあり方に改善すべきである。また、過重労働は食生活の乱れにより、労働者の健康状態を悪化させると言われていることから、食育の理念に合致しないとも考えることができよう。

（法令違反の時間外労働で事業実施していること）

また、県は、11 ヶ月で 422 時間、総額 665,461 円もの時間外勤務手当等に対して人件費を補助する補助事業を実施しているが、A 法人では、労働基準法上の労使協定（いわゆる三六協定）の締結を行っておらず、また、労働基準監督署への届出も行っておらず、補助事業が労働基準法に違反した時間外労働によって実施されていることもわかった。法令上、時間外労働は三六協定の提出によって行うことが認められるものであって、週 40 時間、一日 8 時間労働が上限時間であるため、法令上認められない労働である。このような法令に違反する補助事業主体における労働現場の状況は、一刻も早く解消させる必要がある。

【不当事項6-2】Cツーリズムへの補助金について

(監査要点：事務の適正性)

県受入協議会は、Cツーリズムが行う受入団体の情報収集及び発信や重点地区におけるプロモーション活動等に対して240千円の補助を行っている。具体的な取組内容は、津軽地域を中心としたグリーン・ツーリズムの推進に向け、旅行エージェント訪問などによるプロモーション活動をT合同会社（以下「T社」という。）へ委託するものである。CツーリズムからT社への委託金額は480千円であり、480千円の2分の1を受入協議会グリーン・ツーリズム補助金240千円で賄い、その積算内訳及び実績は以下のようになっている。

<委託金額の積算内訳及び実績>

(単位：円)

科目	内容	単価	回数等	計画	実績	差額
全体管理費	調整窓口業務	100,000	1回	100,000	259,200	159,200
プロモーション活動費	旅費 (首都圏)	63,760	5回	320,000	237,600	△82,400
	人件費	3,000	20時間 (4時間×5回)	60,000	0	△60,000
合計				480,000	496,800	16,800

<実績額の領収証(すべて、T社発行分)>

実際の領収証			県受入協議会に提出した領収証		
日付	摘要	金額(円)	日付	摘要	金額(円)
H27.9.15	東京方面営業活動費	52,000	H28.3.15	津軽地域におけるグリーン・ツーリズムプロモーション活動等	480,000
H27.10.7	東京・大阪方面営業活動費	101,800			
H27.12.22	大阪方面営業活動費	83,800			
H27.9.15	T社前期事務局運営費	129,600			
H28.1.18	T社後期事務局運営費	129,600			
合計		496,800			480,000

(真実ではない領収書の添付と経理の透明性確保)

T社の決算書・帳簿書類を取り寄せてもらい、内容を確認したところ、T社は、受入協議会グリーン・ツーリズム補助金実績報告として、県受入協議会に対して480千円の領収書1枚(平成28年3月15日付)を提出していたが、帳簿上にはそのような支出はなく、実際は5枚分の領収証496,800円を纏めたものを「県受入協議会提出用」として再発行していた(上表参照)。金額も日付も全く異なっており、不真正で事実に基づかない領収書を受入協議会に提出していたと断定される。また、Cツーリズムの決算書からは、T社は弘前市からもグリーン・ツーリズム推進事業費補助金800千円を受け取っており、当事業の補助対象経費480千円の2分の1ずつを、県(あるいは国)と弘前市とで事業費を折半していたこともわかった。この弘前市の補助金は市町村の一般財源の補助金であり、国庫充当の補助金ではなかったため、国への返還等の問題は生じないが、当初よりそのようなことは県受入協議会で当然把握しておくべきものである。Cツーリズムの帳簿書類を確認したところ、事業別に帳簿が複数あり、帳簿上の費用計上の記帳は認められるが、決算書に反映されていない費用支出などがあり、決算書が不正確で、経理事務等が未熟または不適正な状況が窺えた。直接の国庫事業ではなくとも、国庫補助を受ける団体の経理事務の透明性が確保されなければ、補助金の返還リスクは高まると考えるため、県受入協議会としては、補助金を交付する立場から、補助先として適正な経理事務を指導する必要がある。

(管理費と活動費の区分)

また、領収書の不真正性が判明したことにより、事業費実績 496 千円のうち、旅費などの活動費は 237 千円であり、半分以上の 259 千円は事務局運営費である事業実態が明確化された。当初事業計画では、管理費として 100 千円を予定していたが、実際は倍額以上が管理費であり、委託先にとって甘い積算内容であったといえる。計画では首都圏旅費単価を 2泊3日 63,760 円の 5 回で積算していたが、実際の東京出張などは日帰りしており、実態と合った積算内容となっていない。今後は積算内容を見直し、活動回数を増やす、また管理費を実際の活動費の何%と明記する委託内容にすることも可能である。また、C ツーリズムから実績報告された津軽地域誘客活動等報告は訪問先、内容及び担当者の反応等を記載するものであるが、数行の記載だけの非常に簡素で内容が希薄なものであり、事業効果が有効だったのかどうか書面上は全く読み取ることができない。県の補助金が、再委託先による事業実態次第で、有効性が判断されることを考えると、詳細かつ誠実な記載が求められよう。この事業の費用対効果は非常に高く、事業担当者によって積極的なプロモーション活動が行われているとの県職員による説明を受けたが、そうであれば尚更、それを証明できるよう、県受入協議会として、プロモーション活動の情報や成果を客観的に共有できる活動報告を作成依頼すべきである。

【指摘事項 6-1】 B 協議会への補助金について

(監査要点：補助事業主体の事務の適正性確保)

県受入協議会は、B 協議会の行う受入団体の情報収集及び発信や重点地区におけるプロモーション活動等に対して 240 千円の補助を行っている。具体的な取組内容は、語学サポーターの活用促進を行っており、台湾等の海外からの教育旅行生と日本学校との交流時や農家滞在時に語学サポーターを派遣したり、交流時や体験時のアンケート調査回答書などの翻訳活動を実施している。総事業費 480,217 円のうち 337,000 円が通訳・翻訳報酬である。この領収書を確認したところ、個人に対する日本での通訳・翻訳報酬については、所得税法 204 条の定めに従い、支払金額を問わず源泉所得税の徴収が必要であるが、B 協議会は源泉所得税を徴収していないことがわかった。このような交付先団体の法令違反事務は、県の検査確認事務において発見すべきものである。具体的には、領収書のチェック時に、源泉所得税納付書がないことを確認したら指摘しなければならない。県は受入事務局機能を担っている立場でもあることが、検査確認事務が機能しない理由でもある。それは、監査業務が作成業務との独立性を求められることに通じるものだと考える。県受入協議会から B 協議会への補助金は、県グリーン・ツーリズム補助金、更には国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を原資とするものであり、国の監視も受ける資金でもあることから、今後、県は B 協議会に事務の適正化を指導する必要がある。

【指摘事項 6-2】 共生対流交付金申請書の誤った記載について

(監査要点：事務の法規等準拠性)

国の共生対流交付金申請書の添付書類である「資産及び負債に関する事項が分かる書類」として、平成 27 年 4 月 1 日現在の県受入協議会の資産及び負債をゼロで記載し報告していたが、記載内容に明確な誤りがある。正しくは、前掲の収支決算書上、資産（繰越金）343,115 円を有しており、県が国に対して行った報告内容は誤っていた。このような記載をすることについて考えが及ばなかったとの釈明であったが、基本的初歩的な記載誤りであり、県において再発防止を図るべきである。

【指摘事項 6-3】職専免手続の遅延について

(監査要点：事業実施における法令等遵守)

県受入協議会の経費の内容の適正性について検討するため、担当者に資料要求したところ、県受入協議会の事務局は現在、構造政策課にあるとの回答があった。説明によれば、平成 27 年 4 月 30 日の県受入協議会規約改正により事務局を学校法人青森田中学園青森中央学院大学から構造政策課内に移し、また、事務局長には学校法人青森田中学園青森中央学院大学国際交流課長から構造政策課農村活性化グループマネージャーを充てることになった。しかしながら、県庁内のルールである職専免手続を失念し行わないまま、県受入協議会の事務局長事務が行われていた。このことは、県庁人事課からの指摘により発覚し、職専免手続は平成 27 年 7 月 1 日届出、7 月 7 日決裁と大幅に遅延しており、この間に行われた業務については、問題が生じることになる。職専免手続は、遅滞なく所属長を経て任免権者の承認を受けることになっている(職務に専念する義務の特例第 3 条)が、これが遵守されていなかったものである。事務局業務は団体の出納事務を行うことも含んでおり、内部統制上の問題もあることから、組織変更等があり、職専免の手続きが必要な場合には、速やかに対処する必要がある。

(8) 監査意見

【意見 6-1】県受入協議会の自立化について

(監査要点：事業の自立化を通じた施策の浸透)

設立当初、県受入協議会の事務局は民間団体に置かれていたが、むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援事業による補助金(平成 26 年度実績 1,762 千円)がなくなり、コスト面の点で事務局の引き受け手がなくなり、県が引き受けた経緯がある。収支決算書から理解されるのは、現在は会費負担金収入 634 千円のみが自主財源であり、人件費を捻出できる状況までは至っていない。今後は、農家宿泊客から手数料を徴収することも検討しているとの説明を受けた。県に事務局を置くことで、人件費や賃料の事務局費用を削減できている実態について、県事業との密接性や公益性が認められるとはいえ、長期化は避けるべきと考える。現状において、この事務局コストは県がすべて負担しているが、上記に見られる数多くの指摘事項が発見された事実を勘案すると、補助金を交付する立場の県と、補助金を受取って事業主体に交付する事務を担っているのも県職員という、事業費の出し手と受け手が同一であることから生じた緊張感の欠如による事務誤りと考えることもできる。事務処理について、独立性が確保されるべきである。また、職専免手続きの必要性、事務の遅れに見られるように、更には内部統制の観点からも、公務への支障が生じる懸念がある。グリーン・ツーリズム事業が定着し、事業の自立化が図られた段階で、協議会と県との役割分担を明確にするためにも、県受入協議会は、自主財源確保策の検討を行いながら、自立化にむけて県としても努力することが望まれる。

【意見 6-2】コーディネーター活動の積極的な展開について

(監査要点：事業の有効性)

県グリーン・ツーリズム補助金交付決定額は当初 3,467 千円であり、変更申請し 2,300 千円で交付を受けたが、確定補助金額は 1,889 千円にとどまり、補助金返還額が 411 千円発生した。コーディネーター活動が計画規模に達しなかったことによる減額だが、現在は、県内 2 つの団体だけ、すなわち、A 法人が県南全域、C ツーリズムが津軽地方の受入団体調整や PR を実施している。他の受入団体からは広域的な PR 等の実施の希望がないということだが、活動を網羅していない県内の地域もあるため、

県は新たなコーディネーターを発掘し、コーディネーター活動の積極的な展開を進めることが望まれる。

【意見6-3】 広告動画の作成方法について

(監査要点：事業の有効性、効率性)

A法人では、受入協議会グリーン・ツーリズム補助金で、農家民泊のPR広告動画200千円を外部業者に対する委託契約により作成している。PR広告動画の著作権及び商標権などは、法的には、A法人に帰属するものとなる。このような他の構成団体でも使用可能な広報材料で、事業目的を共有できるものは、県受入協議会で汎用性のある内容で製作し、構成団体すべてが利用できる内容や利用形態にした方が、補助金の公平性や効率的・有効活用の観点から望ましいと考える。

【意見6-4】 コンペ参加者への報償費の支払いについて

(監査要点：契約制度の透明性、予定価格の妥当性)

県はグリーン・ツーリズムの案内に関するガイドブック制作について、委託契約(委託料5,482千円)により作成している。契約方法は、予定価格内での入札を前提に、企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うプロポーザル方式を採用しており、4社が参加した。このうち不採用となった3社に対しても、県は、企画コンペ参加に要する費用として1社あたり20,000円(消費税込み)を報償費として支払っていた。

報償費の支出根拠は、企画案コンペ実施要領に「採用されなかった会社には、参加料として1社あたり20,000円(消費税込み)を支払うものとする。」と記載があることによる。

参加料の支払い根拠について担当者に質問したところ、「契約に至らなかったとはいえ、コンペの実施により様々なアイデアが具現化していることへの役務提供の対価である。」との説明を受けた。パンフレットの作成やコンサルティング企画などの企画提案型のコンペにおいては、民間においてもコンペ参加料を支払うケースが見受けられることがあり、企画参加に伴う費用の一部を負担することに違法性はない。

しかし、担当課職員は、この支出内容について承知しておらず、課内において予定価格の積算事務が行われた形跡もなかった。支出の根拠が役務提供であれば、何らかの基準を根拠とすべきである。報償費であれば、役務提供者の区分表による標準単価を適用するべきであるし、旅費相当額ということであれば、民間の標準的な旅費日当を参考にして、支出内容の明瞭性を確保するべきである。

役務提供の対価であれば、提供されたアイデア等の評価結果によることになるので、支出内容の名目を第三者に説明できるようにしておく必要がある。

【意見6-5】 通訳料の支払いについて

(監査要点：予定価格の妥当性、支出負担行為の不当性)

当事業において、海外からの誘客を強化するため、県知事自らがトップセールスマンとなって青森県のPRのために平成27年12月16日から20日の日程で台湾を訪れ、本県を訪問する学校の獲得に向けたプロモーション活動が実施された。

その際、12月18日を除き現地において現地人の通訳を依頼しており、1日当たり30千円(交通費込)の委任契約を行い、役務費として120千円を支出している。金額的妥当性の観点から監査資料を閲覧したところ、最終日の20日は朝7時45分にホテルを出て台北松山空港を9時40分に出発する日程表になっており、実質的な役務提供時間は2時間程度であるが、1日分の通訳委託料を支払っていた。このような支出の根拠資料が残されていることを踏まえれば、県の契約事務においては、随意契

約であっても最低の支出になるような方法が採られなければならないが、時間給による相見積書を取る方法も考えるべきと判断された。予定価格の決定にあたっては、予め決まっている旅行日程の詳細を踏まえた上、最低コストになるための選択肢と積算根拠を十分に検討する必要があると考える。

【意見6-6】地域県民局における令達予算執行の実態について

(監査要点：事業評価の適正性、支出負担行為の合目的性)

当事業の平成27年度決算額のうち、三八地域県民局地域農林水産部及び上北地域県民局地域農林水産部で計上されている支出内容及び金額は下表の通りである。なお、これら本庁から地域県民局への令達予算の支出内容については、本庁において把握できていないため、監査人が当該地域県民局に監査に赴き、地域県民局の支出伺い書を監査した結果を記載したものである。

(単位：円)

部署	科目	令達額	実績	支出伺い書の摘要	内容
三八地域農林水産部	需用費	—	3,000	4月分複写サービス料(白黒) 145,208 円の内	新郷村ワサビの花摘み体験会の資料作成
	同上	—	3,000	4月分複写サービス料(カラー) 107,097 円の内	同上
	同上	—	3,000	5月分複写サービス料(カラー) 85,185 円の内	三八生活研究グループ連絡協議会第1回役員会(グリーン・ツーリズム取組状況含む)の資料作成
	同上	—	3,000	5月分複写サービス料(白黒) 134,822 円の内	同上
	同上	—	4,000	6月分複写サービス料(カラー) 79,526 円の内	生活関係事業に係る担当者会議(グリーン・ツーリズム取組状況含む)資料作成
	同上	—	3,000	6月分複写サービス料(白黒) 133,354 円の内	同上
	同上	—	1,000	コピー用紙A3	上記資料のコピー用紙
	需用費合計	20,000	20,000		
	役務費	10,000	10,000	1月分後納郵便料 132,785 円の内	グリーン・ツーリズム実践者に対する連絡や相談活動
上北地域農林水産部	需用費	20,000	20,000	8月分公用車燃料代 155,706 円の内	農家や市町村とグリーン・ツーリズムに関する打ち合わせを行うための公用車の燃料代
	役務費	10,000	10,000	8月分合同庁舎ひかり電話料金	グリーン・ツーリズム実践者に対する電話での連絡や相談活動

上記の表から分かるように、月々の複写代、郵便料、公用車燃料代、電話料金のうちの一部を本事業の事業費として処理している。

上記令達額の算定基礎は、当初予算の細事業別見積額説明を確認したところ、需用費についてはガイドブック作成の資料代、役務費についてはガイドブックの作成に関する電話料となっている。しかしながら、ガイドブックの作成は、本庁の農林水産部構造政策課が外部委託により作成しており、地域県民局は直接関わっていないもので

あり、当初予算編成時における積算事務が、事業の進行計画を十分に反映したものでないことが想定される。

実際の支出内容を詳細に検討すると、各会議の主目的は地域県民局農林水産部に関連する別のテーマであり、確かにグリーン・ツーリズムというキーワードはあるものの、会議の次第を閲覧する限りにおいては報告程度の副次的な内容であり、もっともな理由を付して事業費として計上しているように思える。このように出先機関において予算内容とは異なった支出内容が処理される理由は、以下のように考えられる。

- ①そもそも予算編成時に出先機関である地域県民局農林水産部が予算要求した事務ではなく、本庁の担当課が割り当てた予算であるため、予算と事業との関連性を強く認識していないこと。
- ②従って、地域県民局農林水産部は令達額の把握はできるものの、当該令達額を具体的にどのように有効活用するかを検討せず、単なる振当てられた予算として消化する傾向にあること。
- ③地域県民局農林水産部の担当者の意識として、政策経費予算（本庁令達）と庁舎管理運営費予算を特に区分して執行していないこと。その結果、政策経費予算を消化したのちに運営費予算を消化しようとする事。
- ④予算令達され事務事業を実施した場合の承認は地域県民局農林水産部で完結しており、令達した本庁所管課へは報告のみであるため、本庁の統制機能が働いていないこと。

これらのことを改善するためには、本庁が企画立案した事業を地域県民局農林水産部が実行した際、本庁は適時に地域県民局農林水産部を統制できる環境を整えること、本庁担当課と出先機関である地域県民局農林水産部の連携体制を確立することによって事業を適正に評価することが必要である。

No.7 農家民宿等受入態勢強化事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

グリーン・ツーリズムを農林漁家の経営や地域の農林水産業を支えるビジネスとして育成し、平成 26 年度からの新たな「攻めの農林水産業」推進基本方針で目標とする農家民宿での 1 万 5 千人の受入れという施策目標達成に向けて、修学旅行生等の団体客を安定的に受入れる態勢を整備するため、以下の内容の事業を行っている。

① 農家民宿実践者の発掘（農家民宿開業講座の開催）
農家民宿実践候補者を対象に、取組事例の紹介や開業手続き、関係法令等を説明し、新規農家民宿実践者を発掘するための講座を開催する。
② 農家民宿実践者の育成
・農家民宿経営研修会の開催
農家民宿経営に必要なコスト感覚、企画能力、顧客管理等の経営力の向上と、農家民宿のおもてなし品質の高位平準化に向けた研修
・農家民宿危機管理対策研修会の開催
農家民宿を対象とした防災や事故防止、災害発生時等の対応に関する研修

②食育基本法上の分類

当事業は、主に自然の恩恵等への感謝、環境との調和、食文化の分野に整理される。

(2) 事業の形態

県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 25 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業では農林漁家民宿数を事業の成果指標としており、平成 19 年度以降の推移は下表の通りである。農家民宿を始める場合、旅館業法、食品衛生法等の法律が関わってくるが、平成 15 年頃から徐々に規制緩和がなされ、平成 19 年以降の推移を見ても農家民宿は増加傾向にあるが、近年はその増加数も鈍化してきている。

農林漁家民宿数の推移及び目標値

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H30 目標値
農林漁家民宿数(戸)	254	289	319	350	369	381	403	411	415	480

(推移は県構造政策課調べより。目標値は「攻めの農林水産業」推進基本方針より。)

農林漁家民宿数ではないものの、農林漁家民宿宿泊者数は、平成 28 年度からの第 3 次食育推進計画の短期指標に新規設定されており、現状値 6,600 人に対して平成 30 年度には 15,000 人を目標値としていることから、今後の事業の推進が図られることになろう。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	853	862	854
決算額	556	400	438

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	76	
旅費	214	講師に対する旅費、講座事前準備に係る旅費等
需用費	67	
役務費	33	
使用料及び賃借料	48	会場等使用料
合計	438	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見7-1】農家民宿開業講座の開催状況の低迷について

(監査要点：事業の有効性)

平成25年度から平成27年度の農家民宿開業講座（以下「開業講座」という。）の開催状況は以下の通りである。

農家民宿開業講座の開催状況

年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	津軽	県南	津軽	県南	津軽	県南
開催回数	3	3	2	2	1	1

(構造政策課「事業概要」より)

年度を追うごとに開業講座の開催回数が減少している理由について所管課の担当者に質問したところ、農家の高齢化が進んでおり近年は農家全体の農家民宿開業希望者が少ないこと、また、若年層の農家は副収入となる農家民宿より本業である農業を強化して収入を増やすことに重きを置いており、農家民宿は自宅に宿泊させるため自分たちのプライベートな空間まで提供することに抵抗感を抱いているため、農家民宿自体に興味を示さない傾向があるとのことであった。そのような背景もあり、開業講座の開催回数が徐々に減少し、農家民宿数の伸びも鈍化している。

下表は青森県におけるグリーン・ツーリズム宿泊者数の推移である。

青森県におけるグリーン・ツーリズム宿泊者数の推移

(単位：人)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
国内宿泊者数	2,575	3,996	5,194	5,994	2,350	3,556	4,927	5,422	5,492
海外宿泊者数	35	64	112	161	57	467	477	638	469

(構造政策課まとめ)

平成23年度は東日本大震災が発生したため国内宿泊者数、海外宿泊者数ともに大きく落ち込んだが、平成24年度以降は徐々に宿泊者数が回復してきている。また平成26年度の海外宿泊者数が大きく増加したのはJICA（独立行政法人国際協力機構）の研修生が多く訪れたためである。

近年は訪日外国人旅行者の増加が著しく、青森県におけるグリーン・ツーリズム海外宿泊者数も平成24年以降大きく増加している。海外宿泊者数は国内宿泊者数に比べれば規模の面ではまだまだ小さいが、本県が目指す県内交流人口の拡大、観光分野や食文化の強みを更に強化するために、また、第3次食育推進計画の目標値をクリアするためにも、訪日外国人旅行者の伸びている現下において、平成27年度に当事業で開催された東南アジア地域からの訪日客とムスリム（イスラム教徒）の受入れに関する研修事業のように、対訪日外国人旅行者に対するおもてなし研修、コミュニケーション研修等に比重を置いて、訪日外国人旅行者の受入態勢を強化しなければならない。

3. 農産園芸課

No.8 地域循環型新規需要米利用拡大事業

(1) 事業の概要

①飼料用米の地域循環型活用の取組

国の経営所得安定対策のもと、水田農業での飼料用米の生産・利用拡大のため、製品化・流通コストの縮減が可能な稲SGS（ソフトグレインサイレージ：畜産業における餌として、飼料用米を乾燥させずに密封保存して、サイレージ化したもの）を畜産サイドとの合意のもとに生産・供給体制の確立に取り組む。

【事業内容】

1. 飼料用米の生産・供給体制の強化
 - ・飼料用米推進会議、現地検討会の開催
 2. 稲 SGS の地域内流通体制の構築
 - ・稲 SGS の安定供給に向けたマッチング会議の開催
 - ・大規模稲 SGS 生産と畜産農家への供給モデルの実証（委託事業）
- ②地域内消費に向けた米粉用米の利用拡大
米粉用米の安定生産のため、米粉加工業者と実需者のマッチングを進め、一般消費者や農業者へ米粉の機能性や商品等を PR し、米粉の地域内消費の促進に取り組む。

【事業内容】

1. 米粉用米の利用拡大の推進
 - ・事例調査
2. 米粉利用のマッチングと製品の PR（委託先：道の駅・米粉製造業者等）
 - ・米粉加工業者と実需者の商談会への参画支援
 - ・道の駅での事前商談会と「米粉フェア」等の開催

③食育基本法上の分類

当事業は、主に自然の恩恵等への感謝、環境との調和の分野に整理される。

(2) 事業の形態

一部委託事業(稲 SGS 生産と畜産農家への供給モデルの実証、米粉利用製品の PR)

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業において、成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	3,580	3,160
決算額	1,437	1,543

- ・平成 27 年度当初予算額と決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 当初予算額	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	61	-	
旅費	659	167	飼料用米モデル実証のための地域県民局旅費他
需用費	393	172	米粉利用拡大商品 PR チラシ
役務費	160	3	郵便料金 他
委託料	1,647	1,064	米粉利用拡大 PR 活動業務委託 (2 団体)
使用料及び賃借料	240	137	飼料用米マッチング会議会場使用料他
合計	3,160	1,543	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査の意見

【意見 8-1】 予算策定と事業目標の設定について

(監査要点：事業の自己評価)

本事業は、2年連続で当初予算額の半分にも満たない決算額となっており、事業予算の確保と執行面で問題意識を持つことになった。この原因は大きく分けて2つあると考える。

まず、1つ目は、予算策定の方法と精度の問題である。平成27年度において予算執行率が低くなった要因の一つは、地域飼料用米供給モデルの実証委託について、予算策定時に見込んでいた事業主体2つのうち1団体が事業を実施しなかったことにある(稲SGSの地域内流通の構築の実証のための業務委託：当初予算は委託料514千円であるが実績額はなし)。また、予算策定時には、東京から講師も招聘する予定であったが、これを中止し、さらに会議を併催して会場使用料を節約している。しかし、平成26年度も併催形式で会議を行っていることから、そもそも予算を確保する必要性が低かったようにも思える。いずれにしても、予算策定時に事業の十分な見積りを行い、必要額で予算要求することが必要である。

2つ目は、事業目標を設定していないことである。一例として、稲SGSの生産数値は事業策定時の平成25年度は測定していないが、平成26年度と平成27年度を比較すると増加傾向にあることが分かる。しかし、具体的な目標数値を設けていたわけではないため、適切な事業目標を設けて事業を推進していくことが望ましい。

なお、県内の飼料用米の生産は1,699ha(平成25年度)から7,200ha(平成27年度)と大幅に増加しているが、これは米の生産調整政策が大きく影響しており、稲SGSが与えている影響は小さいと思われる。つまり、農家にとって、交付金の条件等により飼料用米の生産が経済的に有利になったことによるもので、稲SGSを活用した飼料用米の製品化・流通コストの縮減が寄与した結果ではない。また、平成27年度は米粉生産量の減少により、事業のもう一つの柱である米粉の利用拡大という目的が失われた側面がある。

しかし、県民の負託を受け責任を持って事業を実施するにあたっては、事業の目的に沿った目標数値を設定し、十分な見積りに基づいた予算策定を実施する必要がある。

【意見 8-2】 食育施策との関連性に対する意識の共有について

(監査要点：施策目的の県庁内での横断性)

当事業は、食育の視点から見れば、米粉用米の安定生産、地域内消費による地産地消の拡大、そのためのPRの促進であると言える。所管課企画管理グループが担当する事業には、国による農家の経営所得安定対策を目的とした直接支払推進があり、概ね20%の従事割合として共通経費を国庫負担として実績報告書上に配分計算をしており、残りの80%は県費負担としている状況にある。監査人が当事業に関して担当者等にヒアリングを行って得た感触として、本事業が食育事業と考えながら事業を行っている意識は薄いものであった。監査人が本事業によるPR活動業務委託契約を監査した結果、受託者が参加したイベントは下記の通りであった。

受託者	㈱A(西北地域県民局)	T生産組合(中南地域県民局)
開催イベント名	中泊町合併10周年記念及びピュア2周年感謝祭	ひらかわフェスタ2015
開催年月日	平成27年6月27日	平成27年10月3~4日

委託料	30万円（随意契約）	30万円（随意契約）
開催場所	中泊町特産物直売所ピュア	楽天イーグルスひらかドーム
活動内容	①米粉加工品等の試食 ②米粉のサンプル品の配布 ③米粉リーフレットの配布	同左

上記のように、地域で開催されるイベントにおいて、地産地消の観点を主として、米粉の機能性や商品等のPR活動を行う事業であり、食の安全・安心推進課や総合販売戦略課が行う食育事業と何ら変わらない事業内容である。事実、ひらかわフェスタは、食の安全・安心推進課の「No.1次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業」で平川市に補助金を交付したイベントであり、活動内容に大きな違いはないように見受けられる。本事業の財源は県の一般財源であるが、食育の意識を当課が強く持つことによって、国庫財源メニューに該当させることが可能であるかもしれない。また、一般財源を確保しても、このように多額の予算未消化が発生している理由の一つには、6つの地域県民局から事業企画案が本庁に上がってこないことがある。食のイベントは県内様々な地域で開催されており、米粉のPRを食育の観点からより多くの場所で行うことも可能であるし、本事業が2つの事業内容から構成されていることから、経営所得安定対策事業の予算未消化分を米粉用米利用拡大事業に投入することは、食育推進に繋がることで、当事業が目的とする食料自給率アップや農家の所得向上にも効果があるはずである。

食育に直接関わりのない事務を所管する課においても、食育の視点を事業実施目的や予算に取り入れることにより、財源メニューの幅が広がり、あるいは事業の推進にも繋がると思われた事例であった。

4. りんご果樹課

No.9 青森りんご食育パワーアップ推進事業費

(1) 事業の概要

①当事業の概要

青森りんご食育活動の実践モデル地区を設定し、これまで育成してきた青森りんごシニアマスター等を活用した取組事例を各地に情報発信することにより、全国での青森りんご食育活動の定着を図る。

県外消費地の親子に対して知事が直接青森りんごのすばらしさを伝授・PRすることで、青森りんご食育を強力に進めていく。

将来の消費世代となる子供達が青森県の誇る「りんご」に愛着をもってもらうことを目的とした教材を作成する他、県内学校関係者による青森りんご食育に対するスキルアップをすることで青森りんごの食育の充実を図る。

【事業内容】

1. 青森りんご食育活動の定着・充実

I. 青森りんごシニアマスター等による青森りんご食育活動の定着

- ・市場まつり等での『家族りんご教室』
- ・小学校等での出前授業のシステム化
- ・青森りんごシニアマスターによる青森りんごマスター等のレベルアップ

II. 知事直伝！『親子で学ぶアップルスクール』

- ・県外消費地の親子に対して、知事が直接青森りんごのすばらしさを伝授・PR

III. 学校関係者による青森りんご食育の充実【県内】

- ・小中学校食育担当職員等に対する青森りんご食育のスキルアップ

2. 青森りんご食育サポート情報発信強化
 I. 出前授業用教材の作成（平成 26 年度のみ）
 II. 活動事例・情報の提供

②食育基本法上の分類

当事業は、主に自然の恩恵等への感謝の分野に整理される。

(2) 事業の形態

県の重点枠事業である。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業において、成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	3,551	2,955
決算額	2,516	2,325

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 当初予算額	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	68	22	
旅費	1,516	1,328	県職員の委託打ち合わせ旅費（大阪地区、中部地区）、シニアマスター旅費（大阪地区、中部地区、県内）
需用費	353	349	募集用ポスター、ちらし、資料代
役務費	212	168	電話代、郵便代
委託料	458	458	食育定着活動業務委託料
使用料及び賃借料	348	—	親子で学ぶアップルスクールの会場使用料
合計	2,955	2,325	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見 9-1】県内で行われる青森りんご食育活動の充実強化について

(監査要点：県職員による自営事業の有効性・経済性・効率性)

本事業は主に、県外での青森りんご食育活動の定着及び充実を対象としている。この他、県内の小学校を対象とした出前授業も事業の範囲に含められており、これは、本事業を担当する県職員が自ら小学校に赴き実施しているものである。平成 27 年度実績では、22 校延べ 16 日間に渡り、886 名の児童を対象に実施されている。開催時

期は、りんごの収穫時期に合わせて、11月から12月に集中している。しかし、事業費については、県職員が実施しているためにほとんどかからず、交通費についても公用車を使用するため同様にほとんどかかっていないという担当者の認識があるように思われる。この点について、県内の小学校を対象とした出前授業については、事業として明記されていないが、県職員の人件費がかかっているというコスト意識を持つべきである。

「青森県人事行政の概要（平成28年9月）」によると、平成27年における一般行政職の平均給与月額が391千円であり、仮に月20日を出勤日とすると1日あたり19,590円という人件費コストが算出される。また、公用車を運転する運転技能士の平均給与月額は350千円であり、同じく仮に月20日を出勤日とすると1日あたり17,526円という人件費コストが算出される。仮定を置いた計算ではあるが、県職員による16日間の出前授業では合計593千円の人件費がかかっている試算計算になる。上記の予算額及び決算額に含まれてはいないが、職員の人件費が歳出額全体に占める割合は25.5%（つまりは、県内の小学校向け食育事業費は、県外の小学校向けの食育事業費の25%程度がかかっている）であり、重点事業の構築において無視できない割合であると考えられる。

青森りんごシニアマスター（りんごの食育講師のこと）等による青森りんご食育活動は、県外の消費地における活動であり、全国に13地区ある青森りんごの会に委託して事業を行っている。青森りんごシニアマスター28名（うち、県内6名）と青森りんごマスター260名（うち、県内16名）の主な構成をみると、全国各地の青果会社の社員がその中心となっている。そして、青森りんごシニアマスター等は、各都道府県の小学校へ出向き、ボランティアで、青森りんごに関する出前授業を行っている。当事業で行われているのは、主にその出前授業のシステム化による定着を図るための活動や、教材の開発及び活動事例の提供という後方支援である。

つまり、県外では、青森りんごシニアマスター等によるボランティアの出前授業が行われているのに対し、県内では、そのようなボランティアを募ることなく、県職員が自ら出前授業を行うという構図になっているのである。県も、改正された学校給食法に基づいた栄養教諭の役割に期待し、各学校の学校栄養士等に役割を担うようお願いしているが、そちらも多忙で十分な対応ができていないのが実態である。県職員による出前授業の経済性に関する比較計算は行われていないが、前述した人件費の試算結果を参考に、自営事業と委託事業の経済性計算を行ってみることは有意義なことだと考える。

監査人の考えでは、県内でもシニアマスターやマスターに出前授業をやってもらう体制を構築した方が、県職員が出向くより経済的で効率的であり、生産者や流通業者の行う出前授業の方が、知識及び経験の面で迫力のある授業となり、事業目的をもっと有効に達成できると考える。日本一のりんごの生産地である本県には、そのような人財がいるはずであり、平成22年度から24年度にかけて、りんごマスターを養成した事業の目的でもあったはずである。

さらに、当事業は「りんご食育」ではなく、「青森りんご食育」事業であり、食育という目的の先には、青森県産りんごの消費拡大と農家所得の拡大がある。本県は日本一のりんごの生産地であり、県農業産出額の約3割をりんごが占めている。県の現状認識では、若年層を中心にりんごの消費量が急激に減少している（10年前と比較して29歳以下のりんご購入量が1.2Kgから0.6Kgに半減している）ことで、将来的な需要の先細りが懸念されているのである。そのことに注目すれば、ボランティアだけに依存するのではなく、県内の生産者や流通業者に積極的に関与してもらう動機づけに

なるであろうし、その対策のための重点事業であると考えれば、県はその県内事業システムの構築について企画立案策を講ずることが適切だと考える。

結論として、当事業は県産りんごの全国的な消費拡大と食育の推進という、大きな二つの柱を持つ内容であり、県内においても同様の事業目的を持っているものである。県内における低年齢者への食育事業を、委託方式やボランティア方式による低コストで実現することによって、県職員は、県外における消費拡大と食育活動の有効化のためのネットワーク強化や事業サポートに注力することが可能になると考える。

5. 農村整備課

No.10 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指し、河川流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守る機能を持つ。その中山間地域の農業資源がもつ多面的機能の維持・保全対策の一環として、うるおいのある水辺空間創出や美しいふるさと保全のため、地元の組織づくりや普及啓発を行うことを目的とするのが当事業である。

事業内容は、①土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する調査研究事業、②地域住民活動の活性化に関する推進指導助言等を行う人材の育成を目的とする研修事業、③県委員会の運営や保全整備活動を実践するための組織の構想化及び当事業の普及啓発を行う推進事業である。このうち食育に関する事業である③における普及活動の一部として、中山間地域の小学生等を対象に米づくりに必要な農業用水や農業水利施設の役割を学ぶための見学会・体験学習会の実施、きれいな水の大切さを理解してもらうための生き物観察会等が行われた。

②食育基本法上の分類

当事業のうち、食育にかかる普及活動は、自然の恩恵への感謝、環境との調和の分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は「青森県中山間地域ふるさと活性化基金（以下「活性化基金」という。）の運用益により実施されている。活性化基金は、平成5年度～平成9年度までの5年間で国から3分の1の補助を受けて造成されたもので（県費3分の2）、平成9年度時点の基金元本額は660,000千円であった。平成10年度～平成12年度に同種の事業で積み増ししたが、当事業に係る平成25年度～平成27年度の当基金の元本額および運用益は以下の通りである。なお、過去3年の基金の運用元本のほとんどは、地方債である。

(表) 活性化基金の元本額および運用益

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基金元本額	667,708	669,073	669,565
基金運用益	6,646	6,646	6,646
事業実績額	5,281	6,154	5,831

(県の資料を基に、監査人作成)

(3) 事業実施期間

平成5年からの継続事業である。

(4) 事業の成果指標と達成度合い

事業の成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	6,646	6,646
決算額	6,646	6,646

- ・平成27年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成27年度 決算額	主な内容
旅費	157	研修活動にかかる旅費
需用費	4,089	花苗、草刈り機替え刃等
委託料	755	環境調査委託料
使用料及び賃借料	794	学習会会場、バス借り上げ費用
負担金	36	研修等負担金
積立金	815	基金運用益と事業費実績の差額基金繰入
合計	6,646	

なお、上記支出額のうち、食育に関連する部分の決算額は、5団体の見学会・体験学習会・生き物観察会等の実施に係る932千円(当初予算1,634千円)である。

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見10-1】活性化基金の有効活用について

(監査要点：基金財源の有効活用)

活性化基金に3分の1の資金拠出をしている国は、平成5年の基金造成時点で、当事業の標準的な事業費を前年度基金元本額の5%と試算していたが、平成9年において、低金利化が進み基金運用益が見込めない状況にあっても必要な事業を行えるように、運用益として見込まれる額が前年度末の基金元本額の3%の額(以下「平準化運用基準額」という。)を下回る場合には、基金元本の一部を取り崩し平準化運用基準額まで事業費に充てることが可能とする制度変更を行った。平準化運用基準額とは、当事業を実施するために単年で必要となる事業費の目安を意味し、平成25年度から平成27年度の3か年における青森県の平準化運用基準額と事業費実績は、以下(表10-1)の推移となっている。

(表10-1) 活性化基金の平準化運用基準額と事業実績額元本額および運用益

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
① 平準化運用基準額	20,031	20,072	20,087
② 事業費実績	5,281	6,154	5,831
割合(②/①)	26.4%	30.7%	29.0%

(県の資料を基に、監査人作成)

本県の平準化運用基準額に対する事業費実績の割合（②/①）は、各年 30%前後と低位であり、造成した基金が有効活用されておらず、事業実績は極めて低調である。この要因としては、(ア)「中山間地域等直接支払制度」との利用者の競合関係があること、(イ)「青森県中山間地域ふるさと活性化基金条例」にて、基金に取り崩しができるような条例の設計になっていないことが挙げられる。

(ア)の直接支払制度とは、農業生産の条件が不利な中山間地域の農地を耕作している農家や生産組織に交付金を直接支払うことで、健全な農地、農村を守ることを趣旨とする国の制度である。本県の過去3年間の事業費は下表(表 10-2)のように、本事業費と比較して明らかに多額である。

(表 10-2 直接支払制度による過去3年間の事業費の推移)

(単位：千円)

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業費実績	990,068	990,555	861,059

(監査人の求めにより、農村整備課より提供)

制度上、直接支払制度は中山間ふるさと・水と土保全対策事業と趣旨及び実施対象者が重複する点が多く、また、現物ではなく直接現金にて交付されるため、当事業と比較して農業者に広く利用されている実情がある。要すれば、当事業は中山間地域における小学校等が実施する見学会（食育に限定するものだけではない）に、バス代相当の現物（この場合には県がバスを手配すること）を提供するものであるが、直接支払制度では、バス代として現金が提供されるものである。）

(イ)については、本来であれば国が基金の取り崩しを促進した平成9年以後、速やかに条例改正して基金の取り崩しができるようすべきであったが、タイミングを逃し現在に至っているとのことである。基金の取り崩しを行えない現状においては、事業費が国の標準的な基金元本の3%に満たない状況が継続しており、事業費に充当できない基金が県の財産として計上され続けている。また、現在運用している地方債（利率は年1%前後）の満期を迎えた時点で、今以上の低金利商品による運用になることは確実視されることから、本事業の事業費予算は縮小を余儀なくされることになる。

今後、本事業費を確保し、事業目的を達成するためには、条例改正を行い活性化基金の取り崩しができるような制度設計にすること、当基金の対象が食育関連メニューを含めて広いものであることを、食育事業を行っている他の部課（食の安全・安心推進課や構造政策課等）と連携する等、制度並びに事業内容を庁内に積極的にPRしていくこと等により、活性化基金の有効活用を求めたい。このような地方自治体に睡眠状態にある基金について、国は、出来るだけ速やかに返納させる方針を持ち、また、その対応策を強化していることも忘れてはならない。

また、県は事業実施計画が事業実績と大きく乖離する場合には、基金の取扱いについて国と協議を行う必要があり、事業の必要性が認められなくなった場合には、基金を廃止して国庫補助金相当額を国庫に返納することも制度上可能である。監査人の提言のような対策を講じたにも関わらず、直接支払制度との競合等の要因にて当事業の需要がないと判断されたならば、基金の廃止、国費相当分の返還も検討すべきである。

6. 総合販売戦略課

No.11 味覚を育む「だし活」事業

(1) 事業の概要

①「だし活」とは

「だし」は、素材の「うま味」と「香り」が溶け出た料理の基本となるものである。味覚は「甘味」・「塩味」・「酸味」・「苦味」・「うま味」の5つに分類され、その中でもだし由来の「うま味」は、自分の舌で感じるができる基本の味のひとつで、他の4つの味よりも後味が長く続くため満足感が大きく、少しの塩分でも味をしっかりと感じるができるため、日々の食事に「だし」を有効に利用することで減塩につながる効果がある。

「だし活」事業とは、県民にだしの効用の浸透を図ることで、減塩を推進する活動のことである。また、だしを用いる副次的効果として、だしから溶け出た栄養も摂取できること、素材の味を引き立てることでより美味しい料理ができること、同時に県産品だしの利用が広がることで県産農林水産物の付加価値向上による生産者の所得向上へ貢献できること等が挙げられる。

②「だし活」が求められる背景

本県の平均寿命は男性 77.28 歳（全国平均 79.59 歳）、女性 85.34 歳（同 86.35 歳）と全国の都道府県で最下位の現状であり（厚生労働省 平成 22 年都道府県別生命表より）、その要因の一つとして食塩の過剰摂取によるがん、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病の発生が挙げられる。本県の成人（20～64 歳）食塩摂取量の平均値は、男性が 11.7g（全国平均 11.3g）、女性が 9.8g（全国平均 9.6g）、全国順位では男性が 15 位、女性が 17 位となっており（厚生労働省 平成 24 年国民健康・栄養調査結果の概要より）全国的に高い水準にある。また、厚生労働省「日本人の食事摂取基準」によると、健康な人の食塩摂取量の目標値は男性 8g、女性 7g とされており、当目標値比較で青森県の現状は高くなっている。このような状況下において、減塩を推進し、健康寿命延伸を図るため「だし活」が求められている。

この他、和食（日本人の伝統的な食文化）が平成 25 年 12 月にユネスコ無形文化遺産に登録されたことに見られるように、食育における食文化の視点からも、本事業は重要性が高まっていると言える。

③事業の内容

当事業の具体的な内容は、以下Ⅰ．～Ⅲ．に記載の通りである。

Ⅰ．「だし商品」の開発と販売支援
栄養学的にはだしの活用が知られているが、調理に手間がかかるうえ減塩等の効用も浸透していないことから、だしを使用し調理することのハードルを下げるツールが必要であり、だしを活用したツールの開発と販売支援等を行う。具体的な内容としては、完成済のだし商品（「できるだし」）のブラッシュアップ、新たな県産品を使用した新商品の開発、県内企業との連携によるだし商品の開発に向けた関係者勉強会の実施等が行われている。
Ⅱ．「だし活給食」に向けた研修会等の開催
児童生徒を対象にだしを活用した食事を推進するために、だしを多く利用した給食の普及を図っている。具体的には、給食施設担当等を対象に研修会の開催（年 3 回）、だし活シンポジウムの開催（年 1 回）、小中学校家庭科授業や市町村広報における広報活動等を行っている。
Ⅲ．「だし」の需要開拓活動
広く県民にだしの効用を広めるため「できるだし」を活用した「だし活」レシピ集の作成・配布、スーパーマーケットや児童定期健診等でのだしの試飲会等の宣伝活動、だし活に関する意見交換や料理の試食にて美味しく減塩できることを体験するイベントである「だし活サロン」の実施、その他県内テレビ番組での宣伝や、のぼり・ちらしの作成・配布等のだし活に関する PR を実施している。

④食育基本法上の分類

当事業の事業内容は、食生活・栄養のバランス、食文化の分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の重点枠事業である。なお、「だし」の需要開拓活動のうち、スーパーマーケットや児童定期健診等における、だしの試飲会等の宣伝活動は、青森県食生活改善推進員連絡協議会への委託事業である（契約金額 694,000 円）。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

事業の成果指標は県民の食塩摂取量の減少であり、第 3 次青森県食育推進計画の長期目標値として定められているとおり、食塩摂取量（成人）を平成 34 年までに 8g までに下げることが成果指標となる。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	10,102	10,024
決算額	9,237	9,797

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	308	だし活研修会講師料
旅費	1,325	だし活 P R 活動に係る旅費
需用費	1,462	レシピカード等のだし活 P R グッズ作成
役務費	276	「できるだし」特許申請印紙
委託料	5,025	だし商品開発アドバイス業務委託
使用料及び賃借料	446	だし活イベント会場借上費用
負担金補助及び交付金	955	だし商品開発にかかる試作品製造
合計	9,797	

(6) 監査の結果

【指摘事項 11-1】「できるだし」パッケージデザイン等の使用申請について

(監査要点：事業の法規等準拠性)

「できるだし」は、原材料の合計重量のうち、青森県内で生産された農林水産物の占める割合が最も高いことが保証された、だし商品である。パッケージデザイン等使用申請において、原材料について青森県内で生産された農林水産物であることを証明する書類等の写しを添付することになっているが、青森産煮干粉末について産地証明書等の書類が添付されていないものが 1 件発見された。商品原材料の重量割合が低かったため添付していなかったのかもしれないが、その他の使用申請者についてはすべて網羅して添付しており、今後は留意する必要がある。

また、「できるだし」パッケージデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）によると、「できるだし」のロゴタイプは原則として指定カラーを使用することになっているが、実際の販売商品のうち2商品について、指定カラーとは異なるやや濃い赤が使用されていた。「できるだし」ブランドの統一イメージは重要な商品要素であると思われるので、適正に対処する必要がある。その他にデザインマニュアルでは、パッケージデザイン上の社名を右下に配置することを基本とし、各社のロゴ規定等によって配置規程がある場合は例外を認めるとしているが、実際の商品の社名は商品デザイン上の関係で中央配置となっているものもあり、県では特に配置規程等を確認していないとのことで、監査人のこれらの指摘を受けて、県ではデザインマニュアルを実態に即したものに改めるとのことであった。

また、パッケージに赤字で記載があった文字情報が、黒文字に変更となっていたものがあった。「できるだし」パッケージデザイン等使用管理要綱によれば、当初提出した「できるだし」パッケージデザイン等使用申請書からデザインに変更がある場合には、「できるだし」パッケージデザイン等使用変更届を提出することになっているが、軽微な変更については、変更届の提出は不要とのことであった。それならば、軽微な変更の場合の事例を示して、提出不要の旨を管理要綱に規定するべきである。

監査人としては、一般的にブランドイメージの確立・維持のためには、デザインに限らず原材料の変更等についても、使用者にとっては軽微と思われる修正・変更等も逐次変更届を提出してもらい、商標権及び著作権者（この場合は県）として把握管理することが重要であると思っている。

【指摘事項 1 1 - 2】プロポーザルによる原契約と追加の随意契約について

（監査要点：契約の透明性）

平成 26 年度において、だし商品の開発を行うため、商品開発全体を通じた専門的な知見によるアドバイス業務についてプロポーザルによる契約事務を行い、委託契約先を決定している。プロポーザル実施要領には、業務内容として①商品開発に係るコンセプト設定等に関するアドバイス②試食調査③その他必要な業務（県の行う業務の補足支援等）とし、委託料については 2,800 千円以内として募集したところ、2 社から参加申し込みがあり、プロポーザル審査の結果、1 社に決定している。その決定後、県は、レシピ集作成業務（フォーマット作成、写真撮影等 799,640 円）を、その他必要な業務として原契約に追加した総額 3,599,640 円として、随意契約により業務委託契約を締結した。

そもそもレシピ集の作成業務を委託する計画であれば、プロポーザル依頼時に業務内容・金額ともに提示しなければ、契約の公平性は確保されず、プロポーザル自体の意味が失われかねない。委託先にならなかった 1 社は、委託料 2,800 千円の中でレシピ提案（写真撮影を含む）をしていた。県としては、売れる商品の開発という主目的は達成されており、当初は課内で写真撮影等も実施し、レシピ集を作成する予定だったが、プロポーザル実施後に、課の方針が変わりレシピ集作成を外部委託することになったとの説明を受けた。組織内部の方針変更があった県の事務手続としては、プロポーザルによる随意契約である当初の 2,800 千円で委託契約を締結し、追加業務として、財務規則上のルールに従って（レシピ集作成業務を随意契約とする理由を明確にして）、契約手続きをすべきであった。また、当初のプロポーザル依頼にあたっては、課内で事前に委託する業務内容等を十分かつ慎重に検討した上で行う必要があったと考える。

(7) 監査意見

【意見 11-1】青森県だし活協議会の自立化について

(監査要点：事業の有効性、経済性)

青森県だし活協議会は、「できるだし」の販売者及び流通業者などの10者で組織する任意団体で、総合販売戦略課が事務局を担当している。県は、「できるだし」の商標権を有しており、商標権登録更新の10年以内に青森県だし活協議会に商標権を委譲することを計画している。そのためには、青森県だし活協議会の自立が必要で、自主財源の確保が今後の検討課題となっている。味感を育むだし活事業は、庁内ベンチャー事業として平成26、27年度の2年間実施され、だし商品の開発等についても、県の支援を得て実施されてきたが、今後はそのような直接的な支援はなく、青森県だし活協議会の会員の自主的な努力によって運営されていくものである。会員から会費を徴収する検討を行うこと、新たな会員の入会の検討やだしソムリエ協会などの他の民間団体との連携などに早期に取り組み、円滑に自立化を進める必要がある。

だし活協議会の自立のためには、「できるだし」商品の売上が増加し、継続的な事業化が可能とならなければならない。現在は、シリーズ全体として小売り用の累計出荷数が10万個を突破し（平成27年3月から平成28年9月27日現在）、平成28年4月から販売を開始した香典返し用も需要を伸ばしている。だし商品としては売れているとの一定の評価があるが、中には販売が伸び悩んでいる商品もあることから、今後の有効な販売戦略が必要である。また、インターネットで調べたところ、顆粒だしは1グラム当たり2.3円であるが、できるだしパックは1グラム当たり5.5円である。一般消費者の目線から見れば、全国メーカーによる顆粒だし商品と比較上、相当割高感があるため、価格低下への取組みも期待される。まずは県民認知度を高めることと、10年後において、「だし活」が食育の観点から理解され県民に浸透し、「できるだし」が、だし商品の一つとして県民の食生活に定着することを期待するものである。

【意見 11-2】レシピ集に係る見積もり合わせ参加業者選定について

(監査要点：契約事務の合规性)

本県では、給食施設への「できるだし」普及推進を目的とし、給食施設向けのレシピ集を平成26年度、平成27年度と作成・配布している。平成26年度は本文60ページであったのに対し、平成27年度は本文46ページとレシピ・レイアウトの変更によりページ数は減少したが、いずれの年のレシピ集も部数は1,500部で同じ、かつ同様の用紙・製本方法により作成されている。平成26年度、平成27年度の契約の結果は以下「(表11-1) レシピ集作成業務委託料の合い見積もり結果」の通りで、平成26年度は312,660円、平成27年度は648,000円でいずれもI社に決定した。平成27年度にページ数が減少したにも関わらず調達価格が前年比で2倍以上となっている理由としては、I社が平成26年度調達に際して市場価格比で相当な低額の受注を行った反動であるものと思料される。

(表 11-1) レシピ集作成業務委託料の合い見積もり結果

平成27年度 (本文46ページ) (1,500部)	決定	落選				
	¥648,000 I社	¥810,000 F社	¥745,000 J社			
平成26年度 (本文60ページ) (1,500部)	決定	落選				
	¥312,660 I社	¥493,500 A社	¥879,660 B社	¥881,280 C社	¥907,200 D社	¥874,800 E社
		¥1,053,000 F社	¥583,200 G社	¥1,296,000 H社		

ここで、平成 27 年度における見積もり合わせ参加業者を見てみると、平成 26 年度に落札実績のある I 社、平成 26 年度に 1,053,000 円を提示していた F 社（平成 26 年度、参加 9 業者中 2 番目に高い価格）、平成 26 年度には見積書を提出していない J 社の 3 社が参加しているが、平成 26 年度の見積もり合わせにおいて 2 番目に安い価格を提示した A 社（493,500 円）、3 番目に安い価格を提示した G 社（583,200 円）は参加していない。平成 27 年度契約は I 社 648,000 円に決定したことを鑑みれば、結果的に、平成 26 年度においてより安価であった A 社、G 社を見積もり合わせに参加させることで、より競争原理が働き、低コストでの調達ができたと考えられる。見積もり合わせ参加業者選定にかかる規定は特段なく、県財務規則 148 条（下記参照）において「二人以上から見積書を徴する」と定められているに過ぎないことから、県の事務について規定上の問題はない。しかし、調達活動を行う際には過去の類似事例の調査等の実施によりコスト削減意識を強く持ち、最も低コストとなるであろう業者に見積もり依頼を実施すべきことが経済性の観点から求められているだろう。

【県財務規則】

（見積書）

第 148 条 契約担当者等は、随意契約をしようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、特別の理由がある場合を除き、2 人以上から見積書を徴するものとする。ただし、1 件の予定価格が 10 万円を超えない契約をする場合又は次の各号の一に該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

【意見 11-3】「できるだし」アンケートの運用拡大について

（監査要点：商品のマーケティングの有効性・効率性）

平成 27 年度において、「できるだし」を用いた塩分控えめの料理の試食や、だし活に関する意見交換を行い、美味しく減塩できることをあおもり食命人がいる店等で体験するイベントである「だし活サロン」を 4 か所で実施している。契約形態は委託契約にて実施されており、契約金額は 4 か所合計で予算 80 千円に対し、実績額 90 千円となっている。いずれも定員に達するほどの盛況であり、「だしを活かすことで、薄味でも十分美味しいことがわかった」等の参加者のコメントからも、だし活の普及促進の目的が達成できた状況がわかる。

県では、当イベント参加者に対して「できるだし」及びだし活全般についてのアンケートを実施しており、4 回の「だし活サロン」において計 79 の有効回答を得ている。アンケートの具体的な内容は下記枠内の通りであり、県民がだし商品に求めているもの、「できるだし」の認知度・評価、継続購入しない場合の理由等を求めており、「できるだし」の現状の市場評価および今後の商品開発（商品改良）、マーケティングにとって非常に有効な内容であると評価できる。

（アンケート項目 抜粋）

- ① 普段利用している「だし商品」は、どのような商品か
- ② 「だし商品」を購入する際に重視する点は何か
- ③ だし活事業から誕生した「できるだし」を知っていたか
- ④ これまでに「できるだし」の商品を購入したことがあるか
- ⑤ 購入した「できるだし」は、日頃使っているだしと比べて、味が良いか、香りが良いか、減塩効果がありそうか、いろいろな料理に使えそうか
- ⑥ 「できるだし」は継続して購入しているか。購入していない場合にはその理由は何か
- ⑦ 本日のだし活料理の感想

しかし、県では WEB アンケートを除き「だし活サロン」のみで当該アンケートを実施しており、だしの需要開拓活動における、その他の体験型イベントではアンケートを実施していない。上記のようなアンケート内容は、マーケティングにとって有効である一方で、実施に相応のコストが発生することが想定されるが、県は「だし活サ

ロン」以外の体験型イベントを数多く実施しており、その際にアンケートを実施することで少額の追加コストでアンケートを行うことが可能であると考え。具体的には、だし活についての出前トーク（平成 27 年実績：26 回開催、1,600 人動員 支出額 186 千円）や量販店での普及啓発（平成 27 年度実績：15 回開催、3,125 人試飲 支出額 206 千円）の際、県民にアンケートに回答してもらうように誘導し、その結果を今後の商品開発（商品改良）・マーケティングに活かすべきではないだろうか。仮に量販店での普及啓発における試飲者 3,125 人、出前トークでの動員者 1,600 人のうちでアンケート回答者が少なく見積もって 1 割だとしても、500 人弱と相当数のアンケートを入手可能であり「できるだし」のマーケティングにとって非常に有効であろう。今後のアンケート対象者の拡大を図ることが施策の目的に対して有効である。

また、「だし活」事業の成果指標は県民の食塩摂取量の減少であり、平成 34 年度までに県民（成人）の食塩摂取量を 8g まで減少させることを最終成果目標としている。もちろん短命県返上として県民の平均寿命の長寿命化が最大の目標とはなるが、生活習慣に関することでもあるため当事業以外の複合的な要因が影響を与えるし、進捗管理は平成 34 年までの長期スパンとなる。このアンケート回答による「できるだし」の知名度や継続購入者数等を短期成果指標として設定し事業管理を継続することで、より当事業単体での事業評価が容易となるだろう。今後、当アンケートの回答を短期成果指標として採用することが望まれる。

【意見 11-4】だし活に関するアンケートの分析について

（監査要点：事業の自己評価）

平成 26 年度に、あおもり「だし活」研修会やだし活推進セミナーで、「できるだし」についてのアンケートを実施し、その集計はしているものの、その回答者の属性（給食施設の方なのか、食生活改善推進員の方なのか、行政の方のかなど）に応じた回答内容の把握と分析ができておらず、メーカーへの情報提供も不十分なのではないかと思われる。

給食関係者、栄養教諭などのセミナーのアンケートを見ると「本事業の趣旨に賛同し、給食の提供にだし活の取り組みを推進協力する意向がある」という回答が 7~8 割もあり、だし活の趣旨は、給食関係者には、浸透しているものと思われる。ただし、実際の学校給食の現場において、実践していくことが、今後の課題であり、その際、県が、給食向けにも「できるだし」の利用拡大を狙っているのであれば、アンケートを見る限り、価格面での障害を解決しなければならない状況が窺われる。そもそも、給食業者は、だしパックなどの商品を使用しなくても、素材からだしを取って、調理できる環境にある上、決められた単価で提供しなければならないから、「できるだし」が機能・品質面はもちろんのこと、コスト面でも優位に立たないと採用してもらえないと考える。

県としては、「できるだし」のメーカーに対して、販売価格に対する口出しはせず、補助金等の施策を講じることも考えていないが、「できるだし」に関するアンケート結果は、メーカーにフィードバックしているとのことである。しかし、平成 26 年 6 月に取ったアンケートには、「安価でなければ使えない」という意見が多く、中には、具体的な希望単価が記載されているものもあるが、平成 28 年に商品化し、給食向け「できるだし」として販売されている商品の販売価格は、その希望価格より 1.1 倍から 2 倍も高い水準になっている。より低価格での「できるだし」の開発と販売については、まずはメーカーの企業努力が重要ではあるが、「できるだし」が、給食の現場で利用されるようになるためには、必要な改善点を調査し、次の施策に反映できるよう、

アンケートについては、県としても詳細な分析を行って、メーカーと連携を取る必要があると考える。

No.12「あおもり食のエリア」活性化事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

郷土料理やご当地グルメ等は、青森県の強みである「食」を生かして情報発信や誘客促進を図る有力なコンテンツであるといえ、また地域おこしの機運が高まるなどの効果も期待できる。そこで、県では県内を6つのエリアに分け「食のエリア」に登録し、県内外に様々な方法を用いて情報発信している。

この食のエリアに登録されている取組団体の中には、「全国 B-1 グランプリ」で優勝して地元への大会誘致を決めた十和田バラ焼き店主会など、全国に誇る地域おこしの優良事例も見られている。

具体的な登録方法は、総合販売戦略課において、次の基準を満たしているかを審査することによって決まる。

- (i) その地域において、一定数の飲食店が同様の料理を提供していること。
- (ii) 観光客等からの問い合わせに対応でき、かつ、団体に属する飲食店との連絡調整を行う事務局機能を有すること。
- (iii) 提供する料理がその地域に定着している、又は今後定着すると認められる料理であること。
- (iv) 地元食材を使用している等、地域の特色ある料理であること。

なお、審査で登録が認められた料理（団体）に対しては登録証書を交付され、観光客等が「あおもり食のエリア」に登録された料理を提供する店舗を訪れる際の目印となるように店頭フラッグが提供される。

登録後の「あおもり食のエリア」情報発信方法については以下の2つの方法がある。

- (i) 県が発行する冊子等に、「あおもり食のエリア」に登録された料理の概要や提供店舗の所在地を掲載し、新青森駅や観光案内所で配布する方法。
- (ii) 青森県農林水産部総合販売戦略課が運営しているホームページ「青森のうまいものたち」(<http://www.umai-aomori.jp/>)に、「あおもり食のエリア」の専用コーナーを設けて、登録された料理を全国に向けてPRする方法。

上記(i)の冊子や(ii)のホームページには、掲載された料理を提供している飲食店等の地図掲載等もあり、県内に開設された直売所、道の駅、農村レストランは、郷土食を不特定多数の人々に提供し、食育や地産地消に連動していると言える。

②食育基本法上の分類

当事業は、自然の恩恵等への感謝、環境との調和、食文化の分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成27年度～平成29年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業の成果指標は設定していない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	4,769
決算額	4,359

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	100	
旅費	98	
需用費	658	
役務費	59	
委託料	3,408	PR 冊子「あおもりの旨いもん」作成費用 ホームページ「あおり食のエリア」更新費用
使用料及び賃借料	36	
合計	4,359	

(6) 監査の結果

【指摘事項 1 2 - 1】ホームページの更新業務委託契約における完了確認について

(監査要点：確認検査の合规性)

「あおり食のエリア」ホームページの更新業務は毎年度外部の業者へ委託している。契約上の業務内容の仕様書には、『これまでに掲載されている「あおり食のエリア」登録料理提供店の店舗情報追加・修正・削除』作業が明記されている。

このうち、「はちのへ殿様御膳」と呼ばれる料理について削除する仕様になっていたにも関わらず、当事業を監査した日時時点でホームページ上に一部掲載が残されていた。これは、委託業者が提出した業務完了届を県が鵜呑みにし、仕様書の内容が順守されていないにも関わらず「適正と認める」旨の検査調書を作成していたことが原因である。

委託業務完了に伴う検査調書の作成は、委託業務が契約条件に準拠して適正に完了したかどうかの最終確認事務といえる。削除すべき内容について削除されていないと閲覧者を惑わせることとなり、情報利用者に正しい情報が発信されない結果になるので、担当者による検査事務は慎重かつ正確に行うべきである。

(7) 監査意見

【意見 1 2 - 1】ホームページ更新業者の固定化について

(監査要点：契約の透明性、契約先の固定性)

「あおり食のエリア」のサイトは、平成 17 年度に実施した企画コンペの結果、A社が委託を受け、サイトデザインの作成及びサイト内のシステム開発を施工している。そして、県は当サイトの情報提供環境の整備、新規コンテンツの作成業務、データの更新等の専門技術を要する業務については、開発元でなければ実施できないため、競争入札に適さないものとし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約としている。また、財務規則の運用第 148 条関係第 4 項の規定を準用することにより、見積書は 1 社のみから徴取している。

この状況は、実質的にコンテンツを開発し受注した業者だけが継続して契約可能な契約形態であり、委託契約における競争原理が全く働いていない状況と考える。下表には、県が作成した予定価格調書と業者からの見積書を内容別年度順に記載している。

<担当課が作成した予定価格調書>

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ページ追加分	420,000 円 (6 料理)	140,000 円 (2 料理)	600,000 円 (6 料理)
【参考】1 料理当たり追加料金	≪70,000 円≫	≪70,000 円≫	≪100,000 円≫
店舗情報・位置情報訂正追加	128,800 円	365,000 円	100,000 円
QRコード使用料	—	20,000 円	30,000 円
トップページの修正	35,000 円	35,000 円	—
小 計	583,800 円	560,000 円	730,000 円
消 費 税	29,190 円	44,800 円	58,400 円
合 計	612,990 円	604,800 円	788,400 円
改 め	612,000 円	604,000 円	788,000 円

<業者から提出された見積書>

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ページ追加分	580,000 円 (6 料理)	420,000 円 (2 料理)	600,000 円 (6 料理)
【参考】1 料理当たり追加料金	≪96,666 円≫	≪210,000 円≫	≪100,000 円≫
店舗情報・位置情報訂正追加	—	100,000 円	65,000 円
QRコード使用料	—	30,000 円	20,000 円
合 計	580,000 円	550,000 円	685,000 円
消 費 税	29,000 円	44,000 円	54,800 円
合 計	609,000 円	594,000 円	739,800 円

(県資料を基に監査人作成)

上記の予定価格調書を分析すると、県は新たに登録された料理のために新規のページを追加するためのコストを概ね 70,000 円から 100,000 円と積算しているのに対し、業者の見積額は 96,666 円から 210,000 円と幅が広く、新規コンテンツ追加のための単価が予め決められているとは思えない。特に無形財産であるホームページの更新費用は、外部からはコスト構造が見えにくいため、継続的に 1 社のみからの見積入手では、業者の言い値という状況が生まれていることが推測される。

実際に委託事務の契約先が固定的に継続されていると考えられるため、業者との癒着が疑われないためにも定期的な見直しが必要である。また、予算内ということだけで減額交渉が行われていないことも問題である。予算執行において、予算内で歳出をどう抑制して最少化していくかという視点は絶対的なものである。

著作権法第 2 条第 1 項では、著作権の定義や種類を規定しているが、この中にホームページに関する直接の規定はない。ホームページは、同条の「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」に含まれているとされており、ホームページには一般的に著作権が認められている。ただし、デザインを委託により製作している場合には、受託者に著作権があるため、契約書において二次的著作権の利用に関する原作者の権利を包含する契約でない場合には、受託者の許諾を受けなければならないという(参考文献:「地方自治問題解決事例集」地方自治問題研究会編著 ぎょうせい)。公共のためのホームページにおいて、公益のための情報を公開する目的であるから、この事案においては、委託契約書において著作権の侵害を回避する条項を設けることで、県は制限のない形で利用可能な状態を保つことが可能だと考える。一者随意契約は限定的な適用範囲であることを再確認して、契約事務において、原則に立ち返った競争環境の構築を図るべきと考える。

【意見 12-2】 ホームページ上における随時更新の必要性について

(監査要点：情報発信の即時性)

平成 27 年度は、「平内ホタテ活御膳」、「中泊メバルの刺身と煮つけ膳」、「宝湖わんこ丼」、「五戸馬肉料理」の 4 つの地元料理が新たに登録され、登録料理は全部で 43 料理となった。しかしながら、上記のうち「宝湖わんこ丼」と「五戸馬肉料理」は平成 27 年度末の登録であったため、ホームページでの公開もなく、PR 冊子である「あおもりの旨いもん」にも掲載されていない。

冊子である「あおもりの旨いもん」は年に 1 度の更新作成のため適時の掲載は困難と考えられるものの、ホームページの更新も年に 1 度の契約であるため、登録後速やかな更新がなされていない。そのため、上記の 2 つの料理は次回の更新時まで（最長約 1 年間）県民に周知されることはない。

情報は正確性と即時性が優劣を決するものであり、ホームページには文書媒体と比較して、即時性の点で有利性があると言われている。地域のアイデア料理の紹介と消費拡大、観光客の来県者増加、県産品の紹介と情報利用促進による経済効果、地域活性化も含めて、様々な分野において、本県の食にアクセスし易い環境を構築することは、本事業のみならず、県全体の施策を推進することに通じるものである。監査人として、広く国民に対して、本県の食情報の迅速かつ積極的な公開が望ましいと考えることから、ホームページの委任契約の内容等を見直すことで、新規料理が登録されたら速やかに情報発信できる仕組みの構築が必要である。

【意見 12-3】 事業成果の指標の設定について

(監査要点：事業評価の適切性)

「あおもり食のエリア」が掲載されたホームページの情報更新作業は外部業者へ委託しており、新規登録の料理や店舗情報の追加・修正・削除を委託している。

ここで問題提起するのは、県がこの情報発信の効果を評価していないことである。県が委託費として支出した金額の有効性の評価を行っていないことと同義である。通常、ホームページを作成する目的は、インターネットを利用する不特定多数に閲覧してもらい、知ってほしいと思う情報を発信することにある。そして、この事業効果はホームページへの来訪数であり、そのためにどの検索エンジン経由で来訪しているのか等のデータ分析が必要と思われるが、監査人がそのような分析結果はあるかとの質問に対しては、トップページである「青森のうまいものたち」の閲覧数は把握しているものの、当該サイト内である「あおもり食のエリア」ページの評価分析はしていないとの回答を得た。

単にホームページを作成委託するのが事業目的ではなく、如何にしてアクセス数を増やし、実際に個々の飲食店等に誘客し、最終的には県内外の方々に青森の食を知ってもらうことが事業目的であり、その達成のための戦略を練ることが重要である。そのためには、最低でもアクセス数の把握、閲覧サイトの把握、日別月別のアクセス数などの定量的な分析は必須に思える。

なお、監査人の依頼により、担当部署がアクセス数を調べたところ、以下の結果であった。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
アクセス数	37,554 回	53,015 回	72,332 回	69,138 回
【参考】平成 24 年度を 100 とした指数	100.0	141.2	192.6	184.1

上記によると、平成 27 年度は前年度に比べアクセス数は減少しているものの、ホームページ開設当初に比べ 84%増の来訪者があり、全体として平成 24 年度から上昇傾向にあることから、事業実施に一定の効果はあったと考えることもできる。来訪者数等を事業目標にするなどの措置を行い、過去のアクセス数の増減原因を分析し文書化するなどし、今後のホームページ運営を有用なものとなるような体制を整えることが望まれる。

【意見 12-4】決算統計節別集計表における他事業からの流用について

(監査要点：事業評価の有効性)

当事業では、県産品のブランド化や販路開拓のための SNS 活用セミナーを実施しており、報償費として 111,370 円、旅費として 47,624 円支出している。このうち、報償費は 11,370 円と旅費 10,612 円については、事業別に見れば予算超過であるため、総合販売戦略課の他事業である「販路開拓情報提供活動事業」に流用して支出している。

セミナーの実施日は平成 28 年 3 月 28 日であることから、年度末に事業が実施され予算を補正する時間もなかったため他の事業である販路開拓情報提供活動事業から支出しているものと推察される。

また上記以外にも、平成 27 年度県産品総合サイト内の「あおもり食のエリア」更新委託料 739,800 円のうち 136,800 円は予算超過のため、総合販売戦略課の他事業である「総合販売戦略サードステージ事業」から支出している。

事業の評価方法は様々な方法があるが、事業別の実績額の適正な集計が行われなければ、予算実績比較も、年度経年比較も、他の類似事業比較も出来ないことになる。決算担当者により恣意的に他事業からの流用が行われることが容認される場合には、操作的かつ意図的に実態を示さない事業別決算額の作成が可能となり、次年度以降の予算策定においても、不適正な事業別予算編成を助長する結果となる。実施した事業について、適正な執行を適正に集計する方法を求めるものである。

No.13 学校給食県産品供給・利用拡大事業

(1) 事業の概要

①現状と課題

1. 現状：本県の学校給食における県産食材利用率は約 64.3% (H25 年度) だが、野菜、水産物等の利用は 2 割程度と低い状況にある。
2. 課題：
 - ・給食向けにニーズがあるものの供給力が不十分な野菜の生産拡大が必要である。
 - ・県産食材を利用した加工品の栄養士への PR の強化が必要である。

②事業内容

<取組 1> 学校給食用県産野菜等の供給拡大を図る。

1. 冷凍カット向け野菜等の生産拡大
 - ・現地検討会（給食用野菜に新規に取り組むよう働きかけ）
 - ・安定供給会議（安定供給・安定流通のための推進会議）
2. 学校給食用の新品目の生産検討・拡大
 - ・意見交換・検討会（給食現場でのニーズの情報交換）
 - ・県内取組事例調査

<取組 2> 県産食材・加工品の利用拡大を図る。

1. 学校栄養士の理解度向上

- ・ 栄養士向けの現地講座の開催
 - ・ 県産食材を利用した料理の講習会
2. 給食向け県産加工品の学校栄養士への PR
 3. 学校給食における県産食材利用量調査

③食育基本法上の分類

当事業は、主に自然の恩恵等への感謝、環境との調和の分野に整理される。

④学校給食法の改正

学校給食法は、法の目的に「学校における食育の推進」を位置付けるとともに、食育の観点から、学校給食の目標に、食に関する適切な判断力の涵養、伝統的な食文化の理解、食を通じた生命・自然を尊重する態度の涵養等を新たに追加し、食育を個別法に取り込み、推進させる法改正が行われ、平成 21 年 4 月 1 日に施行された。これにより、食育基本法の理念を個別法に受け入れた法令となった。

(2) 事業の形態

当事業は、県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度～平成 29 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

学校給食における地場産物の使用割合を、平成 30 年度には 67%にすることを最終的目標としている。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	2,420
決算額	1,120
予算執行率	46.3%

- ・ 平成 27 年度当初予算額と決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 当初予算額	平成 27 年度 決算額	主な内容
賃金	53	52	
報償費	166	8	
旅費	948	385	先進事例調査旅費
需用費	318	314	
役務費	192	182	
使用料及び賃借料	743	179	展示・試食会会場費
合計	2,420	1,120	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見13-1】物品購入の内部統制手続きについて

(監査要点：事務の内部統制の整備運用)

本県は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、全庁ベースの取組みとして、別表に指定のある物品（例えば文房具、コピー用紙、家具等を含めた特定調達物品等という。）の購入について、品質や価格だけではなく環境のことを考え、環境に配慮した物品等を、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する物品調達方針を定めている。

この方針及び条件に適合する物品等の購入手続きを行う際には、「物品購入依頼書兼グリーン購入チェックシート[物品]」（以下「チェックシート」という。）を用いて課内の決裁手続きを行うルールとなっている。

「チェックシート」の作成は、庶務担当がエクセルソフトに入力することにより行われており、起案、決裁から物品の購入、検品、保管にいたる事務手続きについて、決裁ルールとして、「事業担当→グループマネージャー（以下「GM」という。）→集中課担当→発注課物品担当（保管）」という手順が明示されており、事業担当及びGMは、チェックシートに押印することが定められている。

当事業では、黒マグロの解体フィギュア（以下「解体フィギュア」という。）を32千円で購入し、需用費として計上している。学校給食という事業内容と、解体フィギュアという物品内容に違和感を覚えたため、この需用費の支出決裁手続きにおけるチェックシートの押印者を確認した結果、下表の担当者により、起案事務と決裁事務が行われていた。

<物品購入における起案事務と決裁事務等>

起案事務・決裁区分	起案者 (=事業担当)	決裁者 (=GM)	集中課担当	発注課物品 担当（保管）
県が行っていた実際の手順	総合販売戦略課戦略推進グループ担当者 (A氏)	総合販売戦略課戦略推進グループ GM (B副参事)	農林水産政策課	総合販売戦略課戦略推進グループ担当者 (A氏)

上表の中で、集中課担当（農林水産政策課）は、農林水産部各課全体の物品購入要求部署として、「調達物品調達依頼書」を作成し会計管理課に提出する事務を行っている。これは主に、購買事務の効率化を目的として、物品購入に関する会計管理課との間の事務を、農林水産部の中で農林水産政策課に集中させているものである。

同様に、事務の効率化を目的として、総合販売戦略課では、戦略推進グループに集中課（農林水産政策課）との間の事務を集中させているものである。

ところで、当事業を実際に実施しているのは、総合販売戦略課の地産地消グループであるが、購入の起案文書上、地産地消グループの担当者やGMによる起案・決裁は一切残されていない。担当者の回答によれば、地産地消グループから戦略推進グループ担当者への起案依頼は、口頭により行われたとのことである。

この点について、「チェックシート」の作成マニュアルを定めた環境政策課によると、様式の実施手順には「事業担当」が起案する記載になっているが、所属の業務実態に合わせて、事業担当者（地産地消グループ）から購入申し出を受け、庶務担当者（上表のA氏）が作成し、庶務担当GM（上表のB副参事）が決裁するという取扱いをしても特に問題はないとの回答あった。つまり、「事業担当」には、物品の選定を行い、実際に事業に用いようとする地産地消グループの担当者だけではなく、物品の管理を担当する戦略推進グループの担当者も含まれるという解釈であると思われる。

確かに地産地消グループも戦略推進グループも総合販売戦略課内のグループであり、「事業担当」を拡大して解釈することも誤りとは言い切れない。

また、県財務規則では、部局の長が物品の取得、管理及び処分の事務を所掌するものとされており（第 265 条）、さらに、その所掌する物品の取得、管理及び処分の事務を分掌する職員（物品管理員）を置くことされている（第 266 条）。総合販売戦略課においては戦略推進グループの GM が物品管理員にあたるため、課内において物品を購入するにあたり、この戦略推進グループの GM の決裁が必要となる。

したがって、物品購入依頼書を兼ねる「チェックシート」に対する戦略推進グループの GM の決裁は、全体としては、県財務規則や環境政策課の定めた「チェックシート」の記載手順にも合致した手続きである。

しかし、戦略推進グループ GM の決裁は必要条件ではあっても、十分条件ではないと考える。なぜなら、具体的な物品の必要性、選定要件やその用途は、実際に購入要求した物品を用いて事業を行う地産地消グループにおいて意思決定を行っているはずであるが、「チェックシート」その他でそのような意思や経緯を確認できる書面は残されないため、戦略推進グループの GM が、具体的にどのような要件について検討した結果決裁したのかが明らかではないからである。また、当事業の当初予算の歳出見積額内訳においては「展示・試食会資料・消耗品」として 5 万円が予算化されているのみで、具体的に解体フィギュアという品目が決まっていたわけではない。解体フィギュアが当事業の実施目的に適合しているという妥当性判断は、地産地消グループにおいてになされるべきである。予算の範囲内で、事業目的に適合した物品購入事務を行うための決裁手続きとして、起案者と決裁者の物品購入における基礎的な実施者責任を曖昧にする統制リスクが内在していると考ええる。

思うに、当事案の「チェックシート」における戦略推進グループ GM の決裁事務は、展示・試食会用の消耗品として当初予算に含まれていた課内の共用物品の購入であり、県産品 PR 用の使用目的も事業目的に合致しているという程度の消極的な承認であり、当事業に直接かつ専用的に使用するための解体フィギュアという具体的な品目に対する積極的な決裁ではなかったものである。そもそもは、この物品が特定調達物品等に該当するかどうかという決裁事務があるべきだと考える。この点について、後日の説明によれば、当事業以外への共用性を確認できたとする回答があったが、チェックシート上での検証可能性も確保されるべきであると考ええる。

監査の結果、マニュアルの解釈上、事業担当者に庶務担当者を含むということが明らかになったとはいえ、実際に購入要求する事業担当者の意思が起案書の形で残されないグリーン購入の現行承認手続きは、内部統制リスクが高いと思われる。何故なら、この購入制度を利用すれば、最低価格による調達という価格要件をクリアすることが可能だからである。環境への配慮、事務コストは考慮されるべきであるが、庶務担当者が、購入要求事務を行う際には、実際の事業担当者が購入要求書のようなドキュメント又は電子ファイルを作成し、それを基にエクセルへの入力業務を行う形が望ましいと考える。

【意見 13-2】決算額における他の事業の経費との区分について

（監査要点：事業別予算の精度と事業別決算の適正性）

上表の通り、当事業の予算執行率は 46.3%と低いことがわかる。この理由は、宮崎県への先進事例調査を取りやめたため普通旅費が 321 千円、また、展示・試食会会場費として予算計上していた 594 千円について、県の施設を利用することにより支出が抑えられたという、コスト削減の点から合理的なものである。また全体として執行率が低い背景は次の通りである。当事業は本県で生産した小松菜をカット野菜として商

品化し、学校給食に地産地消農産物として取り入れてもらうことを直接的な目的としている。しかし、輸入や全国的産地から既に安価で調達できるルートを有している現状において、給食費の値上げはできないという利用者側と、学校給食向け食材は一般に市場での販売と比較して価格が低く、採算が合わない恐れがあると考えられる生産者・食品加工業者側が、「食育・地産地消」というキーワードでどこまで歩み寄れるかとの問題をはらんでいると考えられる。いわば、攻めの農林水産業の視点からの売れる農産物の生産と販売と、学校給食現場における食育の推進とコスト管理とが、どのように調整できるかという問題である。

また、事業実績が乏しい当年度の実績数値を監査した結果、低い予算執行率を背景として、以下のような、他の事業の経費を本事業で負担している、あるいは、予算策定の際に具体的に予定されていなかった支出が散見された。

・事例①（普通旅費）

「食のエリア」事業と「学校給食」事業の両方を目的とした出張旅費（実績 95 千円）の全額を「学校給食」事業で負担している。「食のエリア」事業では当該出張旅費について、当初予算において 49 千円を見込んでいたが、「学校給食」事業では当該出張旅費について当初予算において見込んでいない。会議結果資料等を閲覧した結果、少なくとも実績の半額程度は、「食のエリア」事業で負担すべきだったと思われる。「学校給食」事業で全額負担しているのは妥当ではない。

・事例②（費用弁償、使用料及び賃借料）

課全体に関係する「青森県総合販売戦略・食産業推進会議」に関わる費用弁償（出席者の旅費）45 千円及び使用料及び賃借料 80 千円を当事業が全額負担している。課全体の会議に関する費用を当事業で全額負担するのは合理的でない。また、当初予算において、この会議の費用は見込んでいない。合理的な負担割合に応じて明確に予算化すべきであり、または、課全体の事業費として別途予算化すべきであると考えられる。

以上は、当事業の予算執行率が低く、当事業費予算に余裕があるので、他の事業の経費として計上すべきものも、他の事業費を広く取り込んで計上し、実績額を予算額に近づけようとする思惑を示唆していると考えられる。また、需用費（事務用品等の消耗品費）や役務費（電話料金等の通信運搬費）という、事業ごとに経費を明確に分割しにくい費目の予算消化率が高いのは、その証左であると思われる。

この結果、決算額が本事業の実施にあたり実際に支出された金額を表していないという問題が発生している。実績額が正しく集計されていなければ、事業の費用対効果を検討することは不可能である。事業の実施に、どれだけの経費が使われたのかを明らかにすることは、事業評価の前提条件であり、現状は、その基礎を欠いている状況と言わざるを得ない。

決算額は、予算額に対応する形で、事業別に経理処理するべきである。

7. 水産振興課

No.14 青森の豊かな海が創る「おさかな自慢」PR推進事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

本県は豊かな自然環境に恵まれ、生産量がトップクラスの魚種も多く、平成 25 年度に「青森おさかな自慢」データベース、冊子を作成し、飲食店、旅館・ホテルを通じて情報発信を行っている。しかし、地元（産地）の情報発信体制が未整備であり、次世代を担う地元の子どもたちが地域特産水産物に対して理解し、接触する機会が少ない。そこで、地元による産地情報の発信力の強化、地元おさかな情報の理解と習得、産地間競争に打ち勝つ持続的な情報発信という課題に対応するため、以下の事業内容を行っている。

① おさかな自慢応援隊による誘客支援
漁業者、漁協等によるおさかな自慢応援隊（以下、応援隊という。）を組織し、以下の活動を行う。
・おさかな自慢情報冊子を活用した勉強会の開催
・郷土料理教室の開催
・青森県産品フェアで PR 活動
・消費者等の問合せに対応するための「漁師のおさかな窓口」の開設（各漁業協同組合で電話対応）
② おさかなキッズの育成
小学生を主体とした「おさかなキッズ」を組織し、以下の活動を行う。
・地元の旬のおさかなを学び、また調理し、地域特産水産物への理解を深める
・県内で開催される県産品フェア等に同行し、地域特産水産物の情報発信
③ 地域特産水産物情報収集・発信
・青森のおさかな自慢新情報発信
・量販店等バイヤーおさかな商談会

②食育基本法上の分類

当事業は、自然の恩恵等への感謝、環境との調和、食文化、食生活・栄養のバランスの分野に整理される。

(2) 事業の形態

県単独の重点枠事業である。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業の成果指標は設定していない。長期的な視点では、消費者については購買量、量販店や飲食店については取扱量を考えているとの担当者の回答であった。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	6,333	4,980
決算額	3,789	3,901

平成 26 年度の当初予算と決算額に大きな乖離が発生しているが、これは主に以下の二つの要因によるものである。

- | |
|---|
| ① 応援隊の活動について、謝金を支払う予定で当初予算が組まれていたが、実際には、無償で活動してもらったケースが多かったため。 |
| ② 「続 青森おさかな自慢」の冊子を平成 26 年度に作成する予定があり、データの作成までほぼ終わっていたが、冊子に追加で載せたい魚種の話が浮上したことにより、冊子の印刷までは至らなかったため。 |

・平成 27 年度当初予算額と決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 当初予算額	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	491	384	おさかなキッズ水産教室、応援隊勉強会の講師謝金
旅費	889	795	首都圏における青森おさかな自慢 PR 活動に関する旅費
需用費	2,389	1,986	「続 青森おさかな自慢」冊子印刷料、おさかなキッズ料理教室の材料費
役務費	113	5	
委託料	697	697	PR 活動で使用するうちわ、「続 青森おさかな自慢」の冊子デザイン料など
使用料及び賃借料	401	34	
合計	4,980	3,901	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査の意見

【意見 14-1】成果指標の設定について

(監査要点：事業評価の適切性)

当事業に関する成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていなければ、事業の効果を定量的に測定することができず、当事業が効果的なものであったかの検証が困難となる。また、成果指標がなければ数値目標も設定されないため、事業の遂行も漫然としたものになりやすい。

当事業は重点枠事業であり、事業実施期間が 2 年間の時限事業であることから、事業を事後的に自己評価できるようにすることが必要である。当事業を行うことにより、①応援隊による自主的な情報発信、②自慢おさかなの消費拡大、③漁業所得の向上、などの効果が期待されている。よって、当事業を実施した結果、これらの効果が得られたか測定できるような成果指標を設定し、当事業が効果的なものであったかを検証できるような仕組みにする必要がある。

No.15 漁業の担い手確保・育成事業

(1) 事業の概要

①事業内容

本県漁業を取り巻く様々な問題を地域の事情に即して解決しながら、資源管理型漁業及び栽培漁業の推進、省力・省エネルギー化の促進、若い漁業者の確保、活力ある漁村社会の形成を図るため、地域自立漁業者を確保・育成することを目的に、①青年漁業者活動育成事業、②漁業士育成確保事業、③新規漁業就業者確保事業、④漁業の担い手確保支援事業を実施している。

食育に関する事業は、この内の④漁業の担い手確保支援事業であり、水産業に対する理解を深め、漁業後継者を育成するため、水産業普及指導員と漁業現場の提携により児童・生徒の水産教育を行っている。

具体的には、東青、三八、下北、西北の地域県民局の水産事務所等の水産業普及指導員と地元漁協の漁業士（漁師の中で一定の研修を修了した指導的な立場の人）などが、講師となって、水産教室が主に小学生を対象に開催されている。地域によって勉強する内容は異なるが、わかめ養殖体験、ホタテガイ養殖、サケの採卵・受精・稚魚放流などを行っている。水産教室を担当する漁業士に対して報酬は支払わず、長距離の移動もないため、支出内容の大部分は水産教室で使用する冊子の印刷費である。

②食育基本法上の分類

当事業は、自然の恩恵等への感謝、環境との調和の分野に分類される。

(2) 事業の形態

当事業は、県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 24 年度～平成 29 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業の究極の成果指標は、水産業への就職者数の増加であるが、短期的に成果が表れるものではないため、数年間の本事業の成果は測定できない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	2,997	2,945
決算額	1,859	2,146

上記金額は、本事業の①～④のすべての内容が含まれている。

(6) 監査の結果

【指摘事項 15-1】水産教室用パンフレットの予定価格の算出について

(監査要点：契約事務の適切性)

本事業において、主に県内小学生高学年を対象とし、本県の豊富な水産資源についての理解を深め、関心を持ってもらうために「水産教室」を開催している。水産教室は平成 27 年度において 47 回開催されており（東青地区 6 回、三八地区 16 回、下北地区 16 回、西北地区 9 回）、テーマは「ホタテガイ養殖について」「サケ水産教室」

「ユニ水産教室」「ワカメ養殖体験」等であり、本県の主要水産資源に対する理解を深めるとともに、豊かな自然環境および水産資源と共に構築されてきた本県食文化の伝達が図られている。水産教室は、基本的に実地で開催となり、対象者には本県の水産環境等について網羅的に記載された全 25 ページフルカラーの水産教室用パンフレット「青森県の水産業」が配布され、当パンフレットに基づいて講義が行われることとなる（なお、水産教室のテーマによっては配布がない場合もある）。パンフレットは例年 1,200 部印刷しており、そのうちの約 800 部程度が水産教室用に配布され、残りの約 400 部は関連市町村や水産研究所等に資料用として配布される。

パンフレット「青森県の水産業」の作成のため、平成 27 年度において印刷業者に対し 82,944 円が支出され、一部当たり 69.12 円の負担となっており、当該支出のための契約手続きは県財務規則において下記のように定められている。

【県財務規則】

(予定価格)

第 138 条

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(下線は監査人が付記した。随意契約のできる限度額は財務規則第 147 条、随意契約の場合の見積書の徴取要件は財務規則第 148 条に定められている。前記 60 ページに転載しているので、参照されたい。)

平成 27 年度の契約は、「(表)直近 3 年における『青森県の水産業』1,200 部の購入価格」に要約したように、A 社一社から仮見積もりを取得、仮見積もりの金額と同額の 213,840 円を予定価格として設定し、財務規則第 147 条に則り予定価格が 100 万円以下であるため随意契約とし、財務規則第 148 条に則り、予定価格が 10 万円を超えるため A 社、B 社、C 社で見積もり合わせを行った結果、最も低額かつ予定価格以内の価格を提出した A 社の 82,944 円に決定したものである。

(表)直近 3 年における『青森県の水産業』1,200 部の購入価格

平成 27 年度	決定	見積り合わせ提示価格			予定価格
	¥82,944	¥82,944	¥84,240	¥97,070	¥213,840
	A 社	A 社	B 社	C 社	A 社

平成 26 年度	決定	見積り合わせ提示価格			予定価格
	¥84,240	¥108,864	¥84,240	¥129,600	¥132,000
	B 社	D 社	B 社	C 社	-

平成 25 年度	決定	見積り合わせ提示価格			予定価格
	¥94,500	¥94,500	¥100,800	¥126,000	¥180,000
	D 社	D 社	B 社	C 社	-

ここで、A 社が提出した仮見積もりによる予定価格 213,840 円の適正性について問題提起することとする。

予定価格を設定するということは、その金額以内の価格が提出された場合に支出行為がなされることとなるため、県の支出額の上限値を設定するという他に、仮に高額な予定価格が設定されてしまうと、支出額が著しく高額となり、無駄なコストが発生する温床となる。そのような観点から、県財務規則第 138 条（波線部）では、過去の取引実績や市場環境も考慮に入れ、総合的に予定価格を定めることを求めている。県では例年、同様のパンフレットを 1,200 部作成しており、過去 2 年間の契約決定額は、平成 26 年度 84,240 円（B 社）、平成 25 年度 94,500 円（D 社）となっており、落選したが見積もり合わせに提出された価格は平成 26 年度において 108,864

円（D社）、129,600円（C社）、平成25年度において100,800円（B社）、126,000円（C社）であり、いずれの金額と比較しても平成27年度の予定価格213,840円は相当に高い水準にあるといえる。その他、監査人がインターネットで同様の印刷条件で見積もりを行った場合、約100,000円前後であった。

平成27年度において印刷費が著しく高額となるような市場環境の変化は認識していないことより、平成27年度の予定価格213,840円は過去の取引実績や市場環境等と比較して高額であると考えられる。今後、予定価格の決定にあたって、過去の取引実績の調査やインターネットを用いた価格調査を行う、複数業者から仮見積書を徴取するといった改善策を講じる必要がある。

（7）監査意見

【意見15-1】水産教室用パンフレットのひらがな表記、ふりがな表示について

（監査要点：事業の有効性、目的適合性）

パンフレット「青森県の水産業」を閲覧したところ、ヒラメの栽培漁業やサケの孵化放流、ホタテ養殖等が詳細に説明されており、確かに水産教室の趣旨に沿ったものであることは理解できる。しかし、当パンフレットは水産業特有の専門用語が頻出していることおよび小学生高学年を対象に作成・配布されているにも関わらずパンフレット全体を通じて、漢字へのひらがな表記、ふりがな表示が殆ど見られない。一例を挙げると専門用語の『潜水徒手（せんすいとしゅ）』『養殖（ようしょく）』『採貝（さいかい）』『採藻（さいそう）』『棒受網（ぼううけあみ）』『種苗（しゅびょう）』『刺網（さしあみ）』『垣網（かきあみ）』、小学校で学習しない漢字として『橙（だいたい）』『餌（えさ）』『水揚げ（みずあげ）』『乾製品（かんせいひん）』等の漢字にひらがな表記、ふりがな表示がなかった。この理由を県の担当者にヒアリングしたところ、歴代の担当者それぞれが小学生高学年にとって読み方が難しい漢字や馴染みが無いと思われる漢字についてはカッコ書きでひらがな表記を行っていたつもりであったが、パンフレット全体として網羅的な対応はなされず、大部分のひらがな表記が漏れてしまったとのことであった。

パンフレット全体を通じて、漢字へのひらがな表記、ふりがな表示が殆ど見られない現状では、県内小学生の水産資源に対する理解を深めるとともに、豊かな自然環境および水産資源と共に構築されてきた我が県食文化の伝達を図るという水産教室の目的を阻害する要因となりかねない。また、パンフレット1部あたり69.12円と決して安くはないコスト負担をしていることから、より読み手にとって理解可能性が高いものであることが当然望まれる。

なお、本件は本来であればパンフレット作成・完成時点において、担当者を含む上席者がパンフレットをチェックした際に読み手の理解可能性が担保されていないことを認識し、適切な是正措置をとるといふ、県のPDCA事務におけるC（チェック）の徹底により防ぐべきであった事項であると考えられる。今後のパンフレット等の印刷物の作成にあたっては、読み手の理解可能性を要点とするC（チェック）の徹底を求めるとともに、当パンフレットへのひらがな表記、ふりがな表示を行うことについて改善提案を行うものである。なお、ひらがな表記、ふりがな表示を行った場合の追加コストの発生額について、県に対して調査を依頼した結果、担当者の作業時間として5時間程度が想定されるとのことであり、特段著しいコスト増加は見込まれていないとの回答を得た。

【意見15-2】水産教室の事業効果の分析について

(監査要点：事業の自己評価)

水産教室に参加した児童生徒からのアンケートは取っていないが、後日、お礼のお手紙が届くこともあるようで、「勉強になった」、「漁師になりたい」という感想も寄せられているとのことである。水産教室は、親や親戚が漁師であることの比較的多い沿岸部エリアでの開催が多いが、それでも、魚に触れることのない子供は多く、水産業の理解とつくり育てる漁業の体験をすることが、食育の推進に貢献していると考えられることができる。しかし県においては、水産教室のアンケートや、実施した実績(日時、参加人数)などの集計が行われていない現状にあるため、その効果を具体的に認識し説明できる仕組みが存在していないことがわかった。

当事業は継続事業であり、海に近い小学校で実施される点では事業方法が固定化されざるを得ない点は理解できるが、PDCA 事務の視点から、見直すべき点や改善策がないかについて毎年検討を加えるためにも、担当した漁業士から記録提出を求めたり、現場の生の声をアンケート形式で取ったり、実際の漁業への就業人数を調査したりして、本事業の効果、成果を把握して分析した方が望ましいと考える。

なお、毎年作っているパンフレット「青森県の水産業」の印刷代が、当事業の主な支出であるが、この冊子について、その掲載内容も印刷部数も数年ほとんど変わっていない。少子化、漁業を取り巻く外部環境変化、自然環境等々、様々な変化が刻々と進んでいる状況下で、この冊子についても、前述したひらがな表記の指摘事項に加え、配布対象や印刷部数、その必要性についても改めて検討すべきであろう。

現状では、水産教室についてはボランティアの漁業士が主体的な役割を担っており、県は物的なサポートを行うだけの事業であり、冊子の印刷代以外には経済的負担のない事業である。しかしながら、今後も当事業を続ける場合であっても、ただ漫然と従来通りに継続するのではなく、参加人数の把握と分析、参加者の感想や要望を取り入れる努力をしながら、掲載内容の再検討などを行って、より効果的な事業の実施を図ることを要望する。

第2. 健康福祉部

1. がん・生活習慣病対策課

No.16 青森のおいしい健康応援店認定事業

(1) 事業の概要

①事業内容

外食・中食利用者が増加する中、正しい情報の提供は食環境整備の一環として重要なことである。中食、外食の食料消費支出に占める割合の動向は、全国の統計データとしては下表のように推移している。事業の必要性に関する県の現状認識と同様、食料消費支出は減少しているが、中食、外食の占める割合は上昇傾向にあることがわかる。

年度	食料消費支出 (円)	弁当・すし・お にぎり類 (%)	外食 (%)
平成 12 年	973,680	2.7	17.8
平成 18 年	891,439	3.2	17.9
平成 24 年	879,402	3.3	17.9
平成 25 年	895,860	3.3	18.4

(1 家計当たり年ベース。総務省家計調査より監査人作成)

当事業は、生活習慣病の予防や身体機能・生活機能の維持を図り、県民の健康づくりの一環として「健康あおもり 21 (第2次)」の栄養・食生活の目標項目を踏まえたメニュー提供を行う飲食店を「青森のおいしい健康応援店」として認定し、県民が外食等を利用する際に健康的な食事を選択できる食環境の整備を図る事業である。

②実施方法

1.	認定を希望する飲食店等は住所地を管轄する保健所へ認定書類を提出し、審査を受ける。
2.	保健所は認定内容を審査し、適正であることが確認されたら認定マークを交付する。
3.	認定店は県のホームページ等で周知する

③認定内容

1. エネルギー控えめメニュー	ア 揚げないメニューがあること (※揚げ物料理であるが、揚げずに調理する工夫がされているメニューがあること) イ 利用者の注文に基づき主食量の調整 (量を減らす) ができること ウ エネルギー控えめのマヨネーズやドレッシング (カロリーハーフ、ノンオイル等) が選択できること
2. 塩分控えめメニュー	ア 汁物の塩分濃度が 0.8% 以下であること (塩分濃度計で確認した結果であること) イ 薄味調理ができること (※利用者の注文により薄味調理ができること) ウ 減塩タイプのしょうゆ又はソース等が選択できること
3. 野菜たっぷりメニュー	ア 1食で 120g 以上の野菜を使用していること イ 単品で 80g 以上の野菜を使用していること ※野菜には芋類、きのこ類、海藻類は含まない

④食育基本法上の分類

事業内容は、食生活・栄養のバランスの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度～平成 31 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

目標：青森のおいしい健康応援店認定、5年で500店舗

1年目：18店舗（平成28年5月2日現在）

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成27年度
当初予算額	783
決算額	216

- ・平成27年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成27年度 決算額	主な内容
旅費	17	
需用費	147	チラシ・認定書・シール等の印刷代
役務費	51	
合計	216	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見16-1】登録店舗数の目標と実績の著しい差異について

（監査要点：事業の有効性）

当事業は、5年で500店舗の登録を目標としているが、平成28年5月2日現在で18店舗しか登録がない。先行事業における外食栄養成分表示店としての登録店舗は、15年間で192店舗登録（青森市44店舗含む）の登録実績があった。なお、青森市は平成18年10月に中核市に移行したことに伴い、同市の保健所が県の管轄から外れているため、本事業の対象とはならない。もっとも、先行事業では、登録の要件が厳しく、登録店舗数が伸び悩んでいるという分析に基づき、当事業における登録店については、認定条件を緩和した経緯がある。しかし、それでも登録件数が18店舗にとどまっている現状は殊更に憂慮すべきである。

そこで、監査人は、先行事業で登録していた店が本事業における登録店に移行しない理由を本庁職員に質問した。本庁職員が地域県民局（保健所）から回答を得た結果においては、以下の内容の説明を受けた。

- | |
|---|
| <p>①地域県民局（保健所）では、先行事業での登録店（外食栄養成分表示店）に対し、本事業のお知らせを通知し、切り替えを勧奨したにも関わらず、切り替え希望がほとんどなかった。</p> <p>②切り替えたのは、117店舗中わずか3店舗であったが、切り替えをしない理由として、廃業店があること、店側のメリットが感じられない等の回答があった。</p> |
|---|

登録店が少ない現状では、知名度が低いため消費者にとっても飲食店にとっても魅力が少なく、さらに知名度が高まらないという悪循環に陥っていると考えられる。

県として、事業のPRを今後積極的に行っていくのは当然であるが、保健所では、切り替えの勧奨通知を行うだけにとどまっており、県が主体的積極的に移行を促進する働きかけを行っている様子、市町村と連携して勧奨を行っている様子を、資料や回

答内容から感じることは出来なかった。当事業には、需用費として、ちらし 5,000 部、認定書 1,500 部、メニューシール 360 部を製作するための需用費が 14 万円も投下されている。県庁内で保管されている未利用のシール等の在庫について、監査人は現物確認を行い、実在性を確認できたが、未利用の物品管理には事務コストが発生することも認識すべきである。このような県費の無駄を発生させないために、今後速やかに登録店の増加のための改善施策を講じるべきである。そのためには、店側の費用対効果を意識した認定要件の検討、認定手続きの簡略化等の対策が急務である。

No.17 健やか力総合推進事業

(1) 事業の概要

①事業内容

「健やか力」とは、県民一人ひとりが健康に関する知識を高め、実践する力のことである。

本県の平均寿命は男性 77.28 歳（全国平均 79.59 歳）、女性 85.34 歳（同 86.35 歳）と全国の都道府県で最下位の状況であり（厚生労働省 平成 22 年都道府県別生命表より）、平均寿命が低い一因として、45 歳-49 歳の死亡率が長野県の 2.1 倍に上るなど、働き盛り世代の死亡率が高いことがあげられる。働き盛り世代の早世を防ぐため、職域をターゲットにして働き盛り世代の健康づくりを推進し、職域における人財養成や健康づくりのための取組を実施することにより、県民の「健やか力」を向上させることが事業の主目的である。具体的な事業内容は、以下の 3 つの細事業を行っている。

17-1. 健康づくり推進のための基盤整備事業

17-2. 「健やか力」応援事業

17-3. 煙からマモル環境整備事業

No.17-1 (細事業) 健康づくり推進のための基盤整備事業

(1) 事業の概要

①事業内容

- ・健康づくりに関するデータ集積・分析事業

健康づくり活動に係る健康診断等データを収集・分析し、市町村や職域へ情報提供を行う事業である。

- ・企業や団体等における人財養成事業

企業や団体等において健康づくりのリーダーを養成し、職域における「健やか力」の向上を図ると同時に、養成したリーダーの活動の実績報告を行うスキルアップを図ることを目的とする事業である。

②食育基本法上の分類

当事業は、食生活リズム、食の安全性の分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度～平成 28 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

事業の成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	6,617
決算額	4,973

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
需用費	20	
委託料	4,950	職域における健康リーダー養成委託
使用料及び賃借料	2	
合計	4,973	

(6) 監査の結果

【不当事項 17-1-1】 県医師会への委託事業について

(監査要点：委託事業の法規等準拠性)

現在、県の最大かつ喫緊の課題である「短命県返上」プロジェクトへの取組みの中で、「働き盛り世代の死亡率の高さ」を低下させ解決するため、職域において、健康づくりに関する知識を持ち、従業員に対して健康づくりの実践を促すことができる人財を養成することを目的として、健康リーダー養成研修とフォローアップ研修の企画及び実施等を公益社団法人青森県医師会（以下「県医師会」という。）に事業委託（契約額 4,950 千円）している。事業を担うのは、平成 27 年 4 月 1 日に県医師会内に設立された「健やか力推進センター」である。

事業の契約上の内容と事業実績を、下表にまとめた。

内訳	委託金額	契約上（事業仕様書） の計画	事業実績
健康リーダー養成研修	3,996 千円	10 回程度の開催と職域・団体の健康リーダーを 150 名以上養成すること	13 回の開催と職域・団体の健康リーダーを 280 名養成し、事業達成している
フォローアップ研修	954 千円	10 回程度	2 回
合計	4,950 千円		

結果として、フォローアップ研修には委託金額 4,950 千円のうち、当初 954 千円を積算していたが、研修回数が減っても返還金額はなく、委託費全額の使い切りとなった。なお、平成 28 年度からは、フォローアップ研修 10 回の実施は困難であるとのことで、仕様書上 2 回程度に変更になっている。

県の事業として行う健康リーダー養成研修は、企業・団体等の健康づくりを担う者（以下「職域」という。）を対象としているが、効率的に事業を実施するために、地域や学校の健康づくりを担う者（以下「地域住民」という。）が受講しても差し支えないという運用を行っている。原則的には、地方自治体間の基本的役割分担の考え方により、職域については、県が担い、地域住民の健康は、市町村が担うこととしているものである。研修の実施にあたっては、1 人でも職域対象者がいれば、県の委託事業として認めるという運用で実施していたが、健康リーダー養成研修 13 回のうち、職域対象者が 1 人もいない研修は 5 回あり、その研修実施費用も委託事業対象経費とされていた。事業初年度だったこともあり、県医師会とのコミュニケーション不足で、職域対象という要件遵守が徹底されなかったことが原因である。

委託事業経費の内容を確認した結果、上述した地域住民のみの研修費用の他にも、委託事業対象経費として不適当な経費や金額誤りなどが下表のように発見された。結論として、県医師会に対して739,501円の委託費の返還を請求すべきである。

所管課による後日調査により、平成27年11月16日と11月26日の健康リーダー養成研修には、職域関係者各2名の参加があったことが平成28年2月9日に監査人に説明された。1名でも職域対象者がいれば、県の委託事業として認めるという運用なので、この事実を反映すると県医師会へ返還請求すべき金額は422,308円となる。

<委託事業経費等一覧>

(単位：円)

年月日	摘要	金額	対象外経費等 修正後金額	監査上の判断
H27.10.29	健やか隊員育成プログラム等講師謝金4人分	122,020	0	職域対象者がいない地域住民のみの研修実施費用であり、委託事業対象外経費である。 (11月16日と11月26日については、所管課による後日調査で委託事業対象経費に該当することが判明したため、その調査結果を反映している。)
H27.10.29	健やか隊員育成プログラム等講師旅費	12,880	0	
H27.11.16	健やか隊員育成プログラム等講師謝金4人分御車代2人分	122,506	122,506	
H27.11.16	健やか隊員育成プログラム等講師旅費	5,580	5,580	
H27.11.26	健やか隊員育成プログラム等講師謝金4人分御車代1人分	122,507	122,507	
H27.11.26	健やか隊員育成プログラム等講師旅費	45,000	45,000	
H27.11.26	車両費	21,600	21,600	
H27.11.27	健やか隊員育成プログラム等講師謝金4人分御車代1人分	122,507	0	
H27.11.27	健やか隊員育成プログラム弁当代	13,500	0	
H28.1.14	健やか隊員育成プログラム等講師謝金4人分御車代2人分	100,232	0	
H28.3.30	血圧計(単価17,800円、20台)	384,480	0	H28.3.30発注、納品はH28.4.13(翌期納品)であり、当期の委託事業経費としては不適当である。
H27.4.30	段ボール製ボックスファイル	9,647	0	前期(H27.3月)購入であり、委託期間の対象外期間の購入である。
H28.3.1	ゆうメール	95,810	0	地域住民研修対象の寄附依頼の文書送料であり、当事業の委託事業経費として不適当である。
H27.6.29	健やか隊員育成プログラム等講師謝金	22,274	11,370	領収書金額と不一致であり、金額誤りである。
H27.8.27	健やか隊員育成プログラム等講師謝金	22,274	0	二重計上分であり、対象経費から除く必要がある。
H27.10.23	健やか隊員育成プログラム等講師謝金	22,274	66,822	領収書金額と不一致であり、金額誤りである。
H28.3.25	シュレッダー	24,700	26,676	本体価格のみで消費税額が含まれていない。
事業経費 小計		1,269,791	422,061	
その他の委託事業経費		4,105,631	4,105,631	
事業経費 総合計 (A)		5,375,422	4,527,692	
委託契約金額 (B)		4,950,000	4,950,000	
委託事業者負担額 (A) - (B)		425,422	-	
委託費を返還すべき金額 (A) - (B)		-	△422,308	

この他にも、県医師会から提出された実績報告書の研修修了者の人数について、記載誤りがあり（10月29日今別町、修了者全数（誤）51名→（正）21名）、県は、本来であれば検査確認時に指摘し、修正対応すべきであったこと、また、委託業務の完了報告を口頭で受けて履行確認し検査調書を作成し、後日、書面で研修実績書類を徴収していたこと、及び、県医師会においても、仕様書によれば受講者の安全面に配慮して傷害保険に加入して研修実施することになっているが、失念により付保しない事業実施（深浦町）があったこと等、県及び県医師会双方に不適切な事務が発見された。

これらのことにより、県における委託事業の確認業務及び領収書確認業務が、明らかに不適正であったと判断された。なお、担当者より、平成27年度は年1回の領収書等の確認業務であったが、委託事業対象経費となるかどうかの判断も含めて四半期ごとの確認事務を行っているなど、平成28年度は既に改善に向けた取組みを行っている旨の説明があった。

（7）監査意見

【意見17-1-1】今後の事業実施について

（監査要点：事業の有効性、事業の効率性）

平成28年度の健康リーダー養成研修は、平成27年度とほぼ同じ地域で開催されており、八戸市などは研修実施がない。委託仕様書でも、研修実施地域に偏りが無いように調整を図ることとしており、改善の余地がある。商工会や業界団体などにも、呼びかけはしているとのことだが、県医師会会員の産業医にパンフレットを配布するなどして、当事業を更に周知する必要があると考える。

また、研修実施にあたって、1名でも職域対象者の参加者がいれば、県の委託事業として認めるという運用方法は、事業の効率性の観点からは疑問であり、今後は、職域対象者の最低人数の引き上げなどの方策をとることが期待される。

No.17-2 （細事業）「健やか力」応援事業

（1）事業の概要

①事業内容

- ・レッツ・スタート・ウォーキング事業

県内スポーツ店をウォーキング情報発信拠点とするとともに、平日夕刻に働き盛り世代を対象にウォーキングを実施する事業である。

- ・地域・職域におけるヘルシーあおもり健活メニュー普及事業

平成25年度、平成26年度作成の若者向けメニュー集を活用した調理実習や学習会等を開催し、正しい食生活の普及・啓発を図ることを目的とした事業である。

②食育基本法上の分類

当事業は、食生活リズム、食の安全性の分野に整理される。

（2）事業の形態

当事業は県の単独事業である。

（3）事業実施期間

平成27年度～平成28年度

（4）事業の成果指標と達成度合い

事業の成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	5,936
決算額	5,170

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
旅費	23	
需用費	197	
役務費	59	
委託料	4,890	①ウォーキング情報誌作成委託、②ウォーキング・ジョギング交流事業委託、③地域・職域におけるヘルシーあおもり健活メニュー普及事業委託費
合計	5,170	

(6) 監査の結果

【指摘事項 17-2-1】情報誌の名称に関する商標権侵害リスクについて

(監査要点：商標権の管理の準拠性、情報提供手段の拡大)

1. 事案の概要

県は、レッツ・スタート・ウォーキング事業として、運動習慣がない人が運動を開始し運動習慣を身につけ継続できるように、運動スタート応援情報誌「IPPO」を創刊した。平成 27 年 10 月に第 1 号を 30,000 部、平成 28 年 1 月に第 2 号を 30,000 部発行しており、県内スポーツ用品店、商工会議所、各市町村等に配布された。この情報誌の作成については、デザインから印刷、配送まで一括して広告会社への委託契約により行われた。契約形態は応募者より企画提案を受け、県が審査、業者を決定する企画提案型プロポーザル方式によるものであり、4 者の中から X 社に決定され、委託金額は 1,857,600 円、成果物である情報誌 1 部あたり 30.96 円であった。

2. 監査上の問題点

①情報提供媒体の拡大の必要性

監査人が実際に「IPPO」誌を閲覧したところ、ウォーキング実践のための正しいフォームの解説、雪かきの途中でストレッチ等の日常生活で可能な運動や、動画サイト「You Tube」と連動した短時間で効率的な運動効果が得られるタバタ式トレーニング等が、多数の写真、わかりやすく簡潔な実施方法と共に紹介されていた。普段運動習慣がない人にとっても十分に興味が持てるものであり、かつ、時が経過しても陳腐化しない内容と考えられたが、県民全体の「健やか力」向上を実現するためには、更に多くの県民の閲覧機会が十分に確保されることが望ましいと考える。理由は、紙媒体のみであれば最大で 3 万人への情報提供に留まるからである。閲覧機会の一つの拡大策として、「IPPO」紙面を県のホームページにて公開することが考えられるが、調査した結果、監査時点において県のホームページ上での公開はなされていなかった。幅広い県民層への情報提供媒体として、ホームページを活用することは、非常に有用なことだと考える。

②商標権侵害リスクの存在と対応策

ホームページで公開していない理由を県の担当者に質問したところ、発行当初は県のホームページ上で公開をしていたとのことである。しかし、「IPPO」という名称が出版社 Y 社の医療・健康雑誌名として商標登録されていることが平成 28 年 6 月 7 日に判明し、商標権を侵害している恐れがあるため、平成 28 年 6 月 9 日に青森県知的財産支援センターへ相談後、課内決裁を受けた後に、ホームページでの公開を取りやめているという事業担当者からの説明があった。

担当課の判断は、情報誌として第 1 号および第 2 号の「IPPO」はすでに配布してしまっているが、出版社 Y の同名雑誌は平成 27 年度以前に休刊中であること、同雑誌と県の情報誌の発行時期が重なっていないと考えられること（県のインターネットによる調査より）から、実際に商標権を侵害し出版社 Y に損害を与えている可能性は低いとしている。その判断の下での対応策として、ホームページ上での公開を取りやめ、事態を静観するに至ったとのことである。商標権の法令上の定めとして、商標法第 19 条の規定によって、商標権の存続期間は、更新をしない限り設定登録日から 10 年となる。現時点において、出版社 Y の商標権は更新がなされず、平成 28 年 7 月において権利が終了しているとの説明も受けた。しかしながら、それまでの期間に関しては、同法に規定される商標権の侵害リスクは依然として解消しておらず、法的解決策も視野に入れる必要性も考えられるところである。

③事業計画及び事業実施における事務執行リスクの確認不足

当該事案における最大の問題点は、そもそも県が情報誌の名称を決定する段階で同様の商標権がすでに登録されていないかのチェックを怠ったことにある。委託契約書 10 条の規定として、委託契約上において発生した損害は、県の責めに帰する理由による場合を除き受託者において負担することになっている。確かに「IPPO」という名称は委託先 X 社の企画提案であり、本来商標権についてのチェックを行うのは X 社であるとも考えられるが、委託契約書において、商標権にかかる確認事務の規定は存在していない。

結論として、発注者である県の管理下と責任の下で、X 社の企画提案を評価し、情報誌を発行する以上、当然に県は同一商標の存在可能性をチェックしなければならない。県担当者によると現状では同一商標権のチェックについて、県の財務規則やその他マニュアル等の規定としては特段定められていないとのことであるが、今後は情報誌発行の事務処理として、商標権の存在及び権利確認について、県の適正な PDCA 事務を徹底し、ルーティン事務とするための事務処理マニュアル等の作成が必要と考える。なお、同一の商標権の有無にかかる確認は、独立行政法人工業所有情報・研修館のホームページ上にある特許情報プラットフォームにて簡易に実施することが可能であり、確認にかかる追加コストは特段発生しないことが想定される。

④担当者の単独事務と単独判断による PDCA 事務リスクの存在

関連する問題点は、平成 28 年度において出版社 Y の商標権の存在に気付いたにも関わらず、課内判断によって、ホームページによる情報誌の公開を取りやめただけで、事態を静観している状況である。確かに、県の事務には他者の商標権侵害の意図はなく、出版社 Y に経済的損害を与えた可能性は低いかもしれないが、地方自治体が不法行為の疑念を抱かれるリスクは未然防止されなければならない。本事案において、出版社 Y に有形無形の損害を与えた可能性が少しでもある以上、出版社 Y と連絡を取り謝罪・協議をする等の誠実な対応を行った上で、侵害リスクの顕在化による経済的

損害の極小化を図るべきではなかっただろうか。他者の権利を侵害した側が、積極的に誠実な対応をとることで、その後の争議拡大を極小化できるものと思われる。

なお、この一連の流れを含み、平成 28 年度発行の運動スタート応援情報誌は「ハピトレ」と名称変更され、既に発行されている（委託業者は X 社とは異なる Z 社）。県は、課内判断によって、PDCA 事務におけるアクションとして既に名称変更を行ったが、今後は、「ハピトレ」が、県民に広く認知され定着することを望むものである。

【指摘事項 17-2-2】参加者拡大のための改善策及び在庫品の有効利用について

（監査要点：事業の有効性、効率性）

平成 27 年度において、レッツ・スタート・ウォーキング事業は県内 6 地点で実施された。当事業は業者への委託契約により実施されており、契約形態としては、応募者より企画提案を受け、県が審査、委託者を決定する企画提案型プロポーザル方式によりなされている。平成 27 年度においては県内大手のフィットネスクラブが受注し、契約金額は 6 地点合わせて 2,025,000 円であった。当事業は 1 地点当たり 3 回に分けて実施され、教室 1 回目でウォーキングの基礎を学び、教室 2 回目はより効果的なウォーキング方法を学び、3 回目に交流会としてインストラクターからの運動継続のためのアドバイスや参加者間の交流を主眼に職場・自宅でできるエクササイズの紹介等を行っている。

平成 27 年度における各地点の参加実績は下表(17-1)の通りである。6 地点合計の定員充足率は申込数ベースで 88%と定員割れしている状況であり、参加者数ベースで教室 1 回目実績が 83%、教室 2 回目実績が 63%、交流会実績が 21%と減少推移を辿っている。県は、この理由として教室 1、2 回目の開始時刻は参加者の仕事終了後を想定した 18 時 30 分からであり、実施時期が 9 月～10 月と日が短い秋口であるにもかかわらず全て屋外開催であることから、集合、説明、講義等が暗い中で行われたことが参加者に不評であったこと、参加者が交流会に参加したいと思わせる工夫が足りなかったこと、事業初年度であり事業の浸透が薄かったこと等を挙げている。

（表 17-1）平成 27 年度におけるレッツ・スタート・ウォーキング事業参加者数

開催地	定員	申込実績		参加実績					
				教室 1 回目		教室 2 回目		交流会	
		申込数	定員充足率	参加数	定員充足率	参加数	定員充足率	参加数	定員充足率
八戸	30 人	28 人	93%	27 人	90%	22 人	73%	0 人	0%
十和田	30 人	30 人	100%	30 人	100%	21 人	70%	6 人	20%
むつ	30 人	20 人	67%	20 人	67%	13 人	43%	7 人	23%
青森	30 人	21 人	70%	19 人	63%	13 人	43%	7 人	23%
弘前	30 人	30 人	100%	28 人	93%	20 人	67%	9 人	30%
五所川原	30 人	30 人	100%	25 人	83%	25 人	83%	9 人	30%
合計	180 人	159 人	88%	149 人	83%	114 人	63%	38 人	21%

定員充足率は、参加数（申込数）÷定員で算出

このような定員充足率が低位な状況において、県として、より定員充足率を向上させるための工夫の余地があったのではないだろうか。具体的には、県は教室 2 回目または交流会からの新規参加者を特段募っていない。当事業は、原則として教室 1 回目→教室 2 回→交流会と 3 回の実施が一組で行われるものであるが、応用編である教室 2 回から、あるいは交流会からの参加であってもウォーキングや関連するエクササイズを学ぶことは十分可能であり、参加意義は認められる。県は、教室 2 回目あるいは交流会からでも積極的に新規参加者を募集すべきであったらう。

また、参加者が定員を割ったことから不要なコストも発生している。ウォーキング参加者には活動量計（日々のウォーキングの記録や体の情報を登録し毎日の運動の状況と体の変化をグラフで確認する機械。大きさとしては腕時計程度）が無料で配布されることとなるが、定員充足率が低調であったことより購入はしたが使用していない活動量計が10個、26,960円分（単価2,696円）存在するとのことであり、これらは結果的に不要な支出であったものと判断される。なお、余分な活動量計10個は委託先で購入し委託先に在庫として保管されていることが当監査にて発覚した。正しい事務処理としては、平成27年度の事業終了時に委託先に保有在庫数を確認し、不要分の返却を求めるべきであったし、実績確認手続の結果として、委託料の減額確定手続きを行うべきであった。

このような監査人の指摘を受け、今後、県はこの残った活動量計を委託先より回収し、他の事業での利用や、アンケート回答者へのプレゼント等により有効に使用していくとの改善措置と利活用方法に関する回答があった。

なお、県は平成27年度の反省を踏まえ、平成28年度の同事業においては、定員充足率の向上のための改善策を、以下の点で講じている。

- ①ウォーキング教室において屋内施設を確保し、そこで集合、準備運動、説明等を行った後に屋外でウォーキングを行うような仕組みへ変更すること。
- ②オンラインで自動的に歩数が集計される活動量計であるオムロン健康サポートサービスを用いチーム単位での歩数を定期的に集計・報告し最終的に平均歩数が多いチームを交流会で表彰・商品を提供すること等により交流会を魅力的なものにすること。
- ③参加者にフィットネスクラブを運営する委託先の利用券3回分を添付することで参加者間あるいはインストラクターとの交流を深めること

（7）監査意見

【意見17-2-1】事業の事業評価（アンケート）について

（監査要点：事業評価の適切性）

レッツ・スタート・ウォーキング事業における参加者アンケート結果の原本を県は入手しておらず、事業委託先にて保管されている状況であった。確かに、県は委託先作成のアンケート集計結果は入手しているため原本は手元になくとも問題ないとも考えられるが、当該アンケート集計結果に記載されているデータは、実際に行ったアンケート内容と比較すると情報量が不足しているという重要な問題が認められた。

具体的には、レッツ・スタート・ウォーキング事業では、事前アンケートを除くと3回のアンケートを取っている。1回目のアンケートはウォーキング教室1回目にて当日イベントの満足感について5段階評価を求めており、2回目のアンケートも同様にウォーキング教室2回目の満足感についての質問している。一方で、3回目のアンケートは最終日程である交流会にて行われており、イベント全体で運動量が増えたかどうかを主眼とした内容である。

県が、委託先から回収したアンケート集計結果には、3回目のアンケート結果のみが集計されており、1回目、2回目のアンケートの集計結果は記載されていない（なお1回目、2回目のご意見ご要望等の自由コメント箇所は集計結果に記載されている）。すなわち、イベント実施による「運動量増加の有無」については評価可能であるが、「イベント本体に対する満足度合」は評価不能な状況となっており事業評価上問題があると言わざるを得ない。

3回目のアンケート結果は下表(17-2)の通りである。有効回答数が31名であり、加重平均週当たり30分以上の運動日数を教室参加前後で比較すると、教室参加前1.79日から教室参加後2.82日と1.03日の増加が見られ、当事業による運動習慣定着の一

定の効果は見られる。しかし、3回目のアンケートを実施した交流会に参加した人数は定員180名中38名であり、最終段階に残ったからには当然に運動習慣定着は認められるとも考えられる。ここで重要なのは、定員充足率が教室1回目実績で83%、教室2回目実績で63%、交流会実績で21%と徐々に参加者が減少したことから、減少した理由を基に、PDCA事務におけるC(チェック)の徹底で解明することで次のA(アクション)へ繋げることではないだろうか。具体的には、参加人数が多かった1回目と2回目の教室の参加者満足度を把握、詳細に分析し、今後の事業展開に向けて適切な対策を立てることが必要であったらう。今後は、過去も含めたアンケート結果を委託先より入手し、適切な事業評価の一環として利用する必要がある。

(表 17-2) 【3回目のアンケート結果】

週当たり30分以上の運動をする日数 (回答数31人)

日数	教室参加前	教室参加後	増減
0日	14人	3人	△11人
1日	5人	10人	5人
2日	1人	1人	0人
3日	3人	6人	3人
4日	3人	4人	1人
5～6日	5人	5人	0人
7日	0人	2人	2人

項目	教室参加前	教室参加後	増減
加重平均 週当たり30分以上の運動日数	1.79日	2.82日	1.03日

【意見17-2-2】青森県食生活改善推進員連絡協議会との委託契約について

(監査要点：委託契約の透明性)

本事業では、地域・職域におけるヘルシーあおもり健活メニュー普及事業について、青森県食生活改善推進員連絡協議会(以下「県改善推進協議会」という。)と委託契約を締結している。しかし、事業の計画段階から、県改善推進協議会との契約が前提となっているのではないかという疑念がある。具体的には以下のような点にそれが表れている。

まず、契約方法として随意契約が選択されているが、その理由としては、委託事業の内容に触れながら「その委託先については、行政と協力しながら、日頃から主体的に地域での料理講習会や食に関する健康情報の普及啓発活動を行い、地域住民の食生活改善運動を行っている同協議会のほかにいないこと」とされている。

次に、予定価格調書の作成及び見積書の徴取が省略されている。その理由としては、県が事業実施に係る経費を積算し相手方に依頼して実施するものであること、及び、県が積算した金額で受託するかどうか相手方の意思を確認して委託するものであることが挙げられている。つまり、県が積算した経費はギリギリに抑えられており、相手方の厚意により事業委託が可能となっているという解釈であるようだ。

さらに、支払方法として、通常用いられる精算払いではなく、概算払いによっている。その理由は、ボランティア団体であり、財政的に余裕のないためとされている。

ところで、県改善推進協議会より県に提出された実績報告書によると、委託料から研修会開催を目的として支出された旅費160,580円に、6月25日の事業打合せ会49,670円と11月16日の事業報告会25,960円の旅費が含まれている。この2日は、

協議会の理事会開催日と重なっており、理事会に出席するための旅費が本事業の委託料から支出されたととらえることもできる。

しかし、本来、委託料には事業の実施に必要な支出のみが含まれるべきであり、理事会開催の旅費を本事業の委託料が負担するというのは合理的ではない。理事会では、本事業だけではなく、他の事業や会の運営等についても審議・報告等がなされていると考えるべきであり、また、県改善推進協議会では、仮に当事業の受託がなくとも理事会は開催されたであろうと考えるのが自然である。一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準を参考にすると、事業費と管理費は区分すべきであり、仮に理事会の開催費用のような管理費を補助すべきであれば、事業とは分けて、別途補助するのが望ましい。委託事業の委託料に協議会の管理費が混入することは、事業自体に経費がどの程度かかるのかを把握しにくくなり、単独の事業を純粋に評価することを困難にするおそれがあるため、適切ではないと考える。

さらに、役員が理事会に出席するための旅費が委託料に含まれているとすると、予定価格調書の作成及び見積書の徴取の省略の理由である、事業運営上ギリギリの経費を県が積算しているという県の主張は、合理性を欠いていることになる。また、支払方法が、精算払いではなく概算払いであることや、協議会を事業実施可能な唯一の団体として随意契約により委託契約を締結することの合理性も揺らいでくる。

上記のような状況を鑑みると、実態としては、本事業の委託先として県改善推進協議会は適切であると判断される。しかし、県にとって県改善推進協議会は唯一無二の委託先であり、県改善推進協議会にとっては本事業を受託することにより理事会開催のための旅費を確保することができるという関係の緊密さが、上記に挙げたような、契約方法、見積書の省略、概算払いという形式に表れていると考えられる。

事業の委託と管理費の補助を区分するとともに、費用対効果を勘案した事業の実施・不実施を、原則的方法から検討することが必要であると思われる。

No.17-3 (細事業) 煙からマモル環境整備事業

(1) 事業の概要

①事業内容

- ・若者の禁煙サポート推進事業（県の重点枠事業）

禁煙治療の健康保険適用外となる喫煙者のうち、禁煙治療を希望している者を保険者経由でモニターとして募集し、禁煙治療に取り組む中で保険者にはモニターへの指導等の支援を行うことで、若者の喫煙者に対する支援体制の構築を図ることを目的とする事業である。

- ・喫煙実態調査事業

事業所における受動喫煙防止対策実施状況、未成年における喫煙・飲酒状況を把握するための調査事業である。

- ・妊婦・子どもを煙から守るための環境整備事業

受動喫煙により健康へのリスクが高まる妊婦・子どもを守るために、受動喫煙防止協力参加のマップを作成・配布する事業である。

- ・ウェルカムあおもり環境整備事業

ホテル・旅館における受動喫煙の実施状況や利用客のニーズを把握すると共に、受動喫煙に関する普及啓発を行う事業である。

②食育基本法上の分類

当事業は、食品の安全性、食生活リズムの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度～平成 28 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

若者の禁煙サポート推進事業の成果指標は、保険者と連携して禁煙モニターを 120 人集め、若者に対する禁煙支援体制の構築を図ることである。実績は、禁煙モニター登録 41 人のうち 37 人が治療を開始し、そのうち 33 人が禁煙に成功しており、一定の成果はあったといえる。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・ 事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度
当初予算額	11,787
決算額	6,472

- ・ 平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
旅費	17	
需用費	869	受動喫煙防止等にかかるリーフレット
役務費	1,729	喫煙実態調査にかかる通信費
委託料	2,628	喫煙実態調査データ入力・集計、妊婦・子どもを煙から守るためのホームページコンテンツ更新
使用料及び賃借料	72	
負担金補助及び交付金	1,155	若者の禁煙サポート推進事業費補助
合計	6,472	-

(6) 監査の結果

【不当事項 17-3-1】補助金交付先からの消費税仕入控除税額の返還について

(監査要点：事業の法規等準拠性)

若者の禁煙サポート推進事業は、県内在住の禁煙治療希望者であり、ブリンクマン指数(1日の平均喫煙本数×喫煙年数)200未満で保険適用にならない、概ね40歳未満の若者に対して、治療費の自己負担額(基本的に3割)のみで治療を受けてもらい、県から残りの7割相当経費を医療機関や薬局(以下、医療機関等という)に直接支払うことで経済的負担を軽減し、また、協会けんぽなどの保険者の継続的支援を受けて禁煙をサポートする補助事業である。平成27年度のみ実施した事業であるが、医療機関等42件に対して1,155,000円を補助している。

補助金交付要綱第4(5)には、補助事業完了後に消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により知事に報告する定めになっているが、事業担当者等の知識の欠如により、監査時点で全くその手続きが一切行われていなかった。

監査人が担当者に対して、各医療機関等に問い合わせを依頼した結果（下表参照）、消費税仕入控除税額の返還額が 5 件 2,975 円あることが判明したため、県は返還手続を行う必要がある。

補助事業を実施する場合には共通して、補助金受給者が消費税課税事業者である場合には、消費税仕入税額控除返還額が発生する可能性がある。受給者は、消費税計算方式についての詳細な知識を持たない場合が多く、補助事業を実施する場合には、事業者等に対して、事前に詳細な事前説明と慎重な確認事務を行わなければならない。

＜消費税返還に関する調査結果＞

消費税仕入控除税額返還の有無	消費税仕入控除税額の区分	補助対象機関	備考
有	消費税の確定申告義務があり、①課税売上 95%以上で消費税額全額控除しているか、課税売上割合 95%未満で②一括比例配分方式であるか、あるいは③個別対応方式で、補助対象経費が、課税売上あるいは課税売上・非課税売上に共通に要する課税仕入としている。	5 件	総額 2,975 円の返還額あり（一部確認中のものあり）。
無	消費税の確定申告義務があり、個別対応方式で、補助対象経費が非課税売上のみを要するものとしている。	14 件	一部確認中のものあり。
	公益法人等で特定収入割合が 5%を超えるため、特定収入に係る消費税の特例計算をしている。	2 件	
	簡易課税方式により消費税の確定申告をしている。	6 件	一部確認中のものあり。
	消費税の確定申告義務がない（免税事業者）。	15 件	
	合計	42 件	

【指摘事項 17-3-1】支援実績報告書等の未作成について

（監査要点：事業の法規等準拠性）

若者の禁煙サポート推進事業実施要綱において、保険者において、モニターが継続的な治療を受けられるよう、モニターごとに作成する「青森県若者の禁煙サポート推進事業に係るモニター支援計画書」（様式第 6 号）（以下「支援計画書」という。）及び支援計画に基づき治療継続についてのサポートが行われたかを把握するための「青森県若者の禁煙サポート推進事業に係るモニター支援実績書」（様式第 7 号）（以下「支援実績報告書」という。）を作成する規定になっている。しかしながら、保険者の協力支援を受けられずに、県が単独で対応した 5 人については、支援計画書や支援実績報告書が未作成であった。モニター支援の計画や実際の記録は事業実施の証となるものであり、たとえ保険者でなく県が実施したとしても、この書類は作成すべきであった。

【指摘事項 17-3-2】変更届の未入手について

（監査要点：事業の法規等準拠性）

当事業によって、禁煙モニター登録 41 人のうち 37 人が治療を開始し、そのうち 33 人が禁煙に成功している。禁煙治療を途中で終了した 4 人からは、若者の禁煙サポート推進事業実施要綱において「青森県若者の禁煙サポート推進事業モニター登録内容変更届」（様式第 5 号）（以下「変更届」という。）を、保険者を經由して県に届

け出ることになっているが、未入手となっている。連絡が取りにくいなどの事情もあったと説明があったが、その場合は、保険者等から未入手に係わる顛末書などを入手すべきであった。

【指摘事項 17-3-3】実績報告書の記載誤りについて

(監査要点：事業の法規等準拠性)

医療機関等から提出される事業実績報告書において、添付書類として提出する歳入歳出決算書において、以下のような記載誤りが2件あった。単純な記載ミスであるため、補助事業の確認事務を徹底する必要がある。

<歳入歳出決算書における記載誤り事例>

(単位：円)

医療機関等	科目	誤	正	備考
T 調剤薬局	支出の部 禁煙補助剤購入費	42,000	36,926	診療報酬額(薬剤料)と同額を記入していた。
O 薬局	収入の部 青森県補助金	33,000	32,000	補助金精算額でなく、補助金交付決定額を記入していた。

【指摘事項 17-3-4】感染症予防事業費等国庫補助金の実績報告書について

(監査要点：事務の法規等準拠性)

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金(以下「感染予防負担金」という。)の実績報告書と決算統計節別集計表との不整合が以下のようにあった。総額では一致しているものの、誤った国への実績報告であり、積算内訳も根拠のない記載内容である。事業担当者と決算担当者との連携不足が原因であり、国に対して真実かつ適正な実績報告を行うべきである。

<実績報告書と決算統計節別集計表との不整合について(抜粋)>

(単位：円)

感染予防負担金実績報告書			決算統計節別集計表	監査上の判断、備考	
科目	実支出額	積算内訳			
旅費	17,475	打ち合わせ旅費 6,180×2人=12,360円 打ち合わせ旅費 5,115円	17,475	積算内訳は実際の支出内訳と異なり、根拠のない記載である。 若年の禁煙サポート推進事業経費(県単事業分)	
需用費	869,551	記載省略	869,551	実績報告書と決算統計節別集計表とは、7,449円の差異が生じている。	
消耗品費	135,551		143,000		
印刷製本費	734,000		726,551		
役務費	1,729,553		1,729,553		
委託費	2,628,828		2,628,828		
使用料及び賃借料	72,000		72,000		若年の禁煙サポート推進事業経費(県単事業分)
計	5,317,407		5,317,407		

また、感染予防負担金は、煙からマحول環境整備事業費のうち①受動喫煙防止対策等実態調査及び未成年喫煙等実態調査、②妊婦・子どもを煙から守るための環境整備事業③ウェルカムあおもり環境整備事業の3事業について実施計画書を国へ提出している。若年の禁煙サポート推進事業(県単事業分)は計画申請していなかったが、当該事業の経費を補助対象経費として実績報告し、補助を受けている(打合せ旅費等17,475円、使用料及び賃借料72,000円)。そもそも若年の禁煙サポート推進事業経費を、感染予防負担金の健康的な生活習慣づくり重点化事業のたばこ促進対象経費とするのであれば、計画段階で入れておくべきである。

(7) 監査意見

【意見17-3-1】事業別の節別集計表について

(監査要点：事業別収支の適正性)

①使用料及び賃借料について

煙からマモル環境整備事業費の若年の禁煙サポート推進事業の説明会場使用料244,700円を、以下の3事業に分割して決算統計節別集計表に計上している。実際にかかった経費を事業別に集計処理すべきである。

(単位：円)

科目	煙からマモル環境整備事業費	喫煙対策促進事業費	管理・運営費	合計
使用料及び賃借料	72,000	40,050	132,650	244,700

②役務費（通信運搬費）について

がん・生活習慣病対策課全体の通信運搬費は、郵便料・電話代・宅配便代・保健所令達分通信運搬費などで構成され、課全体の6,271,621円のうち郵便料と電話代については総額2,850,730円である。宅配便代などは、発送毎に事業別に按分計上しているとの説明を受けたが、郵便料等について明確な按分基準なく、予算額を基に約15事業に金額配賦している。このうち、煙からマモル環境整備事業の1事業について、郵便料等のうち980,250円、課全体の3分の1超が配賦されており、国庫の2分の1補助を受けている。確かにこの事業は郵便発送部数が多い事業ではあるが、実際の発送部数と郵便料等の配賦金額とが適正であるかについては、現状では説明資料もない。国庫から補助を受ける以上、合理的な配分基準を設け、計算すべきである。

【意見17-3-2】モニター者決定の条件の遵守について

(監査要点：事業要件の遵守と通知)

若者の禁煙サポート推進事業における禁煙モニターの募集対象要件について、概ね40歳未満対象としていると記載があるが、実際に対象になった人には40歳を超えている人2名が含まれていた。これらの人は、県の判断で、四捨五入の取扱いとしてモニターに決定したものである。県は予算超過を懸念していたとのことだが、実際は大幅な減額補正をしており、審査及び患者間の公平性の観点からは、他の医療機関等にも四捨五入の取扱いを告知することで、モニター対象者の要件を統一した方が望ましかったと考える。

【意見17-3-3】アンケート集計の実施について

(監査要点：事業の有効性)

若者の禁煙サポート推進事業において、3か月後の追跡調査を実施しているが、アンケートの集計を行っていなかった。担当者からは3か月後の禁煙脱落者はいないと説明を受けたが、アンケートを見たところ、実際は、1人脱落者がいた。今後の事業実施に活かすため、アンケート結果を分析検討することは有効である。

【意見17-3-4】若者の禁煙サポート推進事業の有効性について

(監査要点：事業の有効性)

当事業による補助金は、補助対象を個人ではなく医療機関等を補助対象としている。自由診療であるため、同じ診療内容でも医療機関等によって、算定する補助対象金額に幅があり、客観的・統一的な金額での補助金交付となっていない。また、医療機関等を補助対象としたことで、消費税仕入控除税額の問題も生じ、事務手続きは非常に煩雑となった。また、交付要綱等の決定手続きの遅れにより、10月からの事業実施となり、禁煙期間が年末年始に重なったことが、禁煙モニターが思ったように集まらな

かった一因（当初計画 6 ヶ月で 120 人だったが、実績は 4 か月で 41 人）となった可能性がある。国の平成 28 年度診療報酬改正により、35 歳未満のブリンクマン指数 200 以上の要件が廃止となり、未成年者への保険適用も可能になったため、当事業は、平成 27 年度限りの事業となった。平成 28 年度は、新たな仕組みの補助事業として、企業・団体等で若者の禁煙に取り組む職員をサポートする事業が開始されている。県の重点枠事業でもあり、より効果的な事業を目指した今後の取組を期待したい。

No.18 さあ始めよう！あおもり「健活」推進事業

(1) 事業の概要

青森県は、がん、心疾患、脳血管疾患の三大死因による死亡率が 40～50 歳代から全国との差が顕著になっている。具体的には、健康あおもり 21 で公表されているデータとして、40 代の当該死亡率（人口 10 万対）は、男性 284.8（全国平均は 196.8）、女性 136.3（全国平均は 114.8）であり、その差は年代が増すごとに増加している。また、特定健診の受診率は、平成 22 年度で 35.0%と全国平均（43.2%）よりも低く、がん検診の受診率も伸び悩んでいる状況にある。また、糖尿病の年齢調整死亡率が全国に比べ高く、特に男性は 9.0 人（全国 6.7 人）と全国一高く、女性も全国で高い方から 10 番目ある。

そこで、生活習慣を改善するためには、若い年代から県民一人ひとりが健康に関する知識を高め、実践できる力、すなわち「健やか力」を身につけ、向上させることが必要であり、「健活」（健康カイゼン活動）を推進するには、市町村や地域・職域の関係機関との連携が必要不可欠である。また、健診、検診の受診環境の整備を促進し、受診率の向上を図り、様々な合併症を併発する糖尿病患者の重症化を予防するために継続した取り組みが必要であるため、当事業では、細事業として以下の 3 つの事業を行っているので、細事業ごとに事業の監査の内容を記載する。

- | |
|---------------------------------|
| ① No.18-1 「健やか力」向上推進事業 |
| ② No.18-2 市町村等「健活」推進支援事業 |
| ③ No.18-3 検診及びがん健診受診率向上・糖尿病推進事業 |

No.18-1 （細事業）「健やか力」向上推進事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

「健やか力」を身につけるため、日常生活の様々な場面で、健康づくりに関する知識を積極的に伝えることができる人財を育成するとともに、より多くの県民に「健やか力」を定着させるための普及啓発をするために、以下の内容の事業を行っている。

【事業内容】

① 「健やか力」パワーアップ事業
「健やか力」を普及啓発するための人材の強化を行うために保健協力員、食生活改善推進員等を対象とした研修会の実施、「健やか力」向上キャラクターである「マモルさん」の各種グッズや各種イベントで使用する着ぐるみを作成し、各種研修会等のイベントで「健やか力」の普及啓発に活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育サポーター育成強化等 ・「健やか力」向上キャラクター作成
② あおもり「健やか力」検定事業
県民に「健やか力」を定着させるため、あおもり「健やか力」検定を実施し、定着度合いを把握する。 <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト及びテスト問題等作成委員会の開催 ・検定試験の実施

②食育基本法上の分類

当事業は、食文化、食品の安全性、食生活・栄養のバランスの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は重点枠事業である。あおもり「健やか力」検定については、有識者の方々に検定問題等作成検討委員会の委員になってもらい、当委員会において検定テキスト、検定問題を作成し、検定は小中学生、一般の方々を対象に、県内の各小中学校や、県内3カ所の施設で実施されている。

(3) 事業実施期間

平成26年度～平成27年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業において、事業の成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	10,064	12,317
決算額	9,174	11,385

・平成27年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成27年度 決算額	主な内容
賃金	54	
報償費	355	検討委員会の委員に対する報償費
旅費	127	
需用費	7,566	検定テキスト、「健やか力」向上推進キャラクターグッズ 作成費用等
役務費	1,027	
委託料	1,800	「健やか力」向上推進キャラクター「マモルさん」着ぐる み(2体)作成費用
使用料及び賃借料	454	「健やか力」検定会場使用料等
合計	11,385	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見18-1-1】事業の成果指標の設定について

(監査要点：事業評価の適切性)

当事業は重点枠事業であるが事業の成果指標は設定されていない。当事業において「健やか力」を定着させることに主眼が置かれているのであれば、「健やか力」の定着具合を確認できる成果指標を設定することも検討されるべきである。有効な事業評価を可能にし、更なる効果的な事業を進めることができるようにするためにも、適切な成果指標の設定が必要である。

【意見18-1-2】保健所に令達されている普通旅費について

(監査要点：事業評価の有効性)

当事業において、県内4保健所に対して普通旅費がそれぞれ25千円令達されている。この普通旅費について、当初予算の積算上は、当事業で開催を予定していた研修会の参加旅費に対する支出である。しかし、各保健所の支出明細を確認したところ、支出内容のほとんどが健康に関連する業務の移動旅費に関するものであった。決算額として計上されている普通旅費の大部分が当初予算で支出を見込んだ内容とは異なる性質のものである場合、予算と実績を対比しても、予算と実績の支出内容が異なるため、有効な事業評価を行うことができない。PDCAサイクルで有効な事業評価を可能にするためにも、適切な内容で予算計上を行い、決算額についても当事業の研修会参加旅費を計上すべきである。

No.18-2 (細事業) 市町村等「健活」推進支援事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

県民の「健やか力」向上にあたっては、地域・職域等のそれぞれトップにいる人たちへの理解や健康づくり関係者のスキルアップが欠かせないものとなるので、市町村の首長及び企業・団体等の経営者を対象としたセミナーを開催している事業である。

また、県内各地域での診断により市町村の「健活」の現状を把握し、「健活」の推進に向けた取組み等について検討している。その内容は、以下の通りである。

①市町村等「健活」推進トップセミナー

ア 市町村の首長へのトップセミナー

イ 企業・団体等の経営者へのトップセミナー

②市町村等「健活」推進のための地域診断

保健所を通じて、全市町村において、特定健診データとレセプトデータの突合を行い、生活習慣病の重症化予防に関する課題等を把握し、重症化予防のための取組について検討している。

②食育基本法上の分類

当事業は、食生活・栄養のバランスの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は重点枠事業である。

(3) 事業実施期間

平成26年度～平成27年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業において、事業の成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	2,328	3,261
決算額	1,864	1,982

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償金	95	
旅費	205	
需用費	192	
役務費	159	
委託費	1,229	経営者トップセミナー委託料
使用料及び賃借料	100	
合計	1,982	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査の意見

【意見 18-2-1】事業の成果指標の設定について

(監査要点：事業評価の適切性)

【意見 18-1-1】と同じ内容である。

【意見 18-2-2】決算統計節別集計表の委託費計上額について

(監査要点：事業評価の適切性)

平成 27 年度決算統計節別集計表上の市町村等「健活」推進支援事業費の委託料 1,229,880 円の内訳は以下の通りである。

(単位：円)

No.	委託契約名	事業名	金額
1	健康づくりトップセミナー運営委託料	市町村等「健活」推進支援事業	873,240
2	肝炎ウイルス検査事業委託料 (3 月分)	緊急肝炎検査事業費	356,640
		合計	1,229,880

上記委託契約のうちNo.2 の肝炎ウイルス検査事業委託料 356,640 円の事業実態は、他の事業である「緊急肝炎検査事業費」(監査対象外)である。この点を担当者へ質問したところ、緊急肝炎検査事業費が既に予算を消化済みであるため、市町村等「健活」推進支援事業費に計上しているとの説明を受けた。

また、この肝炎ウイルス検査事業委託料は、肝炎ウイルス検査事業について委託している医療機関から請求のあった平成 28 年 3 月実施分 593,490 円の一部であり、一つの取引を 2 事業に意図的に配分していることもわかった。

このように、市町村等「健活」推進支援事業とは関係のない事業費が計上されているため、予算と実績を対比しても無意味であり、有効な事業評価を行うことができない。PDCA サイクルで有効な事業評価を可能にするためにも、適切な内容で予算計上を行い、決算額についても当事業で負担すべきものを計上すべきである。

【意見18-2-3】事業実績報告額と令達額（実支出額）との相違について

（監査要点：事業評価の適切性、事業実績報告書の適正性）

当事業は事業の一部を県内の6保健所を通じて実施しており、事業費の一部を各保健所へ令達し、事業が完了した場合には、保健所は実績報告書及び経費精算額調を本庁のがん・生活習慣病対策課に提出する事務ルールになっている。

以下に、本庁が保健所に令達した金額（A）と三八地域県民局地域健康福祉部（八戸保健所）並びに上北地域県民局地域健康福祉部（上十三保健所）から本庁へ報告された経費精算額（B）を記載する。

（1）三八地域県民局地域健康福祉部

区分	令達額 (A)	経費精算額調上の 金額 (B)	差額 (A) - (B)
報償費	27,500 円	0 円	27,500 円
旅費	47,470 円	6,860 円	40,610 円
旅費（庶務システム）	25,000 円	0 円	25,000 円
需用費	27,000 円	27,000 円	—
役務費	20,000 円	20,000 円	—
合計	146,970 円	53,860 円	93,110 円

（2）上北地域県民局地域健康福祉部

区分	令達額 (A)	経費精算額調上の 金額 (B)	差額 (A) - (B)
報償費	36,000 円	0 円	36,000 円
旅費	48,000 円	0 円	48,000 円
旅費（庶務システム）	25,000 円	25,000 円	—
需用費	27,000 円	27,000 円	—
役務費	20,000 円	20,000 円	—
使用料及び賃借料	20,000 円	0 円	20,000 円
合計	176,000 円	72,000 円	104,000 円

上記の表から分かることは、本庁が保健所へ事業費分として令達し保健所の当事業の支出額として把握している金額と、保健所が事業実績として報告している経費精算額に大きな差異が発生していることである。換言すれば、報告側と受取側とで、金額の相違が生じていることが分かる。

『平成27年度市町村等「健活」推進のための地域診断事業実績報告書』、「平成27年度令達合計」、「平成27年度不用額合計」等の各種書類及び担当者へのヒアリング等を参考にすると、このギャップの原因は以下のように考えられる。

- ①そもそも予算編成時に出先機関である保健所が予算要求した事務ではなく、本庁の担当課が割り当てた予算であるため、予算と事業との関連性を強く認識していないこと。
- ②従って、保健所は令達額の把握はできるものの、当該令達額を具体的にどのように有効活用するかを検討せず、単なる振当てられた予算として消化する傾向にあること。
- ③保健所の担当者の意識として、政策経費予算（本庁令達）と庁舎管理運営費予算を特に区分して執行していないこと。その結果、政策経費予算を消化したのちに運営費予算を消化しようとする事。

- ④令達され事務事業を実施した場合の承認は保健所で完結しており、本庁へは報告のみであるため、本庁の牽制機能が働いていないこと。
- ⑤本庁では保健所から報告された経費精算調をチェックしていないこと（原本は綴られているのみで他の書類と照合したような証跡は無かった）。

これらのことを改善するためには、本庁が企画立案した事業を出先機関である保健所が実施した際、本庁は適時に保健所を統制できる環境を整えること、本庁担当者は保健所からの報告書を適正にチェックし、誤り等があれば是正を促すこと、そして何より本庁担当課と出先機関である保健所の連携体制を確立することによって事業の実施状況を適正に評価することが必要である。

No.18-3 （細事業）健診及びがん検診受診率向上・糖尿病対策推進事業

（1）事業の概要

①働く世代の健（検）診受診率向上対策事業

- ・がんをはじめとする生活習慣病の予防と早期発見・早期治療のため、がん検診等の受診率向上及び普及啓発のための事業を実施すること。
- ・肝炎対策として、市町村担当者研修会の開催及び肝炎ウイルス感染者や肝がん等の死亡者が多く、重点的な取り組みを行う市町村に対する補助を行うこと。

（ア）新聞連携による周知広報

（イ）市町村健（検）診担当者研修会の開催

（ウ）がん検診コール・リコールセンターモデル事業

（エ）市町村肝炎重症化予防対策事業

②糖尿病対策推進事業

- ・糖尿病の発症予防及び重症化予防のため、病診・診診連携システムの県全体での構築を目指した研修会やシステム構築等や糖尿病療養指導体制の強化充実等を図ること。

（ア）糖尿病患者の地域における病診・診診連携システム

（イ）療養指導体制の強化充実

（ウ）ファーストコンタクト推進事業

（2）事業の形態

重点枠事業である。下記事業については、国庫補助金である都道府県健康対策推進事業費補助金2分の1を財源としている。

コール・リコールセンター・モデル事業、糖尿病対策推進事業

（3）事業実施期間

平成26年度～平成27年度

（4）事業の成果指標と達成度合い

当事業において、事業の成果指標は設定されていない。

（5）事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	16,229	20,472
決算額	15,804	19,897

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	94	
旅費	664	
需用費	2,409	
役務費	6,282	新聞広告料他
委託料	10,010	がん検診コール・リコールモデル事業業務委託、 新聞掲載による「健活」広報版下製作業務他
使用料及び賃借料	98	
負担金補助及び交付金	337	市町村肝炎重症化予防モデル事業補助金 (大鰐町 300 千円、大間町 37 千円)
合計	19,897	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

記載事項はない。

No.19 歯科口腔保健推進事業

(1) 事業の概要

①事業の目的

県では、口腔保健支援センターを設置し、歯科口腔保健に関する取り組みを行っているが、本事業は、その口腔保健支援センターの運営・活動を推進する事業である。

歯の健康は、生涯にわたって健全な食生活を実現する（食育基本法第 2 条）ための大前提となるものであるから、食育を考える上で、歯科疾患の予防は重要な要素となる。また、食育基本法第 5 条の子どもの食育に関連して、幼児期から歯の健康の重要性を理解させるため、幼稚園と保育園を訪問して、保育士や保護者に指導をしている。

本県においては、「進行した歯周炎を有する者の割合」及び「80歳で20本以上の歯を持つ人の割合」が、全国平均に比較して非常に悪い数値（平成 22 年度で 22.0%）となっており、また、「乳幼児期のむし歯有病者及び一人当たりのむし歯数」が全国最下位など、歯科口腔保健に関する取組みを加速させることが課題となっている。

②口腔保健支援センターの内容

県民に歯と口の健康に関する正しい知識を身に付けてもらうための支援を行うとともに、青森県歯科医師会、青森県歯科衛生士会などの関係団体や関係機関と連携して、県民の歯と口の健康を高めるための様々な取組みに対する総合的な支援を行う機関であり、歯科口腔保健の推進に関する法律第 15 条に従い、東地方保健所内に平成 26 年 4 月 1 日に設置された。

具体的な活動としては、①学校や幼稚園・保育園、町内会、老人クラブなどの各種団体、事業所等を訪問して、歯科講話や歯みがき指導などを行い、自らの日常の歯と口の健康づくりを実行できるように支援する「訪問歯科保健指導」、②むし歯や歯周病などの予防に関する広報やポスター・リーフレットの配布、イベントの実施を行う、「歯と口の健康に関する知識の普及啓発」に関する活動、③歯と口の健康に関する調査研究、④歯と口の健康相談を行っている。

③事業の内容

口腔保健支援センターの設置・運営にかかる予算を東地方保健所に令達して、口腔保健支援センターの行う訪問歯科保健指導事業や歯周病等予防キャンペーンイベントを実施した。

1. 歯周病等予防キャンペーンの実績

	平成 26 年度	平成 27 年度
開催日時	11 月 24 日(月休)	11 月 3 日 (火祝)
場所	サンロード青森	サンロード青森
イベント参加延人数	664 人	758 人

2. 訪問歯科保健指導実績

訪問先	平成 26 年度	平成 27 年度
学校等 (幼稚園、保育園、小学校など)	4 件	16 件
各種団体 (総合学校教育センター、社会福祉協議会等)	19 件	4 件
事業所	3 件	24 件
子ども会、町内会、老人クラブ、子育て支援センター	6 件	10 件
東地方保健所管内町村における「介護予防教室」等	10 件	3 件
市町村、保健所	7 件	7 件
計	49 件	64 件

事業所が増えているのは、県内の警察共済組合を回るようになったためである。

平成 27 年度は、訪問歯科保健指導で、下北地域の保育所・幼稚園において、青森県歯科衛生士会に委託して、フッ化物塗布を行った。

3. フッ素塗布と歯科保健指導 (平成 27 年度)

実施場所	フッ素塗布者数	歯科保健指導者数
むつ市	201 人	235 人
大間町	53 人	59 人
風間浦村	31 人	36 人
合計	285 人	330 人

また、口腔保健支援センターの運営に係る協議検討を行うことを目的として、運営委員会が設置されており、平成 27 年 5 月と平成 28 年 2 月の 2 回、委員会会議が開催されている。

④食育基本法上の分類

当事業は、食生活リズムに分類される。

(2) 事業の形態

本事業は、国庫補助事業であり、国の「8020 (ハチマルニイマル) 運動・口腔保健推進事業」の中の 4 つの事業区分のうち、口腔保健支援センター設置推進事業と歯科疾患予防事業に該当し、対象経費の 2 分の 1 は国が負担する。

(3) 事業実施期間

口腔保健支援センターが設置された平成 26 年度からの継続事業であり、設置されている限り、当事業も継続する。

(4) 事業の成果指標と達成度合い

経常的な口腔保健支援センターの運営費用の負担が、本事業の内容なので、成果指標は設定していない。事業の趣旨から考えれば、「進行した歯周炎を有する者の割合」、

「80歳で20本以上の歯を持つ人の割合」及び、「乳幼児期のむし歯有病者及び一人当たりのむし歯数」など歯の健康についての数値の向上が成果指標になり得るが、次回の歯科疾患実態調査は平成28年度に行われる。

(5) 事業費の予算と実績額

・事業費の推移

(単位：千円)

	平成26年度	平成27年度	備考
当初予算額	7,528	8,031	
実績額	6,138	6,677	
(財源)			
国庫支出金	2,318	3,000	対象経費の2分の1
繰入金	4,225	4,342	
一般財源	△404	△664	

・平成27年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成27年度 決算額	主な内容
報酬	1,882	非常勤職員の給与
共済費	549	職員の社会保険
賃金	1,411	臨時職員の給与
報償費	120	運営委員への報酬
旅費	107	運営委員、訪問歯科保健指導の旅費
需用費	1,241	ポスター、リーフレット代、コピー代
役務費	81	郵便料金
委託料	1,220	フッ化物塗布委託、歯周病イベント委託
使用料及び賃借料	62	イベント会場使用料
合計	6,677	

(6) 監査の結果

【不当事項19-1】国庫補助金請求額の誤りについて

(監査要点：事務の法規等準拠性、内部統制)

当事業は、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱に基づき、対象経費の2分の1の国庫補助金が県に交付されるが、平成27年度の国への報告資料の補助金交付申請書類に下記の事務誤りが発見された。

- ① 国への報告資料（補助金交付申請資料）の補助対象経費に含まれるべき、共済費45,669円（下表(a)-(b)）分が集計漏れになっており、請求額に含まれていなかった。原因は、担当者が実績報告書を作成する際の集計誤りであり、この結果、請求額が過少となり、本来、国に請求できた金額23,000円が、県の負担となっていることが監査により判明した。
- ② 国への報告資料において、本来、当事業の旅費とすべき支出7,720円（下表(c)）を誤って、訪問歯科保健指導事業（歯科疾患予防事業）に集計して、報告書を作成していた（全体の補助金交付額には影響していない）。原因は、保健所からの令達した予算の支出実績の報告は、事業別に区分していないために、本庁の担当者は手作業で事業別に集計することになるが、その集計作業の事務誤りである。
- ③ 当事業の需用費の内訳として、消耗品と印刷製本費について、その区分を正確に

していないため、国への報告資料上での区分も、決算節別集計表上での区分も誤っていた。国への報告資料上の印刷製本費は 1,147,803 円（下表(d)）ではなく、347,813 円（下表(e)）、消耗品費は 88,964 円（下表(f)）ではなく、888,954 円（下表(g)）が正当である。

- ④ 国への報告資料である歳出算定内訳別対比表上の需用費の明細に関して、ポスターの枚数や内容が事実とは異なる。

以下は、これらの事務誤りの正誤表である。

(単位：円)

事業名 節	正しい実績金額			決算統計節別集計表	国への実績報告金額	
	口腔保健支援センター設置推進事業	訪問歯科保健指導事業	歯周病予防キャンペーン（補助対象外事業）	（事業別の区分なし）	口腔保健支援センター設置推進事業	訪問歯科保健指導事業
報酬、共済費	(a)2,432,635	0	0	2,432,635	(b)2,386,966	—
賃金	1,411,200	0	0	1,411,200	1,411,200	—
報償費	117,600	0	2,760	120,360	117,600	—
旅費	100,275	0	7,720	107,995	92,555	(c)7,720
消耗品費	(g)888,954	5,051	0	252,818	(f)88,964	5,051
印刷製本費	(e)347,813	0	0	989,000	(d)1,147,803	—
役務費	60,810	20,324	0	81,134	60,810	20,234
委託料	0	664,096	556,000	1,220,096	—	664,096
使用料及び賃借料（補助対象外）	62,000	0	0	62,000	—	—
合計	5,421,287	689,471	566,480	6,677,238	5,305,898	697,191

上記の事務誤りが発生した原因は、現行の実務上、国への資料作成時に、保健所（出先機関）が作成した資料を基に、所管課担当者が該当分を手作業で拾い上げていること、また、保健所から所管課に提出される令達予算の執行実績は、事業別に区分処理していないことの2つである。つまり、県の事務が、事業別に決算額を集計してはいるものの、事業間の流用事務を統制せずに行われていることから、真実の数値を示していないことに起因する誤りなのである。

本来、このようなミスは、県庁と出先機関との相互チェック機能により検出されるべきものであるが、所管課は保健所の事務を知らないことから、数値の整合性を確認することもできなかったと言える。

この国への実績報告書は、正しい数値に訂正して国に再提出することが必要である。但し、県の誤りであるため、①の過少金額について、再請求することはできないと説明があった。また、事業別決算数値を無視または軽視する感覚が、引き起こしたともいえる大きな誤りであり、再発防止に努める必要がある。再発防止策としては、事業を行った保健所が令達予算分について事業別かつ節別に報告資料を作成し、それを国への実績報告書作成時に参照またはチェックするという体制が望ましいと考える。

【指摘事項 19-1】ポスター印刷費について

(監査要点：委託契約の法規等準拠性)

ポスターの印刷は、平成 26 年度に見積もり合わせで契約した業者に、27 年度も参考見積もりを依頼した。すると、前年度のような安い金額にはならない旨の説明があり、県は支出額が増えることを懸念したとのことで、必要部数が 2,000 部（A 2 サイズと A 3 サイズをそれぞれ 1,000 部）のところ、とりあえず 200 部を印刷する見積もりを依頼し、見積り合わせの方法により同業者を選定した。なお、前年度の契約実績は、予算額を大きく下回る金額となっているが、当年度においても、前年度と同じ単価で予算の積算が行われている。この 200 部の印刷を発注した結果、その業者に著作権が生じ、全く同じデザインで追加印刷する際に、残りの 1,800 部を同一の業者に随意契約の方法により委託して製作している。

2,000 部の必要部数が決まっているなら 2,000 部で見積もり合わせして、依頼業者を決定すべきであり、明らかに、不自然で非合理的な分割発注事務と思われる。最初の 200 部の見積もり合わせに参加した業者は、2,000 部の見積書を出す場合には、より低い価格を提示することが一般的と考えられるから、この追加発注した契約方法は公平ではない。また、結果として、最初の 200 部分は、割高な単価での購入となったため、計算上 12,636 円だけ割高な支払いをする結果となった。なお、選定された業者は、結果的に前年度と同じ業者であったが、平成 27 年度は 26 年度よりも、46,116 円も高い価格になっている。県としては、公平かつ全体として最も安価な契約事務を心がけるべきである。

(7) 監査意見

【意見 19-1】決算統計節別集計表の不正確な記載について

(監査要点：事務の法規等準拠性)

平成 27 年度の決算統計節別集計表の財源の欄について、国庫支出金 3,265,000 円と記載されているが、正しい交付額は 3,000,000 円である。差額の 265,000 円は、障害者等歯科医療技術者養成事業で受け取る分なので、当事業とは別事業の交付金である。現状は以下の状況になっている。

事業名称	歳入のうち国庫支出金 (正しい交付額)	節別統計表上の国庫支出金
歯科口腔保健推進事業	3,000,000 円	3,265,000 円
8020 (ハチマルニイマル) 運動推進事業 (障害者等歯科医療技術者養成事業を含む)	2,334,000 円	2,069,000 円

この障害者等歯科医療技術者養成事業は国の 8020 運動・口腔保健推進事業に含めるべきものだったので、その事業の決算額との間で、財源について入り繰りがあることになる。

また、前述の通り、需用費の内訳として、消耗品と印刷製本費について、決算節別集計表上での区分も誤って記載されていた。印刷製本費は 1,147,803 円ではなく、347,813 円、消耗品費は 88,964 円ではなく、894,005 円が正しい。同じ需用費の中の入繰りではなるが、内訳として表示される内容なので、正確に表示するべきである。

【意見 19-2】 歯科口腔衛生の数値と事業推進について

(監査要点：事業評価の指標設定)

青森県健康増進計画「健康あおもり 21 (第2次)」によれば、本県は、80歳で20本以上の歯を有する者の割合(本県の現状値は22.0%)や、3歳児の虫歯のない者の割合(本県の現状値は62.6%)が、全国(それぞれ、40.2%、77.2%)に比較して劣っている実態がある。他方、県が平成26年度に青森県歯科医師会に委託して行った調査結果報告書によると、80歳以上で20本以上の歯を有する者の割合は50%を超えていたことが報告されている。このような統計データは、母集団の設定、実施時期、実施方法によって、数値が変動することが多く、本県の歯科口腔衛生面の統計数値が悪い原因を、県として明確な原因をつかめている訳ではない。県民の生活習慣や食習慣として、幼児に甘いものを与える家庭が多いとか、喫煙率が高いといった、ある意味で漠然としたことが原因と考えている。特に、小児期の虫歯予防の知識の普及や間食指導の徹底は、正に食育の重要性、理念の啓発と浸透と相通ずる関係にある。

口腔保健支援センターの活動は、国の事業費負担で行われ、歯の健康に関する意識向上に寄与していると推測されるが、食育の観点からも、ますます重要性が高まることから、更なる施策の推進を期待したい。

【意見 19-3】 口腔保健支援センター運営委員会について

(監査要点：事業の有効性)

監査の際、運営委員会の議事録やその会議資料が、本庁で保管整理されていなかった。口腔保健支援センターの運営は、東地方保健所で行うといっても、その取組方針に関する内容を本庁でも情報共有しておくべきであり、議事録等が、本庁で把握できる環境にないのは問題である。

また、運営委員会が、平成26年度は年1回しか行われず、その時期も7月30日と設置初年度の取組方針の決定のタイミングとしては、遅いと思われる。平成27年度も予算積算上は、年間3回の開催を予定していたが、結果、2回の開催になっている。運営委員会は、センターの運営上、重要な会議体なので、開催時期、開催頻度について、再考する必要があるのではないかと思われる。

出席状況については、運営委員の一人である県教育庁スポーツ健康課長は、これまで、一度も会議に出席していない。代理として、養護教諭の資格があり、現場をよく知る指導主事が毎回出席しているが、代理出席を認めているとはいえ、任命されているにもかかわらず、担当課長が一度も出席していないのは、他の委員に対して失礼なように感じられる。歯の健康について、県が真剣に取り組むのであれば、多忙のため出席できない課長より、代理の指導主事を最初から委員として任命した方が、互いに責任感を持った有意義な運営委員会になるとと思われる。

2. こどもみらい課

No.20 保育所発！子ども元気スリムプラン事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

文部科学省が実施している学校保健統計調査において、本県は肥満傾向児の出現率が全国平均より相当高く、24年度の学校保健統計では全国第2位である。中でも、幼稚園5歳児は全国ワースト1位である（その他の生徒児童についても、高校2年生の女子以外の学年で全国よりも高く、中学3年生男子、小学2、4、5年生女子は全国ワースト1位である。）。幼児期の肥満は、年々増加傾向にあり、将来の成人肥満につながると言われており、全国で最も平均寿命が短い本県においては、幼児期から肥満予防に取り組むことが求められている。

そこで、保育所では、それぞれの児童の特徴を捉えやすい環境にあり、県内半数の保育所に栄養士が配置されていることから、児童・家庭に対する栄養指導が可能である。さらに、一般社団法人青森県保育連合会（以下「保育連合会」という。）では、「青森県保育所給食ガイドライン」を作成し、肥満傾向児の発見・指導に取り組むベースができているため、以下の事業を実施する保育連合会に対して補助を行うことにより、保育所を活用した肥満対策を進めるものである。

【事業内容】

① 保育所における肥満傾向のリサーチ
・事業の評価・検討を行う検討委員会を設けるとともに、県内各保育所に定期的に3歳以上児の身長、体重を測定する。 ・(委託事業) 児童一人ひとりの食事・運動・家庭環境に関するアンケートを実施する。
② 肥満予防保育プログラム・個別支援計画の実践
県内6地区5か所(計30か所)の保育所で次の取り組みを行う。委託事業であり、保育所におけるプログラムの実施時期は平成26年度が9月～12月の4か月間、平成27年度が4月～12月の9か月間に亘り実施された。 ・肥満予防保育プログラム(全児童を対象) 保育所での食育・運動プログラム、保護者を対象とした支援プログラムを開発し、実施する。 ・個別支援計画の作成(肥満傾向児を対象) 発育状況、食事・運動、家庭環境を踏まえた個別支援計画を策定し、保護者と共に取り組む。

②食育基本法上の分類

当事業は、主に食生活・栄養のバランスの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は重点枠事業であり、上記①保育所における肥満傾向のリサーチに関する部分については、保育連合会に委託している。また、上記②肥満予防保育プログラム・個別支援計画の実践に関する部分については、県立保健大学の教授のサポートを受けながら、県内6地区30か所の保育所等を選定し、保育連合会の指導の下で行われ、県は保育連合会に補助金を交付している。

(3) 事業実施期間

平成26年度～平成27年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業の目標項目は、参考指標ではあるが、子どもの肥満傾向児の出現割合（5～10年程度の長い期間で状況を把握する。食とは関係があるが、食以外の要因も多い指標である。）であり、当該数値が減少傾向になることが期待される。

3歳児から5歳児の肥満傾向児の出現割合のブロック別調査結果について、当事業を実施した平成26年度、27年度で比較してみると、出現割合が低下しており、改善傾向が確認された。

肥満傾向児の出現率のブロック別調査結果（肥満度 \geq 15%）

（単位：％）

地区	平成26年度	平成27年度
東青	10.6	9.3
津軽南	10.2	8.3
三八	10.1	9.9
西北五	11.3	8.9
上十三	11.9	10.6
むつ	13.3	13.1
全体	10.8	9.5

（保育所発！子ども元気スリムプラン事業実施報告書 平成28年3月作成より）

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	10,091	8,881
決算額	9,648	3,784

平成27年度の当初予算額と決算額に大きな乖離が生じているが、その主な要因は、保育連合会に対する肥満予防保育プログラム・個別支援計画の作成に関する補助金として、当初予算では6,252千円を計上していたものが、実績としては2,513千円になったことによるものである。

・平成27年度当初予算額と決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成27年度 当初予算額	平成27年度 決算額	主な内容
報償費	174	169	検討委員会の委員に対する報償費
旅費	143	63	
需用費	1,703	662	検討委員会、全体報告会資料、実施報告書作成に係る費用
役務費	295	95	
委託料	214	182	保育所における肥満傾向の調査に関する委託料
使用料及び賃借料	100	100	
負担金補助及び交付金	6,252	2,513	保育連合会、事業実施保育所に対する補助金
合計	8,881	3,784	

・平成26年度当初予算額と決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成26年度 当初予算額	平成26年度 決算額	主な内容
報償費	165	102	検討委員会の委員に対する報償費
旅費	101	45	
需用費	11	11	
委託料	138	138	保育所版保健統計実施・集計委託料
負担金補助及び交付金	9,676	9,352	保育連合会、事業実施保育所に対する補助金
合計	10,091	9,648	

(6) 監査の結果

【指摘事項20-1】保育連合会実施事業に関する補助金の積算と確認について
(監査要点：補助金交付申請書の確認手続の適切性)

(1) 補助対象経費の内容と精算状況

平成27年度青森県保育所発！子ども元気スリムプラン事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2及び別表において、補助対象経費、補助基準額、補助金の額が以下の通りに定められている。

補助対象経費	補助基準額	補助金の額
1 保育連合会実施分 保育連合会が補助事業を行うために直接必要とする報償費、旅費交通費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費	4,662千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額以内の額
2 実施保育所等実施分 保育連合会が補助事業を行うため実施保育所等に対して補助する経費	1 実施保育所等当たり 53千円	

交付要綱 別表（第2関係）より

また、平成27年度の当事業の補助金精算状況は以下の通りである。

(単位：千円)

区分	補助対象経費 の実支出額	県補助基準 額	県補助基本 額	県補助所要 額	交付決定済 額	差引過不足 額
1 保育連合会 実施分	1,106	4,662	1,106	1,106	/	/
2 実施保育所 実施分	1,497	1,590	1,407	1,407		
合計	2,604	6,252	2,514	2,513	6,069	2,513

さらに、保育連合会実施分の補助対象経費の支出予定額（すなわち、補助基準額）と、補助対象経費の実支出額の費目別内訳は以下の通りである。

保育連合会実施分の補助対象経費の支出予定額と補助対象経費の実支出額の費目別内訳
平成 27 年度

(単位：千円)

費目	内容	支出予定額 (A)	実支出額 (B)	差額 (C=A-B)
報償費	講師料	200	151	49
旅費交通費	ワーキングチーム交通費、30 施設モデル園交通費	552	390	161
消耗品費	コピー用紙、ファイル等	200	35	165
印刷製本費	資料コピー代	300	273	27
役務費	モデル園用ファイル作成費、報告書作成費	3,210	140	3,070
通信運搬費	送料、切手代	100	25	75
使用料	研修会会場費	100	92	8
合計		4,662	1,106	3,555

(保育連合会から提出された補助金交付申請書、実績報告書を基に、監査人が作成)

(2) 監査上の問題点

この保育連合会実施分の支出予定額(A)については、補助金交付申請書に添付される資料に費目ごとの合計額が記載されているだけで、詳細な積算金額は記載されておらず、所管課の担当者も積算金額の詳細を把握していなかった。実施保育所等実施分の補助対象経費の支出予定額については、1 実施保育所等当たり 53 千円の補助基準額にもかかわらず、購入する物品等について、具体的に単価や数量の記載を要するのに対し、保育連合会実施分の補助対象経費については、上表のようなレベルでの積算である。保育連合会実施分の補助金が実施保育所等と比較すると多額であるのだから、より詳細な積算内容を把握した上で、保育連合会の事業計画の審査を行うべきである。特に役務費はモデル園用ファイル作成費、報告書作成費のそれぞれの積算内容を把握して然るべきである。

中でも、役務費は支出予定額全体の 7 割弱を占めている一方で、実支出額が 139 千円と、役務費の支出予定額の 4%しか支出されていないように、事業計画に対する実績が大幅に乖離している。この乖離の原因を所管課の担当者を確認したところ、選定された保育園用に事業実施内容をまとめたファイル冊子の作成を電子データによる配布対応に変更したことによるものとの回答があったが、当初計画の積算内容を担当者が知らないため、事業者側からの発言を信じる以外に方法はない。

参考までに平成 26 年度の補助金精算状況、保育連合会実施分の補助対象経費の支出予定額と補助対象経費の実支出額の費目別内訳は以下の通りであり、平成 26 年度においては、事業計画と実績の乖離は認められなかった。

平成 26 年度補助金精算状況

(単位：千円)

区分	補助対象経費 の実支出額	県補助基準 額	県補助基本 額	県補助所要 額	交付決定済 額	差引過不足 額
1 保育連合会 実施分	3,023	3,000	3,000	3,000	/	/
2 実施保育所 実施分	6,197	6,000	5,967	5,967		
3 実施保育所 指導分	385	676	385	385		
合計	9,606	9,676	9,352	9,352	9,676	9,352

保育連合会実施分の補助対象経費の支出予定額と補助対象経費の実支出額の費目別内訳

平成 26 年度

(単位：千円)

費目	内容	支出予定額 (A)	実支出額 (B)	差額 (C=A-B)
備品購入費	歩数計	632	632	0
備品購入費	かみかみセンサー	1,259	1,259	0
印刷製本費	大型絵本	608	608	0
印刷製本費	食育手帳	161	161	0
印刷製本費	モデル事業取組みの調査票	149	148	1
役務費	著作権使用料	216	216	0
合計		3,025	3,023	1

(保育連合会から提出された補助金交付申請書、実績報告書を基に、監査人が作成)

要約すれば、平成 27 年度については、事業者側において事業の進め方が変更されたことによる乖離の発生であるが、県は補助金を交付する立場であるから、保育連合会の事業計画の審査を行い、その内容を基に補助金交付要綱を作成するはずである。県は事業者側からの事業計画を基に、補助制度を立案し、事業予算を確保する立場にある。事業者側の計画上、ドキュメントとして配布する事業に対して補助制度を創設したのに対して、大幅な事業変更があったのであれば、交付要綱第 4 条(1)に定められた事業内容変更時の対応として、知事の承認を受ける必要がある。事業変更後の事業内容により補助金の目的が達成可能かどうかの判断を基に、同じ補助金交付要綱で対応可能なかどうかの検討がなされるべきであった。

平成 27 年度分について、この補助金に係る交付要綱の作成から交付確定までの県と保育連合会の事務を、以下に時系列の形で記載した。

事務手続の内容	年月日 (公文書の番号)	留意すべき記載の内容
①事業実施要綱	—	平成 27 年 9 月 9 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
②補助金交付要綱	—	平成 27 年 11 月 6 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
③補助金交付申請書	平成 28 年 3 月 28 日 (青保連第 166 号)	補助金所要額調書と事業実施計画書、収支予算書抄本を添付して、6,069 千円(保育連合会実施分 4,662 千円と実施保育所実施分 1,407 千円の合計額)の補助金を申請した。
④補助金の交付決定	平成 28 年 3 月 30 日 (青こ第 2328 号)	①補助金交付対象となる事業の目的並びに内容は、平成 28 年 28 日付による交付申請書記載のとおりとする。 ②補助金の額は、6,069 千円とする。
⑤実績報告書の提出	平成 28 年 4 月 8 日(青保連第 3 号)	補助金精算書、事業実施報告書を添付して、2,513 千円(保育連合会実施分 1,106 千円と実施保育所実施分 1,407 千円の合計額)の実績報告内容である。(県は 4 月 8 日收受)
⑥補助金の交付確定	平成 28 年 4 月 20 日 (青こ第 168 号)	実績報告書の内容を審査したところ適正と認められたので、額を確定した。
⑦請求書の提出	平成 28 年 4 月 28 日 (青保連第 2 号)	交付確定通知(4 月 20 日)により、請求書を提出する。(県は 5 月 2 日收受)

この時系列表から明らかになった事務の不透明性は、③補助金交付申請が3月28日に6,069千円で提出されたにも関わらず、わずか8日後には実績報告が2,513千円であるという点と、②補助金交付要綱が11月6日に施行されているにもかかわらず、4月1日に遡って適用されていることである。また、保育連合会から提出された公文書は、⑤と⑦では日付と番号が逆転しており、当事者間において何らかの事情が発生したことが十分考えられるということである。保育連合会は補助金所要額を6,069千円と考えていたものの、何らかの事情で、8日後には確定額には含められなかったと見受けられる。また、これらの点について平成26年度の事務も確認したところ、②の交付要綱の施行は平成27年3月27日で、平成26年4月17日に遡及適用されているという異常性も同様である。

この点からも、交付決定後の変更が極めて短期間に行われている事実と、決定後の変更を知事承認が必要とされる交付要綱第4(1)への準拠性への疑念が生じること、事業の実施状況が事業実施要領に従って適正に行われたかどうかの実質的な確認事務ができていないとすることができよう。

これらのことから、そもそもの補助基準額の詳細な積算内容を県が把握できていない問題に加えて、交付先における事業実施(変更)内容が交付要綱に従っているかどうかの検証事務がなされなければならなかったと考える。

(7) 監査意見

【意見20-1】保育連合会実施事業に関する補助対象経費の確認手続について

(監査要点：補助対象経費の確認手続の適切性)

保育連合会実施分に関する補助対象経費の実支出額について、所管課では、保育連合会より支出伺・支出伝票、請求書や領収書のコピーを入手し、実支出額の確認事務を行っている。監査人が、支出伺・支出伝票、請求書や領収書のコピーが綴られたファイルを開覧したところ、請求書は綴じられていたが、支出伺・支出伝票が綴じられていないものが1件発見された(起案日：平成28年2月22日、印刷製本費27,648円)。支出伺・支出伝票には上席者の承認決裁印も確認できるため、上席者未決裁の支出が実支出額に含まれていないかという不当性の観点からは、支出伺・支出伝票の確認は非常に重要な手続きである。よって、県の実支出額の確認にあたっては、支出伺・支出伝票は漏れなく入手する必要がある。

【意見20-2】当事業の成果指標について

(監査要点：事業の成果指標の適切性、利用可能性について)

当事業の成果指標は、3歳児から5歳児の肥満傾向児の出現割合のブロック別調査結果としており、県全体での肥満傾向児の出現割合が平成26年度の10.8%から平成27年度には9.5%へ減少したことをもって改善傾向が確認されたとしている。なお、当該ブロック別調査結果の対象者は、県内の全保育所の児童であり平成26年度は12,254人、平成27年度は12,529人が対象となっている。

当事業の具体的内容は、「保育所における肥満傾向のリサーチ」、「肥満予防保育プログラム・個別支援計画の実践」を行い、平成28年度以降、その成果を選定されなかった30か所以外の保育所、保育所以外の幼稚園、認定こども園等の就学前児童に広げていくことで、肥満・生活習慣病の予防、健康寿命の延伸に寄与することである。

選定された30か所の保育園に対する具体的な保育プログラムは、「Aプログラム：歩数計を用いた身体活動を中心とした教育」、「Bプログラム：味覚・よく噛む教育を通じた過食の予防」、「Cプログラム：野菜をおいしく食べて、食事バランスを良くす

る教育」の三つであり、プログラム毎に保育所 10 か所に分けて、それぞれのテーマに沿った保育プログラムを作成し実施するとともに、児童の保護者に対し、肥満予防に関する支援を行う内容である。

「保育所発！子ども元気スリムプラン事業実施報告書（平成 28 年 3 月）」を閲覧したところ、児童生徒に対する効果的なプログラムの進め方等の教育的見地からの考察のほか、児童の歩数が増えた（Aプログラム）、咀嚼回数が増えた（Bプログラム）、野菜摂取量が増えた（Cプログラム）という結果が総括されている。確かに、咀嚼回数や野菜摂取量、運動量の増加は肥満出現率の低下に寄与することは理解できるが、その結果として肥満出現率が前年比どの程度減少した、また、県の平均と比較してどの程度低い水準にあるといった踏み込んだ内容までは検証・考察がなされていない。

県では、当事業の成果指標を県内保育所全体の肥満出現率の減少としているが、監査日時点において、保育プログラムを実施した 30 か所の保育園の児童の肥満出現率の把握すら行っていなかった。当事業の最終目的は県内全体としての肥満出現率の低下である。県内全体での肥満出現率の変動は様々な要因が複合的に影響を与えるだろうし、当事業における保育プログラムを 30 園分だけ実施したことだけでは、統計値の母数としては少ないのは確かであるが、肥満傾向児の出現割合の減少という政策課題に対して、当事業による効果・影響があったのか検証することは必要なことで、有益なものとする。そもそも、当事業は、就学前児童の肥満に関するデータは、幼稚園のみ存在しており、保育所のデータがないことに対する対応策でもある。

当事業の事業費実績は、平成 26 年～平成 27 年の 2 年間で 13,432 千円と相応に高額かつ、低年齢からの食育事業ということで、将来に亘りわが県の健康寿命延伸にとって有効な事業であると言えるだろう。その事業の効果を最大限に活かすためには、保育プログラムを実施した 30 か所の保育所における肥満出現率を把握し事業成果として評価することによる効果的な PDCA サイクルを構築することに加え、Aプログラム、Bプログラム、Cプログラムそれぞれの肥満出現率を分析することで、最も効果のあるプログラムの把握、プログラムの改良、プログラム間のベストな組み合わせの開発等に利用し、今後、他の児童にも広げていくことを要望する。

【意見 20-3】当事業に配分された需用費について

（監査要点：事業別決算の適正性）

平成 27 年度決算統計節別集計表によれば、当事業の需用費に 662 千円が計上されており、その内容を所管課の担当者を確認したところ、コピー代とのことであった。そのコピー代の配分根拠となるものを提出依頼したところ、配分根拠となるものはないとの回答であった。当事業に計上されるべき需用費は当事業において使用したコピー代であり、コピー代は様々な事業で使用されるため、合理的な基準を設けて配分すべきである。配分根拠がなく当事業に配分された需用費は予実対比では全く意味のないものであり、事業評価に全く役立たないものといえる。

PDCA サイクルにおいて適切な事業評価に資するためにも、需用費の配分は合理的な基準に基づいて行われるべきである。

第3. 教育庁

1. スポーツ健康課

No.21 いきいき青森っ子健康づくり事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

近年、急激な社会環境等の変化は児童生徒の心身の健康に様々な影響を及ぼしており、本県においても心の健康や生活習慣に関わる問題の解決が求められている。さらに、性に関する情報や産業の氾濫などにより、若年層の性に関する様々な問題も指摘されている。

このようなことから、主体的に健康づくりに取り組む児童生徒を育成するため、健康教育の実践研究校を設置し、健康課題解決のための具体的な指導内容、方法について研究を行うとともに、性に関する指導者の資質向上を図るため、以下の内容の事業を行っている。食育分野に関しては、下記①健康教育実践研究支援事業の中において、給食時間における食に関する指導、家庭科、国語、保健等の各教科における食に関する指導等を通じて食育が行われていることが研究活動として報告されている。

① 健康教育実践研究支援事業
健康教育実践研究校 9 校（小・中・高各 3 校）が各校の実態に即してテーマを設定し、2 年間研究実践。
② 性に関するセミナー
当セミナーについては（公社）青森県医師会に委託している。夏休みの後半に開催し、セミナーの対象は県内小・中・高・特別支援学校教員等。
③ 性に関する講演会
性に関する正しい知識の習得や生命尊重及び正しい行動選択などを考えさせる機会をねらいとし、産婦人科医が診療等で得た自らの経験等に基づく講演を、高等学校を中心に実施。

②食育基本法上の分類

事業内容のうち、①健康教育実践研究支援事業は、主に食に関する基本所作、食文化、食生活・栄養のバランス、食生活リズムの分野に整理される。

(2) 事業の形態

県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 19 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業において、成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	1,309	2,304	2,290
決算額	1,785	1,916	1,791

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	716	各高校で開催されている性に関する講演会の講師謝金
旅費	109	
需用費	611	事務用品費
役務費	35	
使用料及び賃借料	320	性に関するセミナー開催に関する委託料
合計	1,791	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見 2 1 - 1】健康教育実践資料の印刷製本費について

(監査要点：事業評価の適切性)

健康教育実践研究支援事業において、健康教育実践研究校の 2 年間の実践活動をまとめたものを健康教育実践資料として 2 年に 1 回の頻度で製本している。直近では、平成 25、26 年度の実践活動をまとめたものを平成 26 年度に製本している。平成 27 年度の当初予算見積額説明の資料を確認したところ、印刷製本費 471 千円として平成 26 年度と同じ「実践研究中間報告書印刷製本」という名目で予算計上がなされていた。平成 27 年度は健康教育実践資料の製本が予定されていないのになぜ予算として計上されているのかという点について所管課の担当者に確認したところ、健康教育実践資料とは別ががん教育についての報告書作成を目的として予算計上したが、最終的には報告書の作成には至らなかったとの回答であった。がん教育についての報告書作成を目的としているのであれば、「実践研究中間報告書印刷製本」とは別の名称で予算見積額説明に記載すべきである。

また、がん教育についての報告書作成に関する検討過程がわかる資料の有無について所管課に確認したが、関連する新聞記事 1 件のみが提示され、検討過程がわかる文書は全く残っていないとの回答であった。新聞記事 1 件のみの提示では、そもそもがん教育についての報告書作成が行われていなかったのではないかという第三者の疑念を払拭することはできない。また、検討過程がわかる文書が残っていないということは、がん教育に関する報告書を作成することとなった経緯、作成の目的、報告書を作成することで期待される効果、予算の積算過程等が課内で全く不明ということであり、報告書を作成した後に行うべき事業の評価すらできない結果となる。事業の評価を適切に行うためにも、そのような検討過程がわかる文書を保存しておくべきである。

さらに、この印刷製本費の当初予算 471 千円の支出実績を分析した結果、主にスポーツ健康課の一般的な事務用品購入のために消化されていた。健康教育実践活動、がん教育の何れについても報告書の作成実績がないのであるから、このような課全体に関する運営管理費の支出は、当事業に負担させるべきではないと考える。なぜなら、事業を改めて評価する際に、当事業の決算額と事業遂行の実態との間に乖離が生じてしまい、事業の適切な評価が困難になってしまうからである。

No.22 子ども健康促進事業

当事業は、青森県の健康課題を解決することを目的として、児童生徒の健康意識及び実践力の向上を図るために、下記の4つの細事業から構成されている。以下では、食育に関する3つの細事業を監査した。

I. 青森っ子健康ランウォーク推進事業 ・小学校におけるマラソン（ウォーキング可）を推進 ・新体力テストを小中高において実施し、結果を基にした体力づくり活動の推進
II. 体育・健康リーダー育成事業 ・小中学校教員を対象とした体力向上と健康教育に関する指導法講習会の開催
III-1. あおもり型給食の開発と普及事業（細事業 No.22-1） ・県産野菜をふんだんに活用した、減塩でおいしい「あおもり型給食」を開発 ・小中学校教員を対象にコンセプトや内容を解説する講習会の開催、映像資料の作成・配布
III-2 青森っ子健康サポート事業（細事業 No.22-2） 東通村をモデル地域に、外部関係者と連携し、個別栄養指導を実施する。
IV. 地域で進める青森っ子育成事業（細事業 No.22-3） 子ども教室等への講師を派遣

No.22-1（細事業）あおもり型給食普及事業

(1) 事業の概要

①事業の概要

肥満傾向児の出現率を低下させるため、あおもり型給食の開発と普及を目的とした以下の事業である。

- ・県産野菜をふんだんに活用した、減塩でおいしい「あおもり型給食」を開発する。
- ・小中学校教員を対象にコンセプトや内容を解説する講習会の開催、映像資料を作成・配布する。

②事業の内容（平成27年度の実績等）

・調理講習会の開催

本県児童生徒の食生活改善のきっかけづくりとなるよう、学校の教育活動全体を通じて食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、実践力を育むことのできる食に関する指導の在り方について研修し、教員の指導法の充実と資質向上を図るための講習会を実施した。

受講対象：小・中学校教員（各校1名：2か年で全校）	
開催期日及び受講者数：	
【東青】平成27年8月19日（水）	41名
【西北】平成27年7月23日（木）	29名
【中南】平成27年8月11日（火）	44名
【上北】平成27年8月7日（金）	45名
【下北】平成27年7月31日（金）	34名
【三八】平成27年7月29日（水）	58名

・レシピ集の作成及び配布

本県の食習慣の課題である「減塩」と「野菜摂取量の増加」に着目し、食習慣改善のきっかけづくりをめざして、実践力を育む食に関する指導の一助となるよう、以下の教材を委託契約により作成した。

①平成 27 年度「青森県版食に関する指導教材（CD 付きレシピ集）」作成及び発送業務
②平成 26 年度「青森県版食に関する指導教材（DVD）」製作業務
印刷部数：850 部
配布先：各市町村教育委員会、小・中・高・特別支援学校、各教育事務所、食育に係る関係機関・団体等

- ・児童生徒、保護者への普及・啓発
各学校給食調理場において、給食を教材として活用し、各学級で指導できるよう、コンセプトに基づいた学校給食を提供するよう依頼した。

③食育基本法上の分類

当事業は、主に食生活・栄養のバランスの分野に分類される。

(2) 事業の形態

県単独の重点枠事業である。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業において、成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	10,409	8,181
決算額	7,513	4,219

上記金額には、食育分野以外に関する事業費を含んでおり、上記「No.22 子ども健康促進事業」のⅠからⅢの事業の合計額である。

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 当初予算額	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	3,218	1,761	ソフトフォームボール代
旅費	1,542	452	調理講習会参加者旅費
需用費	344	310	調理講習会材料費
役務費	243	210	連絡調整費
委託料	2,519	1,364	CD 付きレシピ集の作成・発送費用
使用料及び賃借料	315	122	調理講習会会場使用料
合計	8,181	4,219	

(6) 監査の結果

【指摘事項 2 2 - 1 - 1】指導教材の追加発注について

(監査要点：指導教材の追加発注に関する法規性及び経済性)

「青森県版食に関する指導教材（CD 付きレシピ集）」作成及び発送業務について、県は、当初 800 部の作成・配布を計画し、指名競争入札を経て、業者と委託契約を締

結している。委託額は800部で800,000円（税別）であり、1冊あたり1,000円であった。なお、この委託契約には委託業務の一部として指導教材の発送も含まれている。

しかしその後、学校栄養士等の要望により、当初配布する予定のなかった私立学校等へも配布することになり、追加の50部を作成・配布することになった。そこで、県は当初の委託先に発注し、追加50部を40,000円（税別）（1冊あたり800円）で追加作成・配布した。追加発注における決裁は、物品購入調書により行っている。その根拠は県財務規則の規定である。

県財務規則

（購入）

第二百七十一条 物品管理員は、次に掲げる物品を購入しようとするときは、物品購入調書(第百四十四号様式)により行わなければならない。公所(知事が別に定める公所に限る。)において当該物品以外の物品を購入しようとするときも、同様とする。

四 図書、地図、法規類の追録等及び新聞、雑誌その他の定期刊行物

この追加発注においては、指導教材が図書にあたるということで物品購入調書により決裁を行っているが、財務規則で規定している図書の購入とは、出版されている図書の購入ということであり、県が作成したコンテンツを印刷製本し納品することを委託する場合には該当しないと思われる。追加発注においては、当初の委託契約に含まれていた発送業務は除かれているものの、印刷製本及びCDの作成・添付という作業内容は同一であり、委託契約が相当だったと考える。

また、物品購入調書には、当該購入が、一旦作成を委託したのちの追加発注であるという記載は一切なく、あたかも、市販されている図書の購入であるかのような体裁を保持している。物品購入調書には、延べ20名分の押印があるが、市販されている図書の購入ではなく、指名競争入札を経た業務委託の追加であるという事実を、押印したすべての職員が認識していたかどうかは疑わしい。

一般的に、財務規則も含めた法令やルールの解釈適用は、必ずしも一義的なものとはなっていないことが多い。したがって、少なくとも当該発注が、財務規則第271条第1項第4号にあたるかどうか、物品購入調書での決裁が適用されるべきものであるかどうかを判断するための情報は、物品購入調書に記載するべきであったと考える。

さらに、当初から850部の作成・配布を計画していたならば、入札の結果、より経済性の観点から有利な条件で委託契約を締結できた可能性がある。また、今回は追加発注分も特に高額とも思えないが、追加部数について、非合理に高い価格を提示されても、初版をつくっている以上、他の業者に委託することが難しくなる事態もありうる。

印刷物の作成等の委託に関しては、計画段階から必要部数を慎重に見積り、追加発注が生じないように留意することが望ましい。また、追加発注が生じた際には、決裁の方法について慎重に検討する必要がある。

（7）監査意見

記載事項はない。

No.22-2 （細事業）青森っ子健康サポート事業

（1）事業の概要

①事業の考え方（経緯及び現状を含む）

本県の肥満傾向児の出現率は全国平均と比較して高く、その中でも下北地方が特に高い状況であり、とりわけ東通村の肥満傾向児出現率は、全国平均と比較すると突出している。

肥満傾向児出現率の改善が結果的に県民の健康を改善するものと考えられており、小児期における生活習慣の改善を行うためには、行政機関、教育機関及び医療機関が一体となった取組が必要である。

平成 26 年度の取組みでは、根拠に基づいた栄養管理を行うための手立てとして「青森県学校における栄養管理システム」を作成し、スーパー食育スクール（東通村立東通小学校）において、学校給食の提供及び給食の時間における指導方法を栄養バランスのとれた食事のモデルとして家庭及び地域社会に伝えることなど、教育活動全体を通じて、学校による食育について総合的に推進した。

②事業の内容（平成 27 年度の取組実績等）

<p>I. スーパー食育スクール（東通村立東通小学校）における取組 東通村に委託して、児童の実態に応じた栄養管理や学習をとおして、食生活をはじめとする生活習慣の改善及び肥満傾向児出現率の低下を目指した取組を実施した。 その結果、肥満傾向児出現率が低下した。また、肥満度の平均値も大きく下がった。</p>
<p>II. 個別指導検討ワーキンググループの設置 青森県立保健大学に委託して、「青森県学校における栄養管理システム」を活用するための課題や取組事例などについての検証を行い、全県的な展開につなげるための方策を検討した。</p>
<p>III. 学校における食育実践発表会の開催 学校における食育の一層の充実のために、本事業において実施した取組についての実践発表等を行い、関係者の資質の向上を図った。 開催期日：平成 28 年 2 月 5 日（金） 出席人数：67 人</p>

③食育基本法上の分類

当事業は、主に食生活・栄養のバランス、食生活リズムの分野に分類される。

(2) 事業の形態

国庫委託事業である。

再委託先は、東通村教育委員会、公立大学法人青森県立保健大学である。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

評価指標として以下の指標があり、概ね目標達成している。

- ①肥満傾向児出現率の減少：全体の 5%減
- ②おやつの取り方に変化（改善）が現れた児童の増加
- ③自分に合った食事量や内容を意識し、実践する児童の増加
- ④肥満や塩分摂取についての知識を習得した児童の増加
- ⑤よく噛んで食べることを意識する児童の増加

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	10,006	5,608
決算額	2,943	5,476

・平成 27 年度当初予算額と決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 当初予算額	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	30	42	
旅費	147	306	
需用費	16	—	
役務費	85	134	
委託料	5,330	4,992	委託先：東通村教育委員会、公立大学 法人青森県立保健大学
使用料及び賃借料	—	2	
合計	5,608	5,476	

当事業は、9 月補正で 2,085 千円の増額予算となり最終予算額は 7,693 千円であり、最終予算額に対する執行率は 71.1%と低くなっている。

(6) 監査の結果

【不当事項 2 2 - 2 - 1】東通村への再委託契約について

(監査要点：委託契約の法規等準拠性)

1. 事業概要

県は、国から委託を受けたスーパー食育スクール事業を、青森っ子健康サポート事業（スーパー食育スクール事業）として東通村に再委託している。スーパー食育スクール事業とは、学校における食育を充実するためスーパー食育スクールを選択し、栄養教諭を中心に外部専門家を活用しながら、具体的目標を設定した上で、大学、企業、行政機関、生産者等と連携し、食育を通じた健康増進等について、食育の多角的効果の検証を行い、食育モデル実践プログラムを構築するものである。

当事業は、「平成 28 年度食育白書（農林水産省編）」に事例として掲載されている食育事業である。東通村は下北地区にあり、下北地区の住民の肥満傾向が高い課題に対して、県が対策本部を立ち上げて対策を打っていることとも連動する事業である。

県と東通村との委託契約は、実績額で平成 26 年度は 1,328,958 円、平成 27 年度は 4,192,302 円となっている。

2. 事業内容と事業の成果

具体的な委託内容は、スーパー食育スクールに指定された東通村立東通小学校（以下、東通小という）において、平成 26 年度は、肥満傾向児出現率の減少と体によいおやつを摂取する子供の割合増加を目指して、体組成計の測定（身長、体重、肥満度）やおやつ摂取量の算出と変化を測定した。具体的実践内容としては、給食の基準量を明確にして、よく噛んで食べるように指導する、おやつ調査を実施し、おやつの取り方などのミニ学習会を実施する、祖父母向けの学習会の実施などである。事業成果としては、肥満傾向児出現率は 4 年生（4 月 31%から 1 月 27.5%）と 5 年生（4 月 30.6%から 1 月 30%）に多少の減少がみられた程度であり、期待した結果は得られなかった。

平成 27 年度は、体組成計の測定やおやつ調査に加え、栄養管理システムや活動量計及びそしゃく計を活用し、またカロリースケールや塩分計を使用し食事のカロリーや重量を数値で意識できるようにした。この成果は 4 年生から 6 年生において、肥満傾向児出現率及び肥満度平均が下表のように減少しており、平成 27 年度の目標であった肥満傾向児出現率 5%減少を概ねクリアし、一定の事業成果があったといえる。

(単位：%)

指標 学年	肥満傾向児出現率		肥満度平均	
	4月	1月	4月	1月
4年生	25.5	20.8	32.7	26.8
5年生	31.7	19.5	34.3	29.4
6年生	28.6	22.4	49.8	40.0

3. 監査上の問題点

当事業は、国と県との委託事業であり、県は再委託先の東通村が実施する委託事業の対象経費が適当であるか、法令や内規等に照らして適正であるか、あるいは経済性や効率性を考慮して経費を使用しているか等について、確認業務を徹底すべきであるが、それが以下に示すように不十分であることが判明した。

①体験学習会講師の旅費について

平成 26 年度の体験学習会講師の日当については、青森っ子健康サポート事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）会則第 10 条第 3 項に「講演会等の講師の旅費は、東通村の規程に従った支給する。」とあり、東通村の旅費規程は、以下のように定められている。

東通村職員等旅費に関する条例（抜粋）						
第 1 条第 1 項	この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な基準を定めることを目的とする。					
第 2 項	村が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては他の条例に特別の定めがある場合を除くのほか、この条例に定めるところによる。					
第 20 条第 1 項	日当の額は、別表第 1 の定額による。					
第 2 項	県内の旅行の場合における日当は、前項の規定にかかわらず支給しない。					
別表第 1（第 20 条、以下省略）内国旅費の旅費						
日当、宿泊料及び食卓料 (単位：円)						
区分	日当		宿泊料（1 夜につき）			食卓料 (1 夜につき)
	(1 日につき)	村内	むつ市	県内	県外	
村長	3,000	7,500	9,000	12,000	14,500	3,000
(省略)						
上記以外の職務	2,400	7,000	8,500	10,500	13,000	2,400

体験学習会講師（県内在住）の日当については、特段の定めがないため、この旅費条例に従うならば、県内の場合の日当は支払われない規定になっているが、東通村の慣例により 16,800 円（2,400 円×7 人分）が支払われ、委託事業対象経費とされていた。県が国と締結した委託契約書に添付される事業計画の再委託費内訳及び東通村が青森県教育委員会に提出した事業計画書の委託事業経費明細では、旅費は東通村旅費規程に従っており、日当は算定されていない。体験学習会講師（県内在住）に日当を支払うのであれば、推進委員会会則にそのように記載すべきであった。

また、平成 27 年度の体験学習会講師の日当は、推進委員会会則第 10 条 3 項で「講演会等の講師の旅費は、別表 3 のとおりとする。ただし、日当は支給しない。」と改正されており、日当を支払わないことが明記されているにもかかわらず、7,200 円（2,400 円×3 人分）が支払われており、会則違反の支払が行われている。平成 27 年度においても、事業計画書上は、日当は算定されていないものである。

これらに対して、職員以外の者には日当を支払う慣例があることや高額報酬の県外講師を想定して日当を支給しないとの会則改正を行ったとの説明があったが、内規等に従って支払いを行うことはルールに定められた原則であり、例外的な取り扱いをするのなら、内規等を改正するなどの手続きを経る必要がある。県では、東通村において、内規等や事業計画に従わない支出があることを確認した上で、委託事業対象経費となるのかどうか判断する必要があったと考える。

②謝金の報酬単価について

推進委員会委員に対する国の上限報酬単価は、平成 26 年度は、1 日実働 2 時間以上で 14,300 円、実働 2 時間未満で 7,100 円であり、平成 27 年度は 1 日実働 2 時間以上 14,000 円、実働 2 時間未満で 7,000 円と定められており、この金額を上限として国から委託費を支出すると明記されている。東通村では、推進委員会会則第 7 条で、大学教授 1 日当たり 14,300 円を上限とするとしており、これに従っている。しかし、平成 27 年度（平成 27 年 7 月 27 日）の推進委員会会議 1 時間に対して推進委員に謝金 14,300 円が支払われていた。これは、国の想定する上限報酬単価（実働 2 時間未満で 7,000 円）を大幅に超える単価である。

国では「スーパー食育スクール事業の経費について留意事項」において、謝金単価に基づいて適切に設定し、高額な謝金は認められないとしている。実態面として、委員は、1 時間の会議後すぐに帰るわけではなく、その後も指導してもらっているとの県担当者による説明を受けたが、それならば書類上もその実働時間を証明する証憑（業務日誌）を残すことが必要であり、県はそのように指導するべきであった。

③一者随意契約について

事業に使用するため、そしゃく計（499,867 円）・デジタル塩分計（120,960 円）・カロリースケール（278,208 円）を、分割発注で一者随意契約の方法により購入している。下（表 22-1）に示すように、発注年月日、納品年月日、支払年月日は同一日である。

（表 22-1）：消耗品の購入実績表（すべて㈱K社から購入）

品名	数量	単価（円）	金額（円）	発注年月日	納品年月日	支払年月日
そしゃく計	57	8,769.6	499,867	H27.6.19	H27.7.31	H27.8.31
デジタル塩分計	14	8,640	120,960	H27.6.19	H27.7.31	H27.8.31
カロリースケール	28	9,936	278,208	H27.6.19	H27.7.31	H27.8.31
合計			899,035			

東通村財務規則によれば、随意契約のできる場合の限度額は 80 万円であり、一括発注であれば、上記の取引は 80 万円を超えるため一般競争入札が適用されるべきである。また、1 件の予定価格が 30 万円を超える場合、特別な理由がある場合を除き、2 人以上から見積書を徴することとなっている。東通村の支出負担行為伺票兼支出命令票の様式では随意契約理由や特別な理由等の記載がなく、今となっては事業担当者も異動し、それらの理由は不明であるが、随意契約とし、また特別な理由で 1 人から見積書を徴取することについて、組織の承認を受けたとの主張のみで、納得できる合理的な理由説明を聞くことはできなかった。特に、国の委託事業であることもあるが、公の契約事務においては、経済合理性の観点から可能な範囲において相見積等を取り、最低価格業者を選定すること、また、相見積等をとらない場合や最低価格業者を選定しない場合は、理由選定書等でその理由を明らかにする必要がある。ちなみに、そしゃく計・デジタル塩分計・カロリースケールは、特別な商品ではなく、一般消費者が

インターネットで購入もできる商品であり、上記金額よりも廉価で販売している。県としては委託業務確認時に随意契約理由等をよく確認しておくべきであった。

④活動量計の購入について

国に提出した購入計画上は、活動量計を児童用として136個（1個単価3,456円で総額470,016円）購入することになっていたが、教諭分8個を追加して144個（1個単価3,456円で総額497,664円）を購入していた。その理由は、活動量計の予備分の購入が国の定めた事業要件に該当しないためとのことであった。教諭用の活動量計の一部は、壊した児童が利用していたというが、教諭分の購入費用は国庫による委託事業対象外経費と考えられ、不適切である。活動量計は、児童が壊した時に追加購入するべきであった。

⑤トナーの購入単価について

トナーの購入について、事業計画作成段階（平成27年4月17日付）で、(有)K社から見積書をとっていたが、下表22-2に示すように、実際購入時には見積書よりも高い単価で購入していた。高くなった理由は、事業計画段階の概算見積であったからとのことだが、国庫事業であり、また、トナーは一般的な消耗品であり、可能な限り正確な見積を徴取し事業計画を作成するべきであった。

(表 22-2)：トナーの購入単価（一部抜粋） (単位：円)

品名	数量	見積書単価（税込み）	請求書単価（税込み）
トナーカートリッジ（ブラック）	1	23,452	25,328
トナーカートリッジ（YMC）	1	25,098	27,105
ドラムカートリッジ	1	17,074	18,439

⑥委託事業終了後の備品の管理について

委託事業において、タニタの体組成計を平成27年8月1日から平成28年1月31日までの間、498,960円（単価83,160円×6ヶ月）でレンタル（リース契約）していた。この金額は、ほぼ定価の購入金額と同額で、経済合理性からすれば、レンタルでなく購入できれば良かったが、国の指導により、レンタルしたものである。監査人が保管状況を確認したところ、委託事業終了後、半年以上が経過しているが、体組成計がそのまま東通小に放置されており、業者との間で、今後どうするかは決まっていなかつた。リース契約であるので、所有権はタニタにあるが、既に費用的に回収しているため、撤去する動機づけが働かないものと考えられる。正式な備品受入手続きを経て、無償で譲り受け、村の事業に有効活用できれば良いと考えるが、県としては、委託事業終了後の管理方法を覚書などで決めておくべきであった。

【不当事項 22-2-2】再委託先との委託契約書条項の不遵守について

(監査要点：契約の法規等準拠性)

Ⅱ. の個別指導検討ワーキンググループの設置委託事業について、県の再委託先である公立大学法人青森県立保健大学（以下「県立保健大学」という。）との委託契約書において、県が作成した契約書の様式は、ほぼ全ての文言について、国（文部科学省）と県との委託契約書の様式を用いている。そのため、文中の留意事項の部分では、「旅費は教育委員会の旅費規程により算出した額とすべき」ことが記載されているが、実際には、県立保健大学の旅費規程により算出されているため、整合しない記載内容となっている。文部科学省の「委託要項 11. その他（5）」によれば、研究受託大学においては、当大学の基準の定めに従う旨が明記されているため、国との関係において

は、旅費について金額的な誤りは発生していないように思える。しかしながら、委託先との関係においては、契約書への準拠性に疑念が生じるものであり、契約書の記載内容が遵守されておらず、検査確認事務が実態を示さないものになっている。

また、同要項等によれば、委託費に係る消費税相当額は、委託先が課税事業者である場合には、免税取引に関する金額についてのみ消費税相当額を上乗せして事業費実績額の集計を行うべきである。しかしながら、当該規定内容に留意していなかったため、下記の金額について国からの委託費に含められておらず、県から県立保健大学に対しても支払われていない。なお、県立保健大学が課税事業者であることは、ホームページに情報公開されている同大学の平成 27 年度財務諸表により、明らかである。

(単位：円)

支出経費区分の内訳	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
諸謝金	459,477	240,800	事務及びデータ入力業務を、管理栄養士や学生が行った分の賃金の合計額
上記金額の消費税相当額 (諸謝金×8%)	36,758	19,264	<u>実績報告書への不計上額</u>

結果的に、上記の消費税相当額（平成 27 年度は 19,264 円）については、各年度の委託事業完了報告書に含めるべきであったが、含められなかったことで、本来、受託者に支払われるべき消費税額が支払われていなかった。結果的に、県立保健大学においては、県から支払われなかった消費税について、消費税の納税をしていることとなり、受託者において経済的損失が発生している結果となる。県としては、県立保健大学の支出証拠書（謝金支出の振替伝票、旅費謝金決裁書）の写しを検査確認しており、これには消費税の会計処理に関する情報（課税取引、不課税取引）が入力されている。基本的に、委託契約は消費税課税取引であり、委託者は消費税を転嫁する基本的義務を有している。

当事業は国庫負担事業である。県は、再委託先からの正しい実績報告を基に、国への委託費請求事務を行うべきであったと考える。

(7) 監査意見

【意見 2 2 - 2 - 1】委託事業の成果について

(監査要点：事業評価の継続性)

当事業は、当初 3 年間の事業を想定していたが、3 年目である平成 28 年度は国から事業採択されなかった。3 年目の委託事業が実施されていれば、取組みを強化した高学年（4 年生～6 年生）と対照的に肥満傾向児出現率が上昇していた低学年（1 年生～3 年生）について取り組む予定であったが、全学年のデータは揃わずに、その意味では、中途半端な結果となった。また、国の委託事業とならずとも、東通村で予算確保できれば事業継続できる可能性があったが、それも実現しなかった。身長・体重の測定については、現在も東通小で続けられており、委託事業で購入したそしゃく計・デジタル塩分計・カロリースケールなどは給食や授業などで活用しているとの説明があった。活動量計については、委託事業で実施していた活動量データの電子的蓄積ができなくなったため、1 日の活動量を見る程度の使用となっている。そもそも、国および東通村の委託契約期間が下表に示すように短いため、年間を通しての事業成果の把握ができていない点、国との委託契約が 2 月までとなっている関係で東通村との委託契約期間の完了時が 1 月末となっており、活動量の減少する本格的な冬期間や春休みなどを含まない点が事業遂行上のネックであったと考える。

(表：国、東通村との委託契約期間)

年度	相手先	委託契約期間	備考
平成 26 年度	国	平成 26 年 5 月 28 日から 平成 27 年 2 月 27 日まで(約 9 か月間)	上限金額が下がり、当初委託 事業経費として認められて いたパソコンなども対象外 となった。
	東通村	平成 26 年 9 月 1 日から 平成 27 年 1 月 30 日まで(約 5 か月間)	
平成 27 年度	国	平成 27 年 6 月 9 日から 平成 28 年 2 月 29 日まで(約 9 か月間)	東通村の契約日付は 6 月だ が、活動量計を使用しての実 際の事業実施は 8 月頃から となった。
	東通村	平成 27 年 6 月 15 日から 平成 28 年 1 月 30 日まで(約 8 か月間)	

(契約書より、監査人作成)

3 年目については、県も、東通村と連携協調して予算を確保し、事業継続できれば良かったと思われる。県は、国の選定委員会から留意するよう指示があったこと(①取組の成果を本事業以後もプログラムとして定着するよう計画すること、②学校での取組内容、成果を積極的に発信し、広く成果を普及するよう計画すること)について、県は東通小のデータの経過を追跡調査することが望まれる。

監査人が、東通村の委託期間終了後のデータを徴収して、平成 26 年度に 4 年生の児童たちについて、その後 3 年間の肥満傾向児出現率及び肥満度平均の推移をグラフ化したものが下記である。結論として、当事業の終了後における 6 学年については、肥満度平均に一時的なりバウンドが見られる。また、同学年の肥満傾向児出現率全国平均値は、平成 27 年度で男子 9.87%、女子 7.92%であり、東通小は当事業の成果で 29.3%から 19.5%へと減少傾向にあるものの、全国平均に比して依然として非常に高い水準にあり、今後も取組みの維持及び強化が望まれる。



(監査人が県提供データを基に作成)

【意見 2 2 - 2 - 2】 随意契約とする理由の記載について

(監査要点：契約方法の選択に関する法令準拠性)

当事業は、文部科学省の委託事業であり、県は、事業の一部を再委託することができる国との委託要項に定められている。実際に、事業②について、県は県で指定した県立保健大学を再委託先として、契約を締結している。

県は、県立保健大学との契約締結にあたり、契約締結の決裁書において「県立保健大学を再委託先として、文部科学省へ事業計画を提出し、承認を得ている」ことを理由として、随意契約によるものとしている。

地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であり（地方自治法第 234 条第 2 項）、随意契約は法令によって認められた場合にのみ行うことができる例外である。またその例外は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に以下のように定められている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
--

従って、随意契約による場合は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であることが条件であり、契約締結の決裁においては、その条件に適合しているかどうかを厳正に判断する必要がある。

県の提出した計画が文部科学省に承認された後、再委託先を変更することは実務上無理がある。しかし、「文部科学省へ事業計画を提出し、承認を得ている」ことを随意契約の理由とするのは不合理であると考ええる。

計画を作成したのは県（教育委員会）であり、文部科学省が複数の再委託先候補の中から県立保健大学を選定したわけではない。実際に、国との委託契約書上、県は再委託先行為について、国に対し「責任を負う」とされており、委託先の選定に責任を負うのは県（教育委員会）であることは明白である。契約締結の段階では、随意契約しか選択できない状況になっているのであり、問題はそこに至る過程にある。

随意契約を例外としている地方自治法等の趣旨から言えば、計画書を作成する前に、委託先を選定するための通常の手順として、複数の相手先の中から一つを選ぶという手続きが必要であったと考える。少なくとも、契約締結の決裁書において、複数の大学から保健大学を選定した理由を記載すべきである。

地方公共団体が行う契約は競争入札によることが原則であり、随意契約は法令によって認められた場合にのみ行うことができる例外である。この法の趣旨を十分理解し、運用において例外規定を安易に（十分に合理的な理由を欠いた状態で）適用することがないよう留意する必要がある。

2. 生涯学習課

No.22-3 細事業：地域で進めるすくすく青森っ子育て事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

肥満傾向児の出現率を低下させるために家庭と地域社会とが連携し、学校教育活動以外の場面での運動量の増加と家庭における食育の推進を図るために、以下の事業内容を行っている。このうち、食育に関する部分は、②食卓から子どものヘルスアップセミナー、③親子健康キャンプの事業内容である。

① 遊びのマスター派遣事業
児童の肥満傾向を解消するため、体を動かすことが楽しくなるような活動を放課後や週末における遊びや活動の中で取り組めるよう、体を使う遊びやレクリエーション等を普及するため、子ども教室等に講師を派遣する。
② 食卓から子どものヘルスアップセミナー
児童生徒の肥満傾向を解消するためには、家庭での食からの見直しを図る必要があることから、食卓を担う祖父母世代を含む親を対象にセミナーを開催する。
③ 親子健康キャンプ
少年自然の家に宿泊し、親子で運動や食事づくりを通して望ましい食習慣や運動習慣について学習する。

②食育基本法上の分類

上記の事業内容のうち、②食卓から子どものヘルスアップセミナー、③親子健康キャンプは、食生活・栄養のバランスの分野、食を通じたコミュニケーション、食に関する基本所作の分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の単独事業である。②の事業は、青森県地域婦人団体連合会（以下「婦人連合会」という。）への業務委託である。この業務委託は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約となっている。③の事業については、県立梵珠少年自然の家および県立種差少年自然の家（この2つは県有施設）、むつ市下北自然の家の3か所で開催されているが、むつ市下北自然の家は、一般財団法人むつ市教育振興会に委託して実施されている。この業務委託についても同様に随意契約となっている。

(3) 事業実施期間

平成26年度～平成27年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業において、成果指標は設定されていない。

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度
当初予算額	2,182	1,656
決算額	1,971	1,518

上記金額には、食育分野以外に関する事業費を含んでいる。

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	301	講師謝金
旅費	134	講師旅費等
需用費	232	親子キャンプに係る備品費等
役務費	27	通信費
委託料	824	ヘルスアップセミナー・親子キャンプ開催委託料
合計	1,518	

(6) 監査の結果

【指摘事項 22-3-1】定員充足率の低迷と広報活動の不十分性について

(監査要点：事業の広報活動の適切性・有効性)

(1) 事案の概要

平成 26 年度、平成 27 年度において親子健康キャンプ（以下「親子キャンプ」という。）は、県立梵珠少年自然の家および県立種差少年自然の家、むつ市下北自然の家の 3 か所で開催された。親子キャンプの参加対象者は小中学生と保護者であり、参加者が支払う参加費はシート代・食費代・保険代等の実費相当額であり、平成 27 年は種差少年自然の家で 2,500 円、梵珠少年自然の家で 2,800 円、下北自然の家で 2,400 円を徴収している。親子キャンプの具体的な実施内容としては、ノルディックポールを利用したウォーキング（底にラバーが付いたポールを歩行運動に用いることで、ウォーキングの運動効果をより高めるフィットネス）、登山、健康料理の調理実習、健康に関する講演等であり、これらを通じ、より望ましい食習慣や運動習慣について学習している。当該キャンプに対する予算及び実績は下「(表 22-3-1) 平成 27 年度 親子キャンプ予算-実績比較」の通りであり、3 か所合計で 607 千円が支出された。

(表 22-3-1)

親子キャンプ支出額 平成 27 年度 予算・実績比較

(単位：千円)

実施施設名	H27 年度 当初予算	H27 年度 実績	予算 実績比
種差少年自然の家	213	207	▲6
梵珠少年自然の家	213	194	▲19
下北自然の家（委託契約）	206	206	0
合計	632	607	▲25

また、各自然の家における親子キャンプの定員及び参加実績は下「(表 22-3-2) 親子キャンプ 参加人数定員比較」に記載の通りである。開催 3 か所合計での定員充足率（人）は、平成 26 年度：34%、平成 27 年度 37%と低く、中でも梵珠少年自然の家では平成 26 年度は 17%、平成 27 年度は 18%と著しく低い水準となっている。

(表 22-3-2) 親子キャンプ 参加人数定員比較

(平成 26 年度)

実施施設名	①H26 年度 定員		②H26 年度 実績		定員実績比 (②/①)		定員充足率 (②/①)	
	組	人	組	人	組	人	組	人
種差少年自然の家	24	80	15	35	▲9	▲45	63%	44%
梵珠少年自然の家	23	60	3	10	▲20	▲50	13%	17%
下北自然の家	10	30	4	12	▲6	▲18	40%	40%
合計	57	170	22	57	▲35	▲113	39%	34%

(平成 27 年度)

実施施設名	①H27 年度 定員		② H27 年度 実績		定員実績比 (②-①)		定員充足率 (②/①)	
	組	人	組	人	組	人	組	人
種差少年自然の家	24	80	17	39	▲7	▲41	71%	49%
梵珠少年自然の家	13	60	4	11	▲9	▲49	31%	18%
下北自然の家	12	45	6	18	▲6	▲27	50%	40%
合計	49	185	27	68	▲22	▲117	55%	37%

(注) 上表の「組」とは参加単位であり通常家族となる

(2) 監査上の問題点

①定員充足率の著しい低迷

当事業で開催した親子キャンプに関して、上表の通り、著しい定員不足が発生する結果となっており、事業実施の必要性について大きな疑問が生じた。当初予算で事業費を確保した事業を「必ず行わなければならないかどうか」という問題である。議会で承認された予算であるから、事業の実行責任を県は持っている。しかし、この著しい定員充足率の低迷を見ると、開催することによる事業効果（総論的には県民福祉の向上）と、開催しないことで回避可能な県費の支出又は県民の自然の家利用費の増加という、比較衡量による意思決定と判断が必要ではないだろうか。あるいは、充足率が何%なら開催しないという開催者側の意思を、参加者を募る時点で開催要領に織り込むことが必要ではないだろうか。そうでなければ、以下の分析結果にあるように、定員分すべてのコストを浪費し、予算を消化して事業実績を正当化する好ましくない手法は、いつまでも残る懸念があると考ええる。

開催責任者として、事業の実施か中止か（延期して次年度に行う方法もある）の判断には、会計の思想を入れることが肝要である。受益者負担金が既定の固定金額であれば、その開催判断の一つの材料に、以下に述べる損益分岐点分析（固定費と変動費の分解による経営判断指標）を参考にするのは有用だと考える。

② 有効な広報活動の必要性

親子キャンプの定員充足率が低い理由として、県は、青森県民の間でいまだに健康意識が浸透していないこと、宿泊企画であるため参加者の日程調整が難しいことや心理的負担があること、少ない予算の中でなかなか効果的な周知活動ができなかったこと、学校周年行事と日程が競合してしまったこと等を挙げている。確かに、県の説明のように宿泊行事であることの負担や他の行事が競合してしまう等の要因は認められるが、当企画は、県が設備費用、講師料、運営費等を負担することで参加者は参加費 2,000 円～3,000 円程度と低額にて参加できること、ノルディックウォークや有名講師による野外調理実習等の相応に魅力的なコンテンツが揃っていること、各開催地についても周辺地域からのアクセスも悪くないこと等より、これほどまでに定員充足率が低水準であることは通常考えにくい。実際に他県の親子キャンプイベントの状況をインターネットで調査したところ、三重県、埼玉県、新潟県等で早々に募集定員が確保されている状況が見て取れた。

そこで、監査人として充足率が低迷する要因を分析した結果、その周知・広報活動に問題があるものと考えた。県が行った広報・周知活動は、小学校や中学校、地域内商業施設に向けた開催要項・募集案内の作成・送付、各少年自然の家のホームページでの PR、地域校長会や養教部会での校長や保健室教諭へ向けた PR、その他担当者等からの関係各所への周知等である。

県の広報活動について最も問題であると判断した事項は、平成 26 年度の定員充足率が低い事実を認識していたにも関わらず、平成 27 年度において反省を踏まえた効果的な広報対策がとられていない点である。平成 26 年度と平成 27 年度の広報活動は基本的に同様であり、主な変更点としては校長会での PR（地域内の校長先生に企画を知ってもらい児童生徒へ広報をしてもらう趣旨）、養教部会での PR（地域内の保健室教諭に企画を知ってもらい児童生徒へ広報をしてもらう趣旨）等を行っている。これら追加施策はあくまでも校長・保健室教諭を通じての各家庭への間接的な PR に留まり、結果的に次年度開催時における定員の確保には結びついておらず、より効果的な広報活動が必要であったものとする。

また、親子キャンプという企画の性質上、参加の決定権をもっているのは親であり、親が当企画を知る機会を得ることも重要である。現在の県が行っている広報活動では直接的に親に向けた PR が不足している。主要な広報活動としての「小学校や中学校、地域内商業施設に向けた開催要項・募集案内の作成・配布」があるが、募集案内の大部分は小学校・中学校に配布されており、しかも児童生徒 1 人に 1 枚配布されるような状況ではないため、児童生徒が興味を持ち、親に報告をしない限り親は開催の事実を知りえない。また、募集案内は商業施設等でも配布されているが、定員充足率が著しく低かった梵珠少年自然の家の親子キャンプ募集案内が送付された商業施設は 5 か所計 250 枚にとどまり、より配布店舗数を拡大する必要があったと考える。

27 年度に支出された直接的な広報費は、開催要項・募集案内の作成・配布にかかる 2 万円弱程度の少額である。広報活動にもコスト意識を強く持つべきであり、費用対効果の点から、配布枚数や配布先についての再検討が必要である。

この他、下北自然の家の場合は、参加申込書の配布時期の問題もある。下北自然の家の親子キャンプは、年度当初に開催時期が決まっており、校長会等に対して情報提供が行われているが、児童生徒に対する参加申込書は 8 月 22 日に配布され、参加申込締め切りは 9 月 4 日である。開催日が 9 月 12 日であることから、参加申込締め切りまでの日数はわずか 13 日である。これは、種差少年自然の家の 21 日、梵珠少年自然の家の 25 日と比較しても著しく短い日数である。県の認識としては、下北自然の家では通常、開催日の 3 週間前頃に申込を開始するため、参加申込の開始日が 8 月 24 日であれば、それ以前に参加申込書の作成・配布が行われるため特段問題とは考えていなかったとのことである。しかし、県民への周知効果を高めるため、また、親子キャンプという事業の性質から、参加者は家族間で日程を調整する必要があるため、出来るだけ早期に参加申込書を配布する必要がある。当事案については、小中学校の夏休み開始前の 7 月下旬頃に開催要項・募集案内を作成し、配布することは十分可能であり、その場合、定員充足率の向上にもつながったものと思料される。

③広報活動における県庁内の他の部課との連携体制の必要性

定員充足率が低調の理由として、事業担当である生涯学習課において県庁内の他の部課と情報連携がとれていなかったことも要因として挙げられる。当事業の主目的は、親子参加による習慣づくりであり、食育も含む幅広い目的を持つ事業である。事業目的の視野を広げることで、他の部課（食育であれば農林水産部食の安全・安心推進課、総合販売戦略課等）と連携して広報活動を行うことが有効であったらう。県の担当者によれば、他部課の食育イベントとの連携は想定していなかった。

他の課が実施する事業であっても、健康、運動、食等の関連イベントの参加者は、親子キャンプ事業に興味を持ちやすいと考える。また、地域ごとに、他の課が開催するイベントで当事業の開催を告知する、資料を配布する等の対応をすることで、コストをかけずに親子キャンプへの参加の誘因となることが期待できる。

平成 28 年度以降の親子キャンプ事業は、生涯学習課における子ども健康促進事業としての実施予定はないが、各少年自然の家等の主催事業としては継続する見込みである。今後、県庁教育庁内で十分な連携を取り、また、他県の事例も参考にしながら、より効果的な広報活動を行うことで、利用者の増加を図らなければならない。

【指摘事項 22-3-2】親子キャンプ事業における不要な物品購入について

(監査要点：予算執行の不適切性、妥当性)

① 備品を定員分購入した事案

前掲「(表 22-3-1) 親子キャンプ支出額 平成 27 年度 予算・実績比較」に記載のように、親子キャンプの支出予算と実績額は、県立梵珠少年自然の家の予算 213 千円に対し実績 194 千円と、ほぼ予算と実績は均衡している状況である。監査上問題となるのは、参加人数(11 名)が定員比(60 名)で大幅に少ないにも関わらず、支出額は、ほぼ予算と均衡していることである。すなわち、支出を変動費(業務実施量に比例して増加する支出)と固定費(業務実施量に関わらず一定額発生する支出)の性質で区分した場合、参加人数が予定より減少した場合には変動費部分の支出が減少すると考えるが、実績を見る限り減少は見られない。この理由を調査したところ、県が変動費的性質を持つ支出についても、定員分を購入していた事実が要因であることが判明した。

下表「(表 22-3-3) 平成 27 年度 梵珠少年自然の家親子キャンプ 予算・実績細目比較」は、平成 27 年度における梵珠少年自然の家親子キャンプの細目ベースでの予算及び実績を変動費と固定費とに分解したものである。ここで注目すべきは、「予算節：需用費 内容：ノルディックポールグリップ」への支出実績 66,640 円である。ノルディックポールグリップ(以下「ポールグリップ」という。)とはノルディックウォーキングを行う際にポールの先端に付けるゴムのことであり、本来ならば参加者 11 名分と予備分若干数を用意すれば足りるにも関わらず、平成 27 年度予算で定員 60 名分のポールグリップが購入されている。県の説明としては、物品調達に相応の期間を要するため、参加者数がある程度確定する前に購入手続きを行う必要があり定員分を確保せざるを得ないとのことであった。このポールグリップは、県財務規則 148 条に基づき、予定価格が十万円を超えないため地元のスポーツ用品店と随意契約にて購入されており、発注納品日付及びキャンプ開始日付等は下「(表 22-3-4) 梵珠少年自然の森 キャンプ実施及びポールグリップ購入日付」の通りである。その発注日及び納品日から、県の説明は実際のことを示していると思われるが、単純計算で 54,422 円(66,640 円÷定員 60 名×定員未充足人数 49 名)の当キャンプでは使用されない備品の購入支出行為が行われた点は、県費の浪費として大きな問題である。また、物品の購入後の管理コスト(保管、利用、維持、処分)の発生についての意識も持たなければならない。

今後の改善策として、事業を行う上でのコスト意識(最少の経費で最大の効果をあげること)を持ち、参加申込締切日をより早めに設定し参加者が確定してから発注を行うこと、単独随意契約で契約する場合、返品や変動的な調達が可能な業者を選定する必要がある。何れにせよ、予算消化目的の疑念を持たれるような、事業実施に不必要な物品購入を行うべきではない。

(表 22-3-3) 平成 27 年度 梵珠少年自然の家親子キャンプ 予算-実績細目比較

(単位：円)

予算節	内容	支出の会計上の 区分、性質	予算額 (定員 60 名)	実績額 (参加 11 名)
報償金	講師謝金等	固定費	63,000	56,200
費用弁償	講師旅費等	固定費	27,500	15,919
需用費	ノルディックポー ルグリッブ	変動費	87,500 (60 名分)	66,640 (60 名分)
	その他	固定費	34,000	41,940
役務費	通信費	固定費	13,500	13,500
合計			213,000	194,199

(表 22-3-4) 梵珠少年自然の家 キャンプ実施及びポールグリッブ購入日付等

項目	日付
申込開始日	平成 28 年 9 月 14 日
ポール発注日	平成 28 年 9 月 25 日
参加申込締切日	平成 28 年 10 月 2 日
ポール納品日	平成 28 年 10 月 5 日、7 日
キャンプ開催日	平成 28 年 10 月 10 日

② 参加 1 組あたりの参加者数の非現実性

下記「(表 22-3-5) 参加 1 組当たりの参加人数」の通り、梵珠少年自然の家におけるキャンプの定員に係る県の想定は、参加 1 組あたり 4.6 人（定員組数 13 組に対し定員人数 60 名）を見込んでおり、他の開催個所定員および実績と比較して大きい値となっている。なお、組数とは基本的に家族単位であり、宿泊単位となる。

県が定員組数 13 組、定員人数 60 名と設定した根拠は、27 年度の梵珠少年自然の家親子キャンプはテント泊を行わない企画であるため、少年自然の家の部屋数が 13 部屋であることをもって募集組数を定員 13 組としており、13 部屋が満室の場合を想定し募集人数 60 名と決定しているものである。

ここで県が定員決定時点において定員組数 13 組、定員人数 60 名の 1 組あたり 4.6 名と想定したことの合理性が問題となるが、検証した結果、不合理であり、不要なコストが発生している。定員 13 組で 1 組あたり 4.6 名ということは、参加 13 組中で 4 名家族が 5 組、5 名家族が 8 組等の組み合わせによる参加を見込むものである。国立社会保障・人口問題研究所による「第 14 回出生動向基本調査」の完結出生児数（結婚持続期間 15～19 年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数）は 2010 年において 1.96 人であり、それに両親 2 人を加算した 3.96 人が平均的な家族構成だとして、県の想定する 1 組あたり 4.6 名を下回ることで、また、全家族が親子キャンプへの参加にあたって家族全員で参加するとは限らない。加えて、平成 26 年度実績で 1 組あたりの人数実績は概ね 3 人前後であった事業実績を考慮していないことから、結論として 1 組あたり 4.6 名の想定は非現実的である。

確かに、県民の参加機会の拡大という観点からは、受入可能人数の最大値を定員とすることは理念的であり、期待値として最大の効果をもたらす事業実施方法である。しかし、このような社会情勢・事業実績から考えて、通常の想定を著しく超える定員人数を設定することは、コスト計算の点から望ましくない。実際に梵珠少年自然の家では、親子キャンプの開催にあたり、現実的ではない定員数である 60 名分のポールグリッブ購入費が支出されており、事業実施のために不要なコストが発生している。

今後、事業実施に当たっては、管理会計の視点を取り入れながら、コスト意識を強く持って、定員を決定する必要がある。

(表 22-3-5) 参加 1 組あたりの参加人数

(単位：1 組あたり人)

施設名	H26 年度 定員	H26 年度 実績	H27 年度 定員	H27 年度 実績
種差少年自然の家	3.3	2.3	3.3	2.3
梵珠少年自然の家	2.6	3.3	4.6	2.8
下北自然の家	3.0	3.0	3.8	3.0

(参加 1 組あたりの参加人数 = (定員・実績) 人数 ÷ (定員・実績) 組数で算出)

(7) 監査意見

【意見 2 2 - 3 - 1】旅費の領収書添付の必要性について

(監査要点：委託料の支払事務の適切性)

「食卓から子どものヘルスアップセミナー事業」において、婦人連合会は各地域の連合婦人会のメンバーに対し、ヘルスアップセミナー開催に伴う打合せの旅費を支給している。この旅費について、各メンバーが婦人連合会から旅費を受領した事実を示す旅費領収書を監査人が閲覧した結果、ほとんどの旅費領収書には市町村名、氏名、金額、受領印の記載がなされているものの、利用した交通機関発行の領収書は添付されておらず、また、交通手段、移動経路を記載している旅費領収書はごく少数であった。また、婦人連合会の会長に関する旅費については、各地域で開催されたヘルスアップセミナーに毎回出席していることもあり、他の旅費と比較すると高額なものが多いが、宿泊料、タクシー代以外については交通機関発行の領収書が添付されていない旅費領収書が散見された。

現行の事務において、県は、委託契約書上、委託先に対して旅費の領収書を添付することを求めている。確認の実務上は、セミナー開催時県職員が出向き、会長、メンバーの参加を確認するなどして、旅費支給の正当性を確認しており、宿泊料、タクシー代については領収書の添付がある。

しかしながら、公費として支出された旅費に対する国民の視線は、近年非常に厳しさを増しており、それは委託費に含まれる旅費についても、委託費金額の適正妥当性の点で同様だと考える。旅費について、金額の適正妥当性、目的適合性を確認するために、旅費の内訳書の作成と、旅費精算書、領収書の添付を求めることが望ましいと考える。その際には、その旅行目的の事業目的への適合性、金額の正確性と妥当性、旅行時期の事業との整合性などを説明可能な形で提出を受けなければならない。

県においては、その視点に立った検査確認事務を行うために、支給した本人の領収書に加えて、旅費領収書に交通手段、移動経路を明記するような報告書のフォームに改善することで、検査確認事務を更に厳格に行う必要がある。

【意見 2 2 - 3 - 2】用途、備考欄の有効活用について

(監査要点：事業の効率性)

食卓から子どものヘルスアップセミナー事業において、委託先である婦人連合会が県に提出する事業実績報告書には、支出内容を記載した支出命令票と領収書の控えが添付されている。この支出命令票には摘要欄と用途・備考欄が設けられており、物品を購入した場合、摘要欄には購入した物品名が記載されているが、用途・備考欄は空欄になっているケースが多かった。用途・備考欄に購入目的、使用目的を記載するように指導することで、県が実施する検査の効率化が期待され、ひいては当該委託事業に関係のない支出が計上されることを牽制することにもつながるため、用途・備考欄も有効に活用すべきである。

第4. 地域県民局

1. 下北地域県民局地域健康福祉部

No.23 下北地域健康なまちづくり事業

当事業は、下北地域の厳しい健康状況が全国最下位レベルにあるという課題を解消するために、以下に記載する下北地域県民局健康なまちづくり推進本部（以下「健康推進本部」という。）を設置して行う事業である。

I 下北地域県民局健康なまちづくり推進本部について

健康推進本部の取り組み方針は、下記の通り定められている（最終改正は平成 28 年 5 月 9 日）。健康推進本部設置要綱において、本部長は下北地域県民局長、副本部長は下北地域県民局の地域健康福祉部長及び地域連携部長と定められている。

1. 設置の経緯

(1) 下北地域の厳しい健康状況

①平均寿命

本県の平均寿命は男女とも全国最下位であるが、下北 1 市 5 町村では、男女いずれかで、全国 1,700 余りの市町村のうちワースト 50 市町村に含まれている。

②肥満

肥満差割合は成人、児童・生徒ともに高い状況にあるが、特に、児童・生徒の肥満傾向児の出現率は、小学校 1 年から高校 3 年まで全ての学年で、全国平均よりも高い県平均をさらに上回り、かつ県内 6 圏域の中で最も高い。

③喫煙、特定健診審査受診率、飲酒者

- ・妊婦の喫煙率は、県内 6 圏域の中で最も高く、女性の喫煙率は県平均よりも高い。
- ・特定健診受診率 27%は、県平均の 34%よりも低い。
- ・多量飲酒者の割合は、男女とも県内 6 圏域の中で最も高い。

(2) 設置の趣旨

上記の通り、下北地域の健康課題は厳しい状況となっており、個人の「健やか力」向上のために地域全体の環境づくりが重要かつ喫緊の課題である。このことを踏まえ、地域県民局としても、地域住民の健康アップにできる限り寄与していただくことが肝要と考え、下北教育事務所とも連携して、全体として取り組んでいく必要があるため、平成 25 年 8 月 9 日付で健康推進本部を設置したものである。このため、管内市町村を広域的観点から支援していくことを念頭に、各部局等の健康づくり施策をベースに、連携して施策効果を高め、全体的な機運醸成を図るために、施策・アクションを具体的に実施することで、健康づくり施策の効果的かつ総合的な展開に努めるものである。

2. 健康推進本部の取り組み方針

(1) 主な取り組み内容

- ①健康づくりの推進に向けた機運醸成
- ②健康教養（健やか力）の普及定着
- ③地域県民局等、県庁職員の健康アップ

(2) 戦略的視点

- ①下北地域の子どもの肥満傾向に対して、健康的な生活習慣定着のための各種施策を、長期的な視点に立って引き続き取り組んでいく。

- ②受動喫煙のない環境づくりに取組み、運動したくなる環境づくりに取組んでいく。
- (3) 下北地域ならではの健康づくり
下北地域の自然を生かすこと、収穫できる野菜の地産地消にも意識する。
- (4) 地域主体の健康づくり
これまで以上に、市町村が主体となった健康づくりが重要であり、更に多くの人を巻き込む取組みが必要である。管内全市町村が「健康づくり宣言」を行ったことで、更なる機運醸成が期待される。

3. 取組みにあたっての留意点

- (1) 情報発信
マスコミの協力は不可欠であり、コミュニケーションの保持に配慮する。
- (2) 職員自らが普及定着活動
県職員が広報マンとして、自身の健康アップに配慮し、普及に努める。
- (3) 取組みの統一性・整合性
情報発信にあたっては、PRの有効性を確認しながら、統一性・整合性を確保して行う。
- (4) 地域との連携。県本庁との連携
事業実施の効果を高めるため、市町村、県立保健大学をはじめ地域の関係機関・団体と十分に協同する。また、県庁とも連携し、情報を共有しながら、施策の整合性を図る。また、知事、副知事には節目節目に活動報告を行う。
- (5) 本部の役割
地域健康福祉部と地域連携部は、連携して事務局機能を担う。

【意見23-1】健康推進本部設置の効果について

(監査要点：事業の推進と効果の検証体制)

健康推進本部の運営状況について監査したところ、会議は行っているが、報告内容に数値データがほとんど含まれていなかった。そもそも、健康推進本部が取りまとめ役となって、部局横断で様々な事業を行っているが、本部全体として目標値を設定していない。監査人が依頼して数日後、保健所の担当者から提出があり、上記の全体の事業費予算や実績を把握できた。すなわち、事業を各組織で行うことが目的になっていて、その全体的な効果の発現と検証に対する意識が希薄であると感じられた。また、数値的な情報を持っていないことは、事業予算の執行にあたって、3Eの視点が欠如していると考ええる。

監査人が入手した下北地域健康なまちづくり事業の、過去3年間の全体予算と、決算額の推移は、下表の通りである。

(表 23-1) 下北地域健康なまちづくり事業全体の予算と決算額

予算額	(単位:千円)		
	細事業名	H25	H26
①健康アップ体制推進事業 (No.25-1)	6,681	6,015	3,168
②めざせ!下北MUEN(無煙)タウン事業(H28新規)			
③おいしい&ヘルシー スマート下北事業 (No.25-2)		2,935	3,296
④下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業 (No.25-3)		2,670	2,473
⑤下北健康ウォーキング&ジョギングロード推進事業		2,413	3,634
⑥下北自転車ロード活用促進事業(H28新規)			
⑦下北健康アップ森林もりもり推進事業			3,931
合計	6,681	14,033	16,502

決算額

細事業名	H25	H26	H27
①健康アップ体制推進事業	5,610	4,766	2,408
③おいしい&ヘルシー スマート下北事業		2,935	3,078
④下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業		2,667	1,790
⑤下北健康ウォーキング&ジョギングロード推進事業		2,397	3,634
⑦下北健康アップ森林もりもり推進事業			1,706
合計	5,610	12,765	12,616

このように、多額の予算が確保された重点事業ではあるものの、当初予算額と決算額との乖離が大きいことがわかる。そこで、健康推進本部について、全体的な進捗管理状況を把握するため、これまでの取組み状況と成果について、県の担当者に提出を求めた内容が、下記のものである。

(表 23-2) 下北地域健康なまちづくり事業（健康アップ体制推進事業）による取組内容・成果

事業	取組内容（平成 25～27 年度）	成果
<p>(1) 健康づくり気運醸成事業</p> <p>①下北地域健康アップフォーラム</p> <p>②市町村を対象としたメディコトリム</p>	<p>① フォーラム参加者数（会場）</p> <p>⑤540名（むつグランドホテル）</p> <p>⑥900名（下北文化会館）</p> <p>⑦600名（むつグランドホテル）</p> <p>② メディコトリム参加者</p> <p>⑥むつ市、東通村、風間浦村 ：実64名、延137名</p> <p>⑦風間浦村、佐井村 ：実38名、延80名</p>	<p>○参加者アンケートより、フォーラム参加回数が多い人ほど3年間で新たに健康づくりを始めた人の割合が高かった。取組内容は「野菜をとる」「減塩」「運動する」等が多く、これまで発信してきた具体的なメッセージと一致していた。</p> <p>○知事、市町村首長出席の下、下北地域全体の健康づくり宣言を行ったことにより、管内全市町村での健康づくり宣言のきっかけとなり、市町村の新たな健康づくり事業が増えた。（健康マイレージ、すこやかサポート事業所認定制度事業、健康ウォーキング大会、ミニ健康まつりなど）</p> <p>○メディコトリムの効果を参加者、市町村担当者が実感できた。</p> <p>⑥把握39名中21名減量成功（53.8%） 最大10.8kg</p> <p>⑦把握32名中22名減量成功（68.8%） 最大5.5kg</p> <p>○市町村事業へ展開した。 風間浦村：村独自の事業へ継続</p>
<p>(2) 健やか力普及定着事業</p> <p>①関係機関と連携した健康教育の実施</p> <p>②健康教材（リーフレット、DVD）を活用した健康教育の実施</p>	<p>① 健康教育</p> <p>⑥36回、1,413名 ⑦23回、1,100名</p> <p>② リーフレット配布</p> <p>⑥6,342枚 ⑦3,185枚</p> <p>③ DVD配布218ヶ所 DVD活用 ⑥1,417回、42,274名に放映 (不特定多数の放映は計上せず)</p> <p>④ 県民局職員ヘルスリテラシー</p> <p>⑥2回、156名 ⑦2回、143名</p>	<p>○これまで健康づくり事業に関わりのなかった機関、団体等が新たに協力、連携をしてくれるようになった。</p> <p>DVD活用：医療機関、スーパー、漁協、農協等、銀行窓口など健康教育の依頼：法人会、人権擁護委員会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、国際ソロプチミスト、日赤奉仕団など</p> <p>○県民局職員の健康意識が向上した他、健康なまちづくり事業への理解が得られ、各部の会議等でリーフレット配布、DVD活用が進んだ。</p>

<p>(3) 小児肥満の原因を探るための地域ケアシステムの構築事業</p>	<p>① アンケート及び施設訪問：管内保育園等 15ヶ所 ・保護者対象に食生活、身体活動等のアンケート実施、回答 446 ・施設訪問での聞き取りにより関係者間情報共有を希望する意見が多数聞かれた</p> <p>② 百人会議：幅広い子育て関係者によるグループワークでの情報共有 ㊸1回、参加者延 93名 ㊸2回、参加者延 98名</p> <p>③ モニタリング分科会：保育園、幼稚園実務者（保育士、教諭、給食職員等）による身長、体重成長曲線作成ツールの活用等具体的取組の検討、推進 ㊸4回、参加者延 99名</p>	<p>○母子保健関係者が顔の見える機会が増え、顔の見えるネットワークができてきた。</p> <p>○肥満予防のための取組として体重成長曲線作成ツールを実際に活用する施設（3ヶ所）、または活用したい施設（5ヶ所）が増えた。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>県民局全体での取組 ・健康メッセージ入り統一名刺の活用 ・啓発用 DVD の活用（会議、窓口） ・リーフレット配布への協力（会議） ・啓発活動用ジャンパー、啓発用のぼり旗の活用 ・各種資料、各部封筒への「マモルさん家族」イラストおよび健康アップ標語活用 ・各種事業への職員従事協力</p>	<p>○県民局全体での連携体制が強化され、連絡、相談、協力等が日常的になされるようになった。</p>

上記の資料によっても、健康推進本部の事業実績は、事業目標に対してどのようなものであったかどうかの点は明らかにはならなかった。また、事業連携する下北教育事務所の実施事業に関する情報も提供されていない。それは、これらの事業を行うにあたって、組織全体において、現状把握と目標値が、明確ではないからである。

以下の（資料 1）（資料 2）は、後日、担当者に依頼して提出を受けた「健康あおもり 21 下北圏域計画」の健康指標と評価指標である。

（資料 1）健康あおもり 21 下北圏域計画（第 2 次）健康指標及び評価指標の目標項目

□ 県と同じ指標 ★ 下北圏域独自の指標

（1）健康指標

目 標 項 目	現 状 値		目 標 値		目標値決定にあたっての考え方	出 典
★ 壮年層の胃がん死亡率の低下	男性	64.5%	男性	51.6%	独自に設定 （国は、75歳未満のがんの年齢調整死亡率をH19年に比べ10年後までに20%減を目標としているため、20%減とした）	平成 19 年～23 年死亡小票による粗死亡率の平均値
★ 壮年層の肝臓がん死亡率の低下	女性	18.1%	女性	14.5%		
★ 壮年層の大腸がん死亡率の低下	男性	28.7%	男性	23.0%		
★ 壮年層の肺がん死亡率の低下	女性	5.6%	女性	4.5%		
★ 壮年層の大腸がん死亡率の低下	男性	25.8%	男性	20.6%	独自に設定 （心疾患死亡率の増減率に合わせ、男性 13.7%、女性 10.4% 減とした）	
★ 壮年層の肺がん死亡率の低下	女性	18.1%	女性	14.5%		
★ 壮年層の糖尿病死亡率の低下	男性	63.0%	男性	50.4%		
	女性	22.3%	女性	17.8%		
	男性	10.0%	男性	8.6%		
	女性	7.0%	女性	6.3%		

目 標 項 目	現 状 値		目 標 値		目標値決定にあたっての考え方	出 典
★壮年層の心疾患死亡率の低下	男性 86.0%	女性 23.7%	男性 74.2%	女性 21.2%	独自に設定 (国は、虚血性心疾患の年齢調整死亡率を男性13.7%、女性10.4%減としているため、同率とした)	
高血圧の改善(収縮期血圧の平均値の低下)※1	男性 142.4mmHg	女性 141.5mmHg	男性 138mmHg	女性 137mmHg	国が示した増減率に合わせた (収縮期血圧4mmHgの低下)	国保特定健診データ(H23)
脂質異常症の減少	LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合 男性 10.3%	女性 11.3%	LDLコレステロール160mg/dl以上の者の割合 男性 7.7%	女性 8.5%	県が示した増減率に合わせた (25%低下させる)	
★糖尿病有病者数の抑制※2	男性 219人	女性 189人	男性 245人	女性 212人	独自に設定 (国は、有病者数の抑制とし、890万人を1,000万人にする(※4)としているため、増減割合を参考に設定した)	
★糖尿病予備軍の抑制※3	男性 338人	女性 326人	男性 379人	女性 365人		

※1 収縮期血圧の平均値は、特定健診結果高血圧に該当する者(収縮期血圧 \geq 130、拡張期血圧 \geq 85)の平均値とした。

※2 糖尿病有病者は、空腹時血糖126mg/dl以上、またはHbA1C6.5%以上であるか、血糖を下げる薬を服用している者

※3 糖尿病予備軍は、空腹時血糖110~126mg/dl未満、またはHbA1C5.5~6.5%未満であり、血糖を下げる薬を服用していない者

※4 H9年・14年・19年にかけての性・年齢階級別糖尿病有病率の傾向が以降も続くとした場合、H35年には糖尿病有病者の予測値は1,410万人に達する。しかし、糖尿病に対する総合的な取り組みの結果、平成19年時点の性・年齢階級別糖尿病有病率を維持できれば、糖尿病有病者数は約1,000万人にとどまると推計されることから、この値を目標値として設定した。

(2) 生活習慣改善に関する評価指標

ア 喫煙防止対策

目 標 項 目	現 状 値		目 標 値		目標値決定にあたっての考え方	出 典				
未成年の喫煙率の低下	中学1年男子 0.5%	高校3年男子 2.6%	中学1年女子 0.0%	高校3年女子 0.7%	中学1年男子 0%	高校3年男子 0%	中学1年女子 0%	高校3年女子 0%	県が示した目標値と同じ	公立小・中・高における児童生徒の喫煙・飲酒実態調査
妊婦の喫煙率の低下	妊婦 9.9%		妊婦 5.0%以下		独自に設定(第1次計画同様半減とした)	妊婦連絡票				
★中学1年の保護者の喫煙率の低下	父親 44.4%	母親 35.1%	父親 33%以下	母親 17%以下	独自に設定 (父親及び男性は、H9~H22までの減少率の推移を基に設定(年1.1%減少)、母親及び女性は半減とした)	公立小・中・高における児童生徒の喫煙・飲酒実態調査				
★高校3年の保護者の喫煙率の低下	父親 40.0%	母親 28.3%	父親 29%以下	母親 14%以下						
喫煙習慣のある人の割合の減少	成人男性 27.6%	成人女性 8.9%	成人男性 16%以下	成人女性 4.5%以下		国保特定健診データ(H22)				
★禁煙に関する相談・指導機関の増加	医療機関 6ヶ所	市町村 2市町	増加	全市町村	独自に設定	受動喫煙防止対策に関する調査				
★空気クリーン施設の拡大	空気クリーン施設 136施設	空気もメジャー店 6施設	増加		独自に設定	空気クリーン施設認証登録簿				

イ がん及び特定健診受診率、精密検診受診率の向上

目 標 項 目	現 状 値		目 標 値		目標値決定にあたっての考え方	出 典
胃がん検診受診率の向上	男性	15.2%	男性	25%	独自に設定 (過去10年間の受診率の最高値を目標値として設定した)	地域保健・健康増進事業報告
	女性	15.2%	女性	25%		
肺がん検診受診率の向上	男性	15.3%	男性	33%		
	女性	17.7%	女性	33%		
大腸がん検診受診率の向上	男性	16.1%	男性	25%		
	女性	17.3%	女性	25%		
子宮がん検診受診率の向上	女性	23.5%	女性	27%	独自に設定 (過去10年間の受診率の最高値を目標値として設定した)	
乳がん検診受診率の向上	女性	13.5%	女性	30%		
★胃がん検診精密検診受診率の向上	男性	66.7%	男性	85%		
	女性	72.1%	女性	85%		
★肺がん検診精密検診受診率の向上	男性	65.9%	男性	96%		
	女性	92.2%	女性	96%		
★大腸がん検診精密検診受診率の向上	男性	67.6%	男性	85%	独自に設定 (過去10年間の受診率の最高値を目標値として設定した)	
	女性	59.2%	女性	85%		
★子宮がん検診精密検診受診率の向上	女性	67.5%	女性	89%		
★乳がん検診精密検診受診率の向上	女性	87.9%	女性	93%	第二期医療費適正化計画に併せて市町村国保の目標60%にあわせて設定した	
特定健診受診率の向上	男性	17.1%	男性	60%		
	女性	24.6%	女性	60%	青森県特定健診・特定保健指導実施状況	

ウ 肥満対策

目 標 項 目	現 状 値		目 標 値		目標値決定にあたっての考え方	出 典
★夕食後の間食や夜食を週3回以上とる人の割合の減少	男性	16.7%	減少		独自に設定 (目標値設定の基準がないため減少とした)	国保特定健診データ (H23)
★児童生徒の肥満者の割合の減少	小学生1年	13.7%	小学生1年	11%	独自に設定 (成人の肥満者の増減率に合わせて3%減とした)	児童生徒の健康・体力
	中学生1年	21.5%	中学生1年	18%	県が示した増減率に合わせた (3%減らす)	国保特定健診データ (H22)
	高校生1年	14.3%	高校生1年	11%		
成人の肥満者 (BMI \geq 25.0) の割合の減少	20~69歳男性	50.0%	20~69歳男性	47%	県が示した増減率に合わせた (10%増やす)	国保特定健診データ (H23)
	40~69歳女性	31.3%	40~69歳女性	28%		
運動習慣 (1回30分以上,週2回以上) のある人の割合の増加	20~64歳		20~64歳		県が示した増減率に合わせた (10%増やす)	国保特定健診データ (H23)
	男性	28.9%	男性	39%		
	女性	24.7%	女性	35%		
	65歳以上		65歳以上			
	男性	44.7%	男性	55%		
	女性	40.0%	女性	50%		

<出典>

1. 市町村国保特定健診データ (平成22、23年度、県がん・生活習慣病対策課)
2. 公立小・中・高における児童生徒の喫煙・飲酒実態調査 (平成23年度県がん・生活習慣病対策課)
3. 妊婦連絡票 (平成23年度、県子どもみらい課)
4. 受動喫煙防止対策に関する調査 (平成23年度、県がん・生活習慣病対策課)
5. 空気クリーン施設認証登録簿 (平成25年3月末現在、県がん・生活習慣病対策課)
6. 地域保健・健康増進事業報告 (平成22年度、県健康福祉政策課)
7. 青森県特定健診・特定保健指導実施状況 (平成23年度、平成25年2月青森県国民健康保険団体連合会発行)
8. 児童生徒の健康・体力 (平成22年度、県教育庁スポーツ健康課)

健康推進本部は、特定の地域に存在する健康状態に関する大きな課題に対して、地域全体で取り組むために、県知事主導により設置した組織体であり、部局横断組織であることから、その運営状況について、適時性を持ったメッシュの細かな進捗管理が必要だと考える。施策の実行には財源があり、予算の枠内で最大の効果を引き出すべきである。その意味では、この3年間で3千万円もの事業費を費やした大事業にしては、健康推進本部会議が示す金額や数値的な情報が少なく、成果の指標も議論されずに漫然と個別の事業を進めている印象が強い。事業評価指標の達成度合いの測定を行わなければ、後々には、その設置意義すらも問われかねないと考える。今後、この健康推進本部が更に実効力を高めるためには、市町村が主体的に進める方向性を睨みながら、地域県民局の各部局や市町村の役割を横断的に設定して、個別事業の自己評価を行い、達成状況と今後の事業計画について健康推進本部内で積極的な議論を行うなど、総合対策事業に求められる管内全体の協調連絡体制を構築する必要があると考える。

No.23-1 (細事業) 健康アップ体制推進事業

(1) 事業の概要

①事業の趣旨

下北地域は県内でも平均寿命が短い市町村が多く、肥満、喫煙、健診受診率が低いなどの課題が多いことから、健康意識の向上が課題となっている。

特に肥満者割合は成人、児童・生徒ともに高い状況にあるが、児童・生徒の肥満傾向児の出現率は、全ての学年で他圏域を上回っている。

これら下北地域の健康課題を改善するため、子どもの肥満予防を切り口とした取組を推進するとともに、地域住民の健康教養（ヘルスリテラシー）の向上及び家庭・学校・企業・行政など地域一体となった健康づくりの気運醸成を図るために取組が重要であるとして、本事業を行った。ここで、ヘルスリテラシーとは、日頃から健康や医療に関する正しい知識や情報を持ち、それらを適切に利用し、活用する力のことを言い、知識を習得するだけでなく、その知識を生活に生かしてもらうことを表現している言葉である。

②事業内容（表 23-2(1)）

I. 健康づくり気運醸成事業

・下北地域健康アップフォーラム：下北ヘルシーなご飯レシピコンテストの表彰、トークセッション、特別講演、筋量測定等体験コーナー、関係団体展示コーナー、だし活コーナーを催したフォーラムを平成27年10月18日（日）に開催し、住民及び関係者が健康課題を理解し、健康づくりに取り組む気運醸成を図った。

・市町村を対象としたメディコトリム：地域で健康づくりに率先して取り組み模範となる人材育成のため、主に市町村職員を対象に県立中央病院メディコトリムスタッフの講師のもと実施した。メディコトリムとは、メディコ＝医療、トリム＝整えるという意味であり、自分の体を整えるために、医療の力を利用するということである。

II. 健やか力普及定着事業（表 23-2(2)）

・地域・職域健康づくり担当者会議：健康課題に関係する市町村担当者及び漁協、商工団体の担当者等が参加し、下北地域の健康課題に対する取組や働き盛り世代の健康を守るための連携について意見交換を行った。

- ・サークル等育成事業：広くヘルスリテラシー（健やか力）の定着を図るため、健康づくりに取り組む団体等へ、計 23 回、講師を派遣した。
- ・県民局職員ヘルスリテラシー向上研修：下北地域健康なまちづくり推進事業を下北地域県民局全体で進めるにあたり、県民局職員が地域の健康課題を共有し、気運醸成を図るために、地域県民局、教育事務所、下北ブランド研究所等の職員、143 名を集め、運動の実践を含む研修を開催した。
- ・普及啓発活動：平成 26 年 3 月に制作、配布した DVD 「来さ MY 健康！めざせ下北平均寿命アップ！～家族みんなで野菜を食べよう～」の積極的な活用及び健康教育用「栄養・食生活」DVD の貸し出しを行った。

III. 小児肥満の原因を探るための地域ケアシステムの構築事業（表 23-2(3)）

- ・下北すこやか子育て百人会議：平成 26 年度に実施したアンケートを基に、保育園、幼稚園、保健協力員、食生活改善推進員、民生・児童委員、ボランティア、市町村等関係者保育園等関係機関・団体による会議を平成 27 年 9 月にむつ市で、平成 28 年 3 月に大間町で開催し、小児肥満対策について意見交換を行った。参加者は、むつ市で 60 名、大間町で 38 名だった。
- ・下北すこやか子育て百人会議モニタリング分科会：保育園園長、幼稚園園長、保育士、栄養士、調理員等の実務者が参加し、子どもの身長・体重入力、成長曲線作成ツールの活用について研修、意見交換し、情報共有するネットワークを構築した。平成 27 年 5 月、7 月、12 月、平成 28 年 2 月の計 4 回、開催し、延べ 99 名の参加者があった。
- ・下北すこやか子育てだより：「下北すこやか子育て百人会議」の情報や保健所からのお知らせ等を掲載した「下北すこやか子育てだより」を平成 27 年 7 月と平成 28 年 3 月の 2 回発行し、管内の保育園・幼稚園・こども園、小学校、市町村教育委員会、給食センター等 68 か所へ送付した。

③ 食育基本法上の分類

当事業は、主に自然の恩恵等への感謝、環境との調和、食文化及び食生活・栄養のバランス、食生活リズムの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は、県単独の重点枠事業である。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度から平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業の目的は、下北地域の肥満傾向児の出現率の低減、平均寿命の向上ということになるが、短期的にこれらの数字が改善することは想定できないので、これらを成果指標として設定するのは、難しいと言える。

但し、生活習慣改善に取り組む住民が増えていることを成果指標と設定することはできる。この点、健康アップフォーラムの平成 27 年度のアンケートを見る限り、「自分の健康づくりとして何か始めたことがあるか」の問いに、「ある」と答えた割合は、フォーラムに 2 回、3 回と参加している方は、86.4%で、初めて参加した方の 67.4%を上回る割合になっていること、また、その始めたきっかけが、平成 25 年度、26 年度のこの「フォーラム」であるという回答が、全体の 25%と最も多く、2 位の「テレ

ビ」の16%に大きく差をつけていることから、当事業の健康アップフォーラムについては、一定の成果があったものと解釈できる。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 25 年度 (前年の同様の事業)	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	10,000	6,120	3,168
決算額	6,494	4,765	2,374

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
賃金	49	臨時職員の給与
報償費	263	報告者、講師、アドバイザー等への謝金
旅費	352	報告者、講師、アドバイザー等への旅費
需用費	641	ポスター、パンフレット等の印刷代、コピー代
役務費	177	切手代、クリーニング代
委託料	530	フォーラム講演料
使用料及び賃借料	361	会場使用料
合計	2,374	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見 23-1-1】重点事業の実施方法に関する諸々の問題点について

(監査要点：事業の有効性、経済性、効率性)

(意見①) アンケートの実施について

健康アップフォーラムの入場者数は、会場の広さの悪影響等により、増減があるが、アンケートの回答数は、減少傾向にある。

項目	平成 25 年度 (同様のフォーラム)	平成 26 年度	平成 27 年度
フォーラムの入場者数	540 人	900 人	600 人
アンケート回収数 (回収率)	199 人 (36.9%)	162 人 (18.0%)	91 人 (15.2%)

当事業のように、事業の効果を短期的には把握しにくい事業は、毎年、入場者からイベントの感想や意見を収集して、健康意識の向上という目的に対し、イベントの内容が的を射ていたのかを分析するべきであると考えられることから、平成 27 年度のように 15%しか回答がないと、有効な分析結果が得られないおそれもある。今後は、アンケートの回収件数が減少し続けた原因を探り、アンケート回収率を増加させる対策を講ずるべきである。平成 26 年度のように、アンケート回答と引き換えに景品を出す方法も参考となる。

また、当事業においては、健康アップフォーラム以外でも、市町村職員や県職員が参加する企画もあるので、その際に、同様のアンケートを実施するなどして、健康意

識が向上しているかについての情報収集と分析を広く行うことも、事業全体の評価をする上で、有効と考える。

(意見②) 予算の積算と決算額について

事業予算の積算には、その事業実施に必要な印刷物や消耗品などを過不足なく盛り込んでおく必要があるが、その積算資料を見ると、その数字が非常にいい加減である。例えば、前年度 3,000 枚であった健康教養向上リーフレットの印刷枚数について、27 年度の積算根拠は 10,000 枚であるが実際の印刷枚数は 3,000 枚であったり、健康アップフォーラムの景品について、前年度に 400 個 (45,200 円) の配布実績があるにもかかわらず、27 年度は予算措置していなかったが、結局 27 年度も 400 個 (46,224 円) の配布をしているといった内容である。予算の積算において、過年度の積算内容に検討を加えず、また、実績を考慮せずに単に事業予算の金額的な枠だけを確保する内容になってしまっている。

一方、決算数値についても、事業の実績値とは一致していない。保健所では、本庁より令達された生活習慣病対策予算のうち、未執行額を本庁に報告するだけであり、目ベースで節別の支出金額を報告しているが、事業別金額の報告はしていない。また、本庁からも事業別執行額の報告は求められず、本庁においても、生活習慣病対策費の中の支出であれば、事業別金額を意識せずに、他の事業から本事業に流用して決算額をまとめている。従って、支出を事業別に区分して決算額を集計していないことにより、事業別の実際の支出額が不明な状態である。

このように、予算の積算根拠も不正確な上に、事業の決算額を正確に集計するわけでもないということになれば、もはや、事業費の支出に関して、最少の経費で最大の効果を得るべく事業を実施したかという、地方自治に課せられた使命を果たすことは不可能な状況にある。事業予算の正しい積算事務と、取引事実に基づいた事業別決算を行うよう改善を求める。

(意見③) 事業の地域住民への波及効果について

当事業の研修会や健康のサポート活動は、市町村職員や県職員向けのものがあるが、これは、参加した職員のためだけに行っているのではなく、その参加した職員が、勉強した内容を地域の知人住民に教え、地域全体に広げていくことを期待する事業の趣旨である。一般市民への波及活動がなければ、結果的には、県民の税金で、県や市町村の職員の健康を増進しただけという結果になってしまう。

この点について、地域住民への広がりはどうなっているのかについてヒアリングしたところ、何人かの職員は痩せたことで、窓口に来た市民から注目を受けているという例も紹介されたが、具体的な情報として可視可能な形でまとめられておらず、現状では、職員から市民への波及効果を確認できなかった。職員から住民への具体的な啓発方法や波及プロセスについても、研修等に参加した職員に指導し提示する必要があると考える。また、健康意識の向上については、下北地域県民局を挙げて、盛り上がっていることは理解できるが、例えば、風間浦村のように、市町村単位での経常的な取り組みとなるような事例がもっと生まれるよう、県民局と各市町村との連携が更に求められる。

No.23-2 (細事業) おいしい&ヘルシースマート下北事業

(1) 事業の概要

下北地域の住民の健康状況を改善するため、栄養面、価格、見た目のバランスが取れた健康的な食品、レシピを開発・PRする事業であり、メインターゲットは子どもと母親である。以下の4つの取組みを行っている。

①事業内容

取組1 中間素材で健康事業 中食加工にも利用できるヘルシーな中間素材(例:冷凍コロッケ)の開発・普及
取組2 こども向け中間素材で健康事業 こどもたち向けに食材の味付け、栄養バランス、量、カロリー等を考慮した中間素材の開発・PR
取組3 こども向け中食で健康事業 こどもたちに適した味付け、栄養バランスや量、カロリー等の分析結果を反映したヘルシーな中食の開発・PR
取組4 伝統料理・季節料理で健康事業 伝統料理・季節料理(提供回数は少ないが、一度に作られる量が多い料理)に関して、伝統を活かしながらもヘルシーなレシピの開発・PR⇒中食にも反映

ヘルシー惣菜開発品一覧(波線部は商品化したものである。)

取組の区分	H26年度	H27年度
取組1 一般向け中間素材	<u>サケの調味焼き</u> イカマリネ ナスの焼き浸し	豆腐とイカのシュウマイ
取組2 こども向け中間素材	<u>まさご揚げ</u> おから入りイカメンチカツ ノンフライ和風唐揚げ 鶏ひき肉の唐揚げ風	<u>じゃがいもと豆腐の焼きコロッケ</u>
取組3 こども向け中食	<u>チンゲンサイと厚揚げの中華炒め</u> 和風だし棒棒鶏 昆布巻、イカの彩り野菜炒め じゃこピーマン 昆布金平ごぼう 焼き干し煮あえ 切干大根サラダ	サーモンとしめじの豆腐マヨネーズ和え 豆腐の野菜あんかけ 細竹の袋煮 じゃがいもとアスパラ入りエビマヨ サケと大根の酢のもの <u>切干大根サラダ(改良版)</u> 昆布金平ごぼう(改良版)
取組4 伝統料理・季節料理	ホタテとイカの味噌貝焼き アピオスけいらん	けんちん汁、煮あえ イカの酢味噌あえ ひじきの煮物

②食育基本法上の分類

当事業は、主に自然の恩恵等への感謝、環境との調和及び食文化の分野に分類される。

(2) 事業の形態

地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所に対する運営費交付金事業であり、県の重点枠事業である。

(3) 事業実施期間

平成26年度～平成27年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

検討委員会による事業評価 (H26 年度～H27 年度)

評価項目	計画	実績	評価
①ヘルシー惣菜開発数	19	30	○
②商品化品数	6	5	△
③試食会開催回数	13	18	○
④委員会開催回数	5	8	○

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	2,935	3,078
決算額	2,935	3,078

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	3,078	青森県産業技術センター運営費交付金
合計	3,078	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見 2 3 - 2 - 1】実績報告による決算額の節別（勘定科目別）把握について

(監査要点：事業の有効性、PDCA 事務)

県は、地方独立行政法人青森県産業技術センター運営費交付金交付要綱第 6 条の規定に基づき、実績報告書の提出を受けている。この実績報告書には、当事業に関する収支精算書が添付されているが、その支出の部の内容は、当事業の事業費として本年度予算額及び本年度精算額が 3,078 千円であることのみを示した、極めて簡素なものである。また、予算差引簿には、支出の年月、件名、相手先及び金額等はすべて記載されているが、節別（勘定科目別）に集計されていない。また、システム上、それぞれの支出の勘定科目が登録されていないため、節別（勘定科目別）に集計することはできない。形式的には、本庁（がん・生活習慣病対策課）は、交付金 3,078 千円を支出し、その詳細は予算差引簿に記載されているという形式になっている。

このような実績報告の決算書の単純さは、予算要求の際、節別（勘定科目別）内訳や節（勘定科目）ごとの内訳を示し、特に需用費に至っては、レシピ開発に必要な食材の積算内訳（牛肉 20kg、イカ 40kg 等）までを示している詳細さと対照的である。

また、予算積算上は、当事業の 4 つの取組別の予算額が示されているが、それら取組別の決算額も不明である。

交付要綱上、管理費については勘定科目別の記載が求められているが、研究費については人件費、管理費の内訳記載は求められていない。しかし、監査人が予算差引簿を検討したところ、研究部長等の行動経済学学会への旅費（大阪 116 千円）やグルメ & ダイニングスタイルショーへの旅費（東京 64 千円）等が含まれていた。このような他の事業にも共通する支出について、この運営費交付金の対象と判断するためには、その旅行の内容や目的を検討する必要があるし、そのためには、予算の積算根拠と対比させる様式で、収支報告書の提出を求めた方が、目的適合性が高まると考える。

予算要求では詳細に内訳を示していながら、実績額の内訳を把握しないのは、あたかも予算を確保することだけが重要であり、予算が実際にどのような支出に使用されたのかについては、予算要求時ほど問題とはしないという、県の財務事務における傾向が表れているのではないかと疑われるものであり、非常に問題である。研究開発予算に対して実績としてどれだけ経費がかかったか、また、その原因を特定することは、県の PDCA 事務の基本であると考えらる。

地方独立行政法人の会計基準は勘定科目別の経理を行う会計制度になっていることから、実績報告書の基礎となる数値の勘定科目別集計は可能である。実績確認においては、金額の適正性、支出の妥当性、目的妥当性の点から実績報告書を十分かつ詳細に検査し、事業費の有効性、経済性の判断を行う必要がある。

2. 下北教育事務所

No.23-3 (細事業) 下北の子どもと家庭のヘルスアップ事業

(1) 事業の概要

①事業内容

下北地域の児童・生徒の食事習慣及び運動習慣の改善に向けた動機付けとなる取組みを行うことにより、子どもたちを育む地域全体の生活習慣の改善を図ることを目的として、以下の事業を行うものである。

- ①参観日等における健康教室への講師派遣事業（平成 26 年、同 27 年の 2 年間で実施）
 - ・食生活、生活習慣改善のための、「生活改善（おやつ）教室」
 - ・運動習慣のための「エクササイズ教室」講師派遣
- ②若者、高校生による未来の下北ヘルシーなご飯レシピコンテスト開催

対象：下北地区の高校に在学又は下北地区出身者を含む 25 歳以下の 3 人以内のグループ又は個人

テーマ：「未来の下北健康食卓レシピ」

 - ・下北食材を活用した、ヘルシーなご飯レシピを募集、書類審査の上、調理審査、レシピ集の作成・配布を行う。調理審査及びプレゼン、表彰については、記録映像を作成しホームページで公開する。またレシピ集については、管内高校生及び小中学校保護者等に配布する。

②食育基本法上の分類

当事業は、主に食生活・栄養のバランスの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は、重点枠事業である。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

事業の成果指標は設定していない。講師派遣件数、レシピコンテストへの参加人数が想定される。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	2,670	2,473
決算額	2,666	1,790

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	525	生活改善教室及びエクササイズ教室の講師謝金
旅費	302	生活改善教室及びエクササイズ教室の講師旅費
需用費	827	レシピの冊子印刷代、事務用品
役務費	52	切手代、運送料
委託料	70	レシピコンテスト審査会記録映像作成委託
使用料及び賃借料	14	レシピコンテスト会場使用料
合計	1,790	

(6) 監査の結果

【指摘事項 2 3 - 3 - 1】報償費で支出した健康教室講師派遣料の支出費目について

(監査要点：会計処理の適正性)

平成 27 年度の当事業において、管内の 18 小中学校にエクササイズ講師を派遣し、報償費の科目で支出している。金額的には 1 校あたり 2 名分 10,300 円である。しかし、実際には年間スケジュール上で継続的に民間企業に業務を委託する形式で事業を行っているため、会計処理の科目は「委託料」が適切である。また、委託費であれば競争原理を働かせることで、コスト削減が図られる可能性もあったが、支払額は、当該民間企業のホームページに掲載された時間当たりの定価により計算されていた。事業規模が大きくなれば、企業側の経営努力により、コスト低減が可能になるのが経済原理である。前年度の講師（個人）が引き受けられなくなった事情があったと説明があったが、事業計画の立案においては、前年度を踏襲した事務に固執することなく、会計処理の変更を行うべきであったし、契約においては競争原理の導入を強く意識する必要がある。

【指摘事項 2 3 - 3 - 2】審査員に支払う報酬の源泉徴収について

(監査要点：会計処理の適正性)

レシピコンテストの審査員に対して報償費と旅費を支出する際に、所得税の源泉徴収をした後の金額で支出し、徴収した源泉所得税はむつ税務署に納付している。

(具体例)

支払日	内容	支出金額	源泉所得税等
10 月 7 日	審査員謝金（現金）	36,500 円	3,726 円
10 月 7 日	審査員旅費（現金）	16,420 円	1,677 円

従来からの教育事務所の基本的な事務処理方法は、個人に対して金銭で支出した報酬の全てについて、10.21%（復興特別所得税を含む）の源泉徴収事務を行う一方で、商品券等については、報酬の内容に係らずに源泉徴収を一切行っていない。

(具体例)

支払日	内容	支出金額	源泉所得税等
9 月 16 日	審査員謝金（商品券）	2,000 円	0 円

しかしながら、源泉徴収すべき報酬の内容は、所得税法第 204 条に定められたもの（例えば原稿料、デザインの報酬等）のみであり、同上に規定のないものについて、税法上、源泉徴収する必要はなく、逆に、商品券等は金銭と同視した税務処理を行わなければならない（但し、上記の場合は、源泉徴収額 0 円で正当である。）。国税庁ホームページにおいても、実務上の参考情報として、地方自治体が主催した音楽コンクールの審査員への報酬について源泉徴収する必要はない旨、公表されている。また、

教育庁職員福利課から、平成 27 年 2 月に「講師等に支給する報酬等及び旅費からの源泉徴収について」が発出され、事務処理の適正化に向けた通知が行われている。

結論として、下北教育事務所においては、この事実を認識し、従来から踏襲されてきた源泉徴収事務を改善し、事務の適正化を図る必要がある。

(7) 監査意見

【意見 23-3-1】切手（役務費）の受払管理について

（監査要点：政策経費と管理経費の流用事務の適正性）

当事業（保健給食振興費）のレシピコンテストに必要な切手代として、下記の支出行為があった。

（12月22日）

種別	枚数	金額
205 円	70 枚	14,350 円
82 円	14 枚	1,148 円
10 円	48 枚	480 円
合計		15,978 円

（11月18日）

種別	枚数	金額
205 円	30 枚	6,150 円
120 円	35 枚	4,200 円
10 円	65 枚	650 円
合計		11,000 円

これらの切手の使用目的を確認するため、当事業において使用した事実を示す証拠書の提出を担当者に依頼したが、提出を受けることはできなかった。担当者からは、切手代の事業別管理を行っておらず、管理費（運営費）で購入すべき切手（一例として、管内小中学校に郵便物を発送する業務）も、経費削減を目的として、この事業費の中から使用しているとの回答があった。

年限の定められた重点事業であることも含め、本県の予算策定方法から考えれば、政策経費と運営経費は区別すべき（区分経理すべき）性質だと考えられ、厳格な実績管理を基にした処理と報告が必要である。支出管理目的の観点から、事業で購入したものについては、払出しについても事業別に管理をすることが適切である。

【意見 23-3-2】レシピ集印刷代の予定価格について

（監査要点：予定価格の作成事務の適正性）

当事業で支出したレシピ集印刷代等の概要は、下表の通りである。

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
印刷物の名称	親子でつくる下北食材を活用したヘルシーなご飯レシピコンテストレシピ集	若者、高校生による未来の下北ヘルシーなご飯レシピコンテストレシピ集	
内容・数量	6,700 冊 (A5 判 44 ページ)	9,300 冊 (A5 判 40 ページ)	配布対象は、26 年度は管内全小中学校の保護者。27 年度はそれに全高校生等を追加した。
予定価格 (1 冊あたり 税込み単価)	651,240 円 (@97.2 円)	903,960 円 (@97.2 円)	受注した A 社から参考見積書を入手して、両年度ともに 1 冊あたり 97.2 円で設計した。
落札価格 (1 冊あたり 税込み単価)	578,880 円 (@86.4 円)	401,760 円 (@43.2 円)	A 社が落札
指名競争入札 参加者	3 社のうち、1 社は辞退、1 社は欠席	4 社のうち 1 社は辞退	入札参加者は、むつ管内に事業所を有する企業

上表のように、レシピ集の印刷業務は、2 年連続で同一企業が落札している。また、予定価格に対する落札価格は、27 年度において大幅に低下している。両年度ともに予

定価格算出のための参考見積書は、落札業者のみが提出しており、予定価格は1冊あたり97.2円であった。この場合に、年度によって記載内容、ページ数、納品数量が異なっているものの、予定価格の単価が同じであることから、両レシピ集の印刷費に、大きな違いはないことを発注側が想定していることが考えられる。レシピ集の掲載内容は、写真やメニューが新規の内容に更新され、年度間で同じものではない。

一般の経済取引においては、大量発注によるコスト減を想定した見積書が提出されるのが取引慣行であり、参考見積書に経済合理性がない場合には、他の業者から追加的に参考見積書を入手することも可能である。県が参考見積書の徴取を1者からのみとしたのは、前年度の発注業者であり信頼性が高いと判断したためであると回答があった。27年度の落札単価は1冊43.2円であり、予定価格との著しい差異があることについて、予定価格の妥当性を検証する必要がある。県担当者は、予定価格の算出においては、参考見積書を複数から徴取すること、前年度納入単価(86.4円)を参考にすることによって、取引の経済性を確保すべきと考える。

【意見23-3-3】 レシピコンテストの賞金受領書について

(監査要点：支出事務の適正性)

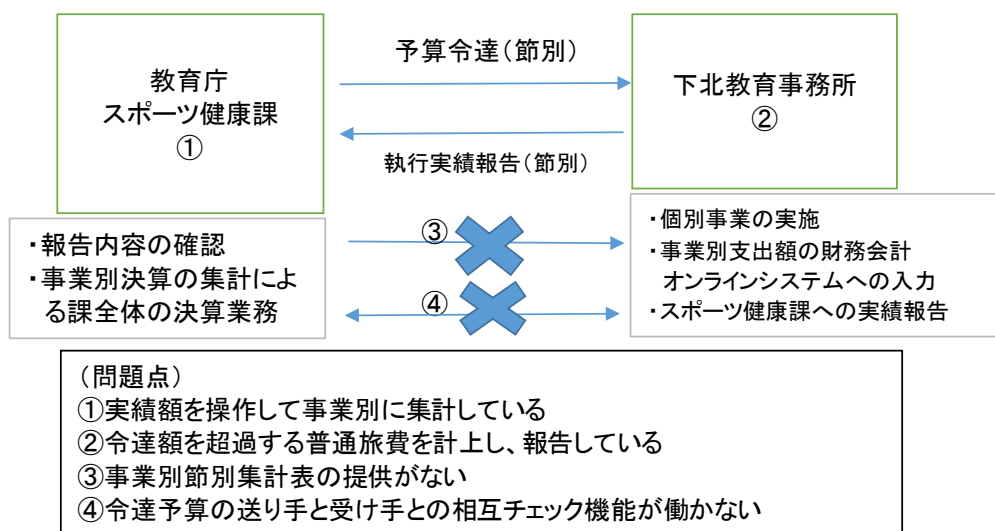
最優秀賞、優秀賞、優良賞については、受賞者個人(高校生)に対して、フォーラム会場において賞状とともに副賞(ギフト券3万円等)が授与されているが、県は、受賞者本人の受領印を収受していない。また、特別賞については、郵送して各高等学校の教師、事務長等の受領印を入手しているが、その場合には、受賞者の受領印も併記することが望ましい。その理由は、個人が受賞したもの(個人の所得)であり、学校が受賞した賞金ではないからである。所得税法上は、ギフト券も報酬賞金となり、個人の所得であることに変わりはなく、50万円を超えれば源泉徴収義務も発生することになる。今後は、県として受領の確実性を確保するために、受賞者自身の受領印を収受する事務が望ましいと考える。

【意見23-3-4】 令達先の報告額と決算額の差異について

(監査要点：決算に関連する内部統制の適切性)

本庁と出先機関の予算令達事務について、内部統制の視点から監査したところ、以下のように、実績額と報告した額が整合しないことが明らかになった。

(イメージ関係図)



<H27 年度>

下北教育事務所から教育庁スポーツ健康課への令達予算執行実績報告額と最終的な節別集計表（旅費の内訳）とが、70 円不一致である。

（単位：円）

	費用弁償	普通旅費	旅費（計）
報告額（下北教育事務所） A	271,930	29,650	301,580
節別集計表（スポーツ健康課） B	272,000	29,580	301,580
差額(=A-B)	△70	70	—

現行実務上のルールとしては、財務会計オンラインシステムの支出命令照会では、「旅費」という単位で執行状況を確認できるが、旅費の内訳（費用弁償と普通旅費）は区分していない。そこで、スポーツ健康課で執行状況を把握するために作成している費用弁償と普通旅費の「補助簿」の合計が、財務会計オンラインシステムの支出命令照会での「旅費」と一致していれば、費用弁償と普通旅費の決算額も一致していると推定するという方法で、決算時の確認手続きを行っている。

監査の結果、令達額のマイナス計上として費用弁償と普通旅費との間で 70 円ずつ不一致の状況が判明したが、スポーツ健康課において、上記の確認方法によってもこのような不一致の状況が発見されずに決算が行われたという内部統制の問題がある。

また、下北教育事務所から書面で教育庁スポーツ健康課に提出される決算額の報告も、旅費の内訳（費用弁償と普通旅費）を区分していないだけでなく、下北教育事務所では、スポーツ健康課から節別集計表を入手しておらず、最終的な事業別決算額を全く把握していなかった。

<H26 年度>

下北教育事務所から教育庁スポーツ健康課への報告額と最終的な節別集計表とが、以下のように不一致である。

（単位：円）

	費用弁償	普通旅費	旅費（計）
予算額（2月補正後） A	253,000	68,000	321,000
報告額（下北教育事務所） B	261,085	60,525	321,610
節別集計表（スポーツ健康課） C	253,000	68,000	321,000
差額（=B-C）	8,085	△7,475	610

これは、下北教育事務所からの費用弁償の実績報告額が、予算を超過していたため、スポーツ健康課で、まず超過分を普通旅費に負担させ、それでもなお余った 610 円をスポーツ健康課の各種の出張旅費を計上している「諸費」の普通旅費から充当したことによるものである。しかし、スポーツ健康課で実施したこの処理を、下北教育事務所では把握していなかった。

結論として、H27 年度の誤りは、旅費の内訳（費用弁償と普通旅費）の区分であり、その額は 70 円と少額である。また、H26 年度については、最終的な決算自体は適正に行われていたことになる。

しかし、H27 年度の誤りが確認手続きの結果でも発見されなかった事実、及び H26 年度の最終的な決算額を事業実施主体である下北教育事務所が把握していないという実態は、内部統制の運用上の問題である。

適正な決算事務を行うための相互チェックという内部統制の観点、及び、決算額を把握し、事業の評価分析を実施するという PDCA 事務の観点から、最終的な決算額及びそこに至る会計処理に関して、令達元と令達先が金額的情報を確認し適切に共有する必要がある。

3. 下北地域県民局地域農林水産部

No.24 下北産直「元気アップ」応援事業

(1) 事業の概要

①事業の背景

下北地域の農林水産品の直売所（道の駅を除く）の販売額は、平成 25 年度において、約 1 億 4 千万円と地域農業の活性化に貢献しているものの、1 施設当たりの販売額は、青森県平均が 3,637 万円であるのに対して、下北地域は、887 万円と他地域と比べて相当低いことが課題となっている。慢性的な商品不足などにより、需要はあるものの販売チャンスを逃しており、農家からの支援要望の声が強い。特に直売所は、農協や卸市場に出荷するのと違い、少量の農産物を販売するには適しており、新規就農者や地域住民の農業参加などの受け皿としての機能が期待されるので、産直の活性化は、地域の農業経済全体に対して有用である。

本事業は、地産地消と農業者の育成が大きなテーマになっているので、食育基本法第 7 条の生産者と消費者との交流、農山漁村の活性化に繋がる食育関連事業である。

②事業の内容

下北地域の産直施設の活性化を図るため、(A) 直売所活性化戦略の検討・策定、(B) 直売所の担い手確保と野菜等の生産拡大等活性化対策を行っている。

(A) 直売所活性化戦略の検討・策定としては、直売所や関係機関等で構成する戦略会議を 3 回開催し、活性化戦略として「下北産直「元気アップ」戦略構想」を策定した。当初は、平成 28 年度までの 2 年間で策定する予定であったが、それでは遅いという判断から、構想の作成は 1 年目で行い、2 年目は、それに基づき、直売所の店舗診断や今後の運営方法、改善策を検討することになった。

(B) 直売所の担い手確保と野菜等の生産拡大等活性化対策としては、担い手づくりとして、まず、産直運営者向けの研修「スタートセミナー」を平成 27 年 6 月に実施し、全国の直売所の現状と先進的な取組事例を研修した。次に、野菜生産者向けの研修「チャレンジセミナー」を平成 28 年 2 月に実施し、直売所向けの野菜の栽培と販売のポイントを研修し、直売所活動の取組状況について、生産者から報告をもらった。また、新規生産者向けには、「チャレンジフィールド」として、試験栽培ほ場での新品目の掘り起こしや定番品目の作型拡大などの栽培試験を 3 件の農家に委託し、その試作した野菜を販売する専用コーナーを既存の直売所に設置して「チャレンジマーケット」としてテスト販売における評価を行った。

それらの事業と並行して、直売所の PR として、管内の直売所が連携した「下北産直シールラリー 2015」を平成 27 年 8 月 10 日から 9 月 10 日で実施したほか、地場産品消費拡大イベントとして、平成 27 年 12 月にクッキングセミナーを開催した。なお、直売所のシールラリーにおいては、景品応募の際、直売所に関するアンケートを実施し、その内容は、上記「下北産直「元気アップ」戦略構想」に反映されている。

③食育基本法上の分類

当事業は、主に自然の恩恵等への感謝、環境との調和の分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は、県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度～平成 28 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

成果指標としては、産直販売所の販売額増加が考えられる。

なお、平成 27 年度の販売額は、集計方法をネット販売も含めるように改正したため、正確な比較にはならないが、1 億 8,925 万円と前年比で 33.3%も伸びている。なお、当事業で作成した「下北産直「元気アップ」戦略構想」の中では、平成 32 年度までの目標販売額を 2 億円、平成 37 年度までの目標販売額を 3 億円と設定している。

下北地域の産直販売所の販売額の推移 (単位:万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
販売額	12,378	14,197	14,194	18,925
店舗数	15 店	16 店	14 店	14 店

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	1,769	1,606
決算額	1,182	—

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	309	講師、アドバイザー等への謝金
旅費	271	講師、アドバイザー等への旅費
需用費	431	ガソリン代、コピー代
役務費	81	郵便料、電話代
委託料	68	栽培試験ほ場設置委託費
使用料及び賃借料	21	会場使用料
合計	1,182	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見 2 4 - 1】事業の実施方法に関する諸々の問題点について

(監査要点:事業別決算の適正性、事業予算の積算の適正性)

(1) 事業別経費の実績額について

当事業の決算額についても、地域県民局に令達された他の事業と同じように、事業別決算額を実績値に基づいて作成していない。例えば、役務費に含まれる郵便料は、4 月に会議書類などのやり取りがあるので、4 月から発生していても良いはずだが、実績額の明細では、12 月～2 月分で発生した郵便料の一部のみを事業に集計している。その他の支出でも、事業を特定できるものは、当該事業に計上するが、そうでない支出は、ルールがなく、需用費などは、操作的に適当に振り分けて、事業別の実績値を集計している。

個別事業に直接的に集計できる支出以外の共通費は、一定のルールを課内で設定して事業別に按分し、事業別の実績額を正しく把握できるようにすべきである。

(2) 事業予算の積算に使用した最低賃金について

農産物栽培試験ほ場の事業予算（委託料）の積算上、実施先の農家への委託費の算定根拠として、管理費用の時間単価を平成 25 年度の最低賃金である 665 円を使用していた。事業を実施した平成 27 年の秋までの最低賃金は 679 円（平成 26 年度の最低賃金）であり、秋以降は、695 円（平成 27 年度の最低賃金）である。予算編成時には、平成 26 年度の最低賃金 679 円を把握できていたはずであるので、この最低賃金を基礎に委託費予算を積算するべきであったと考える。

4. 上北地域県民局地域農林水産部

No.25 「かみきた畑美人」美・食・楽クローズアップ事業

(1) 事業の概要

①背景

上北地域の農業者組織は、男性中心であり、女性のみで構成される「VICウーマンの会」といった組織もあるが、高齢化が進み、若手女性の加入が少なく、若手リーダーが育っていないことが課題となっている。若手農業女性が組織参加しない理由は、農作業や子育てが忙しいという時間の問題もあるが、既存の組織は年齢差があり、参加しづらいとか、組織に参加しても、女性ということで雑用を押し付けられたり、懇親会ばかりだったりとか、組織に所属することの煩わしさを感じている要因も大きい。

しかし、このような環境のままでは、女性若手リーダーが育たないばかりか、農業に就業する女性の減少も懸念される。元気な若手農業女性が、ネットワーク化され、生き生きと活躍する様子が、県内外にPRできれば、上北地域農業・農作物のイメージアップにつながり、地域活性化が期待でき、農業の担い手の確保にもつながっていくはずである。なお、このような状況は、上北地域のみの問題ではなく、県内全地域でも考えるべき課題である。

当事業は、食育基本法第7条の農山漁村の活性化と食料自給率の向上につながる事業である。

②事業の内容

若手農業女性が楽しく参加しやすい「美」「食」と「農業」を組み合わせた講座へ誘導し、ネットワーク化を図るとともに、上北地域の農業、農産物を女子目線で県内外へ広く情報発信し、PRした。

- | |
|---|
| I 「かみきた畑美人」のネットワーク化：20代から40代前半の農業女性をリストアップした上、声掛けを行い、「かみきた畑美人」への登録を促し、ネットワーク化を図った。また、その際、アンケート調査を行った。 |
| II 次世代農業女性リーダーの育成：農業経営、男女共同参画と「美」「食」を組み合わせた「かみきた畑美人講座」を計7回開催した。 |
| III かみきた農業・農産物イメージアップ大作戦：売込隊を結成し、首都圏2か所において、農産物・加工品の販売とPR、活動のPRを行った。 |

③食育基本法上の分類

当事業は、主に食を通じたコミュニケーション、自然の恩恵等への感謝、環境との調和の分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は、県の単独事業である。

(3) 事業実施期間

平成 27 年度～平成 28 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

事業の成果指標は、特に設定していない。農業女性の活性化を通じて、農業の担い手確保を狙っているため、究極的な成果指標は、農業就業者数の増加ということになるが、事業の直接的な成果としては、地域の農家の 20 歳から 44 歳までの女性で 55 名が登録し、計 7 回の講座に、延べ 73 名の参加者があった。

(5) 事業費の予算額と実績額

- ・事業費の推移

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度
当初予算額	2,036	1,929
決算額	1,951	—

- ・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報償費	206	講師への謝金
旅費	727	講師への旅費、販売イベントへの出張旅費
需用費	222	食材費、ガソリン代、コピー代
役務費	160	郵便料、電話代
委託料	349	PRグッズ作成業務委託料
使用料及び賃借料	285	講座会場使用料、バス借り上げ料
合計	1,951	

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見 25-1】事業実施上の問題点について

(監査要点：事業の有効性、経済性)

(1) 登録者、参加者の少なさの問題意識

農林水産省発行の「食料・農業・農村白書」によれば、女性農業者は基幹的農業従事者の 43%を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど地域農業の振興や 6 次産業化の展開に重要な役割を担っている。また、女性が経営者又は経営方針の決定に関わっている割合は 47.1%となっており、経営への参画の面で農業経営の発展に重要な役割を果たしている。国においては、「農業女子プロジェクト」を立ち上げ、女性農業者が日々の生活や仕事、自然とのかかわりの中で培った知恵を様々な企業のノウハウ等と結び付け、新たな商品やサービス、情報を社会に広く発信していくこと、農業分野で活躍する女性の姿を伝

えるために、女性の視点に立ったトラクターの企画・開発や、子どもたちに野菜について学ぶ機会「野菜の縁日」を開催する取組み、農業女子が先生役になって子どもたちに食育を実践する取組等を進めている。このような国の施策方針を前提に、本事業を監査したが、本事業については、以下のように、物足りなさが感じられる結果となった。

本事業の目的は、国の施策の流れに類似している農業女性の活性化支援であることから、できるだけ多くの農業女性に参加してもらい、その活動をPRすることが地域農業の活性化にとって重要になると考えられる。しかし、上北地域の対象女性374名のうち、実際に登録したのは、55名（対象者に対する割合14.7%）と低迷し、また、計7回あった講座の参加者は延べ73名で、1回当たり平均10.4名の参加者（対象者に対する割合2.8%）と低調であっただけでなく、登録したものの一度も活動に参加したことの無い方も相当数いることがわかった。他方、参加者の声は概ね好評で、新しい出会いや体験を通して相談相手が出来たとか、農産物の販売やPRの勉強になったという意見が出ていた。また、平成28年度には、メンバーが直売所を開設して、そこで販売する農産物、加工品の仕入を他のメンバーに募集するなど、商売上の取引関係も生まれているようである。このように参加者は少ないが、参加した女性にとっては有意義な活動となっていると推測される。

ただし、事業立ち上げ後の業界内の組織化や活性化については、その業界内で対応を考える問題であって、県費を投入して支援するには、きっかけづくり、マッチング等による課題の解消によって、当事業の効果の検証と説明が必要であり、単に、参加者の仲良しサークルの費用を県が負担しているだけと評価されないためにも、事業の成果指標を意識して、事業を実施すべきである。現状では、どの程度の参加者を想定して事業を実施しようとしているのか、また、その持続可能性をどう検討しているのかが全く伝わってこないことが問題であると考えられる。

県として、おそらく2年間限定の事業では、事業目的を達成することは難しいと感じていると思うが、10人程度の参加でも、その後継続する価値があるものなのか、検討する必要がある。また、せっかく動き始めた農業女性のネットワークであり、県は、このネットワークが任意団体として、自立的に活動していく方向性を期待している模様だが、仕事と家庭の両立のための自由な時間が取りづらい女性たちだけの組織運営は難しく、この活動を維持するためには、当面は県による事務局のサポートが必要であると考えられる。いずれにしても、費用対効果を意識して、どの程度の人登録して活動を行えば、十分な成果と考えるかという成功のビジョンを示すべきと考える。

本事業は、県の重点事業として平成28年度まで実施されており、監査時点において、登録は7名増えて62名になっている。また、平成29年度は、県内の他の地域にも広げて、同様の事業を行う予定とのことであるが、その際には、27年度の成果と反省を踏まえ、参加人数の確保と持続可能性の見通しを検討しながら取り組むことを期待する。

(2) 登録者、参加者の意識調査について

平成27年度は、登録者を対象とした講座を開催しても、その都度、参加者からアンケートを取っていなかった。本事業のような直接的な成果の見えづらい事業の場合は、受講者のアンケートを取って、今後の参考となりそうな参加者の意見をくみ上げる努力をすべきである。

また、参加できていない登録者へのフォローも行われていなかった。参加できなかった理由を聞いて、どうすれば、参加しやすくなるのか、どのような企画が求められているのかを考えるべきである。この点について、平成28年度の冬には、再度訪問

して意向調査をする予定とのことであるが、是非、少ない登録者であっても出来るだけ多くの意見を拾い上げるようにして、実効性のある活動になるように改善すべき点がないか、検証すべきである。

【意見25-2】Tシャツの作成と配布実績の低迷について

(監査要点：事業の有効性、経済性、効率性、内部統制)

「かみきた畑美人」として活動する際に、来場者にアピールするために、ユニフォームがあった方がよいとの意見が出たことから、平成27年度末にTシャツを作成した。しかし、今後の増加に期待して登録人数より多少多く70枚作成したものの、作成時期が年度末であったことと、その後の登録者が集まる機会が、第7回の講座のみだったことから、平成27年度においては13人にしか配れず、平成28年度の監査時点(平成28年11月)においても、22人に留まっていることがわかった。このことから、登録者人数のうちには、実際に活動に参加できていない女性も相当数いることがわかる。本来、このTシャツは、ただ登録者に配布することが目的ではなく、ネットワーク活動を住民等にアピールするためのものであり、イベント等で着用して活動することで、そのPR効果を生むことが目的であるはずである。このような未配布の状態では、平成27年度においては、効果を全く発揮していないということになるし、平成28年度途中までの状況も半分以下であり、平成27年度の県費は段ボールの中に眠った状態にある訳であって、Tシャツの作成目的は達成されていないと言える。

登録者の参加割合が低い状況は、県として認識していたはずであるから、年度末の予算消化目的との疑念も生まれかねない。このようなPR用品は、時期を逸することで効果が減少するものであり、県の事業が平成28年度末で終了することを考えれば、有効活用期間は極めて時限的であると言える。平成27年度末において、事前に登録者に作成希望を聞いた上で、必要枚数を作成すれば、最少の経費で事業活動を行うこともできたであろうし、今後は、せめて未配布分をなくす努力(登録者への配布を義務づける、イベント参加者に販売するなど)をするべきである。

第 5. 環境生活部環境政策課

No.26 未利用資源等リサイクル促進事業

(1) 事業の概要

①事業の内容

本県の一般廃棄物の排出量及びリサイクル率については、平成 27 年度に達成すべき目標値に対し、排出量及びリサイクル率の現状値がともに低い状況にある。そこで、目標達成に向けて、取組が進んでいない分野（紙類・集団回収・衣類・食品廃棄物）のリサイクルや減量化を促進し、また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進の取組主体である、市町村や県民、事業者が継続して取り組むことができる環境づくりを進めるため、以下の事業内容を行っている。

【事業内容】

① 集団回収促進拡大事業
紙類をはじめ集団回収によるリサイクルを推進するため、平成 26 年度作成の集団回収マニュアルの活用等により、市町村と連携して、草の根的に取り組む団体活動の促進・拡大を図る。
② 衣類リサイクル促進事業
本県に適した衣類リサイクルの回収システムを構築し、市町村による取組を促進するため、市町村や回収業者等による検討会を開催し、市町村が実証的に行う衣類回収を支援する。
③ 食品廃棄物削減・リサイクル普及啓発事業
生ごみ減量及び平成 26 年度に作成した「エコ料理レシピ」普及のための講習会を開催するとともに、食品廃棄物の削減・リサイクル推進のため、本県の地域特性に合った施策検討に質する全国の優良事例を学ぶセミナーを開催する。

②食育基本法上の分類

当事業は、自然の恩恵等への感謝、環境との調和及び食糧事情ほかの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の単独事業であり、重点枠事業である。食品廃棄物削減・リサイクル普及啓発事業のうち、「エコ料理」講習会の開催は青森県食生活改善推進員連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に、食品廃棄物削減・リサイクル推進セミナーの開催はM株式会社に業務委託している。

「エコ料理」講習会の開催に関する業務委託は、青森県財務規則第 147 条表中第 6 号により随意契約となっている。

食品廃棄物削減・リサイクル推進セミナーの開催に関する業務委託は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約となっている。

(随意契約の理由)

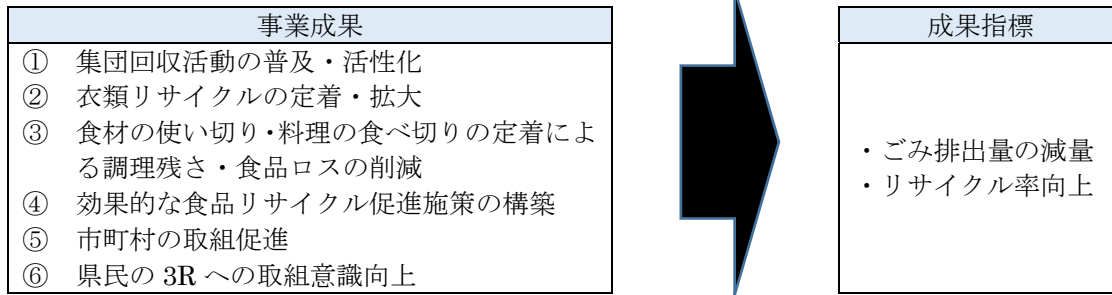
平成 25 年度に作成した県内各市町村の「ごみ処理将来予測」と、それに基づき平成 26 年度に実施した「市町村等との個別打合せ」の成果を踏まえて実施することから、両業務を受託した者の各市町村の廃棄物政策やごみ処理技術、一般廃棄物会計基準など幅広い分野に関する知見が必要であるため。

(3) 事業実施期間

平成 26 年度～平成 27 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

当事業の事業成果、成果指標は以下の通りである。



(「リサイクル率」とは、出したごみのうち、どのくらいの量がリサイクルされたかを示す数値である。)

ごみ排出量、リサイクル率の平成 21 年度から平成 26 年度までの推移は以下の通りである。

・ごみの県民 1 人 1 日当たりの排出量の推移 (単位: g/人日)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27 目標
青森県	1,049	1,047	1,038	1,069	1,069	1,046	980
全国	994	976	975	963	958	947	—

(環境生活部環境政策課が作成した「ごみ減量・リサイクル実践ガイドブック」より)

・リサイクル率の推移 (単位: %)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27 目標
青森県	12.9	12.9	13.6	14.2	13.7	13.5	25.0
全国	20.5	20.8	20.4	20.4	20.6	20.6	—

(環境生活部環境政策課が作成した「ごみ減量・リサイクル実践ガイドブック」より)

上表の通り、本県における、ごみの県民 1 人 1 日当たりの排出量、リサイクル率は、ともに全国平均よりも悪い数値となっており、ごみの県民 1 人 1 日当たりの排出量は全国ワースト 3 位、リサイクル率は全国最下位という状況になっている。平成 27 年度の数値は監査人が監査実施時には集計中であった。

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

(単位: 千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	5,347	3,825
決算額	3,656	2,764

・平成 27 年度決算額の主な内訳

(単位: 千円)

節	平成 27 年度決算額	主な内容
旅費	26	
需用費	89	
役務費	49	
委託料	1,877	「エコ料理」講習会運営業務委託料、食品廃棄物削減・リサイクル推進セミナーの開催委託料
使用料及び賃借料	62	
負担金補助及び交付金	661	市町村が行う衣類回収ボックス整備費に関する補助
合計	2,764	

上記のように、平成 27 年度の食品ロス関連事業は、金額的に極めて少額であることが判明したため、平成 24 年度にまで遡って資料の提出を受けて監査を実施した。以下のように、県では、年度ごとに対象と焦点を絞りながら、施策の推進に向けた個別事業を行っているとして理解された。

平成 24 年度から 26 年度の事業内容は、以下の通りである。

平成 24 年度

事業系食品残さリサイクル推進事業（3,211 千円）

- (1) 事業系食品残さリサイクル推進協議会の設置
 - ①リサイクルループ構築のための方策の検討
 - ・食品残さの効率的な回収・処理によるコストの低減方策等、リサイクル促進の方策について検討
 - ②食品残さリサイクル支援体制の整備
 - ・事業者等が食品残さリサイクルに取り組みやすい支援体制を整備
- (2) 食品残さリサイクル実証事業
 - ・既存の食品残さ処理システムによる処理を行う中で、リサイクルループを構築するための課題、問題点を明らかにし解決するための調査・分析等の実証事業を実施

平成 25 年度

事業系食品残さリサイクル推進事業（1,518 千円）

- (1) モデル事業の実施

平成 24 年度に推進協議会において検討・構築したリサイクルループモデルに基づき、地域の実情に応じたモデル事業を実施する。実施に当たっては、各取組主体からの相談に常時応じ、事業の効果を検証するアドバイザーを配置する。
- (2) 推進協議会におけるモデル事業のフォローアップ

モデル事業実施者との連携を図り、実施状況等、食品残さリサイクルに関する情報共有を図るとともに、実施中の問題等を解決するための検討を行う。

モデル事業終了後は、事業系食品残さリサイクルの取組を県内に知らせるため、市町村・排出事業者・再生利用事業者等を対象とし、モデル事業に関する成果発表を行う。

平成 26 年度

未利用資源等リサイクル促進事業費（5,347 千円（うち食品関係 1,517 千円））

- ①食品廃棄物削減・リサイクル普及啓発事業
 - 「生ごみ減量パンフレット・青森県版エコクッキングレシピ集」による普及啓発

(6) 監査の結果

指摘事項はない。

(7) 監査意見

【意見26-1】業務委託の検査確認事務について

(監査要点：業務委託の精算手続きの適切性)

「エコ料理」講習会運営業務を連絡協議会に委託しており、その委託業務の内容は以下の通りである。

3 業務内容

受注者は、以下により「エコ料理」講習会を企画し運営する。

(1) 内容

県が交付する「エコ料理レシピ集」に基づき、1回の講習会毎に次の内容を全て実施する。

① 生ごみ及び食品ロス減量に向けた取組に係る講義

② 「エコ料理」の調理実習

なお、1回の講習会におけるこれらの内容の順序及びそれぞれの時間配分については、受注者の企画による。

(平成27年度「エコ料理」講習会運営業務委託仕様書より抜粋)

委託先からは実績報告書が提出されるが、担当者によれば、業務委託に関する支出の事実内容について県の担当者が委託先に出向いて、領収書等の確認を行っている。委託先から提出された実績報告書を確認したところ、「エコ料理」講習会全6回が終わった後に開催された、当事業に関する事業報告会に伴う理事の報償費、旅費が含まれていた。事業報告会は、県に提出する当事業に関する報告書を作成するために必要な集まりとのことである。しかし、この報償費、旅費について、連絡協議会には理事は8人しかいないにもかかわらず、14人分の報償費、旅費が計上されていた点について、事業報告会の参加者の内訳を現在の担当者に確認したところ、把握できていなかった。当初の業務委託見積内訳書において、事業報告会の開催は予定されていないこと、「エコ料理」講習会の事前打合せに関する経費も理事のみの参加で1回しか予定されていなかったことを考慮すると、その経緯、参加者の内訳などは業務委託の検査の時点で確認したことを、後任の担当者等が見ても確認できるよう、実績報告書への記載をすべきであった。

【意見26-2】事業別の経費集計について

(監査要点：事業別収支の適正性)

平成25年度において、みちのく有料道路カード100回券の購入費用67,280円(平成25年8月12日支払)を、事業系食品残さリサイクル促進事業の(節)使用料及び賃借料へ集計している。内容的に、課全体で使用するものであるため、当事業費で支出するのは不適切であり、管理運営費で予算執行することが適切な会計処理であった。

これに関して、当時の担当者より、管理運営費に科目更正する予定であったが、最終的に管理運営費の予算が不足したため、当事業費に集計となった旨の説明があった。しかし、課全体では、使用料及び賃借料は予算に対する不用額が発生しており、事業別収支決算を適正に行うためには、事業別を意識した補正予算の策定や決算処理を行う必要があったと考える。

【意見26-3】事業系食品残さリサイクル推進協議会の議事録未作成について

(監査要点：PDCA事務の徹底)

市町村、事業者及び学識者等からなる事業系食品残さリサイクル推進協議会の平成25年度の第3回会議(最終回)の議事録を作成していなかった。担当者からは、議事

録を作成するのは、ホームページ等で公開する重要な会議だけで、全ての会議の議事録の作成は必須ではないとの説明を受けた。しかしながら、次第にはモデル事業の最終報告のほか、リサイクルループを県内に展開するための方策と記載があり、会議の重要性が高いように感じられるが、議論の内容を知ることは不可能である。このような継続的な施策であれば、次年度以降において過去の会議の検証や振り返ることによって、事業の実施方針を再確認することが可能になると考えるので、会議で話し合われた簡単な要旨だけでも記録として作成しておくべきである。なお、同協議会の平成24年度の第1回の会議については、テープライト業者に依頼して議事録を作成しており、事務処理に一貫性は見受けられない。他にも、平成24年度第3回会議議事要旨の日付の年度の記載誤りがあり、記載誤りには十分注意する必要がある。

【意見26-4】事業系食品残さりサイクル事業の重要性について

(監査要点：事業の有効性)

事業系食品残さりサイクル事業については、平成24年度、同25年度の2年間の重点事業であった。平成25年度に実施されたモデル事業では、八戸地区と弘前地区において、排出事業者を確保し、収集運搬事業者が再生利用事業者の堆肥化等施設に食品残さを搬入するなどの事業を実施した。結論としては、食品残さりサイクルに取り組む場合、排出事業者のごみ処理に要する経費は現状の3割増から4倍近くまで増加し、また、コスト削減の取組及び行政等の支援が行われた場合も多く業者で経費が1割以上増加すると試算されたことで、事業者のコスト負担が大きいとのことで、食品残さりサイクル事業についての継続については、時期尚早と判断された。

リサイクルによるコスト増加は、事前に予見されたことであり、「食品残さりサイクル事業報告書」にもあるように、一定の規模で共同排出を行えばコストが下がり、これまでと比較して大きくコストは変わらない。平成26年度からは、事業系ごみではなく、生活系ごみ、つまり県民を対象として、食品廃棄物削減・リサイクル普及啓発事業が開始されている。事業系食品残さりサイクル事業が終了したからといって、事業系ごみへの取組自体の必要性がなくなったわけではなく、窓口は環境政策課にあるとの説明を受けたが、平成24年度2,902千円、平成25年度850千円の重点事業を実施して後継の事業が全くないのは、当初期待した通りの事業効果が得られたのか疑問である。県では、第3次青森県循環型社会形成推進計画において、一般廃棄物処理の排出量を534,819 t/年(平成25年度)から443,000 t/年(平成32年度)へ17.2%削減すること、リサイクル率を現状値13.7% (平成25年度) から25% (平成32年度) へ引き上げることを目標指標としている。目標達成のためには、生活系ごみへの取組みも重要であるが、事業系リサイクル事業についてはある程度の確実なごみ削減・リサイクル率の向上につながるものであり、計画目標達成に向けて有効であると考えられる。監査人としては、県の継続的で積極的な取組を期待したい。

【意見26-5】領収書への押印漏れについて

(監査要点：事務の適正性)

青森県内主要自治体生ごみ組成調査事業(以下「生ごみ調査事業」という。)について、県は、連絡協議会に業務委託している。当事業において、モニター世帯への謝礼として1世帯あたり1万円を現金で渡すことになっており、モニターへの依頼文書には調査用紙の回収の際に謝礼金1万円を受領し、領収書に署名捺印することになっていたが、捺印がない領収書が1件発見された。委託業務の書類点検時に、連絡協議会に対して書類差替え処理等を依頼すべきものであった。今後は、書類確認について注意する必要がある。

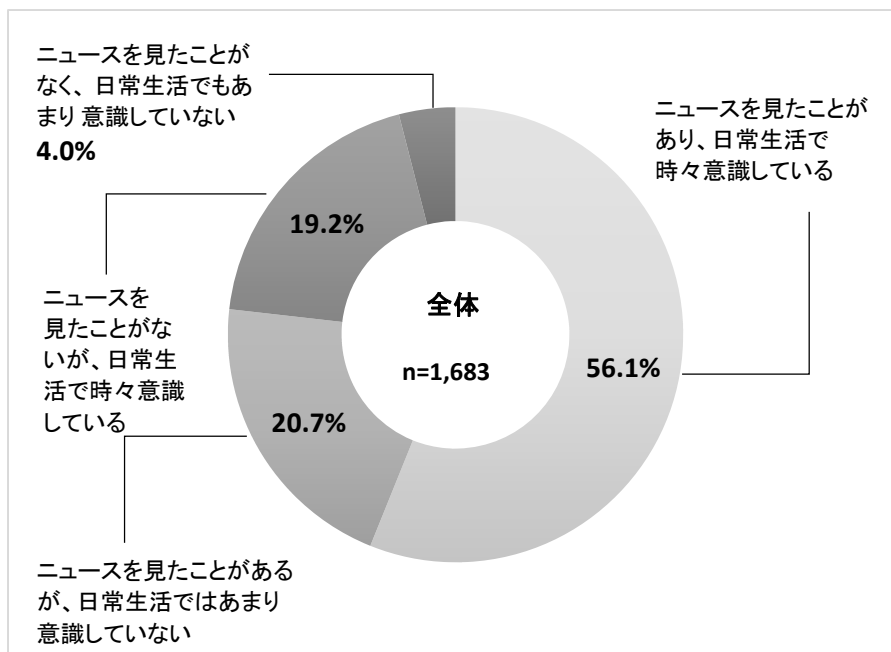
【意見26-6】生ごみ調査事業のモニター選定方法について

(監査要点：事業の有効性)

生ごみ調査事業のモニターは、食生活改善推進員が主に担当した。もともと食育や食品ロスなどに意識が高い人たちなので、生ごみ重量などは抑制された結果が出ていることが十分に考えられるため、県民の実態を知るためには、生ごみ調査事業のモニターには、食生活改善推進員以外の方が適当だったと考える。青森県内主要自治体生ごみ組成調査報告書にもあるように、アンケート結果によると調査協力世帯は、消費期限、賞味期限を9割以上、食品ロスも6割近くが知っており、一般世帯の場合にはこれほどの高率になるか疑問であるとの記載がある。

以下のグラフは、食品の廃棄に関する別の調査結果である。

図表 26-1 【質問】日本における食品の廃棄について、ニュースなどを見たことはあるか



(国民生活・消費者団体連合会「食品廃棄削減に向けた消費者意識調査（インターネット調査）。平成23年11月調査、世帯の食事管理者対象、有効回答数1,683人」監査人が転載)

モニターの選定において、なるべく標準的な一般世帯となるよう依頼できれば、さらに有用で信頼性の高い事業報告となったと考える。今後は、アンケート調査の場合は、事業趣旨を踏まえた調査対象者の選定となるように留意する必要がある。

第6 農林水産部農林水産政策課

No.27 「攻めの農林水産業」強化推進事業

(1) 事業の概要

①事業内容

「攻めの農林水産業」とは、生産から流通・販売までを結びつけ、収益性のアップを図ることを基本に、消費者起点に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、売り込んでいくという販売形態を重視する、青森県が推進展開する農林水産業振興を目的とした基本施策である。本事業の具体的内容は、下記Ⅰ.からⅣ.の4つの細事業から構成されており、それぞれの内容は下記の通りである。「食育」「食品ロスに関する施策」に関連する部分は、Ⅲ.水循環・環境公共推進委員会の運営、Ⅳ.バイオマスの利活用による地域活性化の促進である。

I. 青森県農政審議会の運営
「青森県附属機関に関する条例」第2条に基づき、県、市町村、農業関連団体、学識経験者等からなる20名の委員で構成された、農政に関する重要事項について調査・審議を行う「青森県農政審議会」を設置・運営する事業である。
II. 「攻めの農林水産業」の推進
「攻めの農林水産業」を計画的かつ着実に推進するため、農林水産業・市場・観光・販売など各分野32団体33名で構成される推進本部と、6地域の地域県民局ごとに推進地方本部を設置しており、これらの運営を主目的とする事業である。また、生産者等の「攻めの農林水産業」に対する取り組み意欲を喚起し、一層の推進を図るため、推進大会を開催し、優良事例の表彰を行うとともに、関係機関等に取り組む成果などを情報発信することも行っている。
III. 水資源・環境公共推進委員会の運営
水資源の再生・保全のための総合的な推進と、環境公共の総合的な推進を図るため、「攻めの農林水産業推進本部」に、学識経験者、農林水産団体、県、市町村の21名の委員からなる「水資源・環境公共推進委員会」を設置しており、この委員会の運営事業である。
IV. バイオマスの利活用による地域活性化の促進
平成23年12月に策定した「青森県バイオマス活用推進計画」に基づき、本県の特性を踏まえたバイオマスの利活用を促進し、農山漁村の活性化と循環型社会の形成を図ることを目的とする事業である。 バイオマスとは、石油や石炭などの化石資源を除いた動植物に由来する有機性の資源であり、人間のライフサイクルの中で再生可能な資源であることや、化石資源の代替としてエネルギーや製品の原材料として利用可能であることから、世界共通の課題となっている地球温暖化の防止や、資源が乏しい我が国の持続可能な循環型社会づくりに大きく貢献するものとして期待されている。

②食育基本法上の分類

「Ⅲ.水資源・環境公共推進委員会の運営」は、豊かな農産物及び漁業資源の確保に関連する内容であることから、自然の恩恵等への感謝、環境との調和の分野に整理される。「Ⅳ.バイオマスの利活用による地域活性化の促進」は「食品ロスに関する施策」に関連する分野であり、自然への恩恵等への感謝、環境との調和、食糧事情ほかの分野に整理される。

(2) 事業の形態

当事業は県の単独事業である。なお、「Ⅳ.バイオマスの利活用による地域活性化の促進」事業は、青森県バイオマス活用推進計画の進行管理を目的とする事業であるが、過年度において、バイオマスの利活用に関与している団体等に対し、計画初期段階のバイオマス利活用施設の購入等の経費の一部を、国及び県が補助した事業実績がある。

(3) 事業実施期間

平成 16 年度～平成 30 年度

(4) 事業の成果指標と達成度合い

「Ⅲ.水資源・環境公共推進委員会の運営」は、委員会の運営を主目的とするものであり事業の成果指標はない。「Ⅳ.バイオマスの利活用による地域活性化の促進」の事業は、平成 32 年度までに、県内バイオマス資源の利活用を拡大することが目標であり、具体的な成果指標は（表 27-1）の通りである。

（表 27-1）バイオマス利用率の現状と目標

（単位：ト、％）

区分	平成 21 年度（現状）			平成 32 年度（目標）		
	発生量	利用量	利用率	発生量	利用量	利用率
稲わら	334,200	325,500	97.4%	279,300	279,300	100.0%
もみ殻	63,000	55,400	87.9%	52,600	52,600	100.0%
りんご剪定枝	151,500	106,400	70.2%	146,300	106,800	73.0%
りんご搾りかす	25,200	24,800	98.4%	17,500	17,500	100.0%
間伐材	284,600	70,000	24.6%	290,300	100,450	34.6%
製材残材	163,000	151,600	93.0%	57,400	53,400	93.0%
ホタテ貝殻	40,000	24,000	60.0%	42,500	34,000	80.0%
家畜排泄物	1,818,000	1,817,000	99.9%	2,015,000	2,015,000	100.0%
食品廃棄物	235,000	106,700	45.4%	228,000	142,000	62.3%
下水汚泥	50,000	49,800	99.6%	50,000	49,800	99.6%
農業集落排水汚泥	19,700	9,800	49.7%	23,000	13,800	60.0%
計	3,184,200	2,741,000	86.1%	3,201,900	2,864,650	89.5%

（青森県バイオマス活用推進計画（平成 23 年 12 月）より）

(5) 事業費の予算額と実績額

・事業費の推移

（単位：千円）

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
当初予算額	3,249	3,249
決算額	2,425	2,505

（注）上記金額は、4 つの細事業の合計額である。

・平成 27 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	平成 27 年度 決算額	主な内容
報酬	137	農政審議会委員報酬
報償費	241	「攻めの農林水産業」推進大会講師謝金
旅費	497	「攻めの農林水産業」推進大会打ち合わせ旅費
需用費	1,020	複写サービス利用料
役務費	246	通信費
使用料及び賃借料	364	「攻めの農林水産業」推進大会会場借上費
合計	2,505	

(6) 青森県のバイオマス活用推進計画

青森県は、平成16年3月に、県内に豊富に存在するバイオマスの利用目標や普及の戦略などを明らかにした「あおり・バイオマス利活用総合戦略」を策定し、これに基づいて、市町村や民間団体の取組みを支援してきた。この結果、りんご剪定枝や間伐材を利用したペレット化、廃食油の暖房燃料への再利用、野菜残さやりんご搾りかす等の食品残さを利用した肥料化、堆肥化など、各地域の特色を生かした取組みが生まれてきている。県は、バイオマス活用推進基本法の制定等を受け、総合戦略を見直し、平成23年12月に、「青森県バイオマス活用推進計画」を策定した。計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間であり、現在この計画の見直しについて検討中である。

本計画では、地域の特色ある取組みを引き続き支援していく他、農山漁村に新たな付加価値を創出し、雇用と所得を確保する「6次産業化」の視点等を取り入れながら地域循環システムづくりに取り組み、さらなるバイオマスの利用向上を図ることとしている。

(7) 監査の対象とした事業

当事業においては、27年度に支出した事業費の監査ではなく、IV.の細事業について、県が過年度に実施したバイオマス関連事業において交付した補助金の交付対象になった設備の管理状況（「財産の保全状況の適法性」）に焦点を絞った監査を行った。抽出した基準は、県のバイオマス活用推進計画において公表されている県内12の事例のうち、主に食品関連バイオマス（食品廃棄物、りんご搾りかす、ホタテ貝殻）の下表27-2記載の5事業（4事例）を抽出した。なお、バイオマス関連事業の取りまとめ担当課は農林水産政策課であるが、事業担当課は、農林水産政策課（①、②）、構造政策課（③）、及び水産振興課（④）である。

(表 27-2 監査対象事業)

No.	①	②	③	④
事業名	平成17年度バイオマスの環づくり交付金（国庫）	あおり型バイオマス・チャレンジ支援事業（県単）	平成14年度経営構造対策事業（国庫）	平成17、18年度バイオマスの環づくり交付金（国庫）、青森県バイオマス利活用事業費補助金（県単）
事例	廃食油を活用したBDFの製造	食品廃棄物を活用した飼料及び堆肥の製造	食品廃棄物を活用した飼料（TMR製品）の製造	ホタテ貝殻を活用した凍結防止剤等の製造
事業主体	八戸市	(有)E社 K株	らくのう青森農業協同組合	A協同組合
バイオマス資源	廃食油	食品廃棄物等	りんごジュース粕、豆腐粕、醤油粕、ビール粕、キノコ菌床粕	ホタテ貝殻
事業概要	一般家庭から排出され、従来は可燃ごみとして焼却処分されていた廃食油を回収し、BDF（バイオディーゼル燃料）に加工する。製造したBDFは、市の公用車の燃料として利用している。	コンビニ、スーパー等から食品廃棄物を回収し、堆肥化して農家等へ販売する。また、飼料化して混合飼料として給飼する。	りんごジュース加工場などの食品加工業者から排出される食品製造副産物に配合飼料を加えて発酵混合飼料（TMR）を製造し、地元酪農家などへ販売する。	県内で大量に排出され、産業廃棄物として処理されているホタテ貝殻を活用した環境に優しい非塩素系凍結防止剤の製品化
事業経緯	平成16年～17年 廃食油の回収モデル試験 平成17年～18年 設備導入、試運転	E社：平成19年4月事業開始。 K社：平成20年度事業開始予定だった	平成15年4月 らくのう青森TMRセンター開設（事業開始）	平成19年3月 稼動開始

No.	①	②	③	④
	平成 18 年～事業の本 格始動	が、県への報告や登 録はされていない。		
導入設 備	BDF 製造装置	E 社：ビニールハウ ス(乾燥保管庫)、混 合調整庫、包装材分 別機、飼料用保管庫 K 社：発酵槽、生ご み粉碎機、剪定枝チ ッパー、受電設備	ミキサー（混合機）、 ホイールローダー、フ ォークリフト、回転フ ォークリフト、恒温乾 燥器、赤外線水分測定 器	ホタテ貝殻凍結防止剤等製 造プラント、建物（工場、 倉庫、事務室）
稼動状 況	廃食油の回収は、市内 10 店舗のスーパーマー ケットに回収ボックス を設置している。BDF の製造は業者委託によ り製造量は 11,400ℓ/ 年、BDF の使用は、八 戸市の公用車の燃料と して、月 900ℓである。	E 社：食品廃棄物の 受入れは年約 600 ト ン、堆肥等の製造は 年約 600 トン K 社：食品廃棄物の 受入れは年 1,500 ト ン（最大）、堆肥の製 造は年 636 トン（最 大）	以下の通り	ホタテ貝殻の利用量は、平 成 27 年度において 1,329 トン （参考）当初計画は処理 量：約 6,000 t/年）
コスト	イニシャルコスト： 7,593 千円 （うち国庫補助 1/2） ランニングコスト： 1,943 千円/年	E 社：約 1,000 万円 （うち、県補助金 1/3）、ランニングコ ストは月約 25 万円 K 社：約 1,200 万円 （うち県補助金 1/3）	イニシャルコスト：約 2.7 億円（うち国庫補 助 1/2）	イニシャルコスト：約 11.5 億円（うち、国庫補助 1/2 他）
効果	軽油使用料の削減効 果：約 7,000ℓ/年、軽 油購入費の削減効 果：約 130 万円/年	E 社：畜産業者は飼 料代 5 万円/トンから 2 万円/トンへのコス ト削減、食料・肥料 の自給率向上 K 社：民間事業で発 生した廃棄物を民間 事業でリサイクル、 利用率の低い食品廃 棄物の有効利用	大型経営化に伴う自給 粗飼料不足の解消と飼 料調製にかかわる過重 労働の軽減、地場食品 製造副産物の有効利用 による生産コストの低 減と環境問題への貢 献、安定発酵飼料給与 による乳牛の健康維持 及び生産性の向上	環境に優しい非塩素系凍結 防止剤の提供による塩害の 防止、ホタテ貝殻の有効活 用による産業廃棄物の軽減
課題及 び今後 の展開	市の公用車が更新さ れ、製造した BDF の 使用が困難となったた め、市の事業スキーム を中止し、BDF 装置等 は国と協議して財産処 分した。BDF 製造は民 間事業者が継続して実 施している。	食品リサイクル法の 施行により、排出事 業者の意識を向上さ せる、飼料の有効性 の PR	運営コスト低減によ る TMR 製品の価格 低減と安定供給	凍結防止剤は既存製品との 価格差が拡大傾向にあり、 代替品としてグラントマー カー等における処理量増加 を見込む。また全般的に、 生産設備の効率的稼動が必要である。
財産の 管理状 況	法定耐用年数到来前の 資産は八戸市所有のも のとして新事業者に貸 与し、経過した資産 は、新事業者に譲渡し たことを、県は確認し ている。	法定耐用年数到来前 の資産はがあると推測 されるが、管理され ていないため実在性 は不明であった。電 話確認の結果、自社 利用中である。	法定耐用年数到来前 の資産はあるが、財産管 理台帳により管理され ており、処分した資産 はない。	法定耐用年数経過前に、国 及び県に無許可で財産を売 却していた。

(8) 監査の結果

【指摘事項 27-1】(事業 No.④)「青森県バイオマス活用推進計画」の誤記載につ いて

(監査要点：情報開示金額の適正性)

①ホタテ貝殻を利用した凍結防止剤の製造事業費の概要

本県は全国有数のホタテ貝の主要産地であり、加工時に産業廃棄物としてホタテ貝殻が約4万トン／年程度が排出されている実態から、その利活用が求められているところである。そこで、ホタテ貝殻を凍結防止剤等として利活用することで、現状にて広く用いられている塩素系凍結防止剤のガードレール等の鉄製品やコンクリート、植物、通行車等へ悪影響を与えるというデメリットを克服し、同時にホタテ貝殻の有効活用により産業廃棄物を減少させることが可能となる。

県内のA協同組合が平成17年、平成18年において、国の「バイオマスの環づくり交付金」および県の「青森県バイオマス利活用事業費補助金」を受け、プラント一式等のバイオマス利活用施設の整備を行い、平成19年4月より製造・商品化をスタートした。A協同組合は、青森市内のホタテ加工業を経営する株式会社等が構成員となり設立された事業協同組合である。事業費合計及び各団体の事業費の負担割合は下表の通りである。なお、当事業には、国・県・青森市が関わっており、基本的な役割分担として、青森市はA協同組合と最も近い立場での連絡調整や指導推進を行う立場であり、県は青森市より受けた連絡調整や指導推進事項を審査し国と協議する立場あるいは青森市を指導する立場にあることが「バイオマスの環づくり交付金実施要綱」（以下「交付金要綱」という。）に定められている。

(表 27-3) ホタテ貝殻を利用した凍結防止剤の製造事業費合計
(単位：千円、%)

区分	金額	割合
国	551,427	47.6%
青森県	88,228	7.6%
青森市	0	0.0%
A協同組合	518,342	44.8%
事業費合計	1,157,997	100.0%

(県の資料より監査人作成)

② 県のバイオマス推進計画上の記載誤り

国に報告したホタテ貝殻を利用した凍結防止剤の製造事業費実績額は、上記の通り1,157,997千円であるが、「青森県バイオマス活用推進計画」の5ページには事業費が1,183,500千円と記載されており、25,502千円もの金額的不一致が発見された。「青森県バイオマス活用推進計画」の事業費1,183,500千円はあくまでも事業実施前における当初の想定金額であり、県の担当者が誤ってこの金額を記載したことがわかった。当推進計画がインターネット等で広く県民に公開もされていることから、情報公開の金額に誤りがあることは不適切であると考えることから、早急に修正すべきである。

【指摘事項27-2】(事業 No.④) 当初事業計画の経済的合理性、実現可能性の検証不足について

(監査要点：事業計画の承認とモニタリング体制の有効性)

当事業開始前の平成17年において、国庫補助金を申請するために、A協同組合はホタテ貝殻を利用した凍結防止剤の製造事業に係る事業実施計画を作成した。事務の詳細は、交付金要綱に具体的に規定されているが、結果的に、この事業実施計画は、A協同組合から青森市と青森県を経由して国に提出された。

県は青森市から受け取った事業実施計画を交付金要綱に基づき審査及び承認を行い、平成17年11月4日付で国へ提出し、同年12月1日付で国の承認を得た。

監査において当該事業実施計画を十分に検討した結果、結論として、県による事業実施計画の審査が不十分であるものと判断された。その判断の根拠となった内容は、以下の3点である。

(1) 販売計画の甘さを指摘していないこと

既存製品の塩化カルシウム凍結防止剤の販売単価が@50 円/kg 程度であるのに対し、本製品の販売単価見込みは@185 円/kg と 3.5 倍超の価格差があるにも関わらず、販売計画において本製品の販売を 2,990 トン、販売価格 550,650 千円と相応に見込んでいる。その根拠として青森県を含む 10 者の地方公共団体・企業へ合計 3,000 トン（555,000 千円）の購入確約がなされたことを挙げているが、その確約の真実性に疑義が認められた。

販売計画においては、当初、下記（表 27-4）中の 10 者に対して表中の販売金額を予定していた。

（表 27-4）当初計画した販売先と販売金額

販売先名称	販売予定数量 (トン)	販売予定金額 (千円) ※
青森県	500	92,500
青森市	800	148,000
株式会社 a	400	74,000
株式会社 b	300	55,500
株式会社 c	300	55,500
株式会社 d	200	37,000
株式会社 e	200	37,000
株式会社 f	200	37,000
株式会社 g	50	9,250
青森県漁連	50	9,250
合計	3,000	555,000

※販売予定金額は「販売予定数量×凍結防止剤（粒状）の販売予定単価 185 千円/トン」で算出

A 協同組合は、購入確約が得られた証拠として、販売計画に 10 者の地方公共団体・企業との商談状況、担当者、連絡先を記載することに加え、地方公共団体以外の者とは「取引に関する基本契約書」を締結している。しかし、販売計画では契約行為の中で最も重要と考える納入価格や価格交渉経緯には全く触れられておらず、当事者間の「取引に関する基本契約書」にも具体的な取引価格、取引量等は記載されていない。提出を受けた書類上に記載のあるこれらの情報を基に、購入確約がなされたとする県の最終判断は早計であったと考えざるを得ない。

(2) 成果追求のために、県財政を悪化させる二律背反的な事業採択の判断

県が当該販売計画を承認した根拠としては、既存の塩化カルシウム製品よりもコスト的には割高であるが、県内に存在するバイオマス未利用資源の有効活用と環境への政策的配慮の観点から、この程度の販売であれば実現可能性が認められるとの最終判断によるものであった。

監査人が閲覧した文書（青森県バイオマス活用推進計画等）上においても、所管課はバイオマス事業を成功に導くことに期待的な立場にあることを読み取ることができた。時期的に、平成 16 年に県のバイオマス総合戦略が策定された直後であり、施策の成果として事業者を支援できる導入事案であったものと考えられる。実際に販売計画には「平成 17 年 1 月 14 日面会。青森県は現在、道路及び空港の凍結防止剤のため、年間約 4,900 トンを使用している。これを平成 18 年度以降、空港その他に非塩素系凍結防止剤に約 500 トンを切り替えることを確認済み。」と県が事業者に対して 500 トンの購入を確約したとの記載が含まれている。しかし、その翌年度の平成 18 年 9 月 15 日においては、県は A 協同組合に対し、「平成 19 年度以降の使用についてであるが、現在使用しているものは非塩素系の凍結防止剤で、単価が 1kg あたり 140

円のものであるため、1kg 当たり 200～250 円のホタテ貝殻凍結防止剤は、財政的にも使用するのには厳しい。」と、高コストであるため県は購入できない旨を説明しており、県による購入確約が記載された販売計画と矛盾が生じている。これらのことは、施策の実現を急ぐ余りに、事業者に過度な期待を持ち、県庁内の意思共有を待たずに事業を誘導的に進めたと疑念を持たれかねない内容である。

実態として、面会のみで契約書はおろか覚書等も交わされていない事実、A 協同組合作成の販売計画に価格情報が記載されていない事実、実際に契約を結ばない場合にペナルティー等も発生していない事実から、県と A 協同組合との間で実質的な購入確約は存在していなかったものと推認される。そもそも、県予算が議会で承認されていない段階において、特定の製品を指定して購入契約を結ぶ行為自体が財務規則等に違反する事務であり、そのような確約をもって事業計画書の承認根拠とすることは著しく不適切な財務事務である。

(3) 経済環境、市場環境の調査不足

事業主体から提出された事業計画書を鵜呑みにするだけでは、深度ある適正な計画書を策定することはおよそ不可能である。民間事業者による事業計画書作成サービスや、事業計画書の審査実務においては、SWOT分析手法を初めとする様々な分析手法を用いて、その製品が参入する市場環境を十二分に分析し、利益を生むことが可能かどうか、中長期的に事業継続が可能かどうか等について経営上の判断をすることが一般的である。民間的な手法や発想であれば、平成 17 年 11 月の当初事業実施計画の審査の段階で、県への 500 トンの購入確約がなされたとする販売計画の記載について、関連する県庁内の部課室へ事実確認を行い、価格差が生じるが契約の実現可能性が高いことについての検証を行い、価格差から納入が難しい結論が導かれれば、その判断を販売計画の修正及び指導に反映させるべきであったと考える。また、同じ市場環境に直面する当事者として、県でさえコスト的に厳しいため導入できないという現実からも、県以外の 9 者の地方公共団体・企業等との購入確約についてもその合理性、実現可能性が疑われかねない。現状における当事業の目標達成率が著しく低い理由として、稼働初期より設備に度々の故障が発生したこと、想定以上の原料の価格高騰等の要因もあるが、そのような経済的リスクは、民間的手法においては、その一定割合を事業計画策定段階において見込むべき内容である。そもそも当初から製品価格が既存品と比較して価格競争力を失っていること、他の新製品が参入することによる市場価格の下落等も見込むべきであったことを考え合わせると、計画審査段階での事実認識と先見性を持った適切な対応をとっていたとすれば、現在のような極度の事業低調の状況にはならなかった可能性も十分考えられる。

補助金等の申請時の経営計画の審査においては、十分な現状認識と将来リスクを見込んだ、より民間的な手法による審査事務を行う必要があると考える。

【不当事項 27-1】(事業 No.④) モニタリング、推進指導の不十分性について

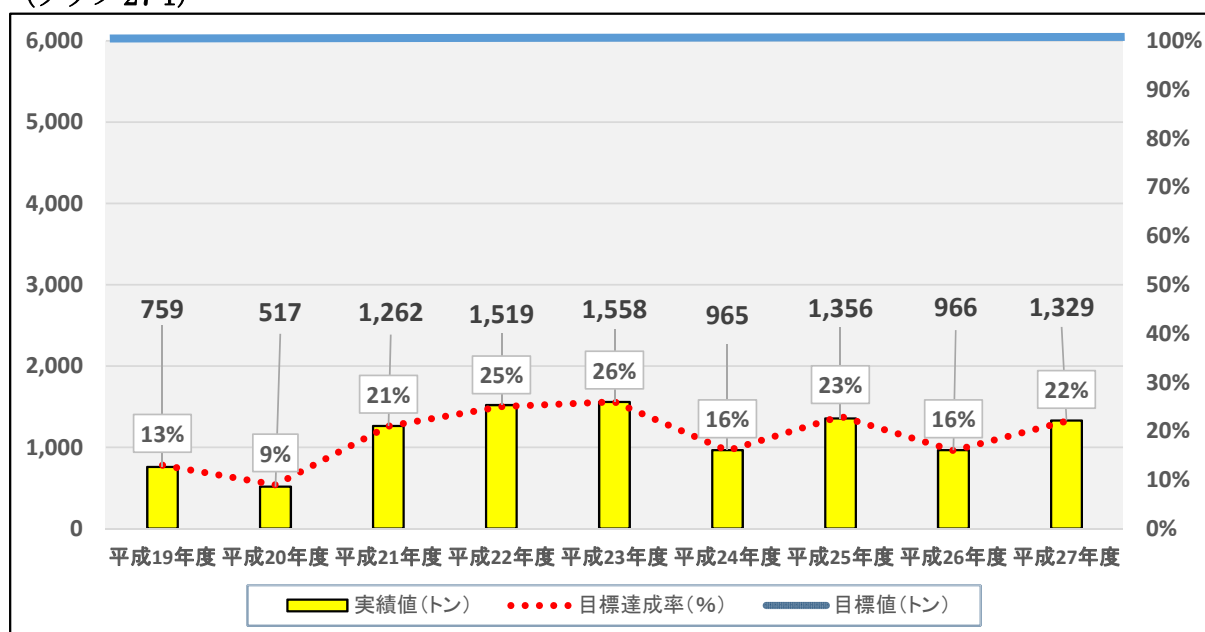
(監査要点：資産の保全に関する法規準拠性、モニタリング体制の有効性)

A 協同組合では平成 19 年 4 月よりホタテ貝殻を利用した凍結防止剤の製造・商品化をスタートしたが、以降の年度のホタテ貝殻処理量にかかる個別成果指標および達成状況は下記(グラフ 27-1)の通りである。開始年度である平成 19 年度以降、現在まで 10 年もの長期間に亘って目標達成率が著しく低い水準で推移していることがわかる。これは、稼働初期より貝殻洗浄機、分解反応炉(焼成炉)、融雪剤反応槽、移管用配管等に度々の故障が発生したこと、凍結防止剤の原料である酢酸等の価格高騰の

ため、競合する塩化カルシウム製品との価格差が広がり販売不振につながったことが主要因である。

ホタテ貝殻処理量の販売実績と目標達成率は、下記(グラフ 27-1)の通り、目標に対して大幅な未達状況にある。

(グラフ 27-1)



(県提供資料より、監査人作成)

(注) 目標値 6,000 トンの内訳は以下の通りである。

凍結防止剤	2,990 トン	(550,650 千円の売上)
土壌改良材	3,000 トン	(54,000 千円の売上)
食品添加物	10 トン	(8,000 千円の売上)

事業が不調である場合に、県として、市・関係各者と連携を取り指導推進を行うことが国の交付金要綱 第5の1にて求められているが、県の指導推進の実施について、改善すべき点が以下の通り認められた。

(1) 事後評価後の改善計画の策定遅延について

本事業は、目標達成率が著しく低い水準にあるため、国の定めと指導に従って、平成20年7月に第一次改善計画、平成26年11月に第二次改善計画が作成されている。第一次改善計画では、プラント設備に様々な故障が発生したことを課題として挙げ、プラント機械設備を安定させ合理化及び効率化を推進するという対策が図られており、第二次改善計画では原材料の高騰に伴う凍結防止剤の既存塩化カルシウム製品との価格差拡大を受けての同製品の生産縮小・停止、代替品としてグランドマーカ一等の製造、販売拡大を見込んでいる。

ここで監査人が大きな問題と考える指摘事項は、第二次改善計画は平成23年2月に原案が作成されているにも関わらず、平成28年12月現在も国への提出がなされていないことである。県は、平成26年11月に第二次改善計画の国への提出を見込んでいたが、後述「(2) 国庫補助金を財源とする設備の無断処分について」に記載したように、A協同組合による設備無断処分が同時期に発覚したため、国の指導により無断処分への対応を優先し計画が未提出の現状となった。しかし、平成26年11月の時点であっても計画原案が作成された平成23年2月から約3年9か月も経過し、長期間にわたり計画が棚上げされていた事実が認められ、このことは重大な問題である。

この理由として県は、国及び県が東日本大震災対応方策に注力していたこと、A協同組合として改善策や運用計画を作成したものの具体的な改善方法が見出せていな

いこと、改善の方向性を決められずにいたため、時間を要することとなったと監査人に説明している。確かに、国や県が震災対応方策に注力するのは最優先事項であるが、3年9か月もの間、抜本的な改善計画が承認されず、低調な事業推移をただ見守るに留まったことは、事業者を更に不安定な立場に置くことになった。すなわち、事業者は民間金融機関からの融資を受けて事業を継続している立場にあり、日々の資金繰りは事業継続の可否に直結している。3年9か月の期間も、設備の老朽化と減価償却・修繕費負担に直面し、生産体制の改善を模索していたはずであり、また、市場環境の変化による経営への悪影響もあったと考えるのは間違いないはずである。

当事案のように、多額の国庫補助が交付された事業のうち、長期間に亘り低調な事業実績となっている状況にある事業については、交付要綱の定めに従って、事業者側において、市及び県と協議の上で早期に改善計画を策定しなければならない。対策が遅れ資金繰りに窮すれば、金融機関の判断次第で経営破綻の可能性も生じるが、そのような状況になれば補助金の返還資金が不足するために、県の債権（未収金）の回収リスクが高まることにも繋がるのである。県は、事業者の計画の進捗管理を徹底的に行って、每期実績と比較し、不達成ならばその原因を詳細に分析し、次年度の改善計画に反映させるという、徹底的なPDCAサイクルの構築が期待される場所である。また、これまで県はA協同組合より決算書を手に入っていないとのことであるが、経営改善計画を作成する際の民間的な発想では、まず決算書等の客観的な財務データから財務状態や資金繰り、収益構造等の現状の課題を把握することは必須のことである。今後、A協同組合より決算書を徴収し、財政状態、資金繰りの状況の把握に努め、適切な指導を行うことで、実効性のある経営改善計画の早急な完成が待たれるところである。なお、交付金要綱によれば改善計画は原則として国の指導により作成することとなるが、県が主導的立場を担い、毎期の事業実績について詳細なモニタリングを行い、事業の改善に繋げていくことが望まれる。

(2) 国庫補助金を財源とする設備の無断処分について

A協同組合は国庫補助金等を財源とする焼成炉（取得価額：204,922千円 処分時残存価額：107,355千円）を、平成24年7月に国及び県の承認を得ないまま無断で撤去した。これは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）第22条、青森県補助金等の交付に関する規則（以下「県補助金等規則」という。）第19条に違反する法令違反事務が長期間に亘って放置されていたことになる。

補助金等適正化法（抜粋）

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

県補助金等規則（抜粋）

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

財産の処分に至った経緯としては、平成19年の稼働直後から、凍結防止剤および食品添加物の製造に使用していた焼成炉の故障が頻発し、修繕を繰り返したものの、焼成炉の修繕に必要な特殊金属の入手困難により、焼成炉の稼働が物理的に不可能となった。一方、販売面においても凍結防止剤の原料高騰によるコスト高により市場に

おける競争力を失う状況となったことから、焼成工程は平成 21 年 12 月 22 日をもって休止し、平成 24 年 7 月に、事業担当者が第三者の助言により、無断処分とは知らずに撤去したものである。その後、平成 26 年 10 月 31 日の東北農政局視察対応打ち合わせにおいて無断処分の事実が発覚し、国及び県の事後承認という形式で、焼成炉の処分時残存価額 107,355 千円のうちの補助金等対応部分 59,301 千円（国：51,121 千円、県：8,179 千円）を、平成 28 年 4 月 8 日に返還した。この多額の補助金返還については、県の平成 27 年度 2 月補正予算において、歳入（事業者からの補助金の返還）及び歳出（国への補助金返還）に計上する補正予算案が議決されている。

補助金等適正化法及び県補助金等規則において、財産の無断処分の禁止されていることは明示されており、不法行為の最大かつ一義的な責任の所在は A 協同組合にある。会計帳簿上、残存簿価のある財産を売却する取引が無償で行われた点については、資産価値の減損と劣化の実態判断、資産処分の解体撤去費用の発生極小化といった点からの経営者判断であり、尊重せざるを得ないものである。しかしながら、A 協同組合の事務担当者が、無断処分が法令上禁止されていることを知らなかったと発言していることから、県として事前に法令等の規定を周知徹底し、未然に防止するための指導策が必要であった。「交付要綱 第 13」においても、財産管理台帳の作成義務が課されているように、補助金の交付を受けた財産の処分に、報告義務と制限があることは、受益者にとっては常識である。処分後 2 年もの間、不法処分が明らかにならなかった事実を踏まえると、その不法行為発生リスクの存在を十分に認識した上で、再発防止策が図られるべきである。今後は、補助金等交付決定時や毎期の定期報告時点にて口頭で注意を促す方法や、財産の無断処分を行わない旨の経営責任者の誓約書の入手、不法行為の発生リスクが相応に見込まれる者について決算書および固定資産台帳の閲覧及び分析を実施すること等の再発防止策の徹底が望まれる。

【指摘事項 27-3】（事業 No.③）国庫事業の経営改善計画の実効性について

（監査要点：国の通知に対する事務の準拠性及び実効性）

本事業は、国庫事業（経営構造対策事業）であるため、農林水産省の指導により、事業実績の継続管理が要求されている。その内容は、農林水産省平成 14 年通知「農業経営総合対策事業の実施について」（平成 14 年 3 月 29 日 13 経営第 7052 号）に記載されており、県は、この通知に従って、事業の管理事務を行わなければならない。

（国の通知の要約）

事業目標の達成状況については、認定年度から目標年次までの事業評価を行わなければならないと定められている。この点検評価の報告書には、県の所見を添付する必要があり、点検評価の結果、達成率が 70%未満である地区（これを「重点指導地区」という。）においては、県知事は、市町村長に対して経営改善計画を提出させ、遅滞なく地方農政局等に送付するとともに、経営構造コンダクターによる計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言（以下「重点指導」という。）を行うなど、目標達成のための改善措置に努めるものとされる。

また、県知事は、重点指導の結果、都道府県に設置されている第三者機関の意見を聴いた上で当該目標の達成の見込みがないものと判定したときは、当該市町村長に対して地域の農業者等の合意に基づき事業計画を変更させる又は事業を一時停止若しくは中止させるなど、適切な措置を講じなければならないとも定められている。なお、ここに言う目標の達成の見込みがないものとは、経営構造コンダクターによる重点指導の結果が、点検評価時の目標に対して達成率が 50%未満である場合である。

目標年次以降の措置については上記の評価手続きを継続することになるが、目標が達成されない場合には、県知事は、第三者機関の意見を聴いた上で、原則として事業を取り止めるなど、適切な措置を講ずるものと定められている。

本監査では、国の認定を受けた、事業主体が策定し提出した事業計画について、事業完了後の目標管理の遵守状況を対象に監査を実施した。

資料を閲覧した結果、現状において、国の定めた事業の事業評価について、目標値を達成できていない項目は、「施設等の利用状況」の項目である。

平成 (年度)	H15	H16	H17~ H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
製造実績 (トン)	7,859	7,383	県も 不明	6,765	5,573	5,782.	6,326	5,402	4,583	4,531
実績率 (%)	65.5	61.5	県も 不明	56.3	46.4	48.2	52.7	45.0	38.2	37.8

上表に見られるように、目標年次以降も一度も70%要件を達成していない低迷状況について、県は、国に対して改善計画書を提出している。また、平成22年度には50%未満に落ち込み、直近年度の平成27年度においては過去最低の37.8%である。

直近年度において国に提出した改善計画書の内容は、下表の通りである。

問題点	青森県酪農振興センターでの利用料を増加させる計画であったが、年間利用料が5トン程度となっており、大幅な改善は見込めない。また、原料の調達量を確保できておらず、使用する酪農家数の減少も課題である。
発生原因	青森県振興センターでは現在、約500頭前後の預託牛がいるが給餌量においては乾草とTMRを混合させて利用していることから利用料の増加が見込めなかった。また、餌を混ぜるミキサー車の納入ができずに、餌の製造量に限界があった。その他、給餌量についても現在試験的な形で実施していることから、1日1kgから2kgの量であった。酪農家の離農や他のTMRセンターの利用により、利用率が下がっている。
改善・対応策及びスケジュール	青森県振興センターでは北里大学の先生を招いて餌の調合等を実施しており、現在の1日1kgから2kgの量を増やすことを検討している。また、現在預託待機牛の解消のため、平成30年度に新たに200頭増頭の牛舎が完成するため、給餌量の総量が増える見込みである。

これを読んで感じるのは、経営改善問題に対する県の取組みの切迫感の欠如である。国の指導文書では、50%未満の場合には、事業取り止めも含めた厳しい措置を講じなければならないが、その緊張感や経営改善に対する意欲を読み取ることはできなかった。このように国庫補助対象設備の利用状況が著しく低調な事案に対して、会計検査院の検査において国庫への補助金返還を求められるケースもあるが、当事案も長期間に亘って利用状況が低迷していることから、計画変更等の対応が必要だと考える。

下表は、事業目標管理が十分とは言えない本事案については、上記の改善計画書には書かれていない、もっと大きな要因があると考えられる。

県から提供されたJAのTMRセンター利用農家数の推移である。基本的に、組合員酪農家に利用される飼料でなければ、出荷量が増加しないのは当然であろう。

平成(年度)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
酪農家戸数 (JA全体)	105	125	123	122	114	108	98
うち、JAの TMR使用農家数	31	24	24	30	26	26	28
利用率(%)	29.5	19.2	19.5	24.6	22.8	24.1	28.6

(県から提供された資料を基に、監査人が作成)

上述の TMR センターの厳しい経営状況について、問題提起を行っている学術研究委託調査報告書を、監査人はインターネットから入手した。それは「青森県における TMR センター方式による飼料基盤の確立と農家評価に関する調査報告」（平成 24 年 3 月 吉仲怜氏、横田香苗氏 弘前大学農学部生命科学部）である。専門的な内容になっているため要約するが、TMR センターの稼働率が著しく低下している理由は、下記のように指摘されている。

No	具体的問題点	要因等の分析
1	青森県の酪農家戸数が減少を続けており、1,590 戸（1980 年）から 301 戸（2009 年）と 5 分の 1 以下に減少している。らくのう青森の組合員数も減少している。高齢化も見られ、後継者も不足している。	外部環境の変化、就農者人口
2	乳用牛飼育頭数が減少を続けており、2010 年で 30 年前の半分以下の 13,900 頭に減少している。	同上
3	酪農の収益性が大幅に低下し、酪農家所得が低下している。	外部経営環境の悪化、競争性
4	TMR 販売量の減少（要因は①餌の一頭あたり給与量設定を 30kg から 10kg に変更したこと、②他の TMR センターが平成 18 年と平成 21 年と立て続けに 2 つ設立され稼働した。）	酪農指導上の変化、競合相手の増加
5	工場設備の稼働率低下（平成 23 年時点での平均稼働率は 50%以下）を受けて、製品価格を引き上げるべきであるが、利用農家側からは値下げを要請されており、値上げができない。	経営環境の悪化、利用者ニーズ
6	TMR 原料である食品製造副産物の安定的確保ができない。（りんご粕は、台風による落果のために加工用りんごが増え、りんご粕生産量が増大するといった年次変動と、生産が秋から翌春に限定されるという季節変動がある。腐敗や減量といった問題が発生している。）	技術力不足 天候不確実性
7	他の 2 つの TMR センターへの販売量が減少している。（当初は、当 TMR の発酵 TMR が他の 2 つの TMR センターに供給される計画であったが、経営主体が独立しているため、その連携体制が機能していない。）	事業計画上のスキームの変更

（上記参考文献を基に、監査人作成。「要因等の分析」欄は、監査人による分析結果である。）

そして、「本県酪農において、自給飼料の活用と飼料基盤の確立を図る上では、食品製造副産物活用型 TMR センターを中心とした地域飼料資源利用システムが有効に活用されていないことは今後解決すべき課題である。このシステムの活用に当たっては、農協主体であるこの TMR センターにおいて、TMR 製造コストの低減や TMR 原料の見直しによる価格低下といった継続的な検討が必要である。」と提言されている。

県は、現状の把握や分析について、専門的知見や報告を基に、方向性や解決策を模索する積極的アクションを行ってきたと言うよりは、事業主体からの改善報告を受けるだけの消極的な受け身の姿勢に陥っていると監査人には感じられた。また、稼働状況等の情報についても、法定の保管期限を経過した文書は廃棄しており、過去の情報を入手することすらできない部分も存在している（上表の平成 17~20 年度の欄が空欄であるのは、その一つである。）。このような畜産業全般に影響のある大切な県行政の重要課題であれば、このような重要資料を継続保管すべきであったと考える。

本県の酪農全般に大きく影響する TMR システムであるからこそ、県の立場として、この経営改善に対する主体的な意識を強く持ちながら、早期の改善策を講じさせ、実現をもたらすモニタリングと実行力が求められていると考える。事業の経営改善は簡単ではなく、中長期間にわたる難題ではあるが、積み上げる努力と決断が必要であり、県は、農林水産省通知に基づいた指導と報告を積み上げる事務を継続して行いながら、経営実態の把握を積極的に行うこととともに、問題の改善と解消のための具体的決断を行う時期に来ていると思料された。

(9) 監査意見

【意見27-1】(事業No.②) 過去の補助事業のモニタリング体制について

(監査要点：財産の管理、保全に関する法規準拠性)

県は、「あおり・バイオマス総合戦略」に基づき、簡易な機械設備を使用したバイオマスの利活用を普及するための新たな取組みを推進するため、平成18年度から2年間、「あおり型バイオマス・チャレンジ支援事業」を実施した。

このうちK社は、「食品及び木材残さを使用した低コストな堆肥づくりシステムの開発」事業を実施し、総事業費12,076千円に対して3,958千円の補助金の交付を受けた。総事業費12,076千円の内訳は、機械設備整備費8,843千円、経営計画策定等調査・分析費3,212千円、原材料費21千円であり、補助金交付要綱上で財産処分の適用対象となる50万円以上の機械として、発酵槽、生ごみ破砕機、受電設備が含まれている。

県は、補助事業者の公募を行い、選定にあたっては有識者等で構成する選定委員会(アドバイザリーボード)を設置し、指導、助言、審査を行った上で、農林水産部長が補助対象事業者を決定した経緯がある。この決定を基に、当事業の補助金は、県から市町村(間接補助事業者)に交付され、市町村から事業者に交付された。補助金等適正化法第22条において、補助対象財産には、一定の処分制限があるが、この趣旨は、単に資金を目的通りに費消したことで補助目的が達成されたと考えるのは早計であり、資金が財産に転換した後に生み出すストック価値に対して処分制限を加えることが、補助目的の完全な達成を図ることと説明されるものである。また、本条の処分制限は補助事業者に対する規制であり、間接補助事業者(本事案の場合は市町村)を規制対象とするものではない。この点について、県の補助金交付要綱第4(6)において、間接事業者に対する処分制限を明記しており、間接事業者の補助金交付要綱においても適切な方法により規制をかけていることが分かった。

本事案において、県が当事業の採択を決定した条件は、①収集・運搬、利用方法に工夫が見られ、低コストで効率的なシステムであること、②取組み内容が地域において新たなものであること、③事業化に取り組むこと、④広範囲な取組み、又は追従して取り組む事業者が見込まれることの4つであった。補助対象財産の活用状況と保全状況を監査要点として監査を行ったところ、K社について、県は現在の状況を把握できておらず、同社から電話で聞き取った結果、現在も肥料製造の目的で施設は利用されているものの、自社利用のみで販売までには至っていないこと、リサイクルシステム化は実現していないことが確認された。結局、バイオマス導入に関する「チャレンジ」支援事業であることから、新たな取組みを支援することが目的で、事実上、その事業化の成否までは問わない補助事業内容であり、多額の経営計画策定費用も成果を上げたとは言い難い現状にある。県は、交付要綱第4(7)において、補助事業者による善良なる管理者の注意による管理責任と、交付目的に従った使用と効率的運用を求めている。県が選定委員会を設置して補助事業者を決定し、事業化に取り組むことを想定した事業内容が、その後どのように地域内で活用され、公益上の事業目的が達成されているかどうか、目的に沿った使用状況にあるかどうかについて、何ら情報を有していない状況は改善されるべきだと考える。このことは、善管注意義務に依拠した性善説の立ち位置であっても、不当な財産処分リスクを極小化するための方策を検討する必要性を提案するものである。監査人としては、間接補助事業者にモニタリング機能を持たせ、県への現状報告を行う協働体制を構築し、県はそれに基づいた継続的な事業評価を行うことによって、本県のバイオマス施策の推進を図ることが望ましいと考える。

以上